

野村インデックスファンド・ 内外7資産バランス・為替ヘッジ型

愛称:Funds-i 内外7資産バランス・為替ヘッジ型

追加型投信 内外 資産複合 インデックス型

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2024年11月29日)

この目論見書により行なう野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月28日に関東財務局長に提出しており、2024年11月29日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	3
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	31
4【手数料等及び税金】	35
5【運用状況】	39
第2【管理及び運営】	60
1【申込（販売）手続等】	60
2【換金（解約）手続等】	61
3【資産管理等の概要】	62
4【受益者の権利等】	65
第3【ファンドの経理状況】	67
1【財務諸表】	70
2【ファンドの現況】	302
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	304
第三部【委託会社等の情報】	305
第1【委託会社等の概況】	305
1【委託会社等の概況】	305
2【事業の内容及び営業の概況】	307
3【委託会社等の経理状況】	308
4【利害関係人との取引制限】	343
5【その他】	343
約款	344

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

(ファンドの愛称を「Funds-i 内外7資産バランス・為替ヘッジ型」とします。なお、「ファンド」という場合、または「野村 Funds-i 内外7資産為替ヘッジ」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

① 取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2% (税抜2.0%) 以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口=1 円)または 1 万円以上 1 円単位

※分配金を再投資する場合には 1 口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024 年 11 月 29 日から 2025 年 11 月 27 日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」(または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

国内および外国の各株式、国内、外国および新興国の各債券、国内および外国の各不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象*とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

※ ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を含む)			
一般	年2回	日本			日経225
大型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	
中小型株	年6回 (隔月)	欧州			
債券	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX
一般	日々	オセアニア			
公債	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (合成指数)
社債		アフリカ			
その他債券 (クレジット属性 ())		中近東 (中東)			
不動産投信		エマージング			
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投 信)資産配分固定 型))					
資産複合 ()					
資産配分固定型 資産配分変更型					

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国

際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの

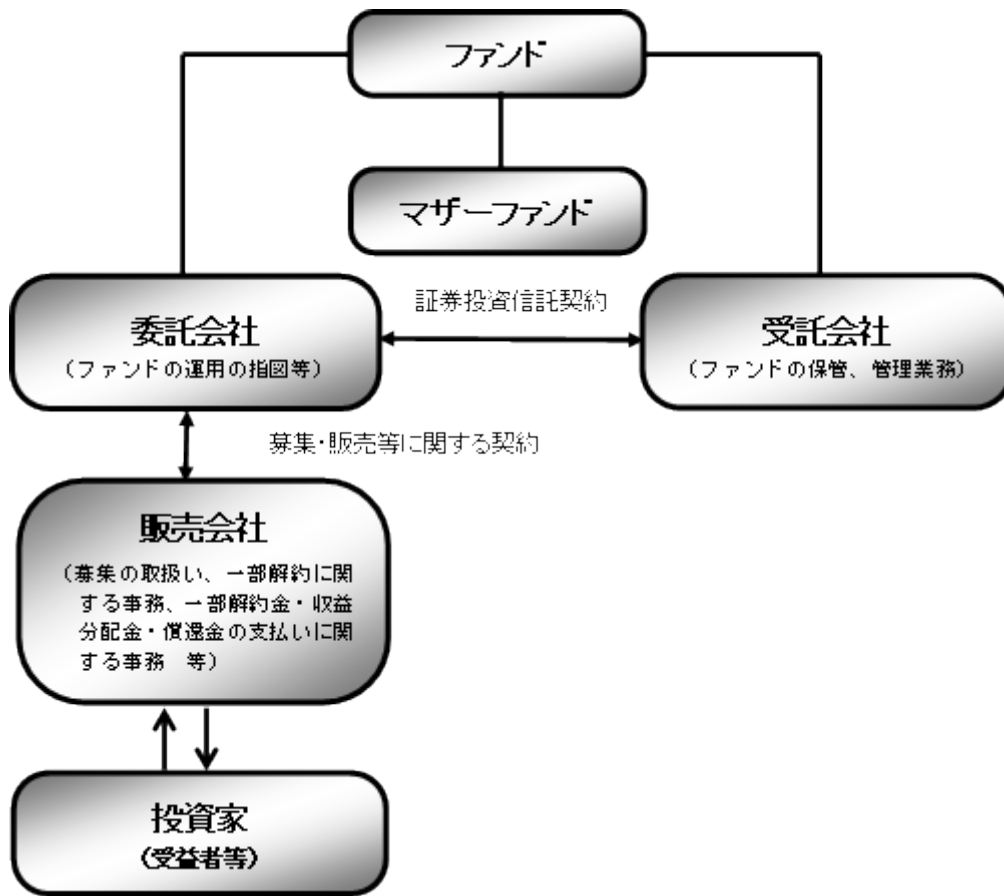
をいう。

- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

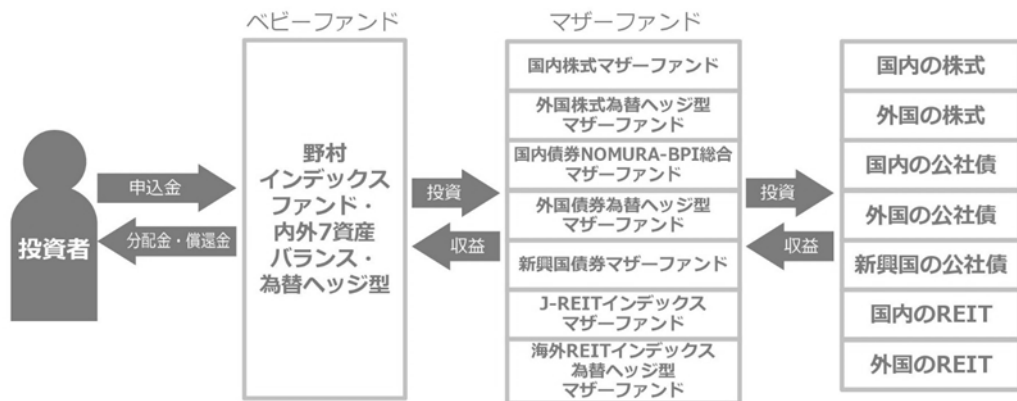
2013年9月12日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型
マザーファンド (親投資信託)	国内株式マザーファンド 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド 新興国債券マザーファンド J-REIT インデックス マザーファンド 海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2024年10月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

[1] ファンドにおける各マザーファンドへの投資比率は、以下を基本（「基本投資割合」といいます。）とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

マザーファンド名	基本投資割合	主要投資対象	対象指数
①国内株式マザーファンド	1/6	わが国の株式	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
②外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	1/6	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジあり)
③国内債券 NOMURA-BPI 総合マザーファンド	1/9	わが国の公社債	NOMURA-BPI 総合
④外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	1/9	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース)
⑤新興国債券マザーファンド	1/9	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (円ヘッジベース)*
⑥J-REIT インデックス マザーファンド	1/6	J-REIT※ ¹	東証 REIT 指数 (配当込み)
⑦海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド	1/6	日本を除く世界各国の REIT※ ²	S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、円ヘッジ)

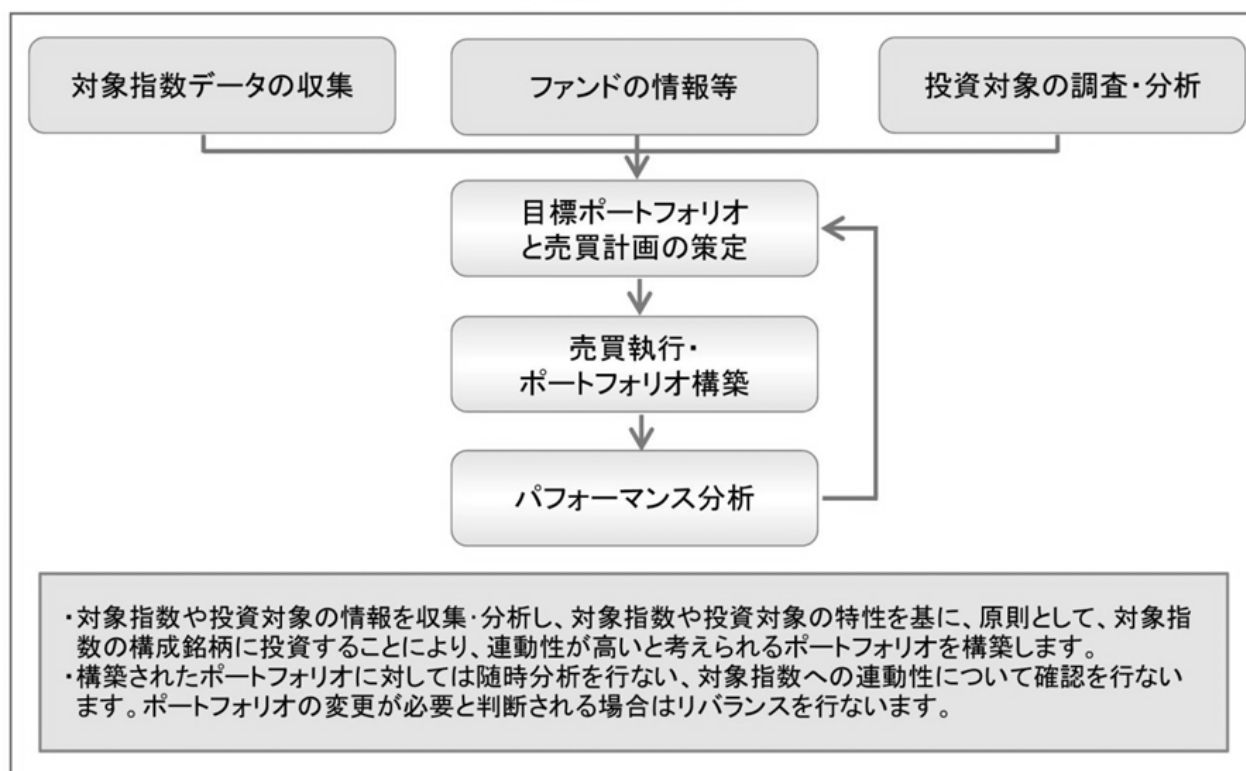
※1 わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

※2 海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

* JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (USドルベース) をもとに、委託会社が為替ヘッジコストを考慮して算出したものです。

（新興国債券マザーファンドは「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (円換算ベース)」の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないますが、ファンドにおいては、原則として基本投資割合の範囲で為替予約取引等を行ない、「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (円ヘッジベース)」に連動する投資成果を目指します。）

■投資プロセス■



* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

[2] 合成指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

[3] 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

- ①配当込み TOPIX (以下「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」という。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値及びそこに含まれるデータの正

確性、完全性を保証するものではない。また、J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

- ⑤本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスを
する義務を負わない。
- ⑦ J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の
指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる
損害に対しても責任を有しない。

○MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジあり)

MSCI-KOKUSAI 指数の著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI に帰属します。またMSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc. (MSCI)、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及びMSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI 、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI 、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI 、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI 、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI 、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI 、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI 、MSCI の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市

場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

○NOMURA-BPI 総合

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

○FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円ヘッジベース)

本書に含まれるJPモルガンのインデックス商品(インデックスのレベルも含まれますが、これに限られません。)(以下、「本インデックス」といいます。)に関する情報(以下、「当情報」といいます。)は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JPモルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション(ロング若しくはショート)を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行っている可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。)は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引(以下「該当商品」といいます。)を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポン

サーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

○東証 REIT 指数(配当込み)

- ①東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証 REIT 指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証 REIT 指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

○S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円ヘッジ)

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

- ハ 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

ロ 次に掲げるものをすべてみたく資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

② 有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、外国株式為替ヘッジ型マザーファンド、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド、外国債券為替ヘッジ型マザーファンド、新興国債券マザーファンド、J-REIT インデックス マザーファンド、および海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
7. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号もしくは第 5 号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 12 号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。)
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。)

20. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証券のうち第1号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証券のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証券のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記「②有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証券（上記②に定める証券または証券を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第13号に定める証券または証券を除きます。なお、上記②第13号に定める証券または証券を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・リアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④ その他の投資対象

- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引
- 3 金利先渡取引^{※1}
- 4 為替先渡取引^{※2}
- 5 直物為替先渡取引^{※3}

※1 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※2 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ

幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※3 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(参考)各マザーファンドの概要

(国内株式マザーファンド) 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国株式為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債*への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

*転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド)
運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行ないません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国債券為替ヘッジ型マザーファンド)
運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース)

の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
 - ③ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。
 - ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 株式への投資は行ないません。
 - ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
 - ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
 - ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
 - ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(J-REIT インデックス マザーファンド)
運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※(以下「J-REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

① J-REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が30%を超えるJ-REITがある場合には、当該J-REITへ東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① 日本を除く世界各国の REIT を主要投資対象とし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ 効率的な運用を行なうため、REIT 指数先物取引、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

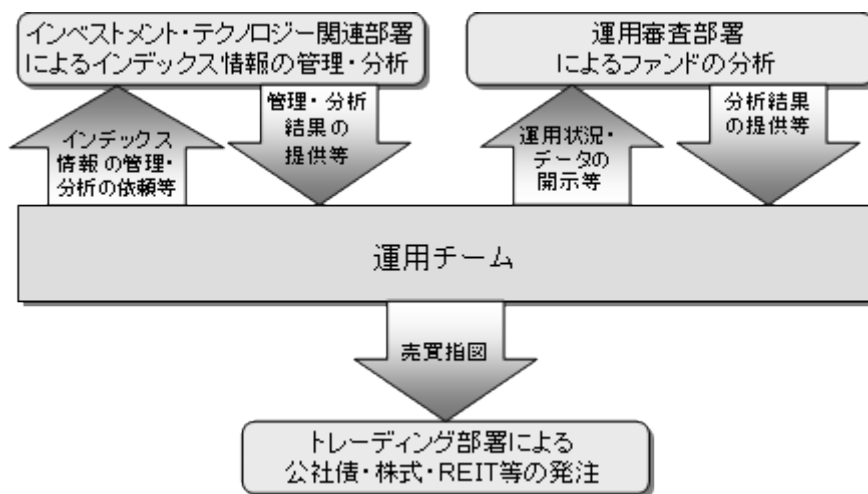
④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

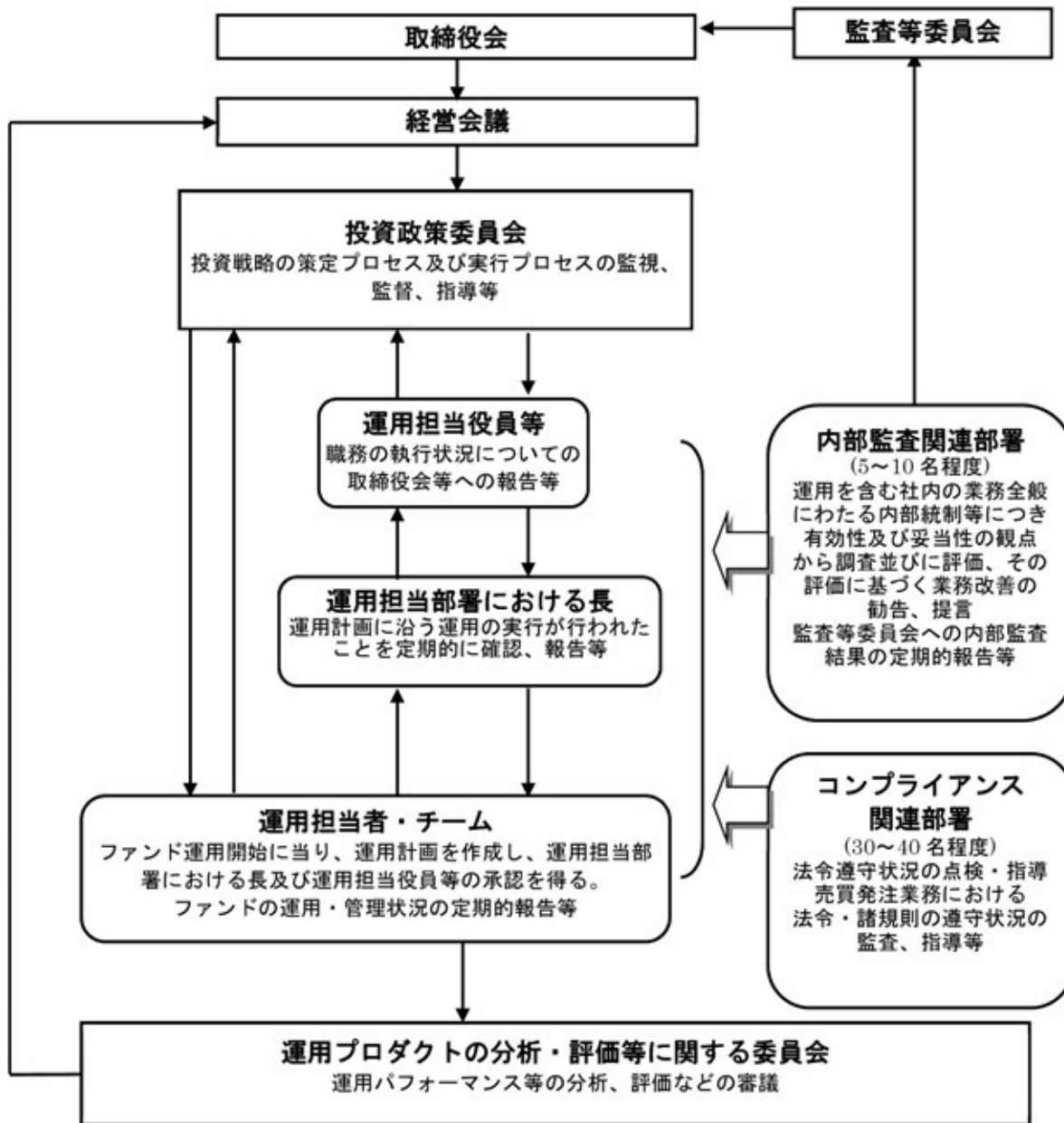
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年9月6日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

(5)【投資制限】

①運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

(i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 上記 (i) の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 公社債の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩ 直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑪ 資金の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で

保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3 【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

● ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

● ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において

市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象指数（合成指数）は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的な投資対象とする REIT の中には、流動性の低いものもあり、こうした REIT への投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- REIT に関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REIT の価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金の各受け付けを取り消す場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

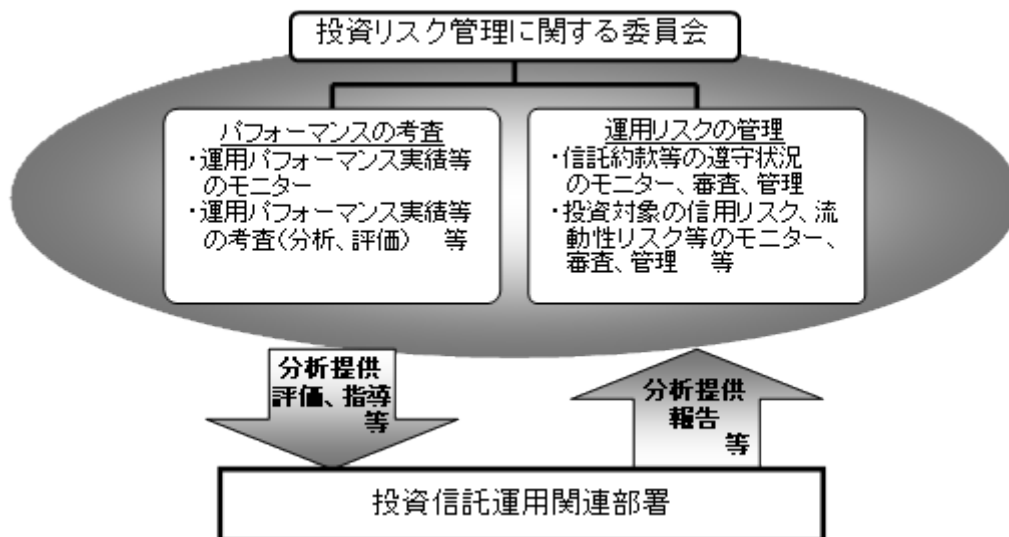
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

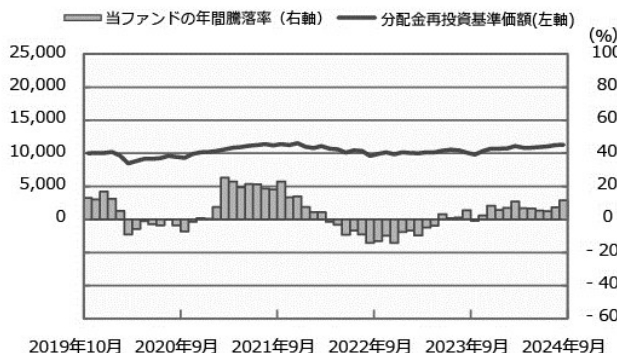
リスク管理体制図



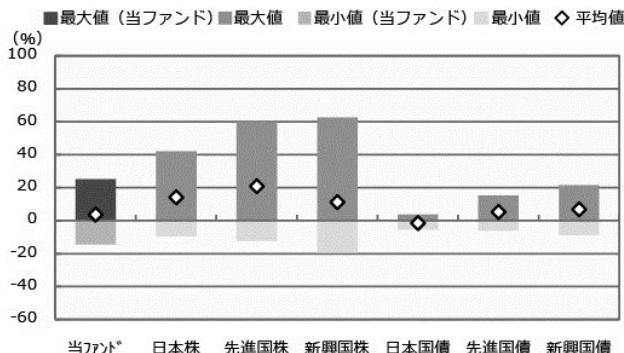
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較 (2019年10月末~2024年9月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	25.2	42.1	59.8	62.7	3.7	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 14.4	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	3.6	14.1	20.9	11.1	△ 1.5	5.2	6.8

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年10月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイス等を法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行います。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。
- ② 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.55%（税抜年0.50%）以内（2024年11月28日現在 年0.55%（税抜年0.50%））の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年0.23%	年0.23%	年0.04%

*上記配分は、2024年11月28日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う債権回収に要する弁護士費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

- ③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ④ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。
- ⑤ ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
- ※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金 	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡益 ・ 譲渡損 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ

ください。

◆少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

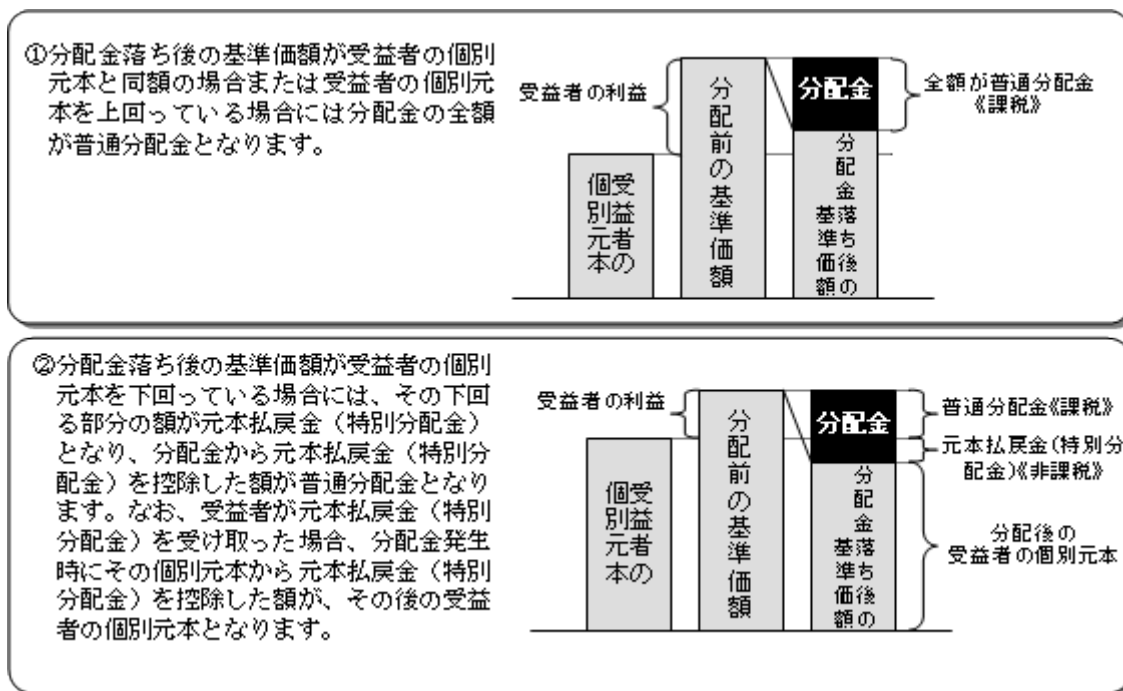
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

- * 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- * 上記は 2024 年 9 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位：%)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.56	0.54	0.02

(2023年9月7日～2024年9月6日)

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2024年9月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	16,625,371,750	99.67
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	54,212,824	0.32
合計 (純資産総額)		16,679,584,574	100.00

(参考) 国内株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	718,169,125,580	97.72
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	16,686,073,489	2.27
合計 (純資産総額)		734,855,199,069	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	16,679,250,000	2.26

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	68,746,647,132	71.34
	カナダ	2,996,077,128	3.10
	ドイツ	2,232,657,812	2.31
	イタリア	680,868,240	0.70
	フランス	2,769,870,298	2.87
	オランダ	1,226,186,457	1.27
	スペイン	665,018,278	0.69
	ベルギー	197,122,217	0.20
	オーストリア	47,171,622	0.04
	ルクセンブルグ	13,508,823	0.01
	フィンランド	253,039,932	0.26
	アイルランド	72,719,770	0.07
	ポルトガル	46,292,035	0.04
	スイス	37,298,967	0.03
	イギリス	3,622,841,436	3.75

	スイス	2,448,504,075	2.54
	スウェーデン	832,988,094	0.86
	ノルウェー	137,334,377	0.14
	デンマーク	830,784,553	0.86
	オーストラリア	1,762,712,476	1.82
	ニュージーランド	45,014,904	0.04
	香港	455,463,514	0.47
	シンガポール	274,273,774	0.28
	イスラエル	81,704,936	0.08
	小計	90,476,100,850	93.89
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	1,597,017,234	1.65
	カナダ	6,280,148	0.00
	フランス	37,556,446	0.03
	ベルギー	5,437,201	0.00
	イギリス	27,746,954	0.02
	オーストラリア	120,797,635	0.12
	香港	18,008,294	0.01
	シンガポール	24,263,393	0.02
	小計	1,837,107,305	1.90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,049,434,441	4.20
合計（純資産総額）		96,362,642,596	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	2,149,121,291	2.23
	買建	カナダ	91,383,503	0.09
	買建	ドイツ	251,910,560	0.26
	買建	イギリス	112,004,709	0.11
	買建	スイス	83,314,033	0.08
	買建	オーストラリア	61,126,211	0.06

（参考）国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	937,042,739,800	82.74
地方債証券	日本	61,089,924,156	5.39
特殊債券	日本	75,213,813,436	6.64
社債券	日本	55,777,888,600	4.92
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,378,543,107	0.29
合計（純資産総額）		1,132,502,909,099	100.00

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	46,094,496,250	45.47
	カナダ	1,966,991,134	1.94
	メキシコ	730,733,654	0.72
	ドイツ	6,031,752,064	5.95
	イタリア	6,991,269,312	6.89
	フランス	7,643,100,082	7.54
	オランダ	1,360,861,516	1.34
	スペイン	4,553,465,490	4.49
	ベルギー	1,632,072,920	1.61
	オーストリア	1,157,771,874	1.14
	フィンランド	533,835,466	0.52
	アイルランド	458,892,337	0.45
	イギリス	5,432,481,826	5.35
	スウェーデン	157,444,742	0.15
	ノルウェー	149,472,986	0.14
	デンマーク	276,459,491	0.27
	ポーランド	521,850,222	0.51
	オーストラリア	1,329,149,998	1.31
	ニュージーランド	271,551,976	0.26
	シンガポール	928,320,503	0.91
中国	10,886,369,130	10.73	
イスラエル	256,126,654	0.25	
	小計	99,364,469,627	98.02
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	2,001,510,562	1.97
合計 (純資産総額)		101,365,980,189	100.00

(参考) 新興国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	48,085,678,320	97.19
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	1,386,882,181	2.80
合計 (純資産総額)		49,472,560,501	100.00

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	59,594,101,950	97.45
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	1,557,012,491	2.54
合計 (純資産総額)		61,151,114,441	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
REIT 指数先物取引	買建	日本	1,550,902,500	2.53

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	5,679,723,069	74.53
	カナダ	103,689,281	1.36
	ドイツ	2,423,814	0.03
	イタリア	858,770	0.01
	フランス	137,558,037	1.80
	オランダ	10,169,880	0.13
	スペイン	36,999,558	0.48
	ベルギー	72,144,514	0.94
	アイルランド	2,568,417	0.03
	シンガポール	2,550,880	0.03
	ガーンジー	6,921,574	0.09
	イギリス	357,266,655	4.68
	オーストラリア	541,514,402	7.10
	ニュージーランド	6,325,275	0.08
	香港	70,320,947	0.92
	シンガポール	224,426,174	2.94
	韓国	12,544,025	0.16
	イスラエル	7,310,992	0.09
	小計	7,275,316,264	95.47
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	345,012,099	4.52
合計（純資産総額）		7,620,328,363	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	200,495,685	2.63

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	1,729,105,631	1.6107	2,785,070,440	1.6477	2,849,047,348	17.08

2	日本	親投資信託 受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファン ド	867,006,235	3.1277	2,711,735,402	3.2459	2,814,215,538	16.87
3	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	902,009,212	2.9287	2,641,714,380	3.0120	2,716,851,746	16.28
4	日本	親投資信託 受益証券	J-R E I Tインデックス マザ ーファンド	1,045,671,836	2.6162	2,735,686,658	2.5955	2,714,041,250	16.27
5	日本	親投資信託 受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファ ンド	1,838,867,542	1.0065	1,850,820,182	1.0075	1,852,659,048	11.10
6	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-B P I 総 合 マザーファンド	1,480,929,141	1.2465	1,845,978,175	1.2455	1,844,497,245	11.05
7	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券マザーファンド	759,885,472	2.3869	1,813,770,634	2.4136	1,834,059,575	10.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.67
合 計	99.67

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	10,256,500	3,377.76	34,644,018,164	2,542.50	26,077,151,250	3.54
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,755,700	2,361.64	15,954,577,932	2,777.50	18,763,956,750	2.55
3	日本	株式	日立製作所	電気機器	4,682,800	2,921.34	13,680,080,101	3,781.00	17,705,666,800	2.40
4	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	11,572,200	1,585.65	18,349,469,023	1,453.50	16,820,192,700	2.28
5	日本	株式	キーエンス	電気機器	193,000	69,836.73	13,478,490,316	68,360.00	13,193,480,000	1.79
6	日本	株式	リクルートホールデ ィングス	サービス 業	1,428,400	7,025.98	10,035,918,099	8,705.00	12,434,222,000	1.69
7	日本	株式	三井住友フィナン シャルグループ	銀行業	3,963,100	3,009.42	11,926,666,324	3,045.00	12,067,639,500	1.64
8	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,919,700	3,351.20	13,135,723,427	2,952.50	11,572,914,250	1.57
9	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,372,200	7,249.95	9,948,394,864	7,678.00	10,535,751,600	1.43
10	日本	株式	信越化学工業	化学	1,733,100	5,815.09	10,078,141,002	5,977.00	10,358,738,700	1.40
11	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	408,300	34,498.80	14,085,861,192	25,290.00	10,325,907,000	1.40
12	日本	株式	三井物産	卸売業	3,058,000	3,882.45	11,872,534,339	3,178.00	9,718,324,000	1.32
13	日本	株式	東京海上ホールデ ィングス	保険業	1,855,300	5,122.28	9,503,372,521	5,231.00	9,705,074,300	1.32
14	日本	株式	任天堂	その他製 品	1,218,100	7,857.67	9,571,433,642	7,636.00	9,301,411,600	1.26
15	日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	57,559,500	161.36	9,288,118,105	146.80	8,449,734,600	1.14
16	日本	株式	ソフトバンクグル ープ	情報・通 信業	954,500	7,923.62	7,563,102,878	8,427.00	8,043,571,500	1.09
17	日本	株式	第一三共	医薬品	1,685,800	5,393.97	9,093,156,393	4,709.00	7,938,432,200	1.08
18	日本	株式	みずほフィナンシ ャルグループ	銀行業	2,564,900	3,057.48	7,842,135,024	2,936.00	7,530,546,400	1.02
19	日本	株式	HOYA	精密機器	379,800	18,152.87	6,894,462,001	19,785.00	7,514,343,000	1.02
20	日本	株式	三菱重工業	機械	3,407,700	1,308.51	4,459,038,380	2,117.50	7,215,804,750	0.98
21	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,712,600	4,129.35	7,071,941,931	4,103.00	7,026,797,800	0.95
22	日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	4,571,500	1,722.56	7,874,688,608	1,507.50	6,891,536,250	0.93
23	日本	株式	KDDI	情報・通	1,423,300	4,322.24	6,151,852,226	4,594.00	6,538,640,200	0.88

				信業						
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	30,947,600	195.05	6,036,515,838	187.20	5,793,390,720	0.78
25	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	114,800	40,758.31	4,679,054,753	47,420.00	5,443,816,000	0.74
26	日本	株式	富士通	電気機器	1,793,200	2,360.11	4,232,159,593	2,935.50	5,263,938,600	0.71
27	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,134,600	2,751.20	5,872,727,574	2,303.50	4,917,051,100	0.66
28	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,723,500	2,743.56	4,728,531,066	2,806.50	4,837,002,750	0.65
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,154,400	4,389.94	5,067,756,470	4,179.00	4,824,237,600	0.65
30	日本	株式	ダイキン工業	機械	232,600	24,334.74	5,660,261,528	20,075.00	4,669,445,000	0.63

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.26
		建設業	2.17
		食料品	3.19
		繊維製品	0.38
		パルプ・紙	0.14
		化学	5.68
		医薬品	4.54
		石油・石炭製品	0.54
		ゴム製品	0.58
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0.84
		非鉄金属	0.78
		金属製品	0.50
		機械	5.41
		電気機器	17.27
		輸送用機器	7.05
		精密機器	2.37
		その他製品	2.45
		電気・ガス業	1.34
		陸運業	2.33
		海運業	0.78
		空運業	0.38
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.38
		卸売業	7.20
		小売業	4.41
銀行業	7.24		
証券、商品先物取引業	0.79		
保険業	2.97		
その他金融業	1.17		

		不動産業	1.90
		サービス業	4.64
合 計			97.72

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピ ュータ・周 辺機器	142,990	26,840.38	3,837,906,554	32,512.46	4,648,957,613	4.82
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア	69,310	58,686.73	4,067,577,519	61,091.29	4,234,237,629	4.39
3	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	241,480	12,911.03	3,117,757,877	17,327.42	4,184,225,865	4.34
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小 売り	91,970	26,663.02	2,452,198,406	26,828.95	2,467,459,276	2.56
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC- CLASS A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	21,527	68,135.17	1,466,745,838	80,979.29	1,743,241,236	1.80
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	57,710	24,101.49	1,390,897,373	23,400.58	1,350,447,674	1.40
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	49,680	24,335.68	1,208,996,815	23,591.84	1,172,042,696	1.21
8	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	43,470	18,979.41	825,035,021	24,648.04	1,071,450,460	1.11
9	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	28,220	25,110.46	708,617,233	37,175.45	1,049,091,363	1.08
10	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	7,940	111,293.50	883,670,393	125,286.96	994,778,516	1.03
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サー ビス	13,022	58,907.00	767,087,032	65,294.69	850,267,494	0.88
12	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	28,230	28,325.86	799,639,117	30,044.66	848,160,893	0.88
13	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア・プロ バイダー/ ヘルスケ ア・サー ビス	9,052	73,563.66	665,898,280	83,047.45	751,745,522	0.78
14	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	44,120	16,860.96	743,905,891	16,530.98	729,347,217	0.75
15	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	15,490	39,495.71	611,788,588	39,275.01	608,369,968	0.63
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サー ビス	8,172	65,021.57	531,356,314	70,457.23	575,776,542	0.59
17	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	23,230	23,758.06	551,899,849	24,770.79	575,425,487	0.59
18	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売 り	9,764	49,753.22	485,790,496	57,024.91	556,791,289	0.57
19	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需 品流通・ 小売り	4,364	112,151.30	489,428,284	126,404.54	551,629,424	0.57

20	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	23,690	21,613.35	512,020,272	23,036.62	545,737,575	0.56
21	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	31,690	18,853.09	597,454,543	17,029.16	539,654,397	0.56
22	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	43,570	8,808.49	383,786,200	11,386.99	496,131,564	0.51
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	17,390	23,375.61	406,501,923	27,802.37	483,483,331	0.50
24	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	3,935	133,573.62	525,612,196	120,736.33	475,097,494	0.49
25	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	4,246	87,725.44	372,482,247	100,960.06	428,676,438	0.44
26	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	40,330	9,093.68	366,748,465	10,246.58	413,244,842	0.42
27	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	24,960	18,312.52	457,080,515	16,226.97	405,025,264	0.42
28	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	16,330	16,947.15	276,747,104	24,084.26	393,295,969	0.40
29	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	69,370	5,458.23	378,637,812	5,623.56	390,106,496	0.40
30	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア	9,560	38,727.27	370,232,734	39,484.82	377,474,948	0.39

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.53
		メディア	0.52
		娯楽	1.00
		不動産管理・開発	0.27
		エネルギー設備・サービス	0.18
		石油・ガス・消耗燃料	3.71
		化学	1.70
		建設資材	0.30
		容器・包装	0.20
		金属・鉱業	1.29
		紙製品・林産品	0.07
		航空宇宙・防衛	1.96
		建設関連製品	0.65
		建設・土木	0.32
		電気設備	1.06
		コングロマリット	0.62
		機械	1.79
		商社・流通業	0.47
		商業サービス・用品	0.57
		航空貨物・物流サービス	0.40
		旅客航空輸送	0.03
海上運輸	0.03		
陸上運輸	0.95		
運送インフラ	0.08		
自動車用部品	0.09		

		自動車	1.57
		家庭用耐久財	0.31
		レジャー用品	0.00
		繊維・アパレル・贅沢品	0.96
		ホテル・レストラン・レジャー	1.84
		販売	0.07
		大規模小売り	2.99
		専門小売り	1.58
		生活必需品流通・小売り	1.71
		飲料	1.34
		食品	1.12
		タバコ	0.54
		家庭用品	0.97
		パーソナルケア用品	0.58
		ヘルスケア機器・用品	2.06
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.80
		バイオテクノロジー	1.70
		医薬品	4.70
		銀行	5.34
		金融サービス	2.92
		保険	3.01
		情報技術サービス	1.20
		ソフトウェア	8.15
		通信機器	0.67
		コンピュータ・周辺機器	5.13
		電子装置・機器・部品	0.46
		半導体・半導体製造装置	8.61
		各種電気通信サービス	0.94
		無線通信サービス	0.22
		電力	1.65
		ガス	0.07
		総合公益事業	0.69
		水道	0.08
		消費者金融	0.40
		資本市場	3.18
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.15
		ヘルスケア・テクノロジー	0.06
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.08
		専門サービス	0.93
新株予約権証券	—	—	0.00

投資証券	—	—	1.90
合計			95.79

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 70回	25,500,000,000	97.69	24,911,770,000	98.28	25,062,165,000	0.5	2033/3/20	2.21
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第45 5回	18,000,000,000	99.76	17,957,920,000	99.69	17,944,380,000	0.005	2025/12/1	1.58
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 71回	18,000,000,000	97.08	17,474,895,000	97.17	17,491,500,000	0.4	2033/6/20	1.54
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 3回	17,000,000,000	100.25	17,043,680,000	99.86	16,976,710,000	0.4	2028/9/20	1.49
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 7回	16,000,000,000	99.49	15,918,870,000	99.29	15,887,840,000	0.2	2028/3/20	1.40
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 2回	14,500,000,000	99.78	14,468,640,000	99.47	14,423,585,000	0.3	2028/9/20	1.27
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 60回	14,000,000,000	97.77	13,688,580,000	97.56	13,659,520,000	0.1	2030/9/20	1.20
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第45 6回	13,000,000,000	99.89	12,986,620,000	99.76	12,969,060,000	0.1	2026/1/1	1.14
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 8回	12,500,000,000	99.92	12,491,045,000	100.56	12,571,000,000	0.6	2029/3/20	1.11
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 72回	12,500,000,000	100.85	12,606,520,000	100.33	12,541,875,000	0.8	2033/9/20	1.10
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 50回	11,650,000,000	99.27	11,565,421,000	98.95	11,528,490,500	0.1	2028/3/20	1.01
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 53回	10,000,000,000	103.35	10,335,755,000	103.35	10,335,400,000	1.3	2035/6/20	0.91
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 74回	10,000,000,000	99.18	9,918,560,000	99.78	9,978,000,000	0.8	2034/3/20	0.88
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 5回	10,000,000,000	99.69	9,969,800,000	99.37	9,937,800,000	0.3	2028/12/20	0.87
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 4回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	99.16	9,916,300,000	0.1	2027/9/20	0.87
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 48回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	99.16	9,916,300,000	0.1	2027/9/20	0.87
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 69回	10,000,000,000	98.65	9,865,880,000	98.56	9,856,000,000	0.5	2032/12/20	0.87
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 67回	11,000,000,000	90.19	9,921,620,000	89.59	9,855,120,000	0.5	2038/12/20	0.87
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 73回	10,000,000,000	98.73	9,873,090,000	98.28	9,828,200,000	0.6	2033/12/20	0.86

20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 65回	9,500,000,000	96.56	9,173,295,000	96.50	9,168,070,000	0.1	2031/12/20	0.80
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 7回	9,000,000,000	99.53	8,957,715,000	99.69	8,972,370,000	0.4	2029/3/20	0.79
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 47回	9,000,000,000	99.61	8,964,900,000	99.24	8,932,140,000	0.1	2027/6/20	0.78
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 3回	9,000,000,000	99.31	8,938,170,000	98.99	8,909,190,000	0.005	2027/6/20	0.78
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 56回	9,000,000,000	98.06	8,825,520,000	98.06	8,825,400,000	0.1	2029/9/20	0.77
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 66回	9,000,000,000	97.10	8,739,630,000	97.00	8,730,270,000	0.2	2032/3/20	0.77
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 67回	8,500,000,000	96.80	8,228,000,000	96.72	8,221,880,000	0.2	2032/6/20	0.72
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 86回	8,000,000,000	100.30	8,024,160,000	97.69	7,815,280,000	1.5	2043/9/20	0.69
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 68回	8,000,000,000	96.62	7,729,600,000	96.44	7,715,520,000	0.2	2032/9/20	0.68
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 79回	9,000,000,000	86.06	7,746,025,000	84.29	7,586,640,000	0.5	2041/12/20	0.66
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 53回	7,000,000,000	98.78	6,915,030,000	98.55	6,898,500,000	0.1	2028/12/20	0.60

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	82.74
地方債証券	5.39
特殊債券	6.64
社債券	4.92
合計	99.70

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	43,000,000	2,049.07	881,100,951	2,048.59	880,896,589	1.85	2027/5/15	0.86
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,000,000	14,797.08	887,825,160	14,607.52	876,451,406	4.25	2054/2/15	0.86
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,000,000	14,584.10	875,046,344	14,566.26	873,975,869	4	2034/2/15	0.86
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,923.14	696,157,155	13,965.79	698,289,755	2.875	2028/5/15	0.68
5	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	31,000,000	2,046.62	634,452,890	2,041.82	632,966,086	2.12	2031/6/25	0.62
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	12,588.11	629,405,830	12,624.91	631,245,690	1.625	2031/5/15	0.62
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY	4,500,000	13,758.11	619,115,019	13,822.50	622,012,880	1.625	2026/5/15	0.61

			N/B									
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	15,141.36	605,654,658	15,122.68	604,907,553	4.5	2033/11/15	0.59	
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,200,000	13,980.84	587,195,650	14,038.83	589,630,981	2.5	2026/2/28	0.58	
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,300,000	13,568.82	583,459,573	13,642.42	586,624,195	0.75	2026/4/30	0.57	
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,200,000	13,881.04	583,004,064	13,932.34	585,158,425	2.75	2028/2/15	0.57	
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,700,000	12,237.42	575,158,961	12,268.92	576,639,485	1.375	2031/11/15	0.56	
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	14,078.69	563,147,895	14,127.48	565,099,242	3.125	2027/8/31	0.55	
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,600,000	12,135.95	558,253,803	12,184.45	560,485,050	0.875	2030/11/15	0.55	
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,918.40	556,736,178	13,979.17	559,167,041	2.25	2026/3/31	0.55	
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,800,000	14,490.99	550,657,895	14,534.48	552,310,454	4.125	2027/10/31	0.54	
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,732.18	549,287,441	13,789.05	551,562,215	2.25	2027/8/15	0.54	
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,658.03	546,321,340	13,724.93	548,997,528	1.625	2026/10/31	0.54	
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,900,000	13,901.39	542,154,585	13,945.72	543,883,252	2.875	2028/8/15	0.53	
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,530.35	541,214,291	13,537.60	541,504,204	2.875	2032/5/15	0.53	
21	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	26,000,000	2,041.31	530,741,274	2,042.79	531,125,886	1.67	2026/6/15	0.52	
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,163.49	526,539,876	13,222.59	528,903,828	1.25	2028/3/31	0.52	
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,988.98	519,559,466	13,053.94	522,157,609	0.625	2027/11/30	0.51	
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,942.43	517,697,298	12,996.51	519,860,570	1	2028/7/31	0.51	
25	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000	16,843.77	505,313,385	17,090.89	512,726,880	4.2	2034/3/1	0.50	
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,700,000	13,779.02	509,823,741	13,841.46	512,134,183	1.875	2026/7/31	0.50	
27	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	24,000,000	2,110.49	506,518,928	2,106.29	505,509,782	2.6	2030/9/15	0.49	
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,600,000	13,794.63	496,606,695	13,854.28	498,754,342	1.875	2026/6/30	0.49	
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,150,000	15,764.97	496,596,675	15,773.33	496,860,095	5.375	2031/2/15	0.49	
30	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	24,000,000	2,055.56	493,335,654	2,057.64	493,833,931	2.04	2027/2/25	0.48	

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.02
合計	98.02

(参考) 新興国債券マザーファンド

順	国/	種類	銘柄名	数量	簿価	簿価	評価	評価	利率	償還期限	投資
---	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	------	----

位	地域				単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	(%)		比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	12,937,686	6,494.97	840,298,982	6,811.69	881,276,086	4.125	2035/7/9	1.78
2	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	5,900,000	12,323.21	727,069,475	13,179.68	777,601,604	4.4	2050/4/16	1.57
3	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	9,100,000	7,845.15	713,909,402	7,958.62	724,234,857	5.5	2035/7/31	1.46
4	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	4,700,000	14,212.07	667,967,609	14,628.85	687,556,159	5	2034/1/16	1.38
5	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	4,000,000	13,991.80	559,672,305	14,701.92	588,077,002	5.125	2034/9/18	1.18
6	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	4,000,000	13,888.38	555,535,418	14,627.62	585,105,192	5.5	2054/3/18	1.18
7	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,800,000	14,808.46	562,721,588	15,256.85	579,760,490	6.25	2031/1/25	1.17
8	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	7,786,159	6,933.91	539,885,507	7,443.36	579,552,583	5	2038/1/9	1.17
9	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	3,700,000	13,581.81	502,527,055	14,612.73	540,671,336	6.4	2035/2/14	1.09
10	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,500,000	13,802.68	483,093,949	14,673.90	513,586,501	5.75	2054/1/16	1.03
11	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,800,000	12,818.00	487,084,052	13,357.11	507,570,294	3.875	2030/6/12	1.02
12	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	3,600,000	13,450.35	484,212,667	14,067.46	506,428,877	3.75	2030/4/16	1.02
13	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	3,000,000	15,780.72	473,421,851	16,194.58	485,837,648	9.875	2028/1/15	0.98
14	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,400,000	12,673.09	430,885,313	14,192.71	482,552,289	7.3	2052/4/20	0.97
15	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	4,000,000	11,158.96	446,358,731	12,034.90	481,396,034	3.875	2050/4/16	0.97
16	アメリカ	国債証券	HUNGARY	3,300,000	13,652.68	450,538,663	14,360.06	473,882,155	5.5	2036/3/26	0.95
17	アメリカ	国債証券	HUNGARY	3,100,000	14,695.80	455,569,895	15,269.25	473,346,917	6.25	2032/9/22	0.95
18	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	4,300,000	10,458.35	449,709,402	10,947.00	470,721,180	4.75	2050/1/14	0.95
19	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	5,438,696.64	8,285.47	450,621,930	8,649.43	470,416,693	0.75	2030/7/9	0.95
20	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,200,000	14,027.22	448,871,177	14,613.98	467,647,423	4.75	2030/1/16	0.94
21	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	3,500,000	12,120.10	424,203,780	13,339.54	466,884,103	5.875	2060/1/30	0.94
22	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,100,000	14,656.80	454,360,973	15,054.42	466,687,053	6.35	2035/2/9	0.94
23	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,100,000	13,715.89	425,192,670	14,288.99	442,958,691	6.338	2053/5/4	0.89
24	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,000,000	13,933.64	418,009,426	14,652.23	439,567,008	5.5	2053/4/4	0.88
25	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,600,000	15,957.75	414,901,666	16,728.78	434,948,380	9.375	2033/1/19	0.87
26	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	3,400,000	12,116.34	411,955,890	12,763.62	433,963,380	2.783	2031/1/23	0.87
27	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,900,000	14,339.51	415,845,813	14,911.14	432,423,146	6.25	2031/3/18	0.87
28	アメリカ	国債証券	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,400,000	12,109.02	411,706,969	12,645.09	429,933,162	7.625	2032/5/29	0.86
29	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,100,000	13,449.34	416,929,601	13,797.91	427,735,441	4.75	2032/4/27	0.86
30	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	3,600,000	11,406.50	410,634,295	11,835.95	426,094,541	3.125	2031/4/15	0.86

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.19
合計	97.19

(参考) J-R E I Tインデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	34,782	115,733	4,025,429,727	131,800	4,584,267,600	7.49
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	6,125	516,945	3,166,293,760	571,000	3,497,375,000	5.71
3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	30,042	90,869	2,729,907,112	96,600	2,902,057,200	4.74
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	19,088	140,998	2,691,374,916	142,900	2,727,675,200	4.46
5	日本	投資証券	G L P投資法人 投資証券	20,030	131,905	2,642,073,986	132,700	2,657,981,000	4.34
6	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	10,388	247,691	2,573,022,494	246,200	2,557,525,600	4.18
7	日本	投資証券	K D X不動産投資法人 投資証券	16,683	151,560	2,528,478,101	151,200	2,522,469,600	4.12
8	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	8,943	247,222	2,210,907,631	235,500	2,106,076,500	3.44
9	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	32,855	68,020	2,234,807,574	62,100	2,040,295,500	3.33
10	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	5,860	322,903	1,892,214,815	336,500	1,971,890,000	3.22
11	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	13,339	140,864	1,878,985,490	138,100	1,842,115,900	3.01
12	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	11,881	158,227	1,879,904,034	153,600	1,824,921,600	2.98
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	21,907	79,536	1,742,401,117	71,500	1,566,350,500	2.56
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	4,078	328,614	1,340,088,216	348,500	1,421,183,000	2.32
15	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	17,919	79,716	1,428,437,856	76,000	1,361,844,000	2.22
16	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	2,059	640,927	1,319,670,062	638,000	1,313,642,000	2.14
17	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	10,918	124,874	1,363,380,344	119,600	1,305,792,800	2.13
18	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	4,007	269,243	1,078,857,091	274,100	1,098,318,700	1.79
19	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投資証券	7,634	149,783	1,143,446,660	143,300	1,093,952,200	1.78
20	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	2,487	435,625	1,083,401,702	424,500	1,055,731,500	1.72
21	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	3,019	317,725	959,213,046	324,000	978,156,000	1.59
22	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	7,315	132,864	971,900,539	131,300	960,459,500	1.57
23	日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	2,898	370,119	1,072,606,395	327,000	947,646,000	1.54
24	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	2,212	448,713	992,554,969	425,500	941,206,000	1.53
25	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	7,012	130,204	912,990,525	127,300	892,627,600	1.45
26	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資証券	8,807	103,221	909,073,882	97,100	855,159,700	1.39

27	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人 投資証券	2,059	383,072	788,745,505	369,000	759,771,000	1.24
28	日本	投資証券	森トラストリート投資法人 投資証券	11,494	69,588	799,850,991	65,200	749,408,800	1.22
29	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	2,471	284,620	703,296,317	302,500	747,477,500	1.22
30	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	5,269	146,029	769,430,000	139,000	732,391,000	1.19

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.45
合計	97.45

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	30,260	18,185.22	550,285,039	17,925.46	542,424,441	7.11
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	3,104	117,286.95	364,058,694	125,986.34	391,061,611	5.13
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	18,920	17,698.52	334,855,999	18,155.25	343,497,444	4.50
4	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	5,152	48,695.19	250,877,640	50,903.22	262,253,427	3.44
5	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	28,460	8,896.36	253,190,432	8,953.45	254,815,270	3.34
6	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	10,020	23,433.41	234,802,782	23,937.24	239,851,228	3.14
7	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	10,060	21,396.65	215,250,342	23,002.36	231,403,810	3.03
8	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	57,000	3,278.48	186,873,650	3,547.36	202,200,027	2.65
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	6,910	24,772.21	171,176,032	25,296.03	174,795,622	2.29
10	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	34,250	4,794.30	164,204,799	4,727.21	161,907,203	2.12
11	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	9,620	15,568.98	149,773,668	16,660.87	160,277,597	2.10
12	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,660	32,331.19	150,663,390	32,147.07	149,805,383	1.96
13	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	13,400	8,968.20	120,173,950	9,111.88	122,099,235	1.60
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	11,170	10,761.84	120,209,776	10,557.73	117,929,935	1.54
15	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	18,670	5,320.97	99,342,592	4,995.54	93,266,918	1.22
16	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,112	43,105.88	91,039,634	42,048.25	88,805,921	1.16
17	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	5,100	16,753.64	85,443,601	17,273.18	88,093,241	1.15
18	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	3,840	23,000.93	88,323,607	22,518.51	86,471,086	1.13
19	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	3,840	19,618.23	75,334,036	19,408.42	74,528,354	0.97
20	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	44,100	1,661.96	73,292,480	1,681.82	74,168,620	0.97
21	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	22,900	3,152.90	72,201,540	3,225.69	73,868,484	0.96
22	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	22,000	3,298.49	72,566,787	3,277.08	72,095,778	0.94
23	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	8,950	7,350.59	65,787,825	7,243.54	64,829,750	0.85
24	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	7,210	8,667.99	62,496,229	8,954.88	64,564,686	0.84
25	アメリカ	投資証券	UDR INC	9,850	6,340.06	62,449,656	6,421.42	63,251,014	0.83
26	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	6,150	10,323.66	63,490,514	10,099.57	62,112,385	0.81
27	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	3,510	17,717.07	62,186,933	17,657.12	61,976,520	0.81
28	香港	投資証券	LINK REIT	83,920	683.36	57,347,907	732.04	61,433,174	0.80
29	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	169,000	342.59	57,898,234	362.33	61,235,308	0.80
30	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	23,200	2,387.87	55,398,652	2,587.69	60,034,522	0.78

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	95.47
合計	95.47

②【投資不動産物件】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX先物(2024年12月限)	買建	630	日本円	16,597,571,144	16,679,250,000	2.26

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイム取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2024年12月限)	買建	52	米ドル	14,805,462.5	2,113,183,662	15,057,250	2,149,121,291	2.23
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2024年12月限)	買建	3	カナダドル	852,984	90,049,521	865,620	91,383,503	0.09
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ 50 株価指数先物(2024年12月限)	買建	31	ユーロ	1,505,520	240,025,054	1,580,070	251,910,560	0.26
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2024年12月限)	買建	3	豪ドル	613,200	60,541,236	619,125	61,126,211	0.06
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2024年12月限)	買建	7	英ポンド	583,695	111,503,256	586,320	112,004,709	0.11
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2024年12月限)	買建	4	スイスフラン	481,560	81,725,548	490,920	83,314,033	0.08

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
REIT 指数先物取引	大阪取引所	REIT 指数先物(2024年12月限)	買建	903	日本円	1,580,282,370	1,550,902,500	2.53

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ ボード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数先物(2024年12月限)	買建	36	米ドル	1,432,440	204,452,161	1,404,720	200,495,685	2.63

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2計算期間	(2015年9月7日)	1,879	1,879	1.1491	1.1491
第3計算期間	(2016年9月6日)	2,813	2,813	1.2795	1.2795
第4計算期間	(2017年9月6日)	4,900	4,900	1.3162	1.3162
第5計算期間	(2018年9月6日)	7,472	7,472	1.3695	1.3695
第6計算期間	(2019年9月6日)	10,413	10,413	1.4703	1.4703
第7計算期間	(2020年9月7日)	15,149	15,149	1.4419	1.4419
第8計算期間	(2021年9月6日)	17,564	17,564	1.7425	1.7425
第9計算期間	(2022年9月6日)	18,535	18,535	1.5432	1.5432
第10計算期間	(2023年9月6日)	18,879	18,879	1.5825	1.5825
第11計算期間	(2024年9月6日)	16,587	16,587	1.6832	1.6832
	2023年9月末日	18,178	—	1.5316	—
	10月末日	17,552	—	1.4860	—
	11月末日	18,237	—	1.5689	—
	12月末日	18,158	—	1.6173	—
	2024年1月末日	17,721	—	1.6207	—
	2月末日	17,416	—	1.6251	—
	3月末日	17,570	—	1.6746	—
	4月末日	16,981	—	1.6411	—
	5月末日	16,712	—	1.6391	—
	6月末日	16,816	—	1.6576	—
	7月末日	16,620	—	1.6743	—
	8月末日	16,754	—	1.6974	—
	9月末日	16,679	—	1.7072	—

② 【分配の推移】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

	計算期間	1口当たりの分配金
第2計算期間	2014年9月9日～2015年9月7日	0.0000円
第3計算期間	2015年9月8日～2016年9月6日	0.0000円
第4計算期間	2016年9月7日～2017年9月6日	0.0000円
第5計算期間	2017年9月7日～2018年9月6日	0.0000円

第6計算期間	2018年9月7日～2019年9月6日	0.0000円
第7計算期間	2019年9月7日～2020年9月7日	0.0000円
第8計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	0.0000円
第9計算期間	2021年9月7日～2022年9月6日	0.0000円
第10計算期間	2022年9月7日～2023年9月6日	0.0000円
第11計算期間	2023年9月7日～2024年9月6日	0.0000円

③【収益率の推移】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

	計算期間	収益率
第2計算期間	2014年9月9日～2015年9月7日	1.1%
第3計算期間	2015年9月8日～2016年9月6日	11.3%
第4計算期間	2016年9月7日～2017年9月6日	2.9%
第5計算期間	2017年9月7日～2018年9月6日	4.0%
第6計算期間	2018年9月7日～2019年9月6日	7.4%
第7計算期間	2019年9月7日～2020年9月7日	△1.9%
第8計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	20.8%
第9計算期間	2021年9月7日～2022年9月6日	△11.4%
第10計算期間	2022年9月7日～2023年9月6日	2.5%
第11計算期間	2023年9月7日～2024年9月6日	6.4%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2014年9月9日～2015年9月7日	1,605,724,941	536,415,481	1,635,967,612
第3計算期間	2015年9月8日～2016年9月6日	1,024,082,214	461,295,091	2,198,754,735
第4計算期間	2016年9月7日～2017年9月6日	2,316,145,480	791,558,944	3,723,341,271
第5計算期間	2017年9月7日～2018年9月6日	2,702,679,152	969,694,777	5,456,325,646
第6計算期間	2018年9月7日～2019年9月6日	3,211,652,592	1,585,250,907	7,082,727,331
第7計算期間	2019年9月7日～2020年9月7日	5,953,915,625	2,530,429,290	10,506,213,666
第8計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	2,362,386,528	2,788,397,143	10,080,203,051
第9計算期間	2021年9月7日～2022年9月6日	3,342,478,345	1,411,716,584	12,010,964,812
第10計算期間	2022年9月7日～2023年9月6日	1,512,376,031	1,593,255,127	11,930,085,716
第11計算期間	2023年9月7日～2024年9月6日	1,063,027,592	3,138,371,279	9,854,742,029

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2024年9月30日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2024年9月	0 円
2023年9月	0 円
2022年9月	0 円
2021年9月	0 円
2020年9月	0 円
設定来累計	0 円

■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率 (%)
国内株式マザーファンド	16.3
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	16.9
国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	11.1
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	11.1
新興国債券マザーファンド	11.0
J-REITインデックス マザーファンド	16.3
海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	17.1

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.6
2	ソニーグループ	電気機器	0.4
3	日立製作所	電気機器	0.4
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.4
5	キーエンス	電気機器	0.3

・「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.8
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.7
3	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.7
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.4
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.3

・「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫債券 利付 (10年) 第370回	国債証券	0.2
2	国庫債券 利付 (2年) 第455回	国債証券	0.2
3	国庫債券 利付 (10年) 第371回	国債証券	0.2
4	国庫債券 利付 (5年) 第163回	国債証券	0.2
5	国庫債券 利付 (5年) 第157回	国債証券	0.2

・「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.1
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
5	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.1

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.2
2	STATE OF QATAR	国債証券	0.2
3	REPUBLIC OF ECUADOR	国債証券	0.2
4	SAUDI INTERNATIONAL BOND	国債証券	0.2
5	REPUBLIC OF POLAND	国債証券	0.1

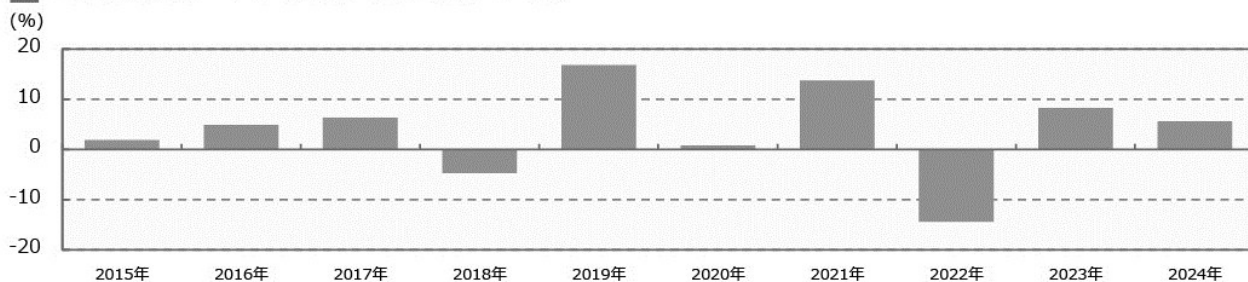
・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	投資証券	1.2
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	投資証券	0.9
3	日本都市ファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.8
4	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.7
5	GLP投資法人 投資証券	投資証券	0.7

・「海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	PROLOGIS INC	投資証券	1.2
2	EQUINIX INC	投資証券	0.9
3	WELLTOWER INC	投資証券	0.8
4	PUBLIC STORAGE	投資証券	0.6
5	REALTY INCOME CORP	投資証券	0.6

年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合

- ・ニューヨーク証券取引所
- ・ニューヨークの銀行

(4) 販売単位

1万口以上1万口単位（当初元本1口=1円）または1万円以上1円単位（分配金を再投資する場合には1口単位）とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(7) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約*を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(8) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端

な減少等)があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

(9) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金(解約)手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

(4) 換金単位

1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5) 換金価額

解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、

一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適

用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2013年9月12日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年9月7日から翌年9月6日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をも

って行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

(ii) 委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則 1 年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1 年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から 5 年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(2023年9月7日から2024年9月6日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月5日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型の2023年9月7日から2024年9月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型の2024年9月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (2023年9月6日現在)	第11期 (2024年9月6日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	72,927,074	78,076,152
親投資信託受益証券	18,850,044,403	16,537,461,709
派生商品評価勘定	-	33,337,721
未収入金	43,676,620	27,696,660
未収利息	-	509
流動資産合計	18,966,648,097	16,676,572,751
資産合計	18,966,648,097	16,676,572,751
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	34,361,326	-
未払解約金	-	42,004,453
未払受託者報酬	4,176,657	3,739,660
未払委託者報酬	48,031,443	43,005,968
未払利息	136	-
その他未払費用	313,188	280,412
流動負債合計	86,882,750	89,030,493
負債合計	86,882,750	89,030,493
純資産の部		
元本等		
元本	11,930,085,716	9,854,742,029
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6,949,679,631	6,732,800,229
(分配準備積立金)	3,152,298,479	2,803,748,172
元本等合計	18,879,765,347	16,587,542,258
純資産合計	18,879,765,347	16,587,542,258
負債純資産合計	18,966,648,097	16,676,572,751

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日	第11期 自 2023年9月7日 至 2024年9月6日
営業収益		
受取利息	9	39,964
有価証券売買等損益	815,769,290	1,219,476,978
為替差損益	△225,494,986	△65,765,775

営業収益合計	590,274,313	1,153,751,167
営業費用		
支払利息	32,307	8,174
受託者報酬	8,178,839	7,680,044
委託者報酬	94,056,444	88,320,193
その他費用	717,497	687,988
営業費用合計	102,985,087	96,696,399
営業利益又は営業損失(△)	487,289,226	1,057,054,768
経常利益又は経常損失(△)	487,289,226	1,057,054,768
当期純利益又は当期純損失(△)	487,289,226	1,057,054,768
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,107,482	100,870,379
期首剰余金又は期首欠損金(△)	6,524,444,832	6,949,679,631
剰余金増加額又は欠損金減少額	797,118,013	647,732,470
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	797,118,013	647,732,470
剰余金減少額又は欠損金増加額	858,064,958	1,820,796,261
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	858,064,958	1,820,796,261
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6,949,679,631	6,732,800,229

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年9月7日から2024年9月6日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第10期 2023年9月6日現在	第11期 2024年9月6日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 11,930,085,716口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 9,854,742,029口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5825円 (10,000口当たり純資産額) (15,825円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6832円 (10,000口当たり純資産額) (16,832円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自2022年9月7日 至2023年9月6日	第11期 自2023年9月7日 至2024年9月6日
----------------------------------	----------------------------------

1. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	448,541,408円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,228,201,748円
分配準備積立金額	D	2,703,757,071円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,380,500,227円
当ファンドの期末残存口数	F	11,930,085,716口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,186円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

1. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	435,098,079円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,929,052,057円
分配準備積立金額	D	2,368,650,093円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,732,800,229円
当ファンドの期末残存口数	F	9,854,742,029口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,832円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日	第11期 自 2023年9月7日 至 2024年9月6日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第10期 2023年9月6日現在	第11期 2024年9月6日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p>

親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
---	----

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日	第11期 自 2023年9月7日 至 2024年9月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日	第11期 自 2023年9月7日 至 2024年9月6日
期首元本額 12,010,964,812円	期首元本額 11,930,085,716円
期中追加設定元本額 1,512,376,031円	期中追加設定元本額 1,063,027,592円
期中一部解約元本額 1,593,255,127円	期中一部解約元本額 3,138,371,279円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日	第11期 自 2023年9月7日 至 2024年9月6日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	770,133,621	987,997,958
合計	770,133,621	987,997,958

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第10期(2023年9月6日現在)				第11期(2024年9月6日現在)			
	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	2,079,097,158	—	2,113,458,484	△34,361,326	1,861,477,430	—	1,828,139,709	33,337,721
米ドル	2,079,097,158	—	2,113,458,484	△34,361,326	1,861,477,430	—	1,828,139,709	33,337,721
合計	2,079,097,158	—	2,113,458,484	△34,361,326	1,861,477,430	—	1,828,139,709	33,337,721

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年9月6日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	909,040,492	2,662,397,792	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	1,492,489,586	1,860,388,268	
		J-REITインデックス マザーファンド	1,053,809,104	2,756,975,377	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	873,523,104	2,732,118,212	
		新興国債券マザーファンド	775,928,558	1,852,219,060	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	1,854,123,007	1,866,360,218	
		海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	1,742,722,284	2,807,002,782	
	小計	銘柄数: 7 組入時価比率: 99.7%	8,701,636,135	16,537,461,709 100.0%	
合計			16,537,461,709		

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

(参考)

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」および「海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2024年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	38,098,177,109
株式	700,410,486,640
派生商品評価勘定	29,335,917
未収入金	171,403,331
未収配当金	365,918,437
未収利息	248,525
その他未収収益	20,350,128
差入委託証拠金	937,311,626
流動資産合計	740,033,231,713
資産合計	740,033,231,713
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	150,412,660
未払金	6,786,132,116
未払解約金	444,074,937
未払利息	4,679,802
有価証券貸借取引受入金	21,651,861,673
流動負債合計	29,037,161,188
負債合計	29,037,161,188
純資産の部	
元本等	
元本	242,759,849,857
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	468,236,220,668
元本等合計	710,996,070,525
純資産合計	710,996,070,525
負債純資産合計	740,033,231,713

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引におけ

る名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,9288円
(10,000口当たり純資産額)	(29,288円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	20,436,797,650円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年9月7日 至 2024年9月6日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年9月6日現在	
期首	2023年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	226,846,567,891円
同期中における追加設定元本額	48,568,646,976円
同期中における一部解約元本額	32,655,365,010円
期末元本額	242,759,849,857円
期末元本額の内訳*	

バランスセレクト30	91,504,529円
バランスセレクト50	210,407,339円
バランスセレクト70	358,229,669円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,515,173,695円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,197,364,450円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	11,885,012,023円
野村資産設計ファンド2015	22,269,445円
野村資産設計ファンド2020	24,978,385円
野村資産設計ファンド2025	35,918,578円
野村資産設計ファンド2030	64,108,478円
野村資産設計ファンド2035	67,647,255円
野村資産設計ファンド2040	121,603,482円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)	20,146,559,595円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,575,934,541円
のむラップ・ファンド(普通型)	16,037,508,479円
のむラップ・ファンド(積極型)	9,736,042,003円
野村資産設計ファンド2045	29,615,165円
野村インデックスファンド・TOPIX	2,481,894,394円
マイ・ロード	1,866,696,457円
ネクストコア	19,597,956円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	909,040,492円
野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け)	3,491,844,267円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	1,001,642,812円
野村資産設計ファンド2050	32,061,605円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	5,998,746円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	4,657,274円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	4,094,366円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	3,938,095円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	447,665,962円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	2,084,920,423円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	3,094,851円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	2,586,896円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	21,956,540円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	9,683,830円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	35,445,128円
野村6資産均等バランス	4,949,994,706円
世界6資産分散ファンド	96,269,114円
野村資産設計ファンド2060	33,755,436円
はじめてのNISA・日本株式インデックス(TOPIX)	490,931,207円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式	3,901,555,363円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	150,702,339円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	92,801,127円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	195,837,152円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	93,894,127円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	1,341,353円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	4,423,661円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	428,953円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	1,270,660,948円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	6,289,289円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	20,762,991円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	7,102,013円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	61,585,506円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	111,947,467円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	3,157,238,425円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	21,210,360円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	141,413,063円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX(適格機関投資家専用)	4,801,346,330円

野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用）	28,689,712円
野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	111,197,903円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	1,313,990円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	4,844,885円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	24,890,266円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	34,351,987円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	85,927,926円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	7,004,021,127円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	22,305,262,288円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	30,802,759,882円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX（確定拠出年金向け）	42,497,607,535円
マイバランスDC30	3,137,051,824円
マイバランスDC50	6,067,531,733円
マイバランスDC70	7,581,968,106円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	14,440,654,823円
野村DC運用戦略ファンド	1,109,225,437円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	80,187,631円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	2,197,353,352円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,883,774,038円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	1,851,334,366円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	16,636,638円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	8,430,444円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	165,574,003円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	52,314,101円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	58,603,593円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	44,834,165円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	1,159,343,233円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	956,514,739円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	748,609,622円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	1,095,413,434円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	41,822,942円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	463,303,807円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	163,159,938円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	214,057,705円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	159,444,420円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	3,650,127円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年9月6日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	11,100	4,060.00	45,066,000	
		ニッセイ	268,600	923.70	248,105,820	貸付有価証券 100株
		マルハニチロ	39,900	2,984.50	119,081,550	貸付有価証券 8,600株(300株)
		雪国まいたけ	22,900	999.00	22,877,100	貸付有価証券 1,300株(1,300株)

カネコ種苗	7,600	1,369.00	10,404,400	
サカタのタネ	29,900	3,375.00	100,912,500	貸付有価証券 1,300株 (1,300株)
ホクト	21,500	1,819.00	39,108,500	貸付有価証券 500株 (500株)
ホクリヨウ	1,000	979.00	979,000	貸付有価証券 400株 (400株)
住石ホールディングス	38,000	905.00	34,390,000	貸付有価証券 17,600株 (400株)
日鉄鉱業	10,800	4,210.00	45,468,000	貸付有価証券 100株 (100株)
三井松島ホールディングス	15,900	4,595.00	73,060,500	貸付有価証券 3,900株
I N P E X	811,700	1,994.50	1,618,935,650	貸付有価証券 11,500株
石油資源開発	31,100	5,360.00	166,696,000	貸付有価証券 6,100株 (2,500株)
K&Oエナジーグループ	12,200	3,310.00	40,382,000	貸付有価証券 2,500株 (1,800株)
ショーボンドホールディングス	36,600	5,575.00	204,045,000	貸付有価証券 2,900株
ミライト・ワン	81,100	2,067.50	167,674,250	
タマホーム	16,900	3,995.00	67,515,500	貸付有価証券 7,800株 (400株)
サンヨーホームズ	700	706.00	494,200	貸付有価証券 300株
日本アクア	3,000	844.00	2,532,000	
ファーストコーポレーション	1,700	756.00	1,285,200	貸付有価証券 800株
ベステラ	1,400	944.00	1,321,600	貸付有価証券 600株 (300株)
キャンディル	1,100	608.00	668,800	貸付有価証券 500株
ダイセキ環境ソリューション	1,200	1,039.00	1,246,800	貸付有価証券 500株 (500株)
第一カッター興業	7,700	1,493.00	11,496,100	
安藤・間	155,600	1,137.00	176,917,200	貸付有価証券 700株 (700株)
東急建設	84,100	728.00	61,224,800	貸付有価証券 1,500株
コムシスホールディングス	85,700	3,201.00	274,325,700	
ビーアールホールディングス	39,400	358.00	14,105,200	貸付有価証券 900株 (900株)
高松コンストラクショングループ	20,000	2,907.00	58,140,000	
東建コーポレーション	6,800	11,150.00	75,820,000	
ソネック	600	939.00	563,400	貸付有価証券

				200株
ヤマウラ	13,600	1,117.00	15,191,200	貸付有価証券 5,000株
オリエンタル白石	99,400	377.00	37,473,800	貸付有価証券 500株
大成建設	172,100	6,507.00	1,119,854,700	
大林組	671,900	1,862.50	1,251,413,750	
清水建設	532,700	1,003.00	534,298,100	
飛島建設	19,400	1,431.00	27,761,400	
長谷工コーポレーション	172,400	1,855.00	319,802,000	貸付有価証券 16,800株 (15,500 株)
松井建設	17,500	783.00	13,702,500	貸付有価証券 100株 (100株)
銭高組	600	3,490.00	2,094,000	
鹿島建設	416,600	2,581.00	1,075,244,600	
不動テトラ	13,000	2,355.00	30,615,000	貸付有価証券 2,200株 (300株)
大末建設	1,700	1,627.00	2,765,900	
鉄建建設	13,500	2,408.00	32,508,000	貸付有価証券 300株 (300株)
西松建設	35,800	5,139.00	183,976,200	貸付有価証券 100株
三井住友建設	139,800	375.00	52,425,000	貸付有価証券 600株
大豊建設	6,500	3,505.00	22,782,500	貸付有価証券 3,000株 (300株)
佐田建設	2,700	862.00	2,327,400	
ナカノフドー建設	3,000	482.00	1,446,000	
奥村組	30,500	4,455.00	135,877,500	
東鉄工業	23,300	3,415.00	79,569,500	貸付有価証券 200株 (200株)
イチケン	1,000	2,537.00	2,537,000	
富士ピー・エス	1,900	443.00	841,700	
浅沼組	69,400	700.00	48,580,000	貸付有価証券 4,900株 (4,000株)
戸田建設	254,200	990.20	251,708,840	貸付有価証券 6,200株
熊谷組	31,000	3,475.00	107,725,000	貸付有価証券 100株
北野建設	700	3,750.00	2,625,000	
植木組	1,200	1,607.00	1,928,400	貸付有価証券 500株
矢作建設工業	25,600	1,614.00	41,318,400	貸付有価証券 500株 (500株)

ピーエス・コンストラクション	23,800	982.00	23,371,600	
日本ハウスホールディングス	40,100	342.00	13,714,200	貸付有価証券 2,400株
新日本建設	26,400	1,593.00	42,055,200	
東亜道路工業	36,100	1,299.00	46,893,900	貸付有価証券 400株
日本道路	22,000	1,673.00	36,806,000	貸付有価証券 800株(100株)
東亜建設工業	56,700	919.00	52,107,300	
日本国土開発	53,400	487.00	26,005,800	貸付有価証券 9,700株(4,300株)
若築建設	6,500	3,290.00	21,385,000	貸付有価証券 100株(100株)
東洋建設	47,300	1,377.00	65,132,100	
五洋建設	266,300	618.40	164,679,920	貸付有価証券 1,700株
世紀東急工業	24,100	1,610.00	38,801,000	貸付有価証券 1,000株(400株)
福田組	7,100	5,400.00	38,340,000	
住友林業	162,400	5,984.00	971,801,600	貸付有価証券 9,600株(500株)
日本基礎技術	2,500	690.00	1,725,000	
巴コーポレーション	5,300	936.00	4,960,800	
大和ハウス工業	519,500	4,574.00	2,376,193,000	貸付有価証券 4,700株(4,700株)
ライト工業	34,700	2,119.00	73,529,300	
積水ハウス	569,800	3,853.00	2,195,439,400	貸付有価証券 2,500株
日特建設	17,900	1,005.00	17,989,500	貸付有価証券 400株(200株)
北陸電気工事	12,900	1,177.00	15,183,300	
ユアテック	41,400	1,524.00	63,093,600	貸付有価証券 1,600株(1,600株)
日本リーテック	14,700	1,083.00	15,920,100	
四電工	7,900	3,875.00	30,612,500	貸付有価証券 200株
中電工	29,200	3,270.00	95,484,000	
関電工	117,600	2,159.00	253,898,400	貸付有価証券 500株
きんでん	130,600	3,205.00	418,573,000	貸付有価証券 8,000株(6,200株)
東京エネシス	17,500	1,131.00	19,792,500	貸付有価証券 200株(200株)
トーエネック	6,200	4,875.00	30,225,000	貸付有価証券 1,200株

住友電設	17,900	3,550.00	63,545,000	
日本電設工業	35,300	1,783.00	62,939,900	貸付有価証券 200株 (100株)
エクシオグループ	183,600	1,589.50	291,832,200	貸付有価証券 5,000株 (5,000株)
新日本空調	12,200	3,415.00	41,663,000	貸付有価証券 200株
九電工	40,600	6,572.00	266,823,200	
三機工業	40,600	2,292.00	93,055,200	
日揮ホールディングス	185,900	1,243.00	231,073,700	貸付有価証券 900株 (900株)
中外炉工業	6,100	2,662.00	16,238,200	
ヤマト	3,500	970.00	3,395,000	貸付有価証券 500株 (500株)
太平電業	11,900	5,400.00	64,260,000	
高砂熱学工業	50,300	5,110.00	257,033,000	貸付有価証券 2,500株 (2,300株)
三晃金属工業	600	4,060.00	2,436,000	
朝日工業社	17,500	1,324.00	23,170,000	
明星工業	36,400	1,220.00	44,408,000	貸付有価証券 2,000株 (1,800株)
大気社	21,600	4,775.00	103,140,000	貸付有価証券 200株
ダイダン	24,700	2,935.00	72,494,500	
日比谷総合設備	13,600	3,375.00	45,900,000	
フィル・カンパニー	3,700	634.00	2,345,800	
テスホールディングス	40,500	283.00	11,461,500	貸付有価証券 4,800株 (1,200株)
インフロニア・ホールディングス	216,600	1,212.50	262,627,500	
レイズネクスト	27,200	1,657.00	45,070,400	
ニッポン	56,500	2,247.00	126,955,500	貸付有価証券 26,200株 (25,600株)
日清製粉グループ本社	174,400	1,872.00	326,476,800	貸付有価証券 100株 (100株)
日東富士製粉	3,400	7,140.00	24,276,000	
昭和産業	17,700	2,946.00	52,144,200	貸付有価証券 100株 (100株)
鳥越製粉	3,700	675.00	2,497,500	
中部飼料	26,100	1,511.00	39,437,100	貸付有価証券 300株
フィード・ワン	27,600	847.00	23,377,200	貸付有価証券 100株
東洋精糖	800	1,438.00	1,150,400	貸付有価証券

				300株 (300株)
日本甜菜製糖	11,000	2,717.00	29,887,000	貸付有価証券 800株 (600株)
DM三井製糖ホールディングス	18,700	3,285.00	61,429,500	
塩水港精糖	5,500	264.00	1,452,000	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
ウェルネオシュガー	9,400	2,204.00	20,717,600	
森永製菓	78,900	2,890.00	228,021,000	
中村屋	4,700	3,220.00	15,134,000	
江崎グリコ	53,900	4,237.00	228,374,300	貸付有価証券 200株
名糖産業	7,400	1,873.00	13,860,200	貸付有価証券 3,400株
井村屋グループ	11,200	2,474.00	27,708,800	貸付有価証券 100株 (100株)
不二家	12,900	2,660.00	34,314,000	貸付有価証券 6,000株
山崎製パン	126,200	2,783.50	351,277,700	
第一屋製パン	900	602.00	541,800	貸付有価証券 400株
モロゾフ	6,100	4,600.00	28,060,000	貸付有価証券 1,200株
亀田製菓	10,800	4,540.00	49,032,000	
寿スピリッツ	89,200	1,794.50	160,069,400	貸付有価証券 41,100株
カルビー	86,300	3,445.00	297,303,500	貸付有価証券 4,100株 (400株)
森永乳業	65,900	3,448.00	227,223,200	貸付有価証券 1,300株
六甲バター	13,800	1,434.00	19,789,200	
ヤクルト本社	269,500	3,165.00	852,967,500	貸付有価証券 26,700株
明治ホールディングス	231,200	3,707.00	857,058,400	
雪印メグミルク	45,600	2,710.00	123,576,000	貸付有価証券 600株 (600株)
プリマハム	25,300	2,374.00	60,062,200	
日本ハム	81,100	5,507.00	446,617,700	貸付有価証券 100株
林兼産業	1,400	476.00	666,400	
丸大食品	19,000	1,723.00	32,737,000	貸付有価証券 8,800株 (100株)
S F o o d s	20,800	2,694.00	56,035,200	貸付有価証券 2,200株 (2,200株)
柿安本店	7,400	2,591.00	19,173,400	貸付有価証券 3,400株

伊藤ハム米久ホールディングス	28,800	3,910.00	112,608,000	
サッポロホールディングス	62,100	7,554.00	469,103,400	貸付有価証券 14,200株
アサヒグループホールディングス	472,100	5,440.00	2,568,224,000	貸付有価証券 37,200株 (4,000株)
キリンホールディングス	785,700	2,233.00	1,754,468,100	貸付有価証券 15,300株 (11,200株)
宝ホールディングス	127,200	1,159.00	147,424,800	
オエノンホールディングス	61,100	390.00	23,829,000	貸付有価証券 2,300株 (500株)
養命酒製造	6,200	2,316.00	14,359,200	貸付有価証券 2,200株 (200株)
コカ・コーラ ボトラーズ ジャパンホールディングス	133,000	2,091.00	278,103,000	貸付有価証券 3,800株 (3,300株)
ライフドリンクカンパニー	3,700	6,950.00	25,715,000	
サントリー食品インターナショナル	132,800	5,401.00	717,252,800	貸付有価証券 3,800株
ダイドーグループホールディングス	21,400	2,892.00	61,888,800	貸付有価証券 8,500株 (2,000株)
伊藤園	63,200	3,300.00	208,560,000	貸付有価証券 8,100株 (2,200株)
キーコーヒー	21,100	2,052.00	43,297,200	貸付有価証券 9,800株
ユニカフェ	1,400	936.00	1,310,400	
ジャパンフーズ	100	2,441.00	244,100	
日清オイリオグループ	26,600	5,240.00	139,384,000	
不二製油グループ本社	43,900	3,262.00	143,201,800	貸付有価証券 100株
かどや製油	500	3,640.00	1,820,000	
J-オイルミルズ	21,600	1,945.00	42,012,000	
キッコーマン	625,000	1,626.50	1,016,562,500	貸付有価証券 5,700株 (1,900株)
味の素	443,300	5,442.00	2,412,438,600	
ブルドックソース	10,000	1,820.00	18,200,000	貸付有価証券 4,300株
キューピー	101,400	3,682.00	373,354,800	貸付有価証券 1,700株
ハウス食品グループ本社	63,500	2,999.50	190,468,250	貸付有価証券 5,600株 (5,200株)
カゴメ	80,700	3,170.00	255,819,000	貸付有価証券 26,700株
アリアケジャパン	18,800	4,650.00	87,420,000	貸付有価証券 1,300株
ピエトロ	600	1,785.00	1,071,000	

エバラ食品工業	4,500	2,781.00	12,514,500	
やまみ	600	4,895.00	2,937,000	貸付有価証券 200株 (200株)
ニチレイ	86,400	4,336.00	374,630,400	
東洋水産	95,300	8,973.00	855,126,900	
イトアンドホールディングス	8,900	2,010.00	17,889,000	貸付有価証券 4,000株 (800株)
大冷	600	1,965.00	1,179,000	貸付有価証券 200株
ヨシムラ・フード・ホールディングス	8,600	1,681.00	14,456,600	貸付有価証券 2,100株 (2,100株)
日清食品ホールディングス	198,900	3,850.00	765,765,000	
永谷園ホールディングス	3,100	3,085.00	9,563,500	
一正蒲鉾	1,800	733.00	1,319,400	貸付有価証券 100株 (100株)
フジッコ	19,400	1,711.00	33,193,400	貸付有価証券 5,500株 (4,400株)
ロック・フィールド	23,000	1,467.00	33,741,000	貸付有価証券 10,700株 (6,200株)
日本たばこ産業	1,146,100	4,173.00	4,782,675,300	貸付有価証券 4,500株
ケンコーマヨネーズ	13,000	2,258.00	29,354,000	
わらべや日洋ホールディングス	12,600	2,265.00	28,539,000	貸付有価証券 2,500株
なとり	11,800	2,077.00	24,508,600	貸付有価証券 100株 (100株)
イフジ産業	800	1,403.00	1,122,400	
ファーマフーズ	25,000	955.00	23,875,000	貸付有価証券 11,600株 (400株)
ユーグレナ	117,200	493.00	57,779,600	貸付有価証券 54,500株 (11,400株)
紀文食品	16,400	1,187.00	19,466,800	貸付有価証券 7,600株
ピックルスホールディングス	11,100	1,016.00	11,277,600	貸付有価証券 5,100株 (200株)
ミヨシ油脂	1,600	1,525.00	2,440,000	貸付有価証券 100株
理研ビタミン	16,300	2,618.00	42,673,400	
片倉工業	17,700	1,957.00	34,638,900	
グンゼ	13,600	5,550.00	75,480,000	貸付有価証券 900株
東洋紡	82,900	989.00	81,988,100	貸付有価証券 2,000株 (1,200株)
ユニチカ	62,100	308.00	19,126,800	貸付有価証券 28,900株 (4,900株)

富士紡ホールディングス	8,400	4,255.00	35,742,000	
倉敷紡績	13,600	4,705.00	63,988,000	貸付有価証券 700株
シキボウ	13,800	1,045.00	14,421,000	貸付有価証券 100株
日本毛織	49,200	1,311.00	64,501,200	
ダイトウボウ	7,000	102.00	714,000	貸付有価証券 3,200株 (1,100株)
トーア紡コーポレーショ ン	1,800	402.00	723,600	貸付有価証券 100株
ダイドーリミテッド	5,300	957.00	5,072,100	貸付有価証券 2,400株 (400株)
帝国繊維	21,700	2,627.00	57,005,900	貸付有価証券 200株 (200株)
帝人	184,300	1,344.00	247,699,200	貸付有価証券 2,500株 (2,500株)
東レ	1,285,500	768.00	987,264,000	
住江織物	900	2,087.00	1,878,300	貸付有価証券 400株
日本フェルト	2,400	495.00	1,188,000	貸付有価証券 200株
イチカワ	500	1,651.00	825,500	
日東製網	400	1,459.00	583,600	貸付有価証券 100株 (100株)
アツギ	3,000	743.00	2,229,000	貸付有価証券 1,200株
ダイニック	1,300	766.00	995,800	
セーレン	37,000	2,380.00	88,060,000	貸付有価証券 17,200株 (13,100 株)
ソトー	1,300	713.00	926,900	
東海染工	400	777.00	310,800	
小松マテーレ	27,800	704.00	19,571,200	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
ワコールホールディング ス	35,800	4,365.00	156,267,000	
ホギメディカル	22,600	4,325.00	97,745,000	貸付有価証券 1,400株
クラウドディアホールディ ングス	1,100	354.00	389,400	貸付有価証券 500株 (400株)
T S I ホールディングス	57,500	947.00	54,452,500	貸付有価証券 9,100株 (600株)
マツオカコーポレーショ ン	1,300	1,776.00	2,308,800	貸付有価証券 600株
ワールド	27,100	1,909.00	51,733,900	
三陽商会	9,000	2,383.00	21,447,000	
ナイガイ	1,400	236.00	330,400	貸付有価証券

				600 株
オンワードホールディングス	113,100	537.00	60,734,700	貸付有価証券 3,900 株
ルックホールディングス	6,100	2,608.00	15,908,800	
ゴールドウイン	34,000	8,314.00	282,676,000	貸付有価証券 100 株 (100 株)
デサント	33,100	4,345.00	143,819,500	貸付有価証券 100 株
キング	1,600	733.00	1,172,800	
ヤマトインターナショナル	3,400	331.00	1,125,400	
特種東海製紙	10,200	3,655.00	37,281,000	
王子ホールディングス	799,300	574.20	458,958,060	
日本製紙	108,300	912.00	98,769,600	貸付有価証券 50,100 株 (16,600 株)
三菱製紙	5,800	549.00	3,184,200	貸付有価証券 2,600 株
北越コーポレーション	94,300	1,469.00	138,526,700	貸付有価証券 43,800 株 (1,300 株)
中越パルプ工業	1,700	1,309.00	2,225,300	貸付有価証券 700 株 (200 株)
大王製紙	84,700	848.20	71,842,540	貸付有価証券 200 株
阿波製紙	1,200	473.00	567,600	貸付有価証券 500 株
レンゴー	174,700	988.00	172,603,600	
トーモク	11,100	2,375.00	26,362,500	
ザ・パック	14,300	3,770.00	53,911,000	貸付有価証券 900 株 (100 株)
北の達人コーポレーション	80,800	169.00	13,655,200	貸付有価証券 37,600 株 (1,000 株)
クラレ	279,600	1,836.00	513,345,600	貸付有価証券 3,400 株 (3,400 株)
旭化成	1,298,000	1,035.50	1,344,079,000	
共和レザー	2,500	690.00	1,725,000	
巴川コーポレーション	1,200	760.00	912,000	貸付有価証券 400 株 (400 株)
レゾナック・ホールディングス	172,200	3,230.00	556,206,000	貸付有価証券 41,600 株 (4,900 株)
住友化学	1,423,800	397.40	565,818,120	貸付有価証券 11,600 株 (11,600 株)
住友精化	9,000	5,230.00	47,070,000	
日産化学	89,500	4,978.00	445,531,000	
ラサ工業	7,400	2,485.00	18,389,000	

クレハ	39,700	2,729.00	108,341,300	貸付有価証券 2,600株
多木化学	7,500	3,760.00	28,200,000	貸付有価証券 200株
テイカ	15,700	1,659.00	26,046,300	貸付有価証券 100株
石原産業	31,800	1,466.00	46,618,800	
片倉コープアグリ	1,000	1,028.00	1,028,000	
日本曹達	22,400	5,050.00	113,120,000	貸付有価証券 1,900株 (200株)
東ソー	256,100	1,855.50	475,193,550	
トクヤマ	62,000	2,625.50	162,781,000	
セントラル硝子	20,500	3,415.00	70,007,500	
東亜合成	92,300	1,594.50	147,172,350	貸付有価証券 9,900株
大阪ソーダ	13,400	8,830.00	118,322,000	貸付有価証券 1,800株
関東電化工業	37,100	911.00	33,798,100	貸付有価証券 700株
デンカ	69,800	2,220.00	154,956,000	貸付有価証券 5,900株 (300株)
信越化学工業	1,720,600	5,734.00	9,865,920,400	
日本カーバイド工業	10,100	1,688.00	17,048,800	
堺化学工業	14,600	2,562.00	37,405,200	
第一稀元素化学工業	21,000	819.00	17,199,000	貸付有価証券 600株 (600株)
エア・ウォーター	181,000	1,998.00	361,638,000	貸付有価証券 800株 (800株)
日本酸素ホールディングス	186,100	5,020.00	934,222,000	貸付有価証券 3,400株 (3,200株)
日本化学工業	7,000	2,705.00	18,935,000	
東邦アセチレン	4,500	341.00	1,534,500	
日本パーカライジング	85,500	1,228.00	104,994,000	
高压ガス工業	27,900	881.00	24,579,900	
チタン工業	600	875.00	525,000	
四国化成ホールディングス	21,700	1,965.00	42,640,500	
戸田工業	4,400	1,768.00	7,779,200	貸付有価証券 900株 (800株)
ステラ ケミファ	10,400	3,980.00	41,392,000	
保土谷化学工業	6,000	4,535.00	27,210,000	
日本触媒	111,700	1,688.00	188,549,600	
大日精化工業	13,300	2,966.00	39,447,800	

カネカ	47,300	3,750.00	177,375,000	貸付有価証券 1,600株 (1,600株)
三菱瓦斯化学	140,000	2,600.50	364,070,000	
三井化学	158,300	3,830.00	606,289,000	貸付有価証券 2,300株
東京応化工業	91,500	3,197.00	292,525,500	
大阪有機化学工業	16,100	2,954.00	47,559,400	貸付有価証券 2,600株 (1,300株)
三菱ケミカルグループ	1,402,700	896.50	1,257,520,550	
KHネオケム	34,600	2,044.00	70,722,400	貸付有価証券 300株
ダイセル	238,100	1,285.50	306,077,550	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
住友ベークライト	53,700	3,660.00	196,542,000	
積水化学工業	382,100	2,223.50	849,599,350	
日本ゼオン	131,500	1,209.50	159,049,250	
アイカ工業	48,400	3,261.00	157,832,400	
UBE	91,300	2,582.50	235,782,250	貸付有価証券 1,500株
積水樹脂	28,600	2,322.00	66,409,200	貸付有価証券 700株 (500株)
タキロンシーアイ	48,900	869.00	42,494,100	貸付有価証券 6,000株 (4,300株)
旭有機材	12,800	3,845.00	49,216,000	貸付有価証券 300株
ニチバン	10,400	1,957.00	20,352,800	貸付有価証券 100株
リケンテクノス	36,000	984.00	35,424,000	貸付有価証券 100株 (100株)
大倉工業	8,900	2,566.00	22,837,400	貸付有価証券 300株
積水化成品工業	26,900	406.00	10,921,400	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
群栄化学工業	4,500	2,711.00	12,199,500	
タイガースポリマー	1,900	794.00	1,508,600	貸付有価証券 100株 (100株)
ミライアル	1,400	1,380.00	1,932,000	貸付有価証券 600株 (600株)
ダイキアクシス	1,800	707.00	1,272,600	貸付有価証券 800株
ダイキョーニシカワ	42,300	657.00	27,791,100	貸付有価証券 2,000株 (1,900株)
竹本容器	1,600	829.00	1,326,400	
森六ホールディングス	10,000	2,286.00	22,860,000	貸付有価証券 100株 (100株)
恵和	12,400	1,067.00	13,230,800	貸付有価証券 1,000株 (100株)

日本化薬	146,600	1,290.50	189,187,300	
カーリット	20,700	1,060.00	21,942,000	貸付有価証券 1,000株
日本精化	12,700	2,255.00	28,638,500	
扶桑化学工業	20,300	3,735.00	75,820,500	貸付有価証券 2,800株 (1,800株)
トリケミカル研究所	23,300	3,360.00	78,288,000	貸付有価証券 3,100株 (2,200株)
ADEKA	66,900	2,971.00	198,759,900	貸付有価証券 200株
日油	173,700	2,225.50	386,569,350	貸付有価証券 3,200株
新日本理化	5,900	188.00	1,109,200	貸付有価証券 300株
ハリマ化成グループ	14,900	862.00	12,843,800	貸付有価証券 100株 (100株)
花王	467,200	7,138.00	3,334,873,600	貸付有価証券 12,500株
第一工業製薬	7,700	3,085.00	23,754,500	
石原ケミカル	8,600	2,225.00	19,135,000	貸付有価証券 3,900株
日華化学	1,700	1,242.00	2,111,400	
ニイタカ	900	1,848.00	1,663,200	貸付有価証券 300株 (300株)
三洋化成工業	11,800	4,025.00	47,495,000	
有機合成薬品工業	3,500	265.00	927,500	貸付有価証券 300株 (200株)
大日本塗料	21,300	1,094.00	23,302,200	
日本ペイントホールディングス	849,000	893.80	758,836,200	貸付有価証券 50,100株
関西ペイント	165,800	2,674.50	443,432,100	貸付有価証券 4,700株 (2,800株)
神東塗料	3,600	130.00	468,000	貸付有価証券 100株
中国塗料	39,400	1,963.00	77,342,200	貸付有価証券 100株
日本特殊塗料	3,000	1,188.00	3,564,000	貸付有価証券 700株 (700株)
藤倉化成	22,100	474.00	10,475,400	
太陽ホールディングス	33,400	3,555.00	118,737,000	貸付有価証券 100株
D I C	68,200	3,152.00	214,966,400	
サカティンクス	42,700	1,546.00	66,014,200	貸付有価証券 900株
a r t i e n c e	34,400	3,780.00	130,032,000	貸付有価証券 1,800株 (700株)
富士フイルムホールディ	1,069,200	3,781.00	4,042,645,200	

ングス				
資生堂	401,100	3,247.00	1,302,371,700	貸付有価証券 27,900株
ライオン	244,500	1,521.50	372,006,750	
高砂香料工業	14,400	4,935.00	71,064,000	
マンダム	41,500	1,239.00	51,418,500	
ミルボン	30,800	3,011.00	92,738,800	貸付有価証券 600株
ファンケル	83,000	2,797.00	232,151,000	
コーセー	39,100	8,585.00	335,673,500	貸付有価証券 14,200株 (2,300株)
コタ	19,500	1,637.00	31,921,500	貸付有価証券 200株
シーボン	600	1,309.00	785,400	
ポーラ・オルビスホールディングス	98,500	1,467.00	144,499,500	貸付有価証券 29,200株 (4,200株)
ノエビアホールディングス	17,100	5,540.00	94,734,000	
アジュバンホールディングス	1,000	849.00	849,000	貸付有価証券 100株
新日本製薬	11,000	1,798.00	19,778,000	貸付有価証券 5,100株
I - n e	6,400	1,746.00	11,174,400	貸付有価証券 1,600株 (1,000株)
アクシージア	12,600	733.00	9,235,800	貸付有価証券 100株 (100株)
エステー	14,800	1,523.00	22,540,400	貸付有価証券 100株 (100株)
アグロ カネショウ	6,700	1,325.00	8,877,500	貸付有価証券 300株
コニシ	55,500	1,248.00	69,264,000	
長谷川香料	36,700	2,980.00	109,366,000	貸付有価証券 200株 (200株)
小林製薬	50,300	5,530.00	278,159,000	貸付有価証券 8,400株
荒川化学工業	16,300	1,210.00	19,723,000	貸付有価証券 200株 (100株)
メック	15,800	3,530.00	55,774,000	
日本高純度化学	4,300	3,175.00	13,652,500	
タカラバイオ	51,800	1,003.00	51,955,400	貸付有価証券 500株
J C U	21,200	3,385.00	71,762,000	貸付有価証券 300株 (300株)
新田ゼラチン	2,900	840.00	2,436,000	貸付有価証券 200株 (200株)
O A Tアグリオ	7,900	2,014.00	15,910,600	貸付有価証券 300株

デクセリアルズ	47,500	5,981.00	284,097,500	貸付有価証券 700株 (700株)
アース製薬	17,500	5,280.00	92,400,000	貸付有価証券 900株 (200株)
北興化学工業	17,200	1,308.00	22,497,600	
大成ラミック	5,600	2,685.00	15,036,000	
クミアイ化学工業	76,300	775.00	59,132,500	貸付有価証券 5,100株 (2,200株)
日本農薬	35,200	594.00	20,908,800	貸付有価証券 200株 (200株)
アキレス	12,100	1,556.00	18,827,600	
有沢製作所	33,700	1,457.00	49,100,900	
日東電工	121,500	11,305.00	1,373,557,500	貸付有価証券 100株 (100株)
レック	24,600	1,228.00	30,208,800	貸付有価証券 3,100株 (2,500株)
三光合成	24,200	552.00	13,358,400	貸付有価証券 500株 (500株)
きもと	7,100	244.00	1,732,400	貸付有価証券 200株
藤森工業	15,200	4,280.00	65,056,000	貸付有価証券 200株 (200株)
前澤化成工業	12,400	1,782.00	22,096,800	貸付有価証券 3,700株
未来工業	6,900	3,365.00	23,218,500	貸付有価証券 1,300株
ウェーブロックホールディングス	1,600	616.00	985,600	
J S P	13,500	1,963.00	26,500,500	貸付有価証券 6,200株
エフピコ	36,300	2,850.00	103,455,000	
天馬	12,800	2,541.00	32,524,800	
信越ポリマー	41,400	1,491.00	61,727,400	
東リ	9,500	370.00	3,515,000	貸付有価証券 800株
ニフコ	57,500	3,571.00	205,332,500	
バルカー	16,100	3,390.00	54,579,000	
ユニ・チャーム	400,200	5,142.00	2,057,828,400	貸付有価証券 36,500株 (1,600株)
ショーエイコーポレーション	1,300	575.00	747,500	貸付有価証券 600株
協和キリン	232,100	3,202.00	743,184,200	
武田薬品工業	1,700,300	4,271.00	7,261,981,300	貸付有価証券 112,200株 (5,300株)
アステラス製薬	1,685,200	1,801.00	3,035,045,200	貸付有価証券 2,800株 (2,800株)

住友ファーマ	142,500	576.00	82,080,000	貸付有価証券 63,800株 (63,300株)
塩野義製薬	233,700	6,548.00	1,530,267,600	貸付有価証券 2,200株 (2,200株)
わかもと製薬	4,500	246.00	1,107,000	貸付有価証券 300株 (300株)
日本新薬	50,300	3,505.00	176,301,500	
中外製薬	601,400	6,577.00	3,955,407,800	貸付有価証券 3,000株 (1,700株)
科研製薬	32,900	4,063.00	133,672,700	貸付有価証券 700株
エーザイ	233,700	5,809.00	1,357,563,300	
ロート製薬	186,100	3,630.00	675,543,000	貸付有価証券 2,800株 (1,200株)
小野薬品工業	392,900	2,016.50	792,282,850	貸付有価証券 300株
久光製薬	42,700	3,994.00	170,543,800	貸付有価証券 12,100株 (3,900株)
持田製薬	21,500	3,290.00	70,735,000	貸付有価証券 100株 (100株)
参天製薬	339,000	1,827.50	619,522,500	
扶桑薬品工業	6,800	2,182.00	14,837,600	貸付有価証券 100株 (100株)
日本ケミファ	500	1,625.00	812,500	貸付有価証券 100株
ツムラ	60,500	3,933.00	237,946,500	
キッセイ薬品工業	31,800	3,530.00	112,254,000	貸付有価証券 100株 (100株)
生化学工業	32,600	821.00	26,764,600	貸付有価証券 3,500株
栄研化学	33,100	2,326.00	76,990,600	貸付有価証券 100株 (100株)
鳥居薬品	10,300	3,635.00	37,440,500	貸付有価証券 2,800株
JCRファーマ	65,000	665.00	43,225,000	貸付有価証券 24,400株
東和薬品	29,500	2,950.00	87,025,000	貸付有価証券 100株
富士製薬工業	14,200	1,290.00	18,318,000	貸付有価証券 400株
ゼリア新薬工業	26,600	2,252.00	59,903,200	
ネクセラファーマ	90,200	1,302.00	117,440,400	貸付有価証券 41,900株 (200株)
第一三共	1,673,600	5,646.00	9,449,145,600	
杏林製薬	41,700	1,560.00	65,052,000	貸付有価証券 1,600株 (200株)
大幸薬品	43,500	409.00	17,791,500	貸付有価証券

				9,000株(7,600株)
ダイト	14,300	2,312.00	33,061,600	貸付有価証券 200株
大塚ホールディングス	479,500	8,173.00	3,918,953,500	貸付有価証券 17,500株(500株)
ペプチドリーム	93,100	2,524.00	234,984,400	貸付有価証券 4,700株(500株)
セルソース	12,800	1,416.00	18,124,800	貸付有価証券 5,800株
あすか製薬ホールディングス	19,700	2,261.00	44,541,700	
サワイグループホールディングス	43,900	6,095.00	267,570,500	貸付有価証券 5,900株(3,100株)
日本コークス工業	194,900	97.00	18,905,300	貸付有価証券 90,700株(28,600株)
ニチレキ	25,000	2,444.00	61,100,000	貸付有価証券 1,800株(400株)
ユシロ化学工業	10,000	1,591.00	15,910,000	
ビーピー・カストロール	2,000	883.00	1,766,000	貸付有価証券 100株(100株)
富士石油	56,000	371.00	20,776,000	貸付有価証券 8,700株(3,900株)
MORESCO	1,500	1,222.00	1,833,000	
出光興産	997,600	1,012.50	1,010,070,000	貸付有価証券 1,800株
ENEOSホールディングス	3,041,500	758.10	2,305,761,150	貸付有価証券 42,400株(42,400株)
コスモエネルギーホールディングス	57,000	7,497.00	427,329,000	
横浜ゴム	97,200	3,164.00	307,540,800	貸付有価証券 800株
TOYO TIRE	110,400	2,064.00	227,865,600	貸付有価証券 6,500株
ブリヂストン	562,400	5,441.00	3,060,018,400	貸付有価証券 3,200株
住友ゴム工業	188,400	1,516.00	285,614,400	貸付有価証券 6,900株
藤倉コンポジット	18,500	1,193.00	22,070,500	貸付有価証券 200株(200株)
オカモト	9,000	5,210.00	46,890,000	
フコク	10,100	1,737.00	17,543,700	
ニッタ	19,500	3,665.00	71,467,500	貸付有価証券 200株(200株)
住友理工	29,800	1,498.00	44,640,400	貸付有価証券 400株
三ツ星ベルト	22,300	4,030.00	89,869,000	貸付有価証券 200株

バンダー化学	28,500	1,795.00	51,157,500	貸付有価証券 200株(200株)
日東紡績	24,300	5,100.00	123,930,000	貸付有価証券 600株
A G C	186,900	4,532.00	847,030,800	貸付有価証券 6,300株(3,400株)
日本板硝子	91,700	343.00	31,453,100	貸付有価証券 42,600株(25,600 株)
石塚硝子	700	2,450.00	1,715,000	貸付有価証券 300株(300株)
日本山村硝子	1,600	1,475.00	2,360,000	貸付有価証券 700株
日本電気硝子	71,300	3,238.00	230,869,400	
オハラ	9,100	1,365.00	12,421,500	
住友大阪セメント	32,000	3,785.00	121,120,000	
太平洋セメント	110,100	3,079.00	338,997,900	
日本ヒューム	16,800	1,278.00	21,470,400	貸付有価証券 7,800株
日本コンクリート工業	37,200	342.00	12,722,400	貸付有価証券 2,200株(1,900株)
三谷セキサン	8,100	5,690.00	46,089,000	
アジアパイルホールディ ングス	27,300	811.00	22,140,300	貸付有価証券 400株(400株)
東海カーボン	177,200	846.30	149,964,360	貸付有価証券 11,900株
日本カーボン	11,000	4,260.00	46,860,000	
東洋炭素	13,500	5,170.00	69,795,000	貸付有価証券 4,700株(800株)
ノリタケ	21,300	3,830.00	81,579,000	貸付有価証券 400株
TOTO	126,800	4,813.00	610,288,400	貸付有価証券 1,500株(1,200株)
日本碍子	223,500	1,866.00	417,051,000	貸付有価証券 400株(400株)
日本特殊陶業	160,900	4,098.00	659,368,200	貸付有価証券 500株(500株)
ダントーホールディン グス	1,400	425.00	595,000	貸付有価証券 600株
MARUWA	7,100	35,050.00	248,855,000	
品川リフラクトリーズ	23,600	1,694.00	39,978,400	
黒崎播磨	15,700	2,086.00	32,750,200	
ヨータイ	11,200	1,734.00	19,420,800	
東京窯業	4,600	411.00	1,890,600	貸付有価証券 100株(100株)
ニッカトー	1,900	524.00	995,600	

フジインコーポレーテッド	51,600	2,271.00	117,183,600	貸付有価証券 1,300株
クニミネ工業	1,200	1,067.00	1,280,400	
エーアンドエーマテリアル	900	1,195.00	1,075,500	貸付有価証券 100株 (100株)
ニチアス	48,600	5,190.00	252,234,000	貸付有価証券 600株 (500株)
ニチハ	24,100	3,570.00	86,037,000	
日本製鉄	920,200	3,082.00	2,836,056,400	貸付有価証券 84,600株 (82,200株)
神戸製鋼所	397,500	1,677.50	666,806,250	貸付有価証券 33,100株 (10,500株)
中山製鋼所	45,200	790.00	35,708,000	貸付有価証券 8,500株 (1,900株)
合同製鐵	11,100	4,285.00	47,563,500	貸付有価証券 1,200株 (300株)
JFEホールディングス	549,600	1,924.50	1,057,705,200	貸付有価証券 18,900株 (18,900株)
東京製鐵	55,500	1,907.00	105,838,500	
共英製鋼	22,500	1,688.00	37,980,000	貸付有価証券 300株 (300株)
大和工業	37,200	7,047.00	262,148,400	貸付有価証券 600株 (600株)
東京鐵鋼	8,700	5,060.00	44,022,000	貸付有価証券 200株
大阪製鐵	9,100	3,290.00	29,939,000	貸付有価証券 2,300株
淀川製鋼所	20,500	5,490.00	112,545,000	貸付有価証券 300株
中部鋼板	13,000	2,282.00	29,666,000	貸付有価証券 1,500株 (300株)
丸一鋼管	60,200	3,398.00	204,559,600	
モリ工業	5,000	5,210.00	26,050,000	
大同特殊鋼	124,500	1,352.50	168,386,250	貸付有価証券 1,800株 (1,000株)
日本高周波鋼業	1,700	400.00	680,000	貸付有価証券 700株 (600株)
日本冶金工業	14,400	4,425.00	63,720,000	貸付有価証券 1,800株 (600株)
山陽特殊製鋼	19,500	1,880.00	36,660,000	貸付有価証券 300株 (300株)
愛知製鋼	11,400	3,300.00	37,620,000	貸付有価証券 1,500株 (1,200株)
日本金属	1,200	659.00	790,800	貸付有価証券 400株
大太平洋金属	16,800	1,332.00	22,377,600	貸付有価証券

				7,100株 (400株)
新日本電工	118,000	284.00	33,512,000	貸付有価証券 1,500株
栗本鐵工所	9,200	4,150.00	38,180,000	
虹技	600	1,045.00	627,000	
日本鑄鉄管	500	1,234.00	617,000	貸付有価証券 100株 (100株)
三菱製鋼	14,600	1,346.00	19,651,600	貸付有価証券 200株 (200株)
日亜鋼業	4,400	299.00	1,315,600	
日本精線	15,700	1,078.00	16,924,600	
エンビプロ・ホールディングス	19,500	512.00	9,984,000	貸付有価証券 700株 (100株)
シンニッタン	5,500	214.00	1,177,000	貸付有価証券 900株 (600株)
新家工業	1,000	4,900.00	4,900,000	
大紀アルミニウム工業所	25,000	1,076.00	26,900,000	貸付有価証券 100株
日本軽金属ホールディングス	57,700	1,567.00	90,415,900	貸付有価証券 400株
三井金属鉱業	57,500	4,428.00	254,610,000	貸付有価証券 100株 (100株)
三菱マテリアル	141,300	2,437.00	344,348,100	貸付有価証券 1,600株 (200株)
住友金属鉱山	229,100	3,673.00	841,484,300	
DOWAホールディングス	48,800	4,790.00	233,752,000	貸付有価証券 300株
古河機械金属	26,100	1,602.00	41,812,200	貸付有価証券 400株 (400株)
大阪チタニウムテクノロジー	34,300	2,497.00	85,647,100	貸付有価証券 13,900株 (4,100株)
東邦チタニウム	40,800	1,123.00	45,818,400	貸付有価証券 9,300株
UACJ	27,700	4,925.00	136,422,500	
CKサンエツ	4,800	3,390.00	16,272,000	
古河電気工業	65,800	3,156.00	207,664,800	貸付有価証券 5,700株 (5,300株)
住友電気工業	739,300	2,298.00	1,698,911,400	貸付有価証券 7,600株 (7,600株)
フジクラ	233,100	3,803.00	886,479,300	
SWCC	22,100	4,850.00	107,185,000	
タツタ電線	35,200	777.00	27,350,400	貸付有価証券 6,900株
カナレ電気	800	1,400.00	1,120,000	
平河ヒューテック	12,600	1,424.00	17,942,400	貸付有価証券 4,100株

リョービ	21,000	1,949.00	40,929,000	貸付有価証券 2,100株(2,000株)
アーレスティ	4,800	594.00	2,851,200	貸付有価証券 2,200株(2,200株)
AREホールディングス	74,200	1,833.00	136,008,600	
稲葉製作所	11,000	1,715.00	18,865,000	貸付有価証券 5,100株
宮地エンジニアリンググループ	9,900	4,190.00	41,481,000	貸付有価証券 100株
トーカロ	57,000	1,724.00	98,268,000	貸付有価証券 3,900株(1,400株)
アルファC o	1,600	1,207.00	1,931,200	貸付有価証券 100株(100株)
SUMCO	376,300	1,501.00	564,826,300	貸付有価証券 175,100株(5,400株)
川田テクノロジーズ	14,000	2,552.00	35,728,000	貸付有価証券 400株
R S Technol o g i e s	15,100	3,300.00	49,830,000	貸付有価証券 800株(400株)
ジェイテックコーポレーション	800	1,608.00	1,286,400	貸付有価証券 300株(200株)
信和	2,800	772.00	2,161,600	貸付有価証券 1,300株
東洋製罐グループホールディングス	113,400	2,241.00	254,129,400	
ホッカンホールディングス	9,600	1,660.00	15,936,000	
コロナ	11,000	931.00	10,241,000	
横河ブリッジホールディングス	30,900	2,632.00	81,328,800	
駒井ハルテック	800	1,667.00	1,333,600	
高田機工	300	3,615.00	1,084,500	
三和ホールディングス	196,800	3,286.00	646,684,800	貸付有価証券 34,400株(24,800株)
文化シャッター	51,700	1,677.00	86,700,900	
三協立山	24,900	719.00	17,903,100	貸付有価証券 5,900株(600株)
アルインコ	15,100	992.00	14,979,200	
東洋シャッター	1,000	820.00	820,000	
L I X I L	308,600	1,715.00	529,249,000	貸付有価証券 4,000株(2,000株)
日本ファイルコン	2,900	515.00	1,493,500	貸付有価証券 100株(100株)
ノーリツ	27,800	1,985.00	55,183,000	貸付有価証券 5,200株
長府製作所	22,100	2,010.00	44,421,000	貸付有価証券

				1,000株
リンナイ	94,600	3,417.00	323,248,200	
ダイニチ工業	2,200	624.00	1,372,800	貸付有価証券 100株(100株)
日東精工	28,600	554.00	15,844,400	
三洋工業	500	3,195.00	1,597,500	
岡部	35,300	744.00	26,263,200	貸付有価証券 200株(200株)
ジーテクト	25,200	1,615.00	40,698,000	
東ブレ	34,800	1,778.00	61,874,400	貸付有価証券 300株
高周波熱錬	29,300	1,007.00	29,505,100	貸付有価証券 200株(200株)
東京製綱	12,800	1,089.00	13,939,200	貸付有価証券 2,100株(900株)
サンコール	22,000	376.00	8,272,000	貸付有価証券 800株(800株)
モリテック スチール	3,900	191.00	744,900	貸付有価証券 600株(500株)
パイオラックス	23,900	2,300.00	54,970,000	
エイチワン	20,300	904.00	18,351,200	
日本発條	174,800	1,626.50	284,312,200	貸付有価証券 8,100株(1,900株)
中央発條	14,600	1,155.00	16,863,000	貸付有価証券 1,200株(500株)
アドバネクス	500	1,011.00	505,500	
立川ブラインド工業	8,900	1,276.00	11,356,400	
三益半導体工業	5,100	3,685.00	18,793,500	貸付有価証券 200株(100株)
日本ドライケミカル	1,000	2,896.00	2,896,000	貸付有価証券 400株
日本製鋼所	53,300	4,196.00	223,646,800	貸付有価証券 300株
三浦工業	80,800	3,225.00	260,580,000	
タクマ	65,400	1,574.00	102,939,600	
ツガミ	41,300	1,463.00	60,421,900	
オークマ	16,900	5,616.00	94,910,400	貸付有価証券 2,000株(1,000株)
芝浦機械	18,200	3,530.00	64,246,000	貸付有価証券 3,000株(1,300株)
アマダ	293,200	1,455.50	426,752,600	貸付有価証券 7,200株(7,200株)
アイダエンジニアリング	43,300	778.00	33,687,400	貸付有価証券 1,800株
F U J I	91,100	2,286.00	208,254,600	

牧野フライス製作所	21,400	5,450.00	116,630,000	貸付有価証券 1,400株(400株)
オーエスジー	85,300	1,988.00	169,576,400	貸付有価証券 23,100株(9,600株)
ダイジェット工業	400	739.00	295,600	
旭ダイヤモンド工業	44,600	846.00	37,731,600	
DMG森精機	122,000	3,153.00	384,666,000	貸付有価証券 7,500株(4,300株)
ソディック	51,000	756.00	38,556,000	
ディスコ	93,200	34,650.00	3,229,380,000	
日東工器	8,900	2,553.00	22,721,700	貸付有価証券 300株(300株)
日進工具	17,900	748.00	13,389,200	貸付有価証券 500株(500株)
パンチ工業	4,200	425.00	1,785,000	貸付有価証券 1,900株(1,900株)
富士ダイス	14,300	753.00	10,767,900	貸付有価証券 200株
豊和工業	2,300	785.00	1,805,500	貸付有価証券 300株
リケンNPR	21,000	2,325.00	48,825,000	貸付有価証券 3,800株(3,500株)
東洋機械金属	3,600	654.00	2,354,400	
津田駒工業	900	369.00	332,100	貸付有価証券 300株
エンシュウ	1,000	633.00	633,000	貸付有価証券 400株
島精機製作所	30,800	1,336.00	41,148,800	貸付有価証券 4,900株(2,700株)
オプトラン	31,800	1,682.00	53,487,600	貸付有価証券 400株(200株)
NCホールディングス	200	2,198.00	439,600	
イワキポンプ	12,900	2,605.00	33,604,500	貸付有価証券 600株(600株)
フリュー	18,200	1,060.00	19,292,000	貸付有価証券 4,900株(600株)
ヤマシンフィルタ	46,000	441.00	20,286,000	貸付有価証券 13,900株(2,400株)
日阪製作所	21,100	1,072.00	22,619,200	
やまびこ	31,600	2,245.00	70,942,000	貸付有価証券 1,300株
野村マイクロ・サイエンス	26,200	2,422.00	63,456,400	貸付有価証券 8,900株(1,100株)
平田機工	9,200	4,775.00	43,930,000	貸付有価証券 1,500株(900株)
PEGASUS	21,300	493.00	10,500,900	貸付有価証券 200株(200株)

マルマエ	8,400	1,458.00	12,247,200	貸付有価証券 2,300株
タツモ	13,800	2,875.00	39,675,000	貸付有価証券 6,400株(2,500株)
ナブテスコ	121,400	2,349.00	285,168,600	貸付有価証券 1,000株(900株)
三井海洋開発	24,500	2,710.00	66,395,000	
レオン自動機	22,400	1,355.00	30,352,000	貸付有価証券 200株(200株)
SMC	57,900	60,000.00	3,474,000,000	
ホソカワミクロン	13,500	4,230.00	57,105,000	
ユニオンツール	8,500	5,610.00	47,685,000	貸付有価証券 100株
瑞光	13,900	1,171.00	16,276,900	貸付有価証券 6,400株(2,800株)
オイレス工業	26,200	2,071.00	54,260,200	貸付有価証券 100株(100株)
日精エー・エス・ビー機 械	6,600	4,740.00	31,284,000	
サトーホールディングス	26,500	1,977.00	52,390,500	
技研製作所	18,200	1,744.00	31,740,800	貸付有価証券 8,400株(7,500株)
日本エアテック	9,100	1,149.00	10,455,900	
カワタ	1,300	876.00	1,138,800	
日精樹脂工業	14,400	942.00	13,564,800	貸付有価証券 300株(100株)
オカダアイヨン	1,400	2,058.00	2,881,200	貸付有価証券 600株(600株)
ワイエイシイホールディ ングス	9,100	2,040.00	18,564,000	貸付有価証券 4,200株
小松製作所	906,800	3,685.00	3,341,558,000	
住友重機械工業	114,500	3,269.00	374,300,500	貸付有価証券 4,000株
日立建機	77,000	3,377.00	260,029,000	貸付有価証券 700株(700株)
日工	28,700	689.00	19,774,300	貸付有価証券 600株(600株)
巴工業	7,500	3,990.00	29,925,000	貸付有価証券 3,500株
井関農機	18,100	978.00	17,701,800	貸付有価証券 1,500株(100株)
TOWA	21,500	6,200.00	133,300,000	貸付有価証券 10,000株(5,100株)
丸山製作所	700	2,489.00	1,742,300	
北川鉄工所	7,600	1,271.00	9,659,600	貸付有価証券 100株(100株)
ローゼ	101,100	1,837.00	185,720,700	貸付有価証券

				2,100株(800株)
タカキタ	1,400	443.00	620,200	貸付有価証券 600株
クボタ	1,011,400	2,072.50	2,096,126,500	貸付有価証券 107,400株(50,700 株)
荏原実業	9,300	3,810.00	35,433,000	
三菱化工機	6,800	3,335.00	22,678,000	
月島ホールディングス	26,100	1,285.00	33,538,500	貸付有価証券 400株(300株)
帝国電機製作所	13,200	2,550.00	33,660,000	
東京機械製作所	1,100	360.00	396,000	
新東工業	39,100	987.00	38,591,700	貸付有価証券 200株(200株)
澁谷工業	18,100	3,460.00	62,626,000	
アイチ コーポレーション	26,700	1,128.00	30,117,600	
小森コーポレーション	47,600	1,111.00	52,883,600	貸付有価証券 200株(200株)
鶴見製作所	14,800	3,680.00	54,464,000	貸付有価証券 200株(200株)
日本ギア工業	1,600	443.00	708,800	
酒井重工業	3,800	4,445.00	16,891,000	貸付有価証券 400株(200株)
荏原製作所	397,100	1,745.50	693,138,050	貸付有価証券 13,500株
石井鐵工所	500	8,340.00	4,170,000	貸付有価証券 200株
酉島製作所	16,600	2,653.00	44,039,800	
北越工業	19,400	1,843.00	35,754,200	貸付有価証券 100株(100株)
ダイキン工業	231,000	17,305.00	3,997,455,000	貸付有価証券 500株(500株)
オルガノ	23,200	6,160.00	142,912,000	
トーヨーカネツ	6,600	3,985.00	26,301,000	
栗田工業	108,200	5,449.00	589,581,800	
椿本チエイン	26,600	5,720.00	152,152,000	貸付有価証券 1,300株(700株)
大同工業	1,900	755.00	1,434,500	貸付有価証券 400株(400株)
木村化工機	14,800	697.00	10,315,600	
アネスト岩田	29,900	1,266.00	37,853,400	貸付有価証券 600株(600株)
ダイフク	326,500	2,581.00	842,696,500	貸付有価証券 4,200株(1,900株)
サムコ	4,600	3,565.00	16,399,000	貸付有価証券

				2,100株 (1,500株)
加藤製作所	2,200	1,218.00	2,679,600	貸付有価証券 600株 (600株)
油研工業	700	2,187.00	1,530,900	
タダノ	111,300	925.00	102,952,500	貸付有価証券 6,400株
フジテック	45,200	4,599.00	207,874,800	
C K D	53,500	2,606.00	139,421,000	貸付有価証券 200株
平和	57,200	2,103.00	120,291,600	
理想科学工業	15,500	3,395.00	52,622,500	貸付有価証券 500株 (300株)
SANKYO	186,200	2,097.50	390,554,500	
日本金銭機械	23,400	931.00	21,785,400	貸付有価証券 3,700株 (1,800株)
マースグループホールディングス	9,800	3,585.00	35,133,000	貸付有価証券 1,900株 (200株)
フクシマガリレイ	12,600	5,740.00	72,324,000	
オーイズミ	1,600	359.00	574,400	
ダイコク電機	9,500	3,355.00	31,872,500	貸付有価証券 4,400株 (200株)
竹内製作所	35,100	4,110.00	144,261,000	貸付有価証券 300株
アマノ	54,900	4,220.00	231,678,000	貸付有価証券 2,300株 (1,400株)
J U K I	30,000	392.00	11,760,000	貸付有価証券 9,700株
ジャノメ	19,600	849.00	16,640,400	貸付有価証券 600株 (200株)
マックス	27,200	3,510.00	95,472,000	貸付有価証券 400株 (400株)
グローリー	46,400	2,586.00	119,990,400	貸付有価証券 3,700株 (1,600株)
新晃工業	19,500	4,555.00	88,822,500	
大和冷機工業	29,600	1,464.00	43,334,400	貸付有価証券 1,500株 (200株)
セガサミーホールディングス	172,800	2,800.00	483,840,000	貸付有価証券 200株
T P R	24,600	2,282.00	56,137,200	貸付有価証券 700株 (100株)
ツバキ・ナカシマ	47,700	677.00	32,292,900	貸付有価証券 15,500株 (14,900株)
ホシザキ	124,500	4,546.00	565,977,000	貸付有価証券 6,800株 (5,200株)
大豊工業	16,700	612.00	10,220,400	貸付有価証券 100株 (100株)

日本精工	358,200	725.30	259,802,460	貸付有価証券 5,600株(5,600株)
NTN	419,600	257.00	107,837,200	貸付有価証券 41,000株(16,300 株)
ジェイテクト	172,100	1,103.50	189,912,350	貸付有価証券 6,900株(6,900株)
不二越	14,300	3,025.00	43,257,500	貸付有価証券 1,700株(900株)
日本トムソン	52,600	488.00	25,668,800	
THK	111,600	2,525.50	281,845,800	貸付有価証券 8,600株
ユーシン精機	15,300	627.00	9,593,100	
前澤給装工業	13,900	1,281.00	17,805,900	
イーグル工業	21,400	2,016.00	43,142,400	
前澤工業	2,700	1,306.00	3,526,200	貸付有価証券 1,200株
PILLAR	17,900	3,995.00	71,510,500	貸付有価証券 1,000株(400株)
キット	64,800	987.00	63,957,600	貸付有価証券 10,700株(2,100株)
マキタ	220,600	4,735.00	1,044,541,000	
三井E&S	96,000	1,165.00	111,840,000	貸付有価証券 44,600株(1,700株)
日立造船	170,700	943.00	160,970,100	貸付有価証券 12,700株(11,600 株)
三菱重工業	3,383,200	1,712.00	5,792,038,400	
IHI	144,000	6,218.00	895,392,000	
サノヤスホールディングス	6,300	162.00	1,020,600	貸付有価証券 100株(100株)
スター精密	32,600	1,888.00	61,548,800	貸付有価証券 200株(200株)
日清紡ホールディングス	145,500	927.10	134,893,050	貸付有価証券 5,200株
イビデン	100,900	4,278.00	431,650,200	
コニカミノルタ	432,100	427.60	184,765,960	貸付有価証券 16,700株(11,000 株)
ブラザー工業	258,500	2,777.50	717,983,750	貸付有価証券 20,100株
ミネベアミツミ	336,500	2,733.50	919,822,750	貸付有価証券 300株
日立製作所	4,649,100	3,272.00	15,211,855,200	
三菱電機	2,119,200	2,279.00	4,829,656,800	
富士電機	117,600	7,677.00	902,815,200	貸付有価証券 5,700株(5,700株)

東洋電機製造	1,500	1,069.00	1,603,500	
安川電機	210,100	4,452.00	935,365,200	貸付有価証券 24,200株
シンフォニアテクノロジー	21,300	4,260.00	90,738,000	
明電舎	35,900	3,090.00	110,931,000	貸付有価証券 800株 (800株)
オリジン	1,000	1,205.00	1,205,000	貸付有価証券 100株 (100株)
山洋電気	8,400	9,310.00	78,204,000	貸付有価証券 2,200株 (400株)
デンヨー	14,700	2,474.00	36,367,800	
PHCホールディングス	36,200	1,120.00	40,544,000	貸付有価証券 16,800株
KOKUSAI ELECTRIC	101,100	3,245.00	328,069,500	貸付有価証券 27,500株 (1,500株)
ソシオネクスト	141,200	2,802.00	395,642,400	
東芝テック	24,800	3,400.00	84,320,000	
芝浦メカトロニクス	11,000	7,510.00	82,610,000	貸付有価証券 100株 (100株)
マブチモーター	84,900	2,147.00	182,280,300	貸付有価証券 8,000株 (1,200株)
ニデック	427,100	5,731.00	2,447,710,100	貸付有価証券 900株 (900株)
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,200	378.00	4,611,600	貸付有価証券 1,800株 (1,700株)
トレックス・セミコンダクター	9,900	1,550.00	15,345,000	貸付有価証券 100株 (100株)
東光高岳	11,700	1,777.00	20,790,900	
ダブル・スコープ	55,400	411.00	22,769,400	貸付有価証券 24,900株 (15,800株)
ダイヘン	18,300	6,100.00	111,630,000	貸付有価証券 100株
ヤーマン	37,600	831.00	31,245,600	貸付有価証券 17,500株 (6,900株)
JVCケンウッド	152,700	1,280.00	195,456,000	貸付有価証券 400株
ミマキエンジニアリング	18,400	1,565.00	28,796,000	貸付有価証券 400株 (400株)
I-PEX	10,700	1,576.00	16,863,200	貸付有価証券 100株
大崎電気工業	41,500	688.00	28,552,000	貸付有価証券 200株 (100株)
オムロン	147,700	5,829.00	860,943,300	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
日東工業	26,100	3,130.00	81,693,000	貸付有価証券 200株 (100株)

I D E C	28,600	2,546.00	72,815,600	貸付有価証券 300株 (100株)
正興電機製作所	1,400	1,254.00	1,755,600	
不二電機工業	900	1,071.00	963,900	貸付有価証券 400株
ジーエス・ユアサ コー ポレーション	75,500	2,874.50	217,024,750	貸付有価証券 200株
サクサ	1,000	2,314.00	2,314,000	
メルコホールディングス	6,100	3,695.00	22,539,500	貸付有価証券 200株
テクノメディカ	4,700	1,919.00	9,019,300	貸付有価証券 2,100株
ダイヤモンドエレクトロ ニックホールディング	7,200	597.00	4,298,400	貸付有価証券 600株 (200株)
日本電気	254,100	12,540.00	3,186,414,000	
富士通	1,780,300	2,787.00	4,961,696,100	
沖電気工業	87,500	982.00	85,925,000	貸付有価証券 2,600株 (2,300株)
電気興業	7,800	2,035.00	15,873,000	
サンケン電気	18,000	6,453.00	116,154,000	貸付有価証券 8,300株
ナカヨ	700	1,150.00	805,000	
アイホン	10,400	2,887.00	30,024,800	
ルネサスエレクトロニク ス	1,473,900	2,156.50	3,178,465,350	貸付有価証券 26,300株 (2,000株)
セイコーエプソン	248,200	2,633.50	653,634,700	貸付有価証券 200株 (200株)
ワコム	136,000	669.00	90,984,000	貸付有価証券 600株
アルバック	42,400	7,413.00	314,311,200	貸付有価証券 2,300株
アクセル	9,600	1,264.00	12,134,400	貸付有価証券 200株
E I Z O	14,200	4,395.00	62,409,000	貸付有価証券 100株
日本信号	44,100	943.00	41,586,300	貸付有価証券 600株 (600株)
京三製作所	40,500	496.00	20,088,000	
能美防災	26,100	2,474.00	64,571,400	
ホーチキ	14,400	1,985.00	28,584,000	貸付有価証券 4,200株 (300株)
星和電機	1,900	522.00	991,800	
エレコム	46,200	1,436.00	66,343,200	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
パナソニック ホールデ ィングス	2,285,600	1,229.50	2,810,145,200	貸付有価証券 4,600株

シャープ	326,100	912.20	297,468,420	貸付有価証券 71,000株(10,500株)
アンリツ	136,300	1,116.00	152,110,800	貸付有価証券 7,400株(7,400株)
富士通ゼネラル	54,800	1,944.50	106,558,600	貸付有価証券 100株
ソニーグループ	1,341,400	13,195.00	17,699,773,000	貸付有価証券 2,500株(2,500株)
TDK	306,300	9,142.00	2,800,194,600	貸付有価証券 700株(700株)
帝国通信工業	8,500	2,422.00	20,587,000	
タムラ製作所	77,100	607.00	46,799,700	貸付有価証券 8,700株(5,700株)
アルプスアルパイン	172,800	1,505.50	260,150,400	貸付有価証券 3,200株(2,000株)
池上通信機	1,400	684.00	957,600	
日本電波工業	23,200	1,077.00	24,986,400	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
鈴木	10,300	1,603.00	16,510,900	
メイコー	19,200	5,780.00	110,976,000	
日本トリム	4,300	3,555.00	15,286,500	
フォスター電機	14,300	1,576.00	22,536,800	
SMK	5,200	2,235.00	11,622,000	
ヨコオ	17,100	1,607.00	27,479,700	
ティアック	7,000	87.00	609,000	貸付有価証券 300株(300株)
ホシデン	44,000	2,071.00	91,124,000	貸付有価証券 1,600株(1,400株)
ヒロセ電機	28,100	18,420.00	517,602,000	貸付有価証券 200株
日本航空電子工業	46,300	2,411.00	111,629,300	貸付有価証券 3,000株(2,500株)
TOA	22,000	940.00	20,680,000	貸付有価証券 800株(300株)
マクセル	42,700	1,821.00	77,756,700	貸付有価証券 200株
古野電気	25,100	1,657.00	41,590,700	貸付有価証券 9,500株
スミダコーポレーション	26,100	910.00	23,751,000	貸付有価証券 3,000株(2,700株)
アイコム	7,400	2,759.00	20,416,600	
リオン	7,900	2,034.00	16,068,600	
横河電機	211,700	3,655.00	773,763,500	貸付有価証券 2,800株(2,600株)
新電元工業	7,400	2,470.00	18,278,000	貸付有価証券 400株(100株)

アズビル	131,800	4,731.00	623,545,800	貸付有価証券 300株
東亜ディーケーケー	2,000	851.00	1,702,000	貸付有価証券 500株
日本光電工業	159,200	1,961.00	312,191,200	貸付有価証券 10,500株 (9,900株)
チノー	8,000	2,171.00	17,368,000	貸付有価証券 700株 (700株)
共和電業	4,400	425.00	1,870,000	
日本電子材料	11,800	2,348.00	27,706,400	貸付有価証券 100株 (100株)
堀場製作所	36,300	8,706.00	316,027,800	貸付有価証券 9,500株
アドバンテスト	548,800	5,868.00	3,220,358,400	
小野測器	1,900	577.00	1,096,300	貸付有価証券 400株 (400株)
エスペック	15,300	2,419.00	37,010,700	
キーエンス	191,600	63,900.00	12,243,240,000	貸付有価証券 600株 (600株)
日置電機	10,000	8,160.00	81,600,000	貸付有価証券 2,100株 (800株)
シスメックス	495,900	2,704.00	1,340,913,600	貸付有価証券 8,500株 (8,500株)
日本マイクロニクス	31,500	3,760.00	118,440,000	貸付有価証券 5,000株 (2,200株)
メガチップス	14,800	5,050.00	74,740,000	貸付有価証券 100株
OBARA GROUP	12,000	3,910.00	46,920,000	貸付有価証券 5,500株 (2,700株)
澤藤電機	500	1,079.00	539,500	
原田工業	1,900	544.00	1,033,600	貸付有価証券 800株
コーセル	20,500	1,177.00	24,128,500	貸付有価証券 100株
イリソ電子工業	17,600	2,520.00	44,352,000	貸付有価証券 100株
オブテックスグループ	35,100	1,714.00	60,161,400	貸付有価証券 4,800株
千代田インテグレ	6,700	3,525.00	23,617,500	
レーザーテック	87,800	23,315.00	2,047,057,000	
スタンレー電気	122,600	2,772.50	339,908,500	貸付有価証券 3,100株 (3,100株)
ウシオ電機	84,700	2,001.00	169,484,700	貸付有価証券 16,000株 (1,500株)
岡谷電機産業	3,300	237.00	782,100	貸付有価証券 800株
ヘリオス テクノ ホールディング	4,200	909.00	3,817,800	貸付有価証券 100株

エノモト	1,200	1,418.00	1,701,600	貸付有価証券 100株
日本セラミック	17,600	2,448.00	43,084,800	貸付有価証券 3,800株(400株)
遠藤照明	1,900	1,231.00	2,338,900	
古河電池	14,100	1,380.00	19,458,000	貸付有価証券 4,500株(900株)
山一電機	17,200	2,480.00	42,656,000	貸付有価証券 500株(500株)
図研	15,900	3,355.00	53,344,500	
日本電子	48,000	5,672.00	272,256,000	貸付有価証券 600株(600株)
カシオ計算機	138,400	1,158.50	160,336,400	貸付有価証券 3,200株
ファナック	926,900	3,897.00	3,612,129,300	貸付有価証券 900株(900株)
日本シイエムケイ	44,900	401.00	18,004,900	
エンプラス	5,600	6,220.00	34,832,000	貸付有価証券 2,200株(1,100株)
大真空	28,500	616.00	17,556,000	貸付有価証券 4,100株(3,800株)
ローム	347,100	1,633.50	566,987,850	貸付有価証券 51,200株(26,100株)
浜松ホトニクス	153,700	3,408.00	523,809,600	貸付有価証券 26,300株(4,300株)
三井ハイテック	84,800	939.10	79,635,680	貸付有価証券 27,200株(6,000株)
新光電気工業	67,800	5,485.00	371,883,000	貸付有価証券 1,200株
京セラ	1,190,200	1,730.50	2,059,641,100	
太陽誘電	93,300	3,200.00	298,560,000	貸付有価証券 5,600株(600株)
村田製作所	1,711,100	2,831.00	4,844,124,100	
双葉電子工業	36,500	499.00	18,213,500	貸付有価証券 100株
北陸電気工業	1,600	1,315.00	2,104,000	
ニチコン	50,300	966.00	48,589,800	貸付有価証券 6,400株(900株)
日本ケミコン	20,400	1,101.00	22,460,400	貸付有価証券 4,100株(100株)
KOA	29,000	1,196.00	34,684,000	貸付有価証券 4,100株(1,200株)
市光工業	34,500	432.00	14,904,000	貸付有価証券 4,600株
小糸製作所	198,500	2,043.00	405,535,500	貸付有価証券 5,500株
ミツバ	35,900	960.00	34,464,000	貸付有価証券

				3,700株 (200株)
S C R E E Nホールディングス	65,500	9,700.00	635,350,000	
キャノン電子	18,100	2,227.00	40,308,700	
キャノン	955,400	4,841.00	4,625,091,400	貸付有価証券 49,500株
リコー	480,300	1,505.00	722,851,500	貸付有価証券 26,900株 (3,700株)
象印マホービン	57,200	1,652.00	94,494,400	貸付有価証券 1,200株
M U T O Hホールディングス	600	2,342.00	1,405,200	
東京エレクトロン	405,400	22,000.00	8,918,800,000	
イノテック	12,800	1,472.00	18,841,600	貸付有価証券 400株 (300株)
トヨタ紡織	80,700	1,880.50	151,756,350	貸付有価証券 2,400株
芦森工業	900	2,240.00	2,016,000	貸付有価証券 100株
ユニプレス	34,400	1,137.00	39,112,800	
豊田自動織機	163,400	10,965.00	1,791,681,000	貸付有価証券 800株 (600株)
モリタホールディングス	33,600	1,948.00	65,452,800	貸付有価証券 400株 (400株)
三櫻工業	29,200	755.00	22,046,000	貸付有価証券 2,200株 (1,400株)
デンソー	1,580,400	2,072.00	3,274,588,800	
東海理化電機製作所	54,000	1,953.00	105,462,000	
川崎重工業	156,400	4,692.00	733,828,800	
名村造船所	59,600	1,476.00	87,969,600	貸付有価証券 21,000株 (2,100株)
日本車輛製造	6,300	2,092.00	13,179,600	
三菱ロジスネクスト	30,600	1,213.00	37,117,800	貸付有価証券 4,500株 (3,800株)
近畿車輛	600	1,409.00	845,400	
日産自動車	2,520,400	415.00	1,045,966,000	貸付有価証券 759,700株 (140,900株)
いすゞ自動車	537,900	2,131.00	1,146,264,900	貸付有価証券 3,900株
トヨタ自動車	10,182,700	2,582.50	26,296,822,750	
日野自動車	288,100	423.70	122,067,970	貸付有価証券 38,900株 (14,600株)
三菱自動車工業	747,300	403.00	301,161,900	貸付有価証券 347,900株
エフテック	2,900	533.00	1,545,700	貸付有価証券

				1,300株(800株)
レシップホールディングス	2,000	587.00	1,174,000	貸付有価証券 400株(300株)
GMB	800	1,172.00	937,600	貸付有価証券 300株(300株)
ファルテック	800	464.00	371,200	貸付有価証券 200株(200株)
武蔵精密工業	46,800	1,948.00	91,166,400	
日産車体	19,400	954.00	18,507,600	貸付有価証券 2,800株
新明和工業	55,200	1,286.00	70,987,200	
極東開発工業	31,600	2,596.00	82,033,600	
トピー工業	15,500	1,971.00	30,550,500	貸付有価証券 300株(100株)
ティラド	4,300	3,650.00	15,695,000	
タチエス	35,300	1,926.00	67,987,800	貸付有価証券 500株(500株)
NOK	74,400	2,369.50	176,290,800	貸付有価証券 900株(800株)
フタバ産業	51,300	687.00	35,243,100	貸付有価証券 500株
カヤバ	18,100	4,620.00	83,622,000	
大同メタル工業	37,400	495.00	18,513,000	貸付有価証券 900株(900株)
プレス工業	76,500	589.00	45,058,500	貸付有価証券 5,400株(1,000株)
ミクニ	5,400	353.00	1,906,200	貸付有価証券 2,000株(400株)
太平洋工業	43,900	1,386.00	60,845,400	貸付有価証券 3,800株(700株)
アイシン	135,200	4,879.00	659,640,800	貸付有価証券 15,500株(4,800株)
マツダ	633,600	1,130.00	715,968,000	貸付有価証券 6,100株(6,100株)
今仙電機製作所	2,700	567.00	1,530,900	貸付有価証券 900株(300株)
本田技研工業	4,538,600	1,527.50	6,932,711,500	
スズキ	1,407,300	1,572.50	2,212,979,250	貸付有価証券 7,200株(4,200株)
S U B A R U	594,000	2,583.00	1,534,302,000	貸付有価証券 11,500株(6,400株)
安永	1,900	601.00	1,141,900	貸付有価証券 800株(800株)
ヤマハ発動機	827,900	1,231.00	1,019,144,900	貸付有価証券 4,900株(1,000株)
T B K	4,600	293.00	1,347,800	貸付有価証券 400株(400株)

エクセディ	31,300	3,045.00	95,308,500	貸付有価証券 1,300株
豊田合成	54,800	2,489.50	136,424,600	貸付有価証券 100株
愛三工業	31,800	1,436.00	45,664,800	貸付有価証券 200株 (200株)
盟和産業	600	1,115.00	669,000	
日本プラスト	3,600	375.00	1,350,000	貸付有価証券 1,600株 (1,400株)
ヨロズ	17,900	1,082.00	19,367,800	貸付有価証券 700株 (200株)
エフ・シー・シー	33,600	2,361.00	79,329,600	
シマノ	83,600	26,185.00	2,189,066,000	貸付有価証券 1,200株
テイ・エス テック	68,200	1,814.00	123,714,800	
ジャムコ	11,500	1,287.00	14,800,500	貸付有価証券 2,800株 (500株)
テルモ	1,067,800	2,646.00	2,825,398,800	貸付有価証券 3,700株 (1,700株)
クリエートメディック	1,400	953.00	1,334,200	
日機装	49,600	995.00	49,352,000	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
日本エム・ディ・エム	15,200	730.00	11,096,000	貸付有価証券 300株 (300株)
島津製作所	254,500	4,621.00	1,176,044,500	
JMS	17,700	500.00	8,850,000	貸付有価証券 100株 (100株)
クボテック	1,200	201.00	241,200	貸付有価証券 500株 (300株)
長野計器	13,900	2,530.00	35,167,000	貸付有価証券 400株
ブイ・テクノロジー	10,100	2,623.00	26,492,300	貸付有価証券 200株 (200株)
東京計器	14,700	2,634.00	38,719,800	貸付有価証券 2,500株 (1,200株)
愛知時計電機	8,300	2,014.00	16,716,200	
インターアクション	11,500	1,232.00	14,168,000	貸付有価証券 200株
オーバル	3,800	385.00	1,463,000	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
東京精密	39,300	6,980.00	274,314,000	貸付有価証券 300株
マニー	76,600	1,865.00	142,859,000	貸付有価証券 21,400株 (16,400株)
ニコン	276,900	1,457.50	403,581,750	貸付有価証券 45,100株
トプコン	93,100	1,455.00	135,460,500	貸付有価証券

				800株(400株)
オリンパス	1,096,700	2,529.50	2,774,102,650	貸付有価証券 5,500株(5,500株)
理研計器	27,100	3,840.00	104,064,000	貸付有価証券 200株
タムロン	26,400	4,465.00	117,876,000	貸付有価証券 400株(400株)
HOYA	377,100	19,150.00	7,221,465,000	貸付有価証券 300株(300株)
シード	2,500	515.00	1,287,500	貸付有価証券 300株
ノーリツ鋼機	18,100	4,175.00	75,567,500	貸付有価証券 7,800株
A&Dホロンホールディングス	27,900	2,279.00	63,584,100	貸付有価証券 900株
朝日インテック	233,500	2,746.50	641,307,750	貸付有価証券 15,700株
シチズン時計	176,200	918.00	161,751,600	貸付有価証券 29,500株(3,700株)
リズム	1,000	4,030.00	4,030,000	貸付有価証券 400株
大研医器	3,600	529.00	1,904,400	
メニコン	65,900	1,344.00	88,569,600	貸付有価証券 300株(300株)
シンシア	400	416.00	166,400	
松風	8,700	4,795.00	41,716,500	
セイコーグループ	26,700	3,785.00	101,059,500	貸付有価証券 100株
ニプロ	159,700	1,314.00	209,845,800	貸付有価証券 62,000株(53,600株)
KYORITSU	6,300	161.00	1,014,300	貸付有価証券 200株
中本パックス	1,400	1,562.00	2,186,800	貸付有価証券 600株(600株)
パラマウントベッドホールディングス	39,800	2,481.00	98,743,800	
トランザクション	12,600	1,950.00	24,570,000	貸付有価証券 5,800株(100株)
粧美堂	1,200	550.00	660,000	貸付有価証券 300株
ニホンフラッシュ	18,000	904.00	16,272,000	貸付有価証券 400株(400株)
前田工織	34,100	1,638.00	55,855,800	貸付有価証券 4,000株(4,000株)
永大産業	5,000	220.00	1,100,000	貸付有価証券 400株(200株)
アートネイチャー	17,200	812.00	13,966,400	

フルヤ金属	18,200	3,985.00	72,527,000	貸付有価証券 1,500株(500株)
バンダイナムコホールディングス	520,000	3,259.00	1,694,680,000	
アイフェイスジャパン	1,200	566.00	679,200	
SHOEI	53,900	2,276.00	122,676,400	貸付有価証券 8,800株(800株)
フランスベッドホールディングス	24,800	1,204.00	29,859,200	貸付有価証券 3,900株(3,800株)
パイロットコーポレーション	30,000	4,244.00	127,320,000	貸付有価証券 900株(500株)
萩原工業	12,800	1,505.00	19,264,000	貸付有価証券 5,900株
フジシールインターナショナル	38,800	2,230.00	86,524,000	
タカラトミー	87,200	3,519.00	306,856,800	貸付有価証券 2,000株(2,000株)
広済堂ホールディングス	61,900	492.00	30,454,800	貸付有価証券 13,600株
エステールホールディングス	1,000	631.00	631,000	貸付有価証券 400株
タカノ	1,600	856.00	1,369,600	貸付有価証券 700株
プロネクサス	19,900	1,230.00	24,477,000	貸付有価証券 100株(100株)
ホクシン	3,300	107.00	353,100	貸付有価証券 1,500株
ウッドワン	1,600	791.00	1,265,600	貸付有価証券 700株(700株)
TOPPANホールディングス	228,300	4,174.00	952,924,200	
大日本印刷	198,600	5,104.00	1,013,654,400	貸付有価証券 5,000株
共同印刷	5,400	3,325.00	17,955,000	
NISSHA	32,800	1,985.00	65,108,000	貸付有価証券 5,600株(900株)
光村印刷	400	1,518.00	607,200	
TAKARA & COMPANY	11,300	2,751.00	31,086,300	
アシックス	707,200	2,653.50	1,876,555,200	貸付有価証券 13,300株(13,200株)
ツツミ	4,500	2,155.00	9,697,500	
ローランド	14,100	3,880.00	54,708,000	貸付有価証券 800株(800株)
小松ウオール工業	7,800	3,010.00	23,478,000	
ヤマハ	116,700	3,520.00	410,784,000	貸付有価証券 1,100株(400株)

河合楽器製作所	5,800	2,717.00	15,758,600	
クリナップ	18,800	721.00	13,554,800	貸付有価証券 200株 (200株)
ピジョン	122,000	1,580.50	192,821,000	貸付有価証券 600株
キングジム	16,900	856.00	14,466,400	貸付有価証券 7,800株 (200株)
リンテック	38,500	3,215.00	123,777,500	
イトーキ	38,200	1,426.00	54,473,200	貸付有価証券 4,400株 (1,300株)
任天堂	1,209,300	7,763.00	9,387,795,900	
三菱鉛筆	26,500	2,401.00	63,626,500	貸付有価証券 1,900株 (600株)
タカラスタンダード	39,200	1,558.00	61,073,600	
コクヨ	95,800	2,488.00	238,350,400	貸付有価証券 44,500株
ナカバヤシ	20,600	525.00	10,815,000	貸付有価証券 200株 (200株)
グローブライド	17,200	1,851.00	31,837,200	
オカムラ	57,700	2,020.00	116,554,000	貸付有価証券 1,600株
美津濃	19,000	9,170.00	174,230,000	
東京電力ホールディングス	1,726,700	678.90	1,172,256,630	貸付有価証券 6,800株
中部電力	705,900	1,804.50	1,273,796,550	貸付有価証券 200株
関西電力	739,700	2,496.50	1,846,661,050	
中国電力	332,800	1,011.00	336,460,800	貸付有価証券 5,000株
北陸電力	195,900	980.50	192,079,950	貸付有価証券 36,900株 (300株)
東北電力	504,300	1,360.50	686,100,150	
四国電力	178,400	1,313.50	234,328,400	貸付有価証券 500株 (500株)
九州電力	441,600	1,555.00	686,688,000	
北海道電力	185,100	1,043.50	193,151,850	貸付有価証券 54,400株 (6,600株)
沖縄電力	48,900	1,080.00	52,812,000	貸付有価証券 4,600株 (700株)
電源開発	157,300	2,436.00	383,182,800	貸付有価証券 13,000株 (13,000株)
エフオン	13,900	379.00	5,268,100	
イーレックス	34,100	732.00	24,961,200	貸付有価証券 15,700株 (4,900株)
レノバ	51,100	1,003.00	51,253,300	貸付有価証券 20,400株 (1,100株)

東京瓦斯	372,900	3,571.00	1,331,625,900	貸付有価証券 14,400株(14,400株)
大阪瓦斯	381,700	3,526.00	1,345,874,200	貸付有価証券 500株
東邦瓦斯	82,900	4,262.00	353,319,800	貸付有価証券 9,800株(6,100株)
北海道瓦斯	11,400	3,140.00	35,796,000	貸付有価証券 100株
広島ガス	40,500	387.00	15,673,500	貸付有価証券 900株(900株)
西部ガスホールディングス	20,000	1,880.00	37,600,000	貸付有価証券 400株(400株)
静岡ガス	43,700	1,117.00	48,812,900	
メタウォーター	22,900	1,692.00	38,746,800	
SBSホールディングス	17,100	2,456.00	41,997,600	貸付有価証券 600株(600株)
東武鉄道	210,400	2,582.00	543,252,800	
相鉄ホールディングス	68,500	2,428.50	166,352,250	貸付有価証券 1,100株(900株)
東急	537,100	1,858.50	998,200,350	貸付有価証券 5,400株(5,400株)
京浜急行電鉄	237,000	1,171.00	277,527,000	貸付有価証券 17,900株(12,400株)
小田急電鉄	316,800	1,711.50	542,203,200	貸付有価証券 14,300株(900株)
京王電鉄	92,100	3,572.00	328,981,200	
京成電鉄	123,500	4,417.00	545,499,500	貸付有価証券 12,600株(2,100株)
富士急行	23,600	2,547.00	60,109,200	貸付有価証券 1,300株(1,200株)
東日本旅客鉄道	1,055,700	2,851.50	3,010,328,550	貸付有価証券 9,200株
西日本旅客鉄道	454,400	2,726.00	1,238,694,400	
東海旅客鉄道	737,800	3,337.00	2,462,038,600	貸付有価証券 8,600株
西武ホールディングス	231,700	3,305.00	765,768,500	貸付有価証券 1,100株
鴻池運輸	32,600	2,437.00	79,446,200	
西日本鉄道	51,200	2,336.50	119,628,800	貸付有価証券 3,700株(3,600株)
ハマキョウレックス	16,300	4,875.00	79,462,500	貸付有価証券 500株(500株)
サカイ引越センター	21,200	2,517.00	53,360,400	貸付有価証券 800株
近鉄グループホールディングス	191,200	3,459.00	661,360,800	貸付有価証券 1,900株

阪急阪神ホールディングス	255,000	4,529.00	1,154,895,000	貸付有価証券 1,200株(1,000株)
南海電気鉄道	85,300	2,336.00	199,260,800	貸付有価証券 900株(800株)
京阪ホールディングス	105,400	2,900.50	305,712,700	貸付有価証券 3,500株(1,400株)
神戸電鉄	5,200	2,598.00	13,509,600	貸付有価証券 2,300株
名古屋鉄道	197,300	1,717.00	338,764,100	貸付有価証券 20,600株(3,900株)
山陽電気鉄道	14,400	2,019.00	29,073,600	貸付有価証券 6,600株
アルプス物流	15,300	5,760.00	88,128,000	
ヤマトホールディングス	232,400	1,646.00	382,530,400	
山九	46,200	4,726.00	218,341,200	貸付有価証券 200株(200株)
丸運	2,500	566.00	1,415,000	貸付有価証券 1,100株
丸全昭和運輸	11,800	4,845.00	57,171,000	
センコーグループホールディングス	101,300	1,204.00	121,965,200	貸付有価証券 4,600株
トナミホールディングス	4,200	6,250.00	26,250,000	
ニッコンホールディングス	58,900	3,747.00	220,698,300	貸付有価証券 1,600株(1,300株)
日本石油輸送	400	2,868.00	1,147,200	
福山通運	17,500	3,840.00	67,200,000	貸付有価証券 900株
セイノーホールディングス	107,500	2,433.50	261,601,250	貸付有価証券 50,000株(20,200株)
神奈川中央交通	5,400	3,365.00	18,171,000	貸付有価証券 2,500株
AZ-COM丸和ホールディングス	48,900	1,127.00	55,110,300	貸付有価証券 15,800株(4,600株)
C&Fロジホールディングス	5,500	5,720.00	31,460,000	
九州旅客鉄道	135,200	4,082.00	551,886,400	
SGホールディングス	321,100	1,602.50	514,562,750	貸付有価証券 1,900株(1,900株)
NIPPON EXPRESSホールディングス	71,400	7,280.00	519,792,000	貸付有価証券 3,500株
日本郵船	495,300	4,797.00	2,375,954,100	貸付有価証券 18,500株(18,500株)
商船三井	415,400	4,889.00	2,030,890,600	貸付有価証券 22,100株(22,100株)
川崎汽船	460,800	2,010.50	926,438,400	貸付有価証券 148,100株(65,800株)

				株)
N S ユナイテッド海運	10,300	4,495.00	46,298,500	貸付有価証券 1,600株 (300株)
明海グループ	4,600	712.00	3,275,200	貸付有価証券 2,100株 (1,500株)
飯野海運	70,200	1,217.00	85,433,400	貸付有価証券 14,800株 (9,100株)
共栄タンカー	800	998.00	798,400	貸付有価証券 300株 (300株)
乾汽船	22,400	1,113.00	24,931,200	貸付有価証券 2,400株 (2,000株)
日本航空	469,700	2,386.50	1,120,939,050	貸付有価証券 10,500株
A N Aホールディングス	520,400	2,953.00	1,536,741,200	貸付有価証券 46,900株
パスコ	800	2,057.00	1,645,600	
トランコム	5,500	7,060.00	38,830,000	
日新	14,500	4,385.00	63,582,500	貸付有価証券 900株 (900株)
三菱倉庫	45,600	5,194.00	236,846,400	貸付有価証券 100株 (100株)
三井倉庫ホールディングス	17,900	5,700.00	102,030,000	
住友倉庫	51,100	2,737.00	139,860,700	貸付有価証券 2,600株 (2,300株)
澁澤倉庫	8,700	2,966.00	25,804,200	
東陽倉庫	1,100	1,348.00	1,482,800	
日本トランスシティ	38,500	879.00	33,841,500	貸付有価証券 600株 (600株)
ケイヒン	700	2,041.00	1,428,700	
中央倉庫	10,200	1,409.00	14,371,800	貸付有価証券 4,700株 (100株)
川西倉庫	800	1,151.00	920,800	貸付有価証券 300株 (200株)
安田倉庫	13,000	1,701.00	22,113,000	
ファイズホールディングス	600	861.00	516,600	
東洋埠頭	1,200	1,283.00	1,539,600	貸付有価証券 100株 (100株)
上組	88,300	3,342.00	295,098,600	貸付有価証券 700株 (700株)
サンリツ	1,000	795.00	795,000	
キムラユニティー	2,000	1,497.00	2,994,000	貸付有価証券 200株
キューソー流通システム	12,700	1,985.00	25,209,500	貸付有価証券 1,500株
東海運	2,500	324.00	810,000	

エーアイテイー	12,000	1,672.00	20,064,000	貸付有価証券 300株 (300株)
内外トランスライン	7,700	2,685.00	20,674,500	
日本コンセプト	7,000	1,688.00	11,816,000	貸付有価証券 100株 (100株)
NEC ネットエスアイ	74,900	2,631.00	197,061,900	
クロスキャット	12,200	1,156.00	14,103,200	貸付有価証券 3,900株
システナ	290,700	393.00	114,245,100	貸付有価証券 6,100株 (6,100株)
デジタルアーツ	12,100	4,370.00	52,877,000	貸付有価証券 1,500株 (1,000株)
日鉄ソリューションズ	65,500	3,660.00	239,730,000	貸付有価証券 30,300株 (30,300株)
キューブシステム	10,200	1,057.00	10,781,400	貸付有価証券 4,700株
コア	8,500	1,758.00	14,943,000	
手間いらず	3,200	3,370.00	10,784,000	貸付有価証券 100株 (100株)
ラクーンホールディングス	14,300	687.00	9,824,100	貸付有価証券 6,600株 (3,800株)
ソリトンシステムズ	9,900	1,066.00	10,553,400	
ソフトクリエイイトホールディングス	15,800	1,700.00	26,860,000	貸付有価証券 100株 (100株)
T I S	203,100	3,545.00	719,989,500	貸付有価証券 100株
テクミラホールディングス	2,000	332.00	664,000	貸付有価証券 800株 (300株)
グリー	64,400	453.00	29,173,200	貸付有価証券 3,300株 (2,400株)
GMOペパボ	2,400	1,358.00	3,259,200	
コーエーテクモホールディングス	120,400	1,600.00	192,640,000	貸付有価証券 43,900株
三菱総合研究所	9,400	4,095.00	38,493,000	貸付有価証券 100株 (100株)
ボルテージ	1,200	232.00	278,400	貸付有価証券 100株
電算	500	1,409.00	704,500	
A G S	1,800	875.00	1,575,000	貸付有価証券 800株
ファインデックス	15,200	883.00	13,421,600	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
ブレインパッド	16,000	861.00	13,776,000	貸付有価証券 4,100株 (300株)
K L a b	46,700	197.00	9,199,900	貸付有価証券 11,600株 (500株)
ポールトゥウィンホール	32,800	413.00	13,546,400	貸付有価証券

ディングス				2,300株(2,100株)
ネクソン	421,800	2,730.00	1,151,514,000	貸付有価証券 700株
アイスタイル	64,200	507.00	32,549,400	貸付有価証券 1,500株(1,300株)
エムアップホールディングス	23,500	1,281.00	30,103,500	貸付有価証券 200株
エイチーム	12,800	708.00	9,062,400	貸付有価証券 1,300株(800株)
エニグモ	24,400	334.00	8,149,600	貸付有価証券 1,600株(200株)
テクノスジャパン	3,800	669.00	2,542,200	
e n i s h	5,800	184.00	1,067,200	貸付有価証券 2,600株
コロプラ	65,300	569.00	37,155,700	貸付有価証券 6,900株(3,600株)
オルトプラス	4,200	101.00	424,200	貸付有価証券 1,900株
ブロードリーフ	77,100	697.00	53,738,700	貸付有価証券 3,900株(3,100株)
クロス・マーケティンググループ	2,000	682.00	1,364,000	貸付有価証券 900株(900株)
デジタルハーツホールディングス	12,000	827.00	9,924,000	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
メディアドゥ	8,700	1,418.00	12,336,600	貸付有価証券 200株(200株)
じげん	56,000	553.00	30,968,000	貸付有価証券 10,100株(8,700株)
ブイキューブ	26,400	213.00	5,623,200	貸付有価証券 4,700株(100株)
エンカレッジ・テクノロジー	1,000	598.00	598,000	
サイバーリンクス	1,600	741.00	1,185,600	
ディー・エル・イー	3,000	116.00	348,000	貸付有価証券 1,400株
フィックスターズ	19,300	1,476.00	28,486,800	貸付有価証券 4,400株(2,800株)
CARTA HOLDINGS	10,900	1,324.00	14,431,600	貸付有価証券 4,000株
オブティム	19,800	605.00	11,979,000	貸付有価証券 9,200株(4,400株)
セレス	8,700	1,278.00	11,118,600	貸付有価証券 2,900株
SHIFT	12,800	12,200.00	156,160,000	貸付有価証券 5,900株
ティーガイア	20,100	3,740.00	75,174,000	貸付有価証券 100株
セック	2,900	4,145.00	12,020,500	

テクマトリックス	35,100	2,336.00	81,993,600	
プロシップ	9,200	1,392.00	12,806,400	
ガンホー・オンライン・ エンターテイメント	47,700	3,058.00	145,866,600	貸付有価証券 21,800株
GMOペイメントゲート ウェイ	43,900	8,876.00	389,656,400	貸付有価証券 2,800株(1,600株)
ザッパラス	1,000	355.00	355,000	貸付有価証券 300株(200株)
システムリサーチ	13,200	1,428.00	18,849,600	貸付有価証券 6,100株(100株)
インターネットイニシア ティブ	91,900	2,901.00	266,601,900	
さくらインターネット	24,000	3,605.00	86,520,000	貸付有価証券 11,100株
GMOグローバルサイ ン・ホールディングス	5,900	2,776.00	16,378,400	
SRAホールディングス	9,800	4,350.00	42,630,000	
システムインテグレータ	1,300	325.00	422,500	貸付有価証券 400株(200株)
朝日ネット	20,600	661.00	13,616,600	貸付有価証券 400株(400株)
eBASE	27,000	607.00	16,389,000	貸付有価証券 1,700株(1,300株)
アバントグループ	24,300	1,967.00	47,798,100	
アドソル日進	8,100	1,735.00	14,053,500	
ODKソリューションズ	800	581.00	464,800	貸付有価証券 300株
フリービット	8,400	1,188.00	9,979,200	
コムチュア	27,700	1,566.00	43,378,200	
アステリア	15,000	538.00	8,070,000	貸付有価証券 6,700株(3,500株)
アイル	10,800	2,848.00	30,758,400	貸付有価証券 2,400株(900株)
マークライنز	11,400	3,035.00	34,599,000	貸付有価証券 300株(300株)
メディカル・データ・ビ ジョン	22,900	525.00	12,022,500	貸付有価証券 2,500株(800株)
gumi	31,200	308.00	9,609,600	貸付有価証券 14,500株(1,800株)
ショーケース	1,000	251.00	251,000	貸付有価証券 400株(300株)
モバイルファクトリー	900	775.00	697,500	貸付有価証券 300株(300株)
テラスカイ	8,300	2,222.00	18,442,600	貸付有価証券 3,800株(2,400株)
デジタル・インフォメー ション・テクノロジ	10,000	1,889.00	18,890,000	貸付有価証券 200株(200株)

PCIホールディングス	1,700	1,105.00	1,878,500	貸付有価証券 700株(700株)
アイビーシー	700	516.00	361,200	貸付有価証券 100株
ネオジャパン	6,000	1,788.00	10,728,000	
PR TIMES	3,900	1,711.00	6,672,900	
ラクス	90,900	2,275.00	206,797,500	貸付有価証券 7,600株(1,900株)
ランドコンピュータ	2,100	732.00	1,537,200	
ダブルスタンダード	5,800	1,506.00	8,734,800	貸付有価証券 200株(200株)
オープンドア	11,200	703.00	7,873,600	貸付有価証券 5,200株(900株)
マイネット	1,400	337.00	471,800	
アカツキ	9,400	2,019.00	18,978,600	
ベネフィットジャパン	300	1,128.00	338,400	
Ubicomホールディングス	6,100	1,353.00	8,253,300	貸付有価証券 1,200株
カナミックネットワーク	24,100	531.00	12,797,100	貸付有価証券 2,400株(2,400株)
ノムラシステムコーポレーション	4,700	115.00	540,500	貸付有価証券 2,100株(2,100株)
チェンジホールディングス	42,300	1,287.00	54,440,100	貸付有価証券 19,500株(4,800株)
シンクロ・フード	2,700	498.00	1,344,600	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
オークネット	8,900	2,287.00	20,354,300	
キャピタル・アセット・プランニング	800	815.00	652,000	
セグエグループ	3,900	634.00	2,472,600	貸付有価証券 1,800株(300株)
エイトレッド	600	1,572.00	943,200	貸付有価証券 200株(200株)
マクロミル	37,700	780.00	29,406,000	貸付有価証券 5,800株
ビーグリー	800	1,322.00	1,057,600	
オロ	8,100	2,359.00	19,107,900	
ユーザーローカル	8,100	1,902.00	15,406,200	貸付有価証券 1,200株
テモナ	1,000	204.00	204,000	
ニーズウェル	4,700	314.00	1,475,800	貸付有価証券 2,100株(2,100株)
マネーフォワード	47,000	5,574.00	261,978,000	貸付有価証券 2,900株
サインポスト	1,600	498.00	796,800	貸付有価証券 700株(700株)

Sun Asterisk	13,600	567.00	7,711,200	貸付有価証券 6,300株(500株)
プラスアルファ・コンサルティング	24,200	1,967.00	47,601,400	貸付有価証券 1,000株
電算システムホールディングス	8,500	2,692.00	22,882,000	貸付有価証券 400株
Appier Group	58,500	1,615.00	94,477,500	貸付有価証券 27,200株(8,800株)
ビジョナル	22,700	9,090.00	206,343,000	貸付有価証券 900株(100株)
ソルクシーズ	3,500	294.00	1,029,000	貸付有価証券 1,400株
フェイス	1,200	398.00	477,600	貸付有価証券 300株
プロトコーポレーション	21,000	1,390.00	29,190,000	
ハイマックス	6,000	1,306.00	7,836,000	
野村総合研究所	416,000	5,150.00	2,142,400,000	
CEホールディングス	2,000	472.00	944,000	貸付有価証券 100株
日本システム技術	17,800	1,898.00	33,784,400	貸付有価証券 800株(800株)
インテージホールディングス	21,700	1,524.00	33,070,800	貸付有価証券 400株
東邦システムサイエンス	8,900	1,450.00	12,905,000	貸付有価証券 4,100株
ソースネクスト	87,900	199.00	17,492,100	貸付有価証券 40,900株(700株)
シンプレクス・ホールディングス	29,200	2,430.00	70,956,000	貸付有価証券 1,500株
HEROZ	7,500	1,019.00	7,642,500	貸付有価証券 3,000株(1,100株)
ラクスル	46,500	1,177.00	54,730,500	貸付有価証券 15,700株(4,100株)
メルカリ	93,800	2,374.00	222,681,200	貸付有価証券 22,400株(2,800株)
I P S	5,500	2,248.00	12,364,000	
F I G	5,000	365.00	1,825,000	貸付有価証券 2,300株(100株)
システムサポート	7,400	1,979.00	14,644,600	
イーソル	12,900	727.00	9,378,300	
東海ソフト	700	1,227.00	858,900	貸付有価証券 300株(300株)
ウイングアーク1st	20,000	2,861.00	57,220,000	貸付有価証券 300株(300株)
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	6,400	874.00	5,593,600	貸付有価証券 2,900株(100株)
サーバーワークス	3,900	2,769.00	10,799,100	

東名	900	1,408.00	1,267,200	
ヴィッツ	400	804.00	321,600	
トビラシステムズ	1,200	728.00	873,600	貸付有価証券 200株(200株)
S a n s a n	63,200	2,297.00	145,170,400	貸付有価証券 15,100株(9,900株)
L i n k-Uグループ	800	483.00	386,400	貸付有価証券 100株
ギフトィ	16,900	1,132.00	19,130,800	貸付有価証券 7,800株(6,400株)
メドレー	21,100	3,515.00	74,166,500	貸付有価証券 8,200株
ベース	9,400	3,130.00	29,422,000	貸付有価証券 500株
J M D C	32,800	4,586.00	150,420,800	貸付有価証券 15,200株(5,100株)
フォーカスシステムズ	12,800	1,136.00	14,540,800	
クレスコ	31,500	1,224.00	38,556,000	
フジ・メディア・ホールディングス	184,500	1,684.00	310,698,000	
オービック	64,200	25,065.00	1,609,173,000	
ジャストシステム	27,600	3,395.00	93,702,000	貸付有価証券 100株(100株)
T D Cソフト	36,000	1,182.00	42,552,000	貸付有価証券 400株(400株)
L I N Eヤフー	2,735,400	395.30	1,081,303,620	貸付有価証券 115,200株
トレンドマイクロ	100,900	8,680.00	875,812,000	貸付有価証券 2,500株(1,000株)
I Dホールディングス	12,900	1,383.00	17,840,700	
日本オラクル	36,800	13,200.00	485,760,000	貸付有価証券 900株(900株)
アルファシステムズ	5,000	2,838.00	14,190,000	
フューチャー	47,800	1,775.00	84,845,000	貸付有価証券 1,900株(700株)
C A C H o l d i n g s	11,800	1,745.00	20,591,000	貸付有価証券 1,000株
トーセ	1,200	635.00	762,000	
オービックビジネスコンサルティング	27,000	7,140.00	192,780,000	貸付有価証券 200株
アイティフォー	24,600	1,317.00	32,398,200	
東計電算	5,400	4,375.00	23,625,000	
エックスネット	600	1,474.00	884,400	貸付有価証券 200株(200株)
大塚商会	217,800	3,479.00	757,726,200	貸付有価証券 7,700株(300株)

サイボウズ	26,500	1,616.00	42,824,000	貸付有価証券 1,500株(700株)
電通総研	18,700	5,790.00	108,273,000	
A C C E S S	20,000	1,433.00	28,660,000	貸付有価証券 9,300株
デジタルガレージ	30,700	2,809.00	86,236,300	貸付有価証券 600株
EMシステムズ	32,000	536.00	17,152,000	
ウェザーニューズ	5,900	5,600.00	33,040,000	貸付有価証券 1,900株(100株)
C I J	47,800	426.00	20,362,800	貸付有価証券 1,000株(700株)
ビジネスエンジニアリン グ	4,500	4,225.00	19,012,500	貸付有価証券 2,100株
日本エンタープライズ	4,400	117.00	514,800	貸付有価証券 1,800株(100株)
WOWOW	14,500	1,072.00	15,544,000	貸付有価証券 1,100株
スカラ	17,800	479.00	8,526,200	貸付有価証券 5,900株(600株)
インテリジェント ウェ イブ	2,300	901.00	2,072,300	
ANYCOLOR	26,100	2,323.00	60,630,300	貸付有価証券 12,000株(10,600 株)
I M A G I C A G R O U P	19,200	483.00	9,273,600	貸付有価証券 3,500株(500株)
ネットワンシステムズ	74,800	3,537.00	264,567,600	
システムソフト	66,800	62.00	4,141,600	貸付有価証券 26,300株(1,200株)
アルゴグラフィックス	17,600	5,010.00	88,176,000	貸付有価証券 200株(200株)
マーベラス	31,200	598.00	18,657,600	貸付有価証券 500株
エイベックス	32,700	1,416.00	46,303,200	
B I P R O G Y	62,800	4,756.00	298,676,800	貸付有価証券 2,700株(2,500株)
都築電気	10,100	2,275.00	22,977,500	貸付有価証券 4,700株(200株)
T B S ホールディングス	96,600	3,907.00	377,416,200	貸付有価証券 10,300株
日本テレビホールディン グス	170,100	2,333.50	396,928,350	貸付有価証券 32,200株(2,100株)
朝日放送グループホール ディングス	18,000	638.00	11,484,000	貸付有価証券 8,300株
テレビ朝日ホールディン グス	46,600	1,965.00	91,569,000	
スカパー J S A T ホール ディングス	149,200	848.00	126,521,600	貸付有価証券 300株

テレビ東京ホールディングス	13,800	3,680.00	50,784,000	貸付有価証券 6,400株(5,500株)
日本BS放送	1,500	879.00	1,318,500	貸付有価証券 700株(700株)
ビジョン	28,700	1,323.00	37,970,100	貸付有価証券 4,000株
スマートバリュー	1,200	296.00	355,200	貸付有価証券 500株(200株)
U-NEXT HOLDINGS	21,500	5,520.00	118,680,000	貸付有価証券 10,000株
ワイヤレスゲート	2,000	262.00	524,000	貸付有価証券 900株
日本通信	189,100	170.00	32,147,000	貸付有価証券 47,700株(40,100株)
クロップス	500	984.00	492,000	
日本電信電話	57,145,200	155.50	8,886,078,600	貸付有価証券 439,500株(439,500株)
KDDI	1,413,000	4,851.00	6,854,463,000	貸付有価証券 24,700株
ソフトバンク	3,070,700	1,996.00	6,129,117,200	貸付有価証券 138,700株
光通信	19,000	31,540.00	599,260,000	貸付有価証券 300株
エムティーアイ	13,200	1,100.00	14,520,000	貸付有価証券 400株(200株)
GMOインターネットグループ	62,600	2,497.00	156,312,200	貸付有価証券 200株
ファイバーゲート	10,300	1,094.00	11,268,200	貸付有価証券 4,700株(4,600株)
アイドママーケティングコミュニケーション	1,200	221.00	265,200	
KADOKAWA	101,600	3,020.00	306,832,000	貸付有価証券 200株
学研ホールディングス	35,200	989.00	34,812,800	
ゼンリン	32,800	860.00	28,208,000	貸付有価証券 100株
昭文社ホールディングス	1,800	374.00	673,200	貸付有価証券 700株
インプレスホールディングス	4,300	148.00	636,400	
アイネット	11,600	1,542.00	17,887,200	貸付有価証券 4,200株(1,700株)
松竹	10,000	9,654.00	96,540,000	貸付有価証券 4,500株
東宝	106,900	5,849.00	625,258,100	貸付有価証券 12,600株
東映	31,700	4,400.00	139,480,000	

NTTデータグループ	502,300	2,325.00	1,167,847,500	
ピー・シー・エー	11,000	2,024.00	22,264,000	貸付有価証券 200株(200株)
ビジネスブレイン太田昭和	7,500	1,823.00	13,672,500	貸付有価証券 100株(100株)
DTS	38,000	4,095.00	155,610,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	87,800	5,532.00	485,709,600	
シーイーシー	24,200	1,859.00	44,987,800	
カブコン	343,600	3,243.00	1,114,294,800	貸付有価証券 2,200株
アイ・エス・ビー	9,000	1,438.00	12,942,000	貸付有価証券 100株(100株)
SCSK	134,400	2,947.50	396,144,000	
NSW	8,500	2,933.00	24,930,500	
アイネス	15,000	1,545.00	23,175,000	
TKC	34,300	3,765.00	129,139,500	貸付有価証券 200株(200株)
富士ソフト	53,100	9,430.00	500,733,000	貸付有価証券 21,900株(14,700株)
NSD	67,800	3,150.00	213,570,000	貸付有価証券 200株(200株)
コナミグループ	72,000	13,125.00	945,000,000	貸付有価証券 100株(100株)
福井コンピュータホールディングス	11,900	2,572.00	30,606,800	
JBCCHホールディングス	12,700	4,510.00	57,277,000	
ミロク情報サービス	17,500	1,862.00	32,585,000	貸付有価証券 7,500株
ソフトバンクグループ	947,700	7,708.00	7,304,871,600	貸付有価証券 3,100株(3,100株)
リョーサン菱洋ホールディングス	38,100	2,675.00	101,917,500	貸付有価証券 2,000株
高千穂交易	8,000	3,885.00	31,080,000	貸付有価証券 3,700株(400株)
オルパヘルスケアホールディングス	700	1,882.00	1,317,400	
伊藤忠食品	4,600	7,240.00	33,304,000	
エレマテック	18,200	1,723.00	31,358,600	
あらた	31,000	3,620.00	112,220,000	
トーマンデバイス	2,900	5,590.00	16,211,000	貸付有価証券 1,300株
東京エレクトロンデバイス	20,200	3,540.00	71,508,000	貸付有価証券 5,600株(900株)
円谷フィールズホールディングス	32,800	1,978.00	64,878,400	貸付有価証券

インクス				15,200株 (11,600株)
双日	225,600	3,281.00	740,193,600	貸付有価証券 300株 (300株)
アルフレッサホールディングス	203,400	2,421.00	492,431,400	貸付有価証券 700株
横浜冷凍	50,900	983.00	50,034,700	貸付有価証券 3,600株 (3,500株)
神栄	700	1,652.00	1,156,400	貸付有価証券 100株
ラサ商事	10,300	1,467.00	15,110,100	
アルコニックス	26,700	1,369.00	36,552,300	
神戸物産	156,800	4,327.00	678,473,600	貸付有価証券 17,800株 (1,200株)
ハイパー	1,000	324.00	324,000	
あいホールディングス	33,600	2,405.00	80,808,000	貸付有価証券 1,100株
ディーブイエックス	1,200	949.00	1,138,800	
ダイワボウホールディングス	89,700	2,715.50	243,580,350	貸付有価証券 600株 (600株)
マクニカホールディングス	48,000	5,509.00	264,432,000	貸付有価証券 3,800株
ラクト・ジャパン	8,600	3,020.00	25,972,000	
グリムス	8,500	2,499.00	21,241,500	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	30,700	1,238.00	38,006,600	貸付有価証券 300株 (100株)
八洲電機	16,400	1,572.00	25,780,800	貸付有価証券 7,600株
メディアスホールディングス	11,800	759.00	8,956,200	貸付有価証券 5,400株
レスター	17,200	2,688.00	46,233,600	貸付有価証券 300株 (300株)
ジオリーブグループ	1,000	1,135.00	1,135,000	
大光	2,300	613.00	1,409,900	貸付有価証券 1,100株
OCHIホールディングス	1,000	1,380.00	1,380,000	
TOKAIホールディングス	110,100	994.00	109,439,400	貸付有価証券 900株 (900株)
黒谷	1,200	602.00	722,400	貸付有価証券 500株
Cominix	900	874.00	786,600	
三洋貿易	20,800	1,471.00	30,596,800	
ビューティガレージ	6,400	1,481.00	9,478,400	貸付有価証券 2,600株 (1,700株)
ウイン・パートナーズ	13,100	1,149.00	15,051,900	貸付有価証券 4,800株 (100株)

ミタチ産業	1,300	1,085.00	1,410,500	貸付有価証券 500株 (500株)
シップヘルスケアホールディングス	72,800	2,150.00	156,520,000	
明治電機工業	7,500	1,451.00	10,882,500	
デリカフーズホールディングス	1,900	574.00	1,090,600	貸付有価証券 800株
スターティアホールディングス	1,200	2,022.00	2,426,400	貸付有価証券 400株 (400株)
コメダホールディングス	49,700	2,699.00	134,140,300	貸付有価証券 8,600株 (2,500株)
ピーバンドットコム	600	367.00	220,200	
アセンテック	7,800	547.00	4,266,600	貸付有価証券 2,900株 (1,200株)
富士興産	1,300	1,511.00	1,964,300	貸付有価証券 300株 (100株)
協栄産業	500	2,269.00	1,134,500	貸付有価証券 200株
フルサト・マルカホールディングス	16,200	2,274.00	36,838,800	
ヤマエグループホールディングス	17,800	1,988.00	35,386,400	貸付有価証券 2,600株 (2,400株)
小野建	20,400	1,488.00	30,355,200	貸付有価証券 200株 (200株)
南陽	1,800	1,071.00	1,927,800	
佐島電機	14,100	1,932.00	27,241,200	
エコートレーディング	900	893.00	803,700	貸付有価証券 300株 (300株)
伯東	11,600	4,725.00	54,810,000	貸付有価証券 5,300株 (400株)
コンドーテック	15,600	1,220.00	19,032,000	
中山福	2,400	375.00	900,000	
ナガイレーベン	25,600	2,476.00	63,385,600	貸付有価証券 3,000株 (200株)
三菱食品	18,700	5,110.00	95,557,000	
松田産業	15,400	3,115.00	47,971,000	
第一興商	78,400	1,682.00	131,868,800	
メディパルホールディングス	206,100	2,643.50	544,825,350	
S P K	9,000	2,060.00	18,540,000	貸付有価証券 100株 (100株)
萩原電気ホールディングス	8,700	3,495.00	30,406,500	貸付有価証券 100株 (100株)
アズワン	62,800	2,821.00	177,158,800	貸付有価証券 3,300株 (1,200株)
スズデン	7,100	1,894.00	13,447,400	貸付有価証券 800株

尾家産業	1,100	1,958.00	2,153,800	貸付有価証券 200株
シモジマ	13,600	1,297.00	17,639,200	貸付有価証券 100株 (100株)
ドウシシャ	18,700	2,174.00	40,653,800	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
小津産業	1,000	1,646.00	1,646,000	貸付有価証券 400株 (300株)
高速	12,000	2,358.00	28,296,000	
たけびし	7,700	2,338.00	18,002,600	貸付有価証券 3,600株
リックス	5,100	2,824.00	14,402,400	
丸文	18,100	1,043.00	18,878,300	貸付有価証券 300株 (200株)
ハビネット	17,200	4,010.00	68,972,000	貸付有価証券 300株
橋本総業ホールディングス	8,000	1,187.00	9,496,000	貸付有価証券 3,700株 (200株)
日本ライフライン	54,300	1,175.00	63,802,500	貸付有価証券 5,400株
タカショー	17,600	467.00	8,219,200	貸付有価証券 8,200株 (1,200株)
I DOM	53,600	1,086.00	58,209,600	
進和	12,400	2,536.00	31,446,400	
エスケイジャパン	1,100	720.00	792,000	貸付有価証券 100株 (100株)
ダイトロン	8,800	2,625.00	23,100,000	
シークス	28,900	1,066.00	30,807,400	貸付有価証券 7,300株
田中商事	1,300	676.00	878,800	
オーハシテクニカ	10,600	1,783.00	18,899,800	貸付有価証券 100株 (100株)
白銅	5,700	2,478.00	14,124,600	貸付有価証券 2,700株
ダイコー通産	500	1,174.00	587,000	
伊藤忠商事	1,362,300	7,530.00	10,258,119,000	貸付有価証券 1,700株 (300株)
丸紅	1,681,100	2,327.50	3,912,760,250	
高島	3,000	1,308.00	3,924,000	貸付有価証券 200株 (200株)
長瀬産業	90,500	3,100.00	280,550,000	貸付有価証券 400株
蝶理	12,700	3,520.00	44,704,000	貸付有価証券 200株 (200株)
豊田通商	532,600	2,624.00	1,397,542,400	
三共生興	28,100	579.00	16,269,900	貸付有価証券 100株 (100株)

兼松	84,700	2,434.00	206,159,800	
ツカモトコーポレーション	600	1,190.00	714,000	
三井物産	3,036,000	2,878.50	8,739,126,000	
日本紙パルプ商事	9,700	6,360.00	61,692,000	
カメイ	21,500	2,017.00	43,365,500	
東都水産	200	6,610.00	1,322,000	
OUGホールディングス	700	2,594.00	1,815,800	貸付有価証券 200株
スターゼン	14,000	2,827.00	39,578,000	貸付有価証券 100株 (100株)
山善	61,400	1,377.00	84,547,800	貸付有価証券 28,600株 (28,500 株)
椿本興業	12,600	1,753.00	22,087,800	貸付有価証券 5,800株
住友商事	1,226,500	3,245.00	3,979,992,500	
内田洋行	8,200	6,830.00	56,006,000	
三菱商事	3,891,500	2,879.00	11,203,628,500	貸付有価証券 9,500株 (9,500株)
第一実業	19,100	2,382.00	45,496,200	貸付有価証券 100株 (100株)
キャノンマーケティング ジャパン	46,900	4,657.00	218,413,300	貸付有価証券 600株
西華産業	7,900	3,870.00	30,573,000	貸付有価証券 100株 (100株)
佐藤商事	14,100	1,405.00	19,810,500	
東京産業	18,500	712.00	13,172,000	貸付有価証券 500株
ユアサ商事	15,800	5,140.00	81,212,000	
神鋼商事	5,100	7,160.00	36,516,000	貸付有価証券 100株
トルク	3,200	209.00	668,800	貸付有価証券 1,000株
阪和興業	36,400	4,860.00	176,904,000	貸付有価証券 400株
正栄食品工業	13,500	4,610.00	62,235,000	貸付有価証券 6,200株
カナデン	15,200	1,415.00	21,508,000	貸付有価証券 1,000株 (400株)
RYODEN	16,300	2,510.00	40,913,000	
岩谷産業	46,100	8,438.00	388,991,800	貸付有価証券 3,800株
ナイス	1,400	1,891.00	2,647,400	貸付有価証券 600株
ニチモウ	1,400	1,849.00	2,588,600	

極東貿易	12,100	1,542.00	18,658,200	貸付有価証券 400株(400株)
アステナホールディングス	38,200	504.00	19,252,800	貸付有価証券 100株
三愛オブリ	47,300	1,986.00	93,937,800	
稲畑産業	39,200	3,265.00	127,988,000	貸付有価証券 400株(100株)
G S I クレオス	10,900	1,928.00	21,015,200	貸付有価証券 5,000株(100株)
明和産業	23,900	648.00	15,487,200	
クワザワホールディングス	1,600	658.00	1,052,800	貸付有価証券 700株
ワキタ	33,500	1,585.00	53,097,500	
東邦ホールディングス	54,700	4,844.00	264,966,800	貸付有価証券 25,400株(25,100株)
サンゲツ	46,600	2,849.00	132,763,400	貸付有価証券 200株
ミツウロコグループホールディングス	25,800	1,628.00	42,002,400	貸付有価証券 2,500株(200株)
シナネンホールディングス	5,600	5,670.00	31,752,000	貸付有価証券 100株
伊藤忠エネクス	50,200	1,603.00	80,470,600	
サンリオ	164,600	3,709.00	610,501,400	貸付有価証券 11,500株(9,300株)
サンワテクノス	10,300	1,974.00	20,332,200	貸付有価証券 400株(400株)
新光商事	27,200	913.00	24,833,600	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
トーヨー	7,900	2,775.00	21,922,500	
三信電気	8,200	1,986.00	16,285,200	貸付有価証券 100株(100株)
東陽テクニカ	18,700	1,572.00	29,396,400	
モスフードサービス	29,800	3,390.00	101,022,000	貸付有価証券 13,800株
加賀電子	18,500	5,260.00	97,310,000	貸付有価証券 1,200株
ソーダニッカ	21,400	1,164.00	24,909,600	貸付有価証券 500株(500株)
立花エレテック	13,400	2,612.00	35,000,800	貸付有価証券 200株(200株)
フォーバル	7,900	1,375.00	10,862,500	貸付有価証券 3,700株
P A L T A C	27,100	4,407.00	119,429,700	
三谷産業	35,400	324.00	11,469,600	貸付有価証券 1,100株(600株)
太平洋興発	1,700	741.00	1,259,700	

西本Wismettac ホールディングス	12,300	1,431.00	17,601,300	貸付有価証券 5,700株(4,000株)
ヤマシタヘルスケアホー ルディングス	400	2,615.00	1,046,000	
コア商事ホールディン グス	15,000	611.00	9,165,000	
KPPグループホールデ ィングス	52,500	672.00	35,280,000	
ヤマタネ	8,900	3,255.00	28,969,500	
丸紅建材リース	300	2,865.00	859,500	
泉州電業	14,000	4,500.00	63,000,000	貸付有価証券 100株
トラスコ中山	42,600	2,459.00	104,753,400	貸付有価証券 700株(500株)
オートボックスセブン	70,500	1,476.00	104,058,000	貸付有価証券 4,400株(3,600株)
モリト	16,100	1,344.00	21,638,400	
加藤産業	25,100	4,185.00	105,043,500	貸付有価証券 100株(100株)
北恵	1,100	905.00	995,500	
イエローハット	32,200	2,436.00	78,439,200	貸付有価証券 2,300株(2,300株)
JKホールディングス	15,600	983.00	15,334,800	貸付有価証券 500株(100株)
日伝	13,300	3,345.00	44,488,500	貸付有価証券 6,200株(400株)
北沢産業	2,700	360.00	972,000	貸付有価証券 100株(100株)
杉本商事	9,800	2,948.00	28,890,400	貸付有価証券 300株
因幡電機産業	52,500	3,805.00	199,762,500	
東テク	20,300	2,328.00	47,258,400	貸付有価証券 100株(100株)
ミスミグループ本社	306,200	2,621.50	802,703,300	
アルテック	2,400	230.00	552,000	貸付有価証券 100株
タキヒヨー	1,000	1,258.00	1,258,000	貸付有価証券 400株(100株)
蔵王産業	800	2,514.00	2,011,200	
スズケン	72,400	5,231.00	378,724,400	
ジェコス	12,100	926.00	11,204,600	
サンエー	30,900	2,565.00	79,258,500	
カワチ薬品	15,800	2,673.00	42,233,400	貸付有価証券 100株(100株)
エービーシー・マート	88,700	3,050.00	270,535,000	貸付有価証券 39,200株

ハードオフコーポレーション	9,000	1,905.00	17,145,000	
アスクル	48,900	2,067.00	101,076,300	貸付有価証券 3,500株(400株)
ゲオホールディングス	22,800	1,597.00	36,411,600	貸付有価証券 400株(400株)
アダストリア	24,500	3,575.00	87,587,500	貸付有価証券 5,700株
ジーフット	3,700	285.00	1,054,500	貸付有価証券 1,500株(300株)
シー・ヴィ・エス・ベイ エリア	600	561.00	336,600	貸付有価証券 100株
くら寿司	23,700	3,660.00	86,742,000	貸付有価証券 6,800株
キャンドゥ	7,200	3,325.00	23,940,000	貸付有価証券 900株(400株)
I Kホールディングス	1,500	358.00	537,000	貸付有価証券 700株
パルグループホールディ ングス	39,800	2,374.00	94,485,200	
エディオン	80,200	1,857.00	148,931,400	貸付有価証券 20,300株
サーラコーポレーション	42,600	838.00	35,698,800	
ワッツ	1,900	799.00	1,518,100	
ハローズ	9,200	4,105.00	37,766,000	貸付有価証券 100株(100株)
フジオフードグループ本 社	22,800	1,311.00	29,890,800	貸付有価証券 10,600株
あみやき亭	4,900	5,770.00	28,273,000	貸付有価証券 2,000株
ひらまつ	10,700	186.00	1,990,200	貸付有価証券 4,900株(1,400株)
大黒天物産	6,200	11,550.00	71,610,000	貸付有価証券 100株
ハニーズホールディン グス	18,000	1,592.00	28,656,000	貸付有価証券 7,900株(800株)
ファーマライズホール ディングス	1,000	609.00	609,000	貸付有価証券 400株
アルペン	16,700	2,138.00	35,704,600	貸付有価証券 7,600株
ハブ	1,500	760.00	1,140,000	貸付有価証券 600株(500株)
クオールホールディン グス	27,900	1,432.00	39,952,800	貸付有価証券 2,400株(2,400株)
ジンズホールディングス	15,500	5,180.00	80,290,000	貸付有価証券 7,100株
ビックカメラ	121,300	1,693.00	205,360,900	貸付有価証券 54,300株(400株)
D C Mホールディングス	104,900	1,460.00	153,154,000	貸付有価証券

				3,200株 (2,400株)
Monotaro	287,300	2,351.50	675,585,950	貸付有価証券 77,100株 (25,800株)
東京一番フーズ	1,300	514.00	668,200	貸付有価証券 600株
DDグループ	2,900	1,287.00	3,732,300	貸付有価証券 1,300株
きちりホールディングス	1,300	840.00	1,092,000	貸付有価証券 600株 (100株)
J. フロント リテイリング	232,600	1,462.00	340,061,200	貸付有価証券 25,000株
ドトール・日レスホールディングス	35,900	2,262.00	81,205,800	
マツキヨココカラ&カンパニー	368,700	2,219.50	818,329,650	貸付有価証券 20,000株 (16,600株)
ブロンコビリー	11,900	3,635.00	43,256,500	貸付有価証券 5,500株
ZOZO	129,100	4,704.00	607,286,400	貸付有価証券 3,700株 (2,400株)
トレジャー・ファクトリー	14,000	1,791.00	25,074,000	
物語コーポレーション	33,900	3,480.00	117,972,000	貸付有価証券 12,800株 (100株)
三越伊勢丹ホールディングス	335,500	2,221.00	745,145,500	貸付有価証券 7,400株
Hamee	8,200	1,129.00	9,257,800	貸付有価証券 1,800株
マーケットエンタープライズ	400	862.00	344,800	貸付有価証券 200株
ウエルシアホールディングス	105,200	2,013.00	211,767,600	貸付有価証券 11,900株 (8,800株)
クリエイトSDホールディングス	28,700	3,165.00	90,835,500	貸付有価証券 12,500株 (100株)
丸善CHIホールディングス	5,300	322.00	1,706,600	貸付有価証券 400株 (200株)
ミサワ	900	620.00	558,000	
ティーライフ	600	1,161.00	696,600	貸付有価証券 200株 (100株)
エー・ピーホールディングス	1,100	992.00	1,091,200	貸付有価証券 500株
チムニー	1,400	1,330.00	1,862,000	貸付有価証券 600株
シュッピン	18,300	1,320.00	24,156,000	
オイシックス・ラ・大地	27,200	1,353.00	36,801,600	貸付有価証券 12,600株 (7,400株)
ネクステージ	46,300	1,839.00	85,145,700	貸付有価証券 21,400株 (100株)

ジョイフル本田	56,200	2,161.00	121,448,200	貸付有価証券 2,300株(100株)
エターナルホスピタリティグループ	7,500	3,110.00	23,325,000	
ホットランド	15,500	2,276.00	35,278,000	貸付有価証券 7,200株
すかいらくホールディングス	277,000	2,289.00	634,053,000	貸付有価証券 113,200株(9,400株)
SFPホールディングス	9,800	1,960.00	19,208,000	貸付有価証券 4,500株
綿半ホールディングス	15,700	1,726.00	27,098,200	
ヨシックスホールディングス	5,200	3,170.00	16,484,000	貸付有価証券 1,200株
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	56,600	857.00	48,506,200	貸付有価証券 26,300株(1,200株)
ゴルフダイジェスト・オンライン	11,800	397.00	4,684,600	貸付有価証券 5,400株(2,200株)
BEENOS	12,000	2,477.00	29,724,000	貸付有価証券 700株(700株)
あさひ	18,800	1,544.00	29,027,200	貸付有価証券 200株(200株)
日本調剤	13,300	1,266.00	16,837,800	貸付有価証券 6,200株
コスモス薬品	34,400	7,202.00	247,748,800	貸付有価証券 4,800株
トーエル	2,000	826.00	1,652,000	貸付有価証券 900株
セブン&アイ・ホールディングス	2,052,200	2,133.50	4,378,368,700	貸付有価証券 123,200株
クリエイト・レストランツ・ホールディング	137,200	1,025.00	140,630,000	貸付有価証券 63,500株
ツルハホールディングス	42,600	8,858.00	377,350,800	貸付有価証券 1,600株
サンマルクホールディングス	16,300	2,065.00	33,659,500	貸付有価証券 200株(200株)
フェリシモ	1,000	907.00	907,000	貸付有価証券 100株
トリドールホールディングス	56,900	3,600.00	204,840,000	貸付有価証券 26,400株
TOKYO BASE	21,600	239.00	5,162,400	貸付有価証券 2,600株
ウイルプラスホールディングス	900	1,138.00	1,024,200	貸付有価証券 400株(400株)
JMホールディングス	15,300	3,015.00	46,129,500	
サツドラホールディングス	1,800	786.00	1,414,800	貸付有価証券 800株(800株)
アレンザホールディングス	15,100	1,055.00	15,930,500	

串カツ田中ホールディングス	6,100	1,458.00	8,893,800	貸付有価証券 2,800株
パロックジャパンリミテッド	15,800	761.00	12,023,800	貸付有価証券 3,800株(500株)
クスリのアオキホールディングス	61,000	3,335.00	203,435,000	貸付有価証券 2,800株(2,800株)
力の源ホールディングス	13,000	1,180.00	15,340,000	貸付有価証券 6,000株(800株)
FOOD & LIFE COMPANIE	108,100	2,651.00	286,573,100	貸付有価証券 500株
メディカルシステムネットワーク	21,900	449.00	9,833,100	
一家ホールディングス	1,100	697.00	766,700	貸付有価証券 500株
ジャパクラフトホールディングス	3,500	139.00	486,500	貸付有価証券 1,500株(100株)
はるやまホールディングス	2,100	572.00	1,201,200	貸付有価証券 1,000株
ノジマ	58,800	1,773.00	104,252,400	
カップ・クリエイト	31,900	1,730.00	55,187,000	貸付有価証券 14,800株
ライトオン	3,400	359.00	1,220,600	貸付有価証券 1,600株
良品計画	241,400	2,703.50	652,624,900	貸付有価証券 107,900株(900株)
パリミキホールディングス	5,600	336.00	1,881,600	貸付有価証券 2,600株(1,900株)
アドヴァングループ	17,300	918.00	15,881,400	貸付有価証券 400株(200株)
アルビス	6,600	2,730.00	18,018,000	貸付有価証券 400株
コナカ	5,400	241.00	1,301,400	貸付有価証券 2,400株
ハウス オブ ローゼ	600	1,525.00	915,000	貸付有価証券 100株
G-7ホールディングス	22,100	1,579.00	34,895,900	
イオン北海道	59,900	916.00	54,868,400	貸付有価証券 1,400株(1,200株)
コジマ	39,100	949.00	37,105,900	貸付有価証券 17,900株
ヒマラヤ	1,600	892.00	1,427,200	貸付有価証券 700株(100株)
コーナン商事	24,800	3,705.00	91,884,000	
エコス	7,500	2,059.00	15,442,500	貸付有価証券 3,400株
ワタミ	21,400	854.00	18,275,600	貸付有価証券 300株(300株)
マルシェ	1,600	206.00	329,600	貸付有価証券 700株(100株)

パン・パシフィック・インターナショナルホ	409,400	3,584.00	1,467,289,600	貸付有価証券 68,100株(3,000株)
西松屋チェーン	39,900	2,508.00	100,069,200	貸付有価証券 17,300株
ゼンショーホールディングス	103,200	7,527.00	776,786,400	
幸楽苑ホールディングス	15,000	1,216.00	18,240,000	貸付有価証券 7,000株(100株)
ハークスレイ	1,400	742.00	1,038,800	
サイゼリヤ	30,000	5,030.00	150,900,000	貸付有価証券 5,200株
V Tホールディングス	79,000	485.00	38,315,000	
魚力	7,100	2,435.00	17,288,500	貸付有価証券 3,200株
ポブラ	1,200	207.00	248,400	貸付有価証券 500株
フジ・コーポレーション	9,600	2,243.00	21,532,800	
ユナイテッドアローズ	23,800	2,200.00	52,360,000	
ハイデイ日高	30,100	2,647.00	79,674,700	貸付有価証券 12,100株(200株)
京都きもの友禅ホールディングス	2,500	95.00	237,500	貸付有価証券 1,100株(1,000株)
コロワイド	104,200	1,690.50	176,150,100	貸付有価証券 43,000株(2,700株)
壺番屋	80,000	1,009.00	80,720,000	貸付有価証券 37,200株
トップカルチャー	1,600	150.00	240,000	貸付有価証券 700株
P L A N T	1,000	1,576.00	1,576,000	貸付有価証券 400株(100株)
スギホールディングス	122,500	2,568.00	314,580,000	貸付有価証券 18,200株(18,100株)
薬王堂ホールディングス	9,900	2,524.00	24,987,600	
スクロール	30,200	955.00	28,841,000	貸付有価証券 700株(700株)
ヨンドシーホールディングス	19,200	1,863.00	35,769,600	貸付有価証券 2,000株
木曾路	30,700	2,450.00	75,215,000	貸付有価証券 14,200株(1,300株)
S R Sホールディングス	33,400	1,248.00	41,683,200	貸付有価証券 15,500株
千趣会	41,000	295.00	12,095,000	貸付有価証券 15,200株
リテールパートナーズ	30,100	1,373.00	41,327,300	貸付有価証券 11,900株(700株)
上新電機	20,100	2,732.00	54,913,200	
日本瓦斯	105,100	2,313.50	243,148,850	貸付有価証券

				300株 (300株)
ロイヤルホールディングス	35,700	2,388.00	85,251,600	貸付有価証券 16,600株
東天紅	300	800.00	240,000	
いなげや	19,700	1,210.00	23,837,000	貸付有価証券 600株
チヨダ	19,400	895.00	17,363,000	
ライフコーポレーション	21,300	3,555.00	75,721,500	
リンガーハット	26,100	2,162.00	56,428,200	貸付有価証券 9,400株 (100株)
MrMaxHD	25,500	690.00	17,595,000	貸付有価証券 500株 (500株)
テンアライド	6,300	298.00	1,877,400	貸付有価証券 2,900株 (1,100株)
AOKIホールディングス	43,400	1,209.00	52,470,600	
オークワ	29,200	921.00	26,893,200	貸付有価証券 2,100株 (800株)
コメリ	31,200	3,740.00	116,688,000	
青山商事	43,300	1,358.00	58,801,400	貸付有価証券 900株 (600株)
しまむら	47,600	7,758.00	369,280,800	
はせがわ	2,100	332.00	697,200	貸付有価証券 100株
高島屋	258,200	1,120.00	289,184,000	貸付有価証券 93,300株 (11,700株)
松屋	34,400	890.00	30,616,000	貸付有価証券 600株 (400株)
エイチ・ツー・オー リテイリング	103,400	2,115.00	218,691,000	貸付有価証券 48,100株 (1,700株)
近鉄百貨店	8,700	2,074.00	18,043,800	貸付有価証券 2,100株
丸井グループ	134,500	2,497.00	335,846,500	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
アクシアル リテイリング	55,300	959.00	53,032,700	貸付有価証券 100株 (100株)
井筒屋	2,100	424.00	890,400	貸付有価証券 1,000株
イオン	687,000	3,838.00	2,636,706,000	貸付有価証券 101,100株
イズミ	35,900	3,513.00	126,116,700	貸付有価証券 16,500株
平和堂	33,900	2,465.00	83,563,500	貸付有価証券 13,700株
フジ	31,100	1,961.00	60,987,100	貸付有価証券 13,400株
ヤオコー	24,000	9,989.00	239,736,000	貸付有価証券

				200株 (200株)
ゼビオホールディングス	27,500	1,249.00	34,347,500	
ケーズホールディングス	136,100	1,564.50	212,928,450	貸付有価証券 2,000株 (700株)
O l y m p i c グループ	2,000	500.00	1,000,000	
日産東京販売ホールディングス	6,700	439.00	2,941,300	
シルバーライフ	5,400	930.00	5,022,000	
Genky Drug Stores	17,800	3,680.00	65,504,000	貸付有価証券 700株 (700株)
ナルミヤ・インターナショナル	700	1,246.00	872,200	
ブックオフグループホールディングス	14,700	1,302.00	19,139,400	貸付有価証券 1,200株 (400株)
ギフトホールディングス	10,000	2,517.00	25,170,000	貸付有価証券 4,600株 (800株)
アインホールディングス	27,900	5,401.00	150,687,900	
Genki Global Dining	11,500	4,190.00	48,185,000	貸付有価証券 5,300株
ヤマダホールディングス	623,300	445.60	277,742,480	貸付有価証券 30,100株 (30,100株)
アークランズ	60,300	1,723.00	103,896,900	貸付有価証券 26,500株 (600株)
ニトリホールディングス	73,800	22,015.00	1,624,707,000	
グルメ杵屋	16,400	1,113.00	18,253,200	貸付有価証券 7,600株
愛眼	3,300	161.00	531,300	貸付有価証券 1,500株
ケーユーホールディングス	9,500	1,066.00	10,127,000	
吉野家ホールディングス	74,600	3,108.00	231,856,800	貸付有価証券 34,700株 (500株)
松屋フーズホールディングス	9,600	5,600.00	53,760,000	貸付有価証券 300株 (300株)
サガミホールディングス	30,400	1,680.00	51,072,000	貸付有価証券 14,100株
王将フードサービス	15,000	8,320.00	124,800,000	
ミニストップ	14,700	1,644.00	24,166,800	貸付有価証券 6,800株
アークス	37,200	2,545.00	94,674,000	貸付有価証券 2,600株
バローホールディングス	38,700	2,213.00	85,643,100	
ベルク	10,100	6,300.00	63,630,000	貸付有価証券 500株 (500株)
大庄	12,100	1,063.00	12,862,300	貸付有価証券 5,600株

ファーストリテイリング	114,000	44,100.00	5,027,400,000	貸付有価証券 200株
サンドラッグ	68,400	4,270.00	292,068,000	
サックスバーホールディングス	17,100	794.00	13,577,400	貸付有価証券 300株 (300株)
ヤマザワ	900	1,232.00	1,108,800	貸付有価証券 400株 (100株)
やまや	900	3,070.00	2,763,000	貸付有価証券 400株
ベルーナ	48,800	720.00	35,136,000	貸付有価証券 3,900株 (2,900株)
いよぎんホールディングス	224,500	1,350.50	303,187,250	貸付有価証券 4,100株 (4,100株)
しずおかフィナンシャルグループ	415,600	1,284.00	533,630,400	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	158,800	1,488.00	236,294,400	
楽天銀行	87,500	3,215.00	281,312,500	貸付有価証券 3,500株 (1,100株)
京都フィナンシャルグループ	237,500	2,227.00	528,912,500	貸付有価証券 200株
島根銀行	1,200	501.00	601,200	貸付有価証券 100株
じもとホールディングス	3,700	293.00	1,084,100	貸付有価証券 1,700株 (300株)
めぶきフィナンシャルグループ	874,200	570.50	498,731,100	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	24,200	4,375.00	105,875,000	
九州フィナンシャルグループ	365,100	687.90	251,152,290	貸付有価証券 9,200株
ゆうちょ銀行	2,073,100	1,388.50	2,878,499,350	貸付有価証券 109,500株 (43,500株)
富山第一銀行	59,900	1,122.00	67,207,800	貸付有価証券 600株 (100株)
コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,003,700	817.20	820,223,640	貸付有価証券 24,500株
西日本フィナンシャルホールディングス	105,600	1,649.00	174,134,400	貸付有価証券 5,200株
三十三フィナンシャルグループ	16,900	1,723.00	29,118,700	貸付有価証券 600株 (200株)
第四北越フィナンシャルグループ	29,600	5,040.00	149,184,000	貸付有価証券 1,900株
ひろぎんホールディングス	268,500	1,116.50	299,780,250	貸付有価証券 17,100株
おきなわフィナンシャルグループ	16,100	2,434.00	39,187,400	
十六フィナンシャルグループ	24,400	4,085.00	99,674,000	貸付有価証券 100株 (100株)

北國フィナンシャルホールディングス	18,400	4,670.00	85,928,000	
プロクレアホールディングス	21,600	1,828.00	39,484,800	貸付有価証券 800株(800株)
あいちフィナンシャルグループ	38,700	2,419.00	93,615,300	
あおぞら銀行	135,600	2,608.00	353,644,800	貸付有価証券 42,200株
三菱UFJフィナンシャル・グループ	11,488,900	1,477.00	16,969,105,300	
りそなホールディングス	2,163,600	1,058.50	2,290,170,600	貸付有価証券 38,300株(27,600株)
三井住友トラスト・ホールディングス	671,700	3,518.00	2,363,040,600	
三井住友フィナンシャルグループ	1,321,100	9,180.00	12,127,698,000	貸付有価証券 2,200株(2,200株)
千葉銀行	525,800	1,176.50	618,603,700	貸付有価証券 8,800株(8,800株)
群馬銀行	366,100	962.40	352,334,640	貸付有価証券 29,700株(29,700株)
武蔵野銀行	26,300	2,818.00	74,113,400	貸付有価証券 500株(500株)
千葉興業銀行	44,600	987.00	44,020,200	貸付有価証券 5,000株
筑波銀行	82,800	245.00	20,286,000	貸付有価証券 7,500株(5,500株)
七十七銀行	54,900	4,035.00	221,521,500	
秋田銀行	12,600	2,245.00	28,287,000	
山形銀行	21,000	1,067.00	22,407,000	貸付有価証券 300株(300株)
岩手銀行	11,900	2,391.00	28,452,900	
東邦銀行	149,200	257.00	38,344,400	貸付有価証券 7,300株(3,900株)
東北銀行	2,000	1,177.00	2,354,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	164,300	3,713.00	610,045,900	貸付有価証券 1,500株(1,500株)
スルガ銀行	141,200	1,157.00	163,368,400	貸付有価証券 12,100株(11,100株)
八十二銀行	404,800	866.30	350,678,240	貸付有価証券 2,100株
山梨中央銀行	21,100	1,665.00	35,131,500	貸付有価証券 500株(200株)
大垣共立銀行	36,000	1,912.00	68,832,000	貸付有価証券 6,900株(1,200株)
福井銀行	16,900	1,893.00	31,991,700	
清水銀行	7,500	1,485.00	11,137,500	貸付有価証券

				200株
富山銀行	700	1,632.00	1,142,400	貸付有価証券 300株
滋賀銀行	31,400	3,325.00	104,405,000	
南都銀行	28,400	3,120.00	88,608,000	
百五銀行	177,500	561.00	99,577,500	貸付有価証券 9,200株(2,500株)
紀陽銀行	67,500	1,817.00	122,647,500	貸付有価証券 5,600株(1,500株)
ほくほくフィナンシャル グループ	116,700	1,663.50	194,130,450	貸付有価証券 24,200株(13,200 株)
山陰合同銀行	118,100	1,263.00	149,160,300	貸付有価証券 2,000株(2,000株)
鳥取銀行	1,400	1,270.00	1,778,000	
百十四銀行	18,600	2,636.00	49,029,600	
四国銀行	27,700	1,003.00	27,783,100	貸付有価証券 200株(200株)
阿波銀行	26,500	2,517.00	66,700,500	貸付有価証券 100株(100株)
大分銀行	11,300	3,255.00	36,781,500	
宮崎銀行	11,400	2,826.00	32,216,400	
佐賀銀行	11,000	2,125.00	23,375,000	貸付有価証券 100株(100株)
琉球銀行	40,100	1,030.00	41,303,000	貸付有価証券 1,000株(600株)
セブン銀行	591,300	281.30	166,332,690	貸付有価証券 97,400株(29,600 株)
みずほフィナンシャルグ ループ	2,546,500	2,923.50	7,444,692,750	貸付有価証券 224,800株(5,100 株)
高知銀行	1,400	803.00	1,124,200	
山口フィナンシャルグ ループ	185,000	1,611.00	298,035,000	貸付有価証券 4,600株(3,300株)
名古屋銀行	12,000	6,610.00	79,320,000	
北洋銀行	285,900	403.00	115,217,700	貸付有価証券 18,800株(18,800 株)
大光銀行	1,400	1,460.00	2,044,000	
愛媛銀行	25,400	1,180.00	29,972,000	貸付有価証券 1,200株(500株)
トマト銀行	1,500	1,197.00	1,795,500	
京葉銀行	77,700	744.00	57,808,800	貸付有価証券 800株(800株)
栃木銀行	94,200	272.00	25,622,400	貸付有価証券 300株

北日本銀行	6,100	2,468.00	15,054,800	
東和銀行	34,600	599.00	20,725,400	
福島銀行	4,400	248.00	1,091,200	貸付有価証券 2,100株(1,300株)
大東銀行	1,800	674.00	1,213,200	貸付有価証券 800株
トモニホールディングス	178,500	398.00	71,043,000	貸付有価証券 5,300株(5,300株)
フィデアホールディングス	19,500	1,475.00	28,762,500	貸付有価証券 1,200株
池田泉州ホールディングス	261,700	341.00	89,239,700	貸付有価証券 23,100株(14,200株)
F P G	67,300	2,218.00	149,271,400	貸付有価証券 8,900株(1,100株)
ジャパンインベストメントアドバイザー	30,600	1,137.00	34,792,200	貸付有価証券 1,200株
マーキュリアホールディングス	1,800	860.00	1,548,000	貸付有価証券 800株
S B I ホールディングス	303,100	3,334.00	1,010,535,400	貸付有価証券 4,100株
日本アジア投資	3,100	217.00	672,700	貸付有価証券 1,400株(200株)
ジャフコ グループ	56,200	2,045.00	114,929,000	貸付有価証券 4,500株(4,500株)
大和証券グループ本社	1,461,400	1,028.00	1,502,319,200	貸付有価証券 148,700株(24,100株)
野村ホールディングス	3,172,500	801.90	2,544,027,750	貸付有価証券 216,200株
岡三証券グループ	165,600	641.00	106,149,600	貸付有価証券 45,500株(24,400株)
丸三証券	62,800	980.00	61,544,000	貸付有価証券 2,500株(2,500株)
東洋証券	50,100	418.00	20,941,800	貸付有価証券 9,100株(6,300株)
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	224,000	501.00	112,224,000	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
光世証券	1,000	437.00	437,000	貸付有価証券 400株(300株)
水戸証券	51,800	424.00	21,963,200	貸付有価証券 2,800株(1,900株)
いちよし証券	35,300	702.00	24,780,600	貸付有価証券 700株(700株)
松井証券	92,900	800.00	74,320,000	貸付有価証券 2,500株(2,500株)
マネックスグループ	184,800	623.00	115,130,400	貸付有価証券 8,200株(8,200株)
極東証券	25,800	1,503.00	38,777,400	貸付有価証券

				3,600株(800株)
岩井コスモホールディングス	21,500	2,010.00	43,215,000	
アイザワ証券グループ	27,200	1,808.00	49,177,600	貸付有価証券 11,300株(1,800株)
マネーパートナーズグループ	4,400	217.00	954,800	貸付有価証券 1,000株(800株)
スパークス・グループ	21,000	1,323.00	27,783,000	貸付有価証券 700株(700株)
小林洋行	1,800	268.00	482,400	貸付有価証券 800株
かんぽ生命保険	192,100	2,715.50	521,647,550	貸付有価証券 3,400株
F P パートナー	8,300	2,805.00	23,281,500	貸付有価証券 3,100株
S O M P O ホールディングス	851,400	3,311.00	2,818,985,400	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
アニコムホールディングス	64,100	649.00	41,600,900	貸付有価証券 300株
MS & ADインシュアランスグループホール	1,267,100	3,271.00	4,144,684,100	貸付有価証券 8,800株
第一生命ホールディングス	887,100	3,974.00	3,525,335,400	
東京海上ホールディングス	1,841,900	5,244.00	9,658,923,600	貸付有価証券 200株
T & Dホールディングス	506,600	2,347.50	1,189,243,500	貸付有価証券 500株(500株)
アドバンスクリエイト	14,700	1,005.00	14,773,500	貸付有価証券 6,800株
N E X Y Z . G r o u p	1,400	690.00	966,000	
全国保証	49,300	5,785.00	285,200,500	貸付有価証券 600株
あんしん保証	1,800	186.00	334,800	
ジェイリース	14,100	1,300.00	18,330,000	
イントラスト	1,600	712.00	1,139,200	
日本モーゲージサービス	2,300	406.00	933,800	貸付有価証券 800株
C a s a	1,600	808.00	1,292,800	貸付有価証券 400株(100株)
S B I アルヒ	18,100	836.00	15,131,600	貸付有価証券 100株
プレミアグループ	31,900	2,109.00	67,277,100	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
ネットプロテクションズホールディングス	62,800	288.00	18,086,400	貸付有価証券 11,000株(10,600株)
クレディセゾン	119,600	3,295.00	394,082,000	貸付有価証券 1,800株(500株)

芙蓉総合リース	17,400	10,940.00	190,356,000	
みずほリース	158,000	1,011.00	159,738,000	貸付有価証券 1,700株(800株)
東京センチュリー	141,000	1,709.00	240,969,000	貸付有価証券 1,700株
日本証券金融	69,300	1,901.00	131,739,300	
アイフル	277,700	325.00	90,252,500	
リコーリース	17,900	5,030.00	90,037,000	貸付有価証券 100株
イオンフィナンシャルサービス	108,300	1,301.50	140,952,450	貸付有価証券 6,400株
アコム	336,700	365.70	123,131,190	貸付有価証券 4,800株
ジャックス	20,100	3,900.00	78,390,000	貸付有価証券 700株
オリエントコーポレーション	61,600	947.00	58,335,200	貸付有価証券 100株
オリックス	1,131,400	3,429.00	3,879,570,600	貸付有価証券 102,600株
三菱HCキャピタル	840,600	1,042.00	875,905,200	
九州リースサービス	1,700	1,032.00	1,754,400	貸付有価証券 100株
日本取引所グループ	486,400	3,350.00	1,629,440,000	貸付有価証券 6,000株
イー・ギャランティ	30,700	1,421.00	43,624,700	
アサックス	1,900	751.00	1,426,900	
NECキャピタルソリューション	9,300	3,835.00	35,665,500	
r o b o t h o m e	52,200	147.00	7,673,400	貸付有価証券 13,300株(12,100株)
大東建託	69,100	17,730.00	1,225,143,000	
サムティホールディングス	36,800	2,608.00	95,974,400	貸付有価証券 17,100株
いちご	191,500	365.00	69,897,500	貸付有価証券 19,900株(9,900株)
日本駐車場開発	224,600	203.00	45,593,800	貸付有価証券 32,300株(30,700株)
スター・マイカ・ホールディングス	19,500	610.00	11,895,000	
SREホールディングス	8,100	4,530.00	36,693,000	貸付有価証券 100株
ADワークスグループ	10,700	204.00	2,182,800	貸付有価証券 5,000株(4,500株)
ヒューリック	440,000	1,471.00	647,240,000	貸付有価証券 15,000株
野村不動産ホールディング	105,100	4,059.00	426,600,900	

グス				
三重交通グループホールディングス	40,400	504.00	20,361,600	貸付有価証券 18,800株(900株)
ディア・ライフ	32,200	917.00	29,527,400	貸付有価証券 1,300株(1,300株)
コーセーアールイー	1,300	635.00	825,500	貸付有価証券 600株(600株)
地主	16,700	2,005.00	33,483,500	
プレサンスコーポレーション	25,000	1,890.00	47,250,000	貸付有価証券 11,600株
ハウスコム	700	1,007.00	704,900	
JPMC	10,900	1,147.00	12,502,300	
サンセイランディック	1,400	953.00	1,334,200	
エストラスト	400	669.00	267,600	
フージャースホールディングス	29,100	1,037.00	30,176,700	貸付有価証券 700株(700株)
オープンハウスグループ	69,100	5,728.00	395,804,800	貸付有価証券 100株
東急不動産ホールディングス	567,200	1,010.00	572,872,000	貸付有価証券 300株(300株)
飯田グループホールディングス	180,800	2,283.00	412,766,400	貸付有価証券 8,900株
イーランド	600	1,465.00	879,000	
ムゲンエステート	3,100	1,443.00	4,473,300	貸付有価証券 200株(200株)
ビーロッド	2,600	970.00	2,522,000	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
ファーストブラザーズ	1,000	1,108.00	1,108,000	貸付有価証券 400株
And D oホールディングス	11,400	1,022.00	11,650,800	貸付有価証券 5,100株
シーアールイー	8,400	1,383.00	11,617,200	貸付有価証券 3,800株(2,800株)
ケイアイスター不動産	9,100	3,980.00	36,218,000	貸付有価証券 4,000株
アグレ都市デザイン	700	1,502.00	1,051,400	貸付有価証券 300株
グッドコムアセット	15,300	833.00	12,744,900	貸付有価証券 2,100株(900株)
ジェイ・エス・ビー	7,800	2,918.00	22,760,400	貸付有価証券 200株
ロードスターキャピタル	10,800	2,293.00	24,764,400	
テンポイノベーション	1,300	927.00	1,205,100	貸付有価証券 600株
グローバル・リンク・マネジメント	800	2,099.00	1,679,200	
フェイスネットワーク	1,100	1,561.00	1,717,100	貸付有価証券

				300株 (300株)
霞ヶ関キャピタル	7,700	12,930.00	99,561,000	貸付有価証券 200株 (200株)
パーク24	147,000	1,727.50	253,942,500	貸付有価証券 14,400株 (2,800株)
パラカ	5,900	1,838.00	10,844,200	
ミガロホールディングス	1,300	2,057.00	2,674,100	貸付有価証券 600株
三井不動産	2,617,100	1,442.50	3,775,166,750	
三菱地所	1,183,800	2,355.50	2,788,440,900	貸付有価証券 3,500株 (3,500株)
平和不動産	30,600	3,995.00	122,247,000	
東京建物	164,800	2,347.50	386,868,000	
京阪神ビルディング	35,300	1,569.00	55,385,700	
住友不動産	272,800	4,686.00	1,278,340,800	
テーオーシー	33,600	626.00	21,033,600	貸付有価証券 100株
レオパレス21	188,800	584.00	110,259,200	貸付有価証券 2,100株
スターツコーポレーション	27,100	3,315.00	89,836,500	
フジ住宅	23,800	688.00	16,374,400	貸付有価証券 300株 (300株)
空港施設	26,600	574.00	15,268,400	貸付有価証券 100株 (100株)
明和地所	13,400	972.00	13,024,800	貸付有価証券 3,900株 (500株)
ゴールドクレスト	15,400	3,080.00	47,432,000	貸付有価証券 100株
エスリード	8,900	4,610.00	41,029,000	
日神グループホールディングス	30,300	490.00	14,847,000	貸付有価証券 400株 (300株)
日本エスコン	35,300	1,004.00	35,441,200	貸付有価証券 3,900株
MIRARTHホールディングス	98,100	507.00	49,736,700	
AVANTIA	2,300	775.00	1,782,500	貸付有価証券 500株 (200株)
イオンモール	97,800	2,091.00	204,499,800	
毎日コムネット	1,500	715.00	1,072,500	貸付有価証券 700株 (300株)
ファースト住建	1,700	1,097.00	1,864,900	貸付有価証券 700株
カチタス	50,700	1,785.00	90,499,500	貸付有価証券 4,700株 (4,600株)
トーセイ	31,400	2,324.00	72,973,600	

穴吹興産	1,000	2,003.00	2,003,000	貸付有価証券 400株 (300株)
サンフロンティア不動産	27,900	1,730.00	48,267,000	
FJネクストホールディングス	19,900	1,266.00	25,193,400	貸付有価証券 500株 (400株)
インテリックス	1,000	652.00	652,000	
ランドビジネス	1,500	202.00	303,000	貸付有価証券 200株
サンネクスタグループ	1,400	1,011.00	1,415,400	
グランディハウス	17,700	561.00	9,929,700	貸付有価証券 2,000株 (100株)
日本空港ビルディング	66,700	5,035.00	335,834,500	貸付有価証券 500株 (500株)
明豊ファシリティワークス	2,200	854.00	1,878,800	
LIFULL	48,100	142.00	6,830,200	貸付有価証券 2,000株
MIXI	42,300	2,853.00	120,681,900	
ジェイエシーリクルートメント	71,200	771.00	54,895,200	貸付有価証券 100株 (100株)
日本M&Aセンターホールディングス	313,800	651.50	204,440,700	貸付有価証券 11,100株
メンバーズ	6,700	860.00	5,762,000	貸付有価証券 400株
中広	700	524.00	366,800	
UTグループ	25,700	2,687.00	69,055,900	貸付有価証券 500株
アイティメディア	7,500	1,674.00	12,555,000	貸付有価証券 200株
ケアネット	40,300	632.00	25,469,600	貸付有価証券 3,700株
E・Jホールディングス	11,500	1,757.00	20,205,500	
オープンアップグループ	59,200	2,011.00	119,051,200	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
コシダカホールディングス	59,000	965.00	56,935,000	貸付有価証券 27,400株 (1,200株)
アルトナー	1,800	1,759.00	3,166,200	貸付有価証券 700株 (700株)
パソナグループ	23,900	2,240.00	53,536,000	貸付有価証券 11,100株 (9,800株)
CDS	1,300	1,832.00	2,381,600	
リンクアンドモチベーション	48,600	576.00	27,993,600	貸付有価証券 600株 (400株)
エス・エム・エス	69,000	2,148.00	148,212,000	貸付有価証券 2,900株 (2,100株)
サニーサイドアップグループ	1,500	515.00	772,500	貸付有価証券 700株 (600株)

パーソルホールディングス	2,004,500	280.30	561,861,350	貸付有価証券 100株
リニカル	2,800	401.00	1,122,800	貸付有価証券 900株
クックパッド	53,900	195.00	10,510,500	貸付有価証券 17,300株 (8,900株)
エスクリ	1,800	243.00	437,400	貸付有価証券 800株
アイ・ケイ・ケイホールディングス	3,000	769.00	2,307,000	貸付有価証券 1,400株
学情	10,000	1,686.00	16,860,000	
スタジオアリス	9,800	2,022.00	19,815,600	貸付有価証券 4,400株 (200株)
エプロ	1,200	788.00	945,600	
N J S	4,900	3,600.00	17,640,000	貸付有価証券 2,200株
総合警備保障	328,900	1,025.00	337,122,500	
カカコム	127,800	2,512.50	321,097,500	貸付有価証券 100株
アイロムグループ	8,000	2,768.00	22,144,000	
セントケア・ホールディング	14,300	751.00	10,739,300	貸付有価証券 5,800株 (1,000株)
サイネックス	700	711.00	497,700	
ルネサンス	15,300	1,045.00	15,988,500	貸付有価証券 7,100株
ディップ	30,200	2,844.00	85,888,800	貸付有価証券 8,300株
デジタルホールディングス	10,000	960.00	9,600,000	貸付有価証券 600株 (500株)
新日本科学	17,900	1,158.00	20,728,200	貸付有価証券 8,000株 (700株)
キャリアデザインセンター	800	1,896.00	1,516,800	貸付有価証券 200株 (100株)
エムスリー	389,100	1,412.00	549,409,200	貸付有価証券 200株
ツカダ・グローバルホールディング	3,500	395.00	1,382,500	貸付有価証券 300株
プラス	600	575.00	345,000	貸付有価証券 200株 (200株)
ウェルネット	3,900	823.00	3,209,700	貸付有価証券 500株
ワールドホールディングス	7,700	1,949.00	15,007,300	
ディー・エヌ・エー	70,000	1,662.00	116,340,000	貸付有価証券 4,300株
博報堂D Yホールディングス	251,100	1,213.50	304,709,850	貸付有価証券 5,300株
ぐるなび	36,700	367.00	13,468,900	貸付有価証券

				16,300株(11,200株)
タカミヤ	26,700	463.00	12,362,100	貸付有価証券 300株(300株)
ファンコミュニケーションズ	27,600	404.00	11,150,400	貸付有価証券 800株(400株)
ライク	7,300	1,413.00	10,314,900	貸付有価証券 3,400株
A o b a - B B T	1,600	323.00	516,800	貸付有価証券 700株
エスプール	62,300	360.00	22,428,000	貸付有価証券 13,800株
WDBホールディングス	10,100	1,731.00	17,483,100	
ティア	2,900	453.00	1,313,700	貸付有価証券 100株(100株)
CDG	500	1,678.00	839,000	
アドウェイズ	24,100	361.00	8,700,100	貸付有価証券 1,100株(300株)
バリューコマース	17,300	1,092.00	18,891,600	貸付有価証券 400株
インフォマート	185,800	319.00	59,270,200	貸付有価証券 44,300株(13,700株)
J Pホールディングス	50,300	705.00	35,461,500	貸付有価証券 1,100株
CLホールディングス	4,700	921.00	4,328,700	貸付有価証券 2,100株(100株)
プレステージ・インターナショナル	92,200	738.00	68,043,600	貸付有価証券 2,300株(1,300株)
アミューズ	12,000	1,426.00	17,112,000	貸付有価証券 100株(100株)
ドリームインキュベータ	6,100	2,329.00	14,206,900	貸付有価証券 1,600株(200株)
クイック	13,700	2,087.00	28,591,900	貸付有価証券 100株(100株)
TAC	2,100	172.00	361,200	貸付有価証券 200株(100株)
電通グループ	212,900	4,308.00	917,173,200	貸付有価証券 7,000株
テイクアンドギヴ・ニーズ	9,400	858.00	8,065,200	貸付有価証券 100株
ぴあ	6,700	3,035.00	20,334,500	
イオンファンタジー	7,100	2,260.00	16,046,000	貸付有価証券 2,400株
シーティーエス	24,300	812.00	19,731,600	
H. U. グループホールディングス	57,600	2,634.50	151,747,200	貸付有価証券 8,300株
アルプス技研	17,100	2,693.00	46,050,300	貸付有価証券 1,200株

日本空調サービス	21,100	1,054.00	22,239,400	貸付有価証券 9,800株
オリエンタルランド	1,042,100	3,878.00	4,041,263,800	貸付有価証券 32,400株
ダスキン	43,000	3,907.00	168,001,000	貸付有価証券 300株 (200株)
明光ネットワークジャパン	23,900	685.00	16,371,500	貸付有価証券 11,100株 (1,800株)
ファルコホールディングス	8,700	2,331.00	20,279,700	貸付有価証券 100株 (100株)
秀英予備校	1,000	273.00	273,000	貸付有価証券 300株
ラウンドワン	185,700	931.00	172,886,700	貸付有価証券 7,400株
リゾートトラスト	85,500	2,813.50	240,554,250	
ビー・エム・エル	24,200	2,705.00	65,461,000	貸付有価証券 200株
リソー教育	100,700	244.00	24,570,800	貸付有価証券 17,700株
早稲田アカデミー	10,900	1,561.00	17,014,900	貸付有価証券 5,000株 (200株)
ユー・エス・エス	441,800	1,374.00	607,033,200	貸付有価証券 14,800株 (7,000株)
東京個別指導学院	23,300	403.00	9,389,900	貸付有価証券 300株 (100株)
サイバーエージェント	435,200	1,032.50	449,344,000	
楽天グループ	1,385,800	946.40	1,311,521,120	貸付有価証券 366,500株
クリーク・アンド・リバー社	9,900	1,452.00	14,374,800	貸付有価証券 4,100株 (1,900株)
SBIグローバルアセットマネジメント	38,500	594.00	22,869,000	貸付有価証券 1,400株
テー・オー・ダブリュー	38,600	315.00	12,159,000	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
山田コンサルティンググループ	8,600	2,383.00	20,493,800	
セントラルスポーツ	7,400	2,488.00	18,411,200	貸付有価証券 3,400株
フルキャストホールディングス	16,100	1,555.00	25,035,500	貸付有価証券 1,200株
エン・ジャパン	32,100	2,455.00	78,805,500	貸付有価証券 1,600株
リソルホールディングス	400	4,535.00	1,814,000	
テクノプロ・ホールディングス	114,300	2,894.00	330,784,200	貸付有価証券 3,800株 (600株)
アトラグループ	1,600	134.00	214,400	貸付有価証券 700株
アイ・アールジャパンホールディングス	10,200	925.00	9,435,000	貸付有価証券 800株 (800株)

K e e P e r 技研	12,200	3,990.00	48,678,000	貸付有価証券 5,600株 (1,100株)
ファーストロジック	1,400	606.00	848,400	
三機サービス	800	999.00	799,200	貸付有価証券 100株 (100株)
G u n o s y	15,600	875.00	13,650,000	貸付有価証券 2,800株
デザインワン・ジャパン	1,300	125.00	162,500	
イー・ガーディアン	9,400	1,847.00	17,361,800	貸付有価証券 4,300株 (1,000株)
リブセンス	2,400	177.00	424,800	貸付有価証券 1,100株
ジャパンマテリアル	60,300	1,705.00	102,811,500	貸付有価証券 6,000株 (4,400株)
ベクトル	23,500	893.00	20,985,500	貸付有価証券 2,400株
ウチヤマホールディングス	1,900	331.00	628,900	貸付有価証券 300株
チャーム・ケア・コーポレーション	16,400	1,423.00	23,337,200	貸付有価証券 1,500株
キャリアリンク	7,200	2,502.00	18,014,400	
I B J	15,000	671.00	10,065,000	貸付有価証券 1,500株 (1,200株)
アサンテ	9,700	1,678.00	16,276,600	貸付有価証券 4,500株
バリューHR	17,700	1,612.00	28,532,400	貸付有価証券 8,200株
M&Aキャピタルパートナーズ	15,900	2,200.00	34,980,000	貸付有価証券 200株
ライドオンエクスプレスホールディングス	7,800	1,005.00	7,839,000	
E R I ホールディングス	1,200	2,001.00	2,401,200	貸付有価証券 300株
アビスト	700	3,500.00	2,450,000	
シグマクス・ホールディングス	25,800	1,411.00	36,403,800	
ウィルグループ	16,500	938.00	15,477,000	貸付有価証券 200株 (100株)
エスクロー・エージェンツ・ジャパン	5,300	136.00	720,800	貸付有価証券 300株
メドピア	15,700	610.00	9,577,000	貸付有価証券 6,700株 (5,900株)
レアジョブ	800	382.00	305,600	貸付有価証券 300株
リクルートホールディングス	1,418,200	8,299.00	11,769,641,800	
エラン	26,000	812.00	21,112,000	貸付有価証券 2,900株

土木管理総合試験所	2,000	308.00	616,000	
日本郵政	2,058,400	1,432.00	2,947,628,800	貸付有価証券 128,800株
ベルシステム24ホールディングス	21,100	1,543.00	32,557,300	貸付有価証券 1,600株
鎌倉新書	16,800	396.00	6,652,800	貸付有価証券 6,300株(200株)
SMN	800	297.00	237,600	貸付有価証券 200株
一蔵	600	547.00	328,200	貸付有価証券 200株
グローバルキッズCOMPANY	800	743.00	594,400	貸付有価証券 300株
エアトリ	14,400	1,223.00	17,611,200	貸付有価証券 6,700株(200株)
アトラエ	14,400	783.00	11,275,200	貸付有価証券 6,400株
ストライク	9,700	4,545.00	44,086,500	
ソラスト	54,300	562.00	30,516,600	貸付有価証券 1,400株
セラク	6,000	1,411.00	8,466,000	
インソース	42,700	1,054.00	45,005,800	貸付有価証券 4,600株(4,000株)
ベйкаレント	144,700	4,918.00	711,634,600	貸付有価証券 2,500株(2,500株)
Orchestra Holdings	4,300	875.00	3,762,500	貸付有価証券 700株(700株)
アイモバイル	25,000	462.00	11,550,000	貸付有価証券 600株
キャリアインデックス	1,500	181.00	271,500	貸付有価証券 700株(500株)
MS-Japan	9,000	1,012.00	9,108,000	貸付有価証券 100株
船場	900	1,175.00	1,057,500	
ジャパンエレベーターサービスホールディング	63,800	2,726.00	173,918,800	貸付有価証券 600株
フルテック	600	1,130.00	678,000	貸付有価証券 300株
グリーンズ	1,600	1,627.00	2,603,200	貸付有価証券 100株
ツナググループ・ホールディングス	1,200	660.00	792,000	貸付有価証券 100株
GameWith	1,800	199.00	358,200	貸付有価証券 800株(300株)
MS&Consulting	600	528.00	316,800	
エル・ティー・エス	2,600	1,711.00	4,448,600	
ミダックホールディング	11,900	1,691.00	20,122,900	貸付有価証券

ス				400 株
キュービーネットホールディングス	11,300	1,109.00	12,531,700	貸付有価証券 300 株
オープングループ	26,800	206.00	5,520,800	貸付有価証券 10,100 株 (4,600 株)
スブリックス	1,300	787.00	1,023,100	
マネジメントソリューションズ	9,600	1,247.00	11,971,200	貸付有価証券 3,400 株 (1,200 株)
プロレド・パートナーズ	4,800	556.00	2,668,800	貸付有価証券 200 株
a n d f a c t o r y	1,300	279.00	362,700	貸付有価証券 600 株
テノ. ホールディングス	500	440.00	220,000	
フロンティア・マネジメント	5,900	1,140.00	6,726,000	貸付有価証券 200 株 (100 株)
ピアラ	800	289.00	231,200	貸付有価証券 200 株 (100 株)
コプロ・ホールディングス	1,400	1,521.00	2,129,400	貸付有価証券 600 株
ギークス	600	421.00	252,600	貸付有価証券 200 株
アンビスホールディングス	42,200	2,051.00	86,552,200	貸付有価証券 2,900 株
カーブスホールディングス	53,800	769.00	41,372,200	貸付有価証券 7,700 株
フォーラムエンジニアリング	26,800	990.00	26,532,000	
F a s t F i t n e s s J a p a n	6,700	1,266.00	8,482,200	
M a c b e e P l a n e t	5,500	2,897.00	15,933,500	貸付有価証券 2,400 株 (2,400 株)
ダイレクトマーケティングミックス	23,800	249.00	5,926,200	貸付有価証券 10,100 株 (10,000 株)
ポピンズ	3,600	1,453.00	5,230,800	貸付有価証券 400 株 (300 株)
L I T A L I C O	15,300	1,251.00	19,140,300	貸付有価証券 7,100 株
コンフィデンス・インターワークス	400	1,739.00	695,600	
アドバンテッジリスクマネジメント	2,200	547.00	1,203,400	
リログループ	98,600	1,859.00	183,297,400	貸付有価証券 1,100 株
東祥	13,700	702.00	9,617,400	貸付有価証券 6,000 株 (100 株)
I D & E ホールディングス	11,900	3,990.00	47,481,000	貸付有価証券 1,700 株
ビーウィズ	4,000	1,823.00	7,292,000	貸付有価証券

				1,800株(400株)
サンウェルズ	7,600	2,141.00	16,271,600	貸付有価証券 3,500株(100株)
TREホールディングス	37,700	1,612.00	60,772,400	
人・夢・技術グループ	8,100	1,775.00	14,377,500	
NISSOホールディングス	17,100	756.00	12,927,600	貸付有価証券 7,700株
大栄環境	35,800	3,045.00	109,011,000	
日本管財ホールディングス	20,600	2,619.00	53,951,400	貸付有価証券 5,700株
M&A総研ホールディングス	21,200	2,992.00	63,430,400	貸付有価証券 9,800株
エイチ・アイ・エス	62,900	1,862.00	117,119,800	貸付有価証券 700株
ラックランド	8,900	1,971.00	17,541,900	貸付有価証券 4,100株
共立メンテナンス	61,800	2,272.50	140,440,500	貸付有価証券 18,800株(8,200株)
イチネンホールディングス	20,900	1,693.00	35,383,700	貸付有価証券 500株(100株)
建設技術研究所	10,100	4,455.00	44,995,500	
スペース	14,300	1,106.00	15,815,800	貸付有価証券 500株(400株)
燦ホールディングス	18,100	1,183.00	21,412,300	貸付有価証券 100株(100株)
スバル興業	7,600	2,945.00	22,382,000	貸付有価証券 300株
東京テアトル	1,600	1,103.00	1,764,800	貸付有価証券 700株(100株)
タナベコンサルティンググループ	8,500	1,219.00	10,361,500	
ナガワ	6,200	7,130.00	44,206,000	貸付有価証券 2,800株
東京都競馬	14,400	4,020.00	57,888,000	貸付有価証券 4,700株(2,100株)
常磐興産	1,600	1,240.00	1,984,000	貸付有価証券 700株
カナモト	30,500	2,845.00	86,772,500	貸付有価証券 800株
ニシオホールディングス	16,300	4,135.00	67,400,500	貸付有価証券 100株(100株)
トランス・コスモス	22,000	3,540.00	77,880,000	貸付有価証券 800株(800株)
乃村工藝社	85,900	821.00	70,523,900	貸付有価証券 100株
藤田観光	8,700	9,430.00	82,041,000	貸付有価証券 3,300株
KNT-CTホールディ	11,700	1,303.00	15,245,100	貸付有価証券

	ングス				500株 (300株)
	トーカイ	17,400	2,201.00	38,297,400	
	白洋舎	700	2,256.00	1,579,200	貸付有価証券 200株
	セコム	200,500	10,780.00	2,161,390,000	
	セントラル警備保障	10,600	2,658.00	28,174,800	
	丹青社	38,200	915.00	34,953,000	貸付有価証券 100株
	メイテックグループホールディングス	67,000	3,394.00	227,398,000	
	応用地質	18,400	2,498.00	45,963,200	貸付有価証券 100株 (100株)
	船井総研ホールディングス	39,400	2,292.00	90,304,800	貸付有価証券 3,400株 (800株)
	進学会ホールディングス	1,100	229.00	251,900	貸付有価証券 500株
	オオバ	2,900	1,001.00	2,902,900	貸付有価証券 1,300株
	いであ	1,200	2,251.00	2,701,200	
	学究社	7,900	2,017.00	15,934,300	貸付有価証券 100株 (100株)
	イオンディライト	21,100	4,100.00	86,510,000	貸付有価証券 700株
	ナック	16,700	559.00	9,335,300	
	ダイセキ	40,200	3,745.00	150,549,000	
	ステップ	7,200	1,993.00	14,349,600	
	小計	銘柄数：2,112		700,410,486,640	
		組入時価比率：98.5%		100.0%	
	合計			700,410,486,640	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2024年9月6日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年9月6日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	10,632,974,288	—	10,512,100,000	△121,076,743
合計	10,632,974,288	—	10,512,100,000	△121,076,743

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	66,326,819
コール・ローン	1,533,719,100
株式	87,029,685,678
投資証券	1,803,375,147
派生商品評価勘定	1,746,099,475
未収入金	1,209,649
未収配当金	110,063,973
未収利息	10,004
差入委託証拠金	1,162,153,721
流動資産合計	93,452,643,566
資産合計	93,452,643,566
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	37,121,919
未払解約金	173,206,088
その他未払費用	334,200
流動負債合計	210,662,207
負債合計	210,662,207
純資産の部	
元本等	
元本	29,811,293,924
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	63,430,687,435
元本等合計	93,241,981,359
純資産合計	93,241,981,359
負債純資産合計	93,452,643,566

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。
--------------------	---

	<p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3,1277円
(10,000口当たり純資産額)	(31,277円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年9月7日 至 2024年9月6日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。</p> <p>当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p>

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
新株予約権証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年9月6日現在	
期首	2023年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	36,591,551,177円
同期中における追加設定元本額	4,855,497,632円
同期中における一部解約元本額	11,635,754,885円
期末元本額	29,811,293,924円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型	2,762,936,014円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	873,523,104円
野村外国株インデックス Aコース(野村SMA・EW向け)	1,910,450,421円
インデックス・ブレンド(タイプI)	3,373,162円
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,162,432円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	13,627,787円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	5,009,860円
インデックス・ブレンド(タイプV)	14,198,392円
野村外国株インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	12,472,826,938円
野村外国株(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	3,800,890,801円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I 指数(為替ヘッジあり)連動型上場投信	903,737,816円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式	2,142,246,945円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	3,663,000,974円
野村外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型VA(適格機関投資家専用)	844,002,919円
ノムラ外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型VA(適格機関投資家専用)	366,367,534円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	285,340円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	1,087,550円
先進8カ国国債入替型プラス外国株式戦略30オープン(為替ヘッジあり)(適格機	
関投資家専用)	31,565,935円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	9,750	34.11	332,572.50	
		HALLIBURTON CO	8,740	29.07	254,071.80	
		SCHLUMBERGER LTD	13,650	41.22	562,653.00	
		APA CORPORATION	4,070	25.97	105,697.90	
		CHENIERE ENERGY INC	2,240	181.28	406,067.20	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	1,180	72.00	84,960.00	
		CHEVRON CORP	17,260	140.93	2,432,451.80	
		CHORD ENERGY CORP	500	137.39	68,695.00	
		CONOCOPHILLIPS	11,530	107.45	1,238,898.50	
		COTERRA ENERGY INC	7,600	23.49	178,524.00	
		DEVON ENERGY CORP	6,250	42.08	263,000.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	1,660	184.01	305,456.60	
		EOG RESOURCES INC	5,560	121.55	675,818.00	
		EQT CORP	5,670	32.82	186,089.40	
		EXXON MOBIL CORP	44,120	113.17	4,993,060.40	
		HESS CORP	2,810	129.02	362,546.20	
		HF SINCLAIR CORP	1,560	45.58	71,104.80	
		KINDER MORGAN INC	19,400	21.48	416,712.00	
		MARATHON OIL CORP	5,400	27.07	146,178.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	3,460	168.46	582,871.60	
		OCCIDENTAL PETE CORP	6,460	53.74	347,160.40	
		ONEOK INC	5,630	91.81	516,890.30	
		OVINTIV INC	2,380	40.82	97,151.60	
		PHILLIPS 66	4,110	128.89	529,737.90	
		TARGA RESOURCES CORP	2,080	149.78	311,542.40	
		TEXAS PACIFIC LAND CORP	206	792.73	163,302.38	
		VALERO ENERGY CORP	3,180	135.52	430,953.60	
		WILLIAMS COS	11,740	44.83	526,304.20	
		AIR PRODUCTS	2,134	273.55	583,755.70	
		ALBEMARLE CORP	1,130	82.60	93,338.00	
		CELANESE CORP-SERIES A	960	121.44	116,582.40	
		CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1,870	78.54	146,869.80	
CORTEVA INC	7,060	55.11	389,076.60			

DOW INC	7,130	51.31	365,840.30
DUPONT DE NEMOURS INC	4,250	81.38	345,865.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	1,100	98.01	107,811.00
ECOLAB INC	2,470	246.70	609,349.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	2,630	102.67	270,022.10
LINDE PLC	4,743	465.52	2,207,961.36
LYONDELLBASELL INDU-CL A	2,350	94.23	221,440.50
MOSAIC CO/THE	3,110	26.55	82,570.50
PPG INDUSTRIES	2,310	125.28	289,396.80
RPM INTERNATIONAL INC	1,240	114.05	141,422.00
SHERWIN-WILLIAMS	2,398	360.08	863,471.84
WESTLAKE CORPORATION	340	136.44	46,389.60
CRH PLC	6,610	84.47	558,346.70
MARTIN MARIETTA MATERIALS	601	506.07	304,148.07
VULCAN MATERIALS CO	1,288	232.16	299,022.08
AMCOR PLC	14,700	11.22	164,934.00
AVERY DENNISON CORP	690	218.73	150,923.70
BALL CORP	2,830	64.55	182,676.50
CROWN HOLDINGS INC	1,330	90.38	120,205.40
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	3,500	47.52	166,320.00
PACKAGING CORP OP AMERICA	940	203.98	191,741.20
SMURFIT WESTROCK PLC	4,900	45.34	222,166.00
FREEMONT-MCMORAN INC	13,780	41.40	570,492.00
NEWMONT CORP	11,090	51.93	575,903.70
NUCOR CORP	2,440	139.60	340,624.00
RELIANCE INC	550	271.96	149,578.00
STEEL DYNAMICS	1,330	111.32	148,055.60
AXON ENTERPRISE INC	714	354.86	253,370.04
BOEING CO	5,810	162.15	942,091.50
GENERAL DYNAMICS	2,232	297.29	663,551.28
GENERAL ELECTRIC CO	10,810	163.85	1,771,218.50
HEICO CORP	380	251.88	95,714.40
HEICO CORP-CLASS A	670	195.76	131,159.20
HOWMET AEROSPACE INC	3,780	94.21	356,113.80
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	400	270.93	108,372.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	1,840	232.52	427,836.80

LOCKHEED MARTIN	2, 141	568. 59	1, 217, 351. 19
NORTHROP GRUMMAN CORP	1, 348	519. 39	700, 137. 72
RTX CORP	13, 150	119. 64	1, 573, 266. 00
TEXTRON INC	1, 940	87. 23	169, 226. 20
TRANSDIGM GROUP INC	558	1, 329. 28	741, 738. 24
ALLEGION PLC	800	135. 69	108, 552. 00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	1, 110	167. 55	185, 980. 50
CARLISLE COS INC	434	402. 28	174, 589. 52
CARRIER GLOBAL CORP	7, 810	69. 04	539, 202. 40
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	1, 130	76. 43	86, 365. 90
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	6, 590	69. 38	457, 214. 20
LENNOX INTERNATIONAL INC	280	556. 21	155, 738. 80
MASCO CORP	2, 320	77. 24	179, 196. 80
OWENS CORNING INC	890	158. 94	141, 456. 60
SMITH (A. O.) CORP	1, 100	77. 86	85, 646. 00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	2, 174	342. 91	745, 486. 34
AECOM	1, 250	95. 60	119, 500. 00
EMCOR GROUP INC	494	353. 47	174, 614. 18
QUANTA SERVICES INC	1, 430	251. 39	359, 487. 70
AMETEK INC	2, 350	165. 15	388, 102. 50
EATON CORP PLC	3, 965	285. 72	1, 132, 879. 80
EMERSON ELEC	5, 490	99. 97	548, 835. 30
GE VERNOVA INC	2, 650	198. 44	525, 866. 00
HUBBELL INC	481	370. 42	178, 172. 02
ROCKWELL AUTOMATION INC	1, 170	256. 92	300, 596. 40
VERTIV HOLDINGS CO	3, 580	75. 15	269, 037. 00
3M CORP	5, 300	131. 40	696, 420. 00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	6, 450	202. 98	1, 309, 221. 00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	1, 800	35. 75	64, 350. 00
CATERPILLAR INC DEL	4, 834	333. 56	1, 612, 429. 04
CNH INDUSTRIAL NV	9, 000	10. 13	91, 170. 00
CUMMINS INC	1, 327	296. 65	393, 654. 55
DEERE & COMPANY	2, 602	383. 69	998, 361. 38
DOVER CORP	1, 420	175. 05	248, 571. 00
FORTIVE CORP	3, 620	72. 80	263, 536. 00

GRACO INC	1,640	80.11	131,380.40
IDEX CORP	800	196.77	157,416.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	2,860	243.06	695,151.60
INGERSOLL-RAND INC	3,930	87.61	344,307.30
NORDSON CORP	580	246.60	143,028.00
OTIS WORLDWIDE CORP	4,100	92.43	378,963.00
PACCAR	5,060	92.57	468,404.20
PARKER HANNIFIN CORP	1,231	575.20	708,071.20
PENTAIR PLC	1,570	85.16	133,701.20
SNAP-ON INC	520	272.09	141,486.80
STANLEY BLACK & DECKER INC	1,570	98.36	154,425.20
TORO CO	1,089	81.82	89,101.98
WABTEC CORP	1,810	163.55	296,025.50
XYLEM INC	2,470	128.03	316,234.10
AERCAP HOLDINGS NV	2,030	91.98	186,719.40
FASTENAL CO	5,560	65.18	362,400.80
FERGUSON ENTERPRISES INC	1,970	193.13	380,466.10
GRAINGER(W. W.) INC	446	938.48	418,562.08
UNITED RENTALS INC	650	697.52	453,388.00
WATSCO INC	314	449.55	141,158.70
CINTAS CORP	875	798.92	699,055.00
COPART INC	8,370	49.51	414,398.70
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	2,130	205.43	437,565.90
ROLLINS INC	3,100	50.31	155,961.00
VERALTO CORP	2,310	109.85	253,753.50
WASTE CONNECTIONS INC	2,490	184.89	460,376.10
WASTE MANAGEMENT INC	3,990	208.40	831,516.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,080	102.18	110,354.40
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	1,350	122.53	165,415.50
FEDEX CORPORATION	2,242	285.31	639,665.02
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	7,260	127.40	924,924.00
DELTA AIR LINES INC	1,300	42.17	54,821.00
SOUTHWEST AIRLINES	1,000	29.81	29,810.00
CSX CORP	18,780	34.02	638,895.60
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	24,700	3.34	82,498.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	810	169.30	137,133.00

KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	1,630	50.82	82,836.60
NORFOLK SOUTHERN CORP	2,170	252.76	548,489.20
OLD DOMINION FREIGHT LINE	1,980	186.06	368,398.80
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	790	67.41	53,253.90
UBER TECHNOLOGIES INC	18,630	71.25	1,327,387.50
UNION PAC CORP	6,040	251.53	1,519,241.20
APTIV PLC	2,440	70.97	173,166.80
FORD MOTOR COMPANY	37,900	10.77	408,183.00
GENERAL MOTORS CO	11,150	48.15	536,872.50
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	7,400	13.74	101,676.00
TESLA INC	28,220	230.17	6,495,397.40
DR HORTON INC	2,880	183.72	529,113.60
GARMIN LTD	1,580	180.78	285,632.40
LENNAR CORP-A	2,370	177.83	421,457.10
NVR INC	31	9,044.72	280,386.32
PULTEGROUP INC	1,950	128.27	250,126.50
DECKERS OUTDOOR CORP	263	879.38	231,276.94
LULULEMON ATHLETICA INC	1,170	253.70	296,829.00
NIKE INC-B	12,040	80.83	973,193.20
AIRBNB INC-CLASS A	4,250	116.16	493,680.00
BOOKING HOLDINGS INC	336	3,781.88	1,270,711.68
CARNIVAL CORP	10,700	16.15	172,805.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	13,220	53.03	701,056.60
DARDEN RESTAURANTS INC	1,250	157.94	197,425.00
DOMINOS PIZZA INC	299	410.26	122,667.74
DOORDASH INC-A	3,100	126.35	391,685.00
DRAFTKINGS INC	4,090	35.73	146,135.70
EXPEDIA GROUP INC	1,270	135.19	171,691.30
FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	1,800	214.82	386,676.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	2,420	216.00	522,720.00
HYATT HOTELS CORP-CL A	390	147.28	57,439.20
LAS VEGAS SANDS CORP	3,600	39.98	143,928.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	2,370	229.06	542,872.20
MCDONALD'S CORP	7,120	287.97	2,050,346.40
MGM RESORTS INTERNATIONAL	1,860	35.81	66,606.60

ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	2,380	158.02	376,087.60
STARBUCKS CORP	11,250	91.56	1,030,050.00
WYNN RESORTS LTD	1,060	77.12	81,747.20
YUM BRANDS INC	2,730	134.50	367,185.00
GENUINE PARTS CO	1,390	137.34	190,902.60
LKQ CORP	2,560	40.73	104,268.80
POOL CORP	379	341.97	129,606.63
AMAZON.COM INC	91,970	177.89	16,360,543.30
EBAY INC	5,080	59.12	300,329.60
GLOBAL-E ONLINE LTD	1,120	33.07	37,038.40
MERCADOLIBRE INC	454	2,038.18	925,333.72
AUTOZONE	167	3,141.17	524,575.39
BATH & BODY WORKS INC	1,790	29.41	52,643.90
BEST BUY COMPANY INC	1,970	99.41	195,837.70
BURLINGTON STORES INC	670	267.32	179,104.40
CARMAX INC	1,500	80.91	121,365.00
DICK S SPORTING GOODS INC	520	214.83	111,711.60
HOME DEPOT	9,764	361.85	3,533,103.40
LOWES COS INC	5,640	244.11	1,376,780.40
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	566	1,137.59	643,875.94
ROSS STORES INC	3,240	153.14	496,173.60
TJX COS INC	11,200	118.01	1,321,712.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	1,100	270.81	297,891.00
ULTA BEAUTY INC	419	363.78	152,423.82
WILLIAMS SONOMA INC	1,360	128.47	174,719.20
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	2,700	19.01	51,327.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	4,364	885.98	3,866,416.72
DOLLAR GENERAL CORP	2,000	80.41	160,820.00
DOLLAR TREE INC	2,070	68.47	141,732.90
KROGER CO	6,670	53.37	355,977.90
SYSCO CORP	5,050	78.98	398,849.00
TARGET CORP	4,430	151.90	672,917.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	5,600	8.74	48,944.00
WALMART INC	43,570	76.96	3,353,147.20
BROWN-FORMAN CORP-CL B	1,390	45.22	62,855.80
CELSIUS HOLDINGS INC	1,350	32.03	43,240.50

COCA COLA CO	40,330	71.17	2,870,286.10
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	2,100	81.43	171,003.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	1,660	248.29	412,161.40
KEURIG DR PEPPER INC	10,520	36.97	388,924.40
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	1,730	55.81	96,551.30
MONSTER BEVERAGE CORP	7,170	48.22	345,737.40
PEPSICO INC	13,550	179.30	2,429,515.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	4,920	60.07	295,544.40
BUNGE GLOBAL SA	1,470	98.74	145,147.80
CAMPBELL SOUP CO	1,870	51.34	96,005.80
CONAGRA BRANDS INC	4,600	32.53	149,638.00
GENERAL MILLS	5,650	74.51	420,981.50
HERSHEY CO/THE	1,510	198.10	299,131.00
HORMEL FOODS CORP	2,650	32.11	85,091.50
JM SMUCKER CO/THE-NEW	910	121.19	110,282.90
KELLANOVA	2,570	80.19	206,088.30
KRAFT HEINZ CO/THE	8,890	36.13	321,195.70
LAMB WESTON HOLDINGS INC	1,120	62.09	69,540.80
MCCORMICK & CO INC.	2,630	83.04	218,395.20
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	13,340	75.07	1,001,433.80
TYSON FOODS INC-CL A	2,450	65.13	159,568.50
ALTRIA GROUP INC	17,090	54.27	927,474.30
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	15,360	125.18	1,922,764.80
CHURCH & DWIGHT CO INC	2,520	105.49	265,834.80
CLOROX CO	1,180	164.82	194,487.60
COLGATE PALMOLIVE CO.	7,480	108.53	811,804.40
KIMBERLY-CLARK CORP	3,250	148.05	481,162.50
PROCTER & GAMBLE CO	23,230	175.47	4,076,168.10
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	2,310	90.07	208,061.70
KENVUE INC	18,600	22.51	418,686.00
ABBOTT LABORATORIES	17,180	113.10	1,943,058.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	730	226.52	165,359.60
BAXTER INTERNATIONAL INC.	4,540	38.82	176,242.80
BECTON, DICKINSON	2,770	233.25	646,102.50
BOSTON SCIENTIFIC CORP	14,580	81.37	1,186,374.60
COOPER COS INC/THE	2,000	106.50	213,000.00

DEXCOM INC	3,790	69.05	261,699.50
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	5,850	66.02	386,217.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	4,400	87.29	384,076.00
HOLOGIC INC	2,350	80.99	190,326.50
IDEXX LABORATORIES INC	836	469.18	392,234.48
INSULET CORP	670	216.11	144,793.70
INTUITIVE SURGICAL INC	3,506	476.69	1,671,275.14
MEDTRONIC PLC	12,500	89.39	1,117,375.00
RESMED INC	1,490	244.78	364,722.20
SOLVENTUM CORP	1,347	65.60	88,363.20
STERIS PLC	980	239.05	234,269.00
STRYKER CORP	3,399	358.00	1,216,842.00
TELEFLEX INC	490	243.15	119,143.50
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	1,830	104.47	191,180.10
CARDINAL HEALTH INC	2,230	111.77	249,247.10
CENCORA INC	1,740	236.24	411,057.60
CENTENE CORP	5,180	72.66	376,378.80
CVS HEALTH CORP	12,040	58.07	699,162.80
DAVITA INC	480	148.74	71,395.20
ELEVANCE HEALTH INC	2,303	544.40	1,253,753.20
HCA HEALTHCARE INC	1,900	397.75	755,725.00
HENRY SCHEIN INC	1,400	69.86	97,804.00
HUMANA INC	1,167	365.14	426,118.38
LABCORP HOLDINGS INC	730	227.34	165,958.20
MCKESSON CORP	1,237	514.75	636,745.75
MOLINA HEALTHCARE INC	520	331.12	172,182.40
QUEST DIAGNOSTICS INC	990	154.23	152,687.70
THE CIGNA GROUP	2,822	355.12	1,002,148.64
UNITEDHEALTH GROUP INC	9,052	595.49	5,390,375.48
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	580	239.31	138,799.80
ABBVIE INC	17,390	192.86	3,353,835.40
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	1,230	251.48	309,320.40
AMGEN INC	5,302	324.36	1,719,756.72
BIOGEN INC	1,420	201.80	286,556.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	2,000	85.12	170,240.00
EXACT SCIENCES CORP	1,720	60.91	104,765.20

GILEAD SCIENCES INC	12,380	78.77	975,172.60
INCYTE CORP	1,550	62.96	97,588.00
MODERNA INC	3,360	73.44	246,758.40
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	1,010	121.21	122,422.10
REGENERON PHARMACEUTICALS	1,074	1,150.56	1,235,701.44
UNITED THERAPEUTICS CORP	420	350.01	147,004.20
VERTEX PHARMACEUTICALS	2,558	468.57	1,198,602.06
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	20,140	49.80	1,002,972.00
CATALENT INC	1,820	60.40	109,928.00
ELI LILLY & CO.	7,940	912.75	7,247,235.00
JOHNSON & JOHNSON	23,690	164.99	3,908,613.10
MERCK & CO INC	24,960	118.59	2,960,006.40
PFIZER INC	56,040	28.51	1,597,700.40
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	3,000	29.07	87,210.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	11,200	18.43	206,416.00
VIATRIS INC	10,400	11.67	121,368.00
ZOETIS INC	4,550	186.59	848,984.50
BANK OF AMERICA CORP	69,370	40.14	2,784,511.80
CITIGROUP	18,920	60.63	1,147,119.60
CITIZENS FINANCIAL GROUP	3,970	41.60	165,152.00
FIFTH THIRD BANCORP	7,010	41.70	292,317.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	90	1,952.42	175,717.80
HUNTINGTON BANCSHARES INC	15,100	14.65	221,215.00
JPMORGAN CHASE & CO	28,230	217.63	6,143,694.90
KEYCORP	10,000	16.24	162,400.00
M & T BANK CORP	1,710	168.80	288,648.00
PNC FINANCIAL	3,810	180.95	689,419.50
REGIONS FINANCIAL CORP	8,300	22.61	187,663.00
TRUIST FINANCIAL CORP	12,840	43.15	554,046.00
US BANCORP	14,940	45.54	680,367.60
WELLS FARGO CO	34,430	56.86	1,957,689.80
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	3,860	108.85	420,161.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	13,022	464.92	6,054,188.24
BLOCK INC	5,650	64.58	364,877.00
COREBRIDGE FINANCIAL INC	2,000	27.63	55,260.00
CORPAY INC	685	304.79	208,781.15

EQUITABLE HOLDINGS INC	3,300	40.53	133,749.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	5,580	82.47	460,182.60
FISERV INC	5,810	172.51	1,002,283.10
GLOBAL PAYMENTS INC	2,550	108.96	277,848.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	600	173.21	103,926.00
MASTERCARD INC	8,172	477.36	3,900,985.92
PAYPAL HOLDINGS INC	9,600	72.03	691,488.00
TOAST INC-CLASS A	2,800	24.12	67,536.00
VISA INC-CLASS A SHARES	15,490	278.62	4,315,823.80
AFLAC INC	5,260	109.69	576,969.40
ALLSTATE CORP	2,550	185.76	473,688.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	710	133.06	94,472.60
AMERICAN INTL GROUP	6,510	73.84	480,698.40
AON PLC	1,904	348.80	664,115.20
ARCH CAPITAL GROUP LTD	3,650	112.19	409,493.50
ARTHUR J GALLAGHER & CO	2,082	295.55	615,335.10
ASSURANT INC	470	194.86	91,584.20
BROWN & BROWN INC	2,320	104.63	242,741.60
CHUBB LTD	3,821	287.33	1,097,887.93
CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,470	136.34	200,419.80
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	230	495.95	114,068.50
EVEREST GROUP LTD	402	389.50	156,579.00
FNF GROUP	2,760	58.99	162,812.40
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	2,910	115.08	334,882.80
LOEWS CORP	1,850	80.90	149,665.00
MARKEL GROUP INC	125	1,555.52	194,440.00
MARSH & MCLENNAN COS	4,900	228.46	1,119,454.00
METLIFE INC	5,950	76.58	455,651.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	2,120	79.70	168,964.00
PROGRESSIVE CO	5,800	249.54	1,447,332.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	3,480	117.78	409,874.40
TRAVELERS COS INC/THE	2,210	231.85	512,388.50
WILLIS TOWERS WATSON PLC	1,006	293.67	295,432.02
WR BERKLEY CORP	2,640	59.02	155,812.80
ACCENTURE PLC-CL A	6,183	340.93	2,107,970.19
AKAMAI TECHNOLOGIES	1,320	99.12	130,838.40

CLOUDFLARE INC - CLASS A	2,680	78.40	210,112.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	5,040	76.76	386,870.40
EPAM SYSTEMS INC	570	204.00	116,280.00
GARTNER INC	757	483.46	365,979.22
GODADDY INC - CLASS A	1,250	153.00	191,250.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	9,080	202.59	1,839,517.20
MONGODB INC	634	289.88	183,783.92
OKTA INC	1,640	74.71	122,524.40
SNOWFLAKE INC-CLASS A	2,930	111.75	327,427.50
TWILIO INC - A	1,640	61.35	100,614.00
VERISIGN INC	780	183.44	143,083.20
WIX.COM LTD	580	159.58	92,556.40
ADOBE INC	4,373	567.93	2,483,557.89
ANSYS INC	860	309.75	266,385.00
APPROVIN CORP-CLASS A	2,140	88.19	188,726.60
ASPEN TECHNOLOGY INC	260	228.50	59,410.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	1,640	161.90	265,516.00
AUTODESK INC.	2,060	251.77	518,646.20
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	1,210	48.64	58,854.40
CADENCE DESIGN SYS INC	2,610	250.85	654,718.50
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	940	188.14	176,851.60
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	2,210	256.43	566,710.30
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	390	269.50	105,105.00
DATADOG INC - CLASS A	2,830	110.09	311,554.70
DOCUSIGN INC	2,050	56.93	116,706.50
DYNATRACE INC	2,680	49.27	132,043.60
FAIR ISAAC CORP	241	1,757.14	423,470.74
FORTINET INC	6,540	75.80	495,732.00
GEN DIGITAL INC	5,500	25.94	142,670.00
HUBSPOT INC	500	504.17	252,085.00
INTUIT INC	2,763	621.48	1,717,149.24
MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	600	252.82	151,692.00
MICROSOFT CORP	69,310	408.39	28,305,510.90
MICROSTRATEGY INC-CL A	1,560	119.57	186,529.20
MONDAY.COM LTD	410	249.12	102,139.20

ORACLE CORPORATION	16,330	142.61	2,328,821.30
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	20,300	30.16	612,248.00
PALO ALTO NETWORKS INC	3,212	343.74	1,104,092.88
PTC INC	1,190	168.50	200,515.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	1,029	554.91	571,002.39
SALESFORCE INC	9,560	246.12	2,352,907.20
SAMSARA INC-CL A	2,350	38.75	91,062.50
SERVICENOW INC	2,027	835.40	1,693,355.80
SYNOPSYS INC	1,459	476.03	694,527.77
TYLER TECHNOLOGIES INC	418	583.86	244,053.48
WORKDAY INC-CLASS A	2,040	255.79	521,811.60
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	2,150	67.23	144,544.50
ZSCALER INC	880	162.25	142,780.00
ARISTA NETWORKS INC	2,650	328.44	870,366.00
CISCO SYSTEMS	39,780	49.13	1,954,391.40
F5 INC	610	200.80	122,488.00
JUNIPER NETWORKS INC	3,300	38.61	127,413.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	1,597	437.31	698,384.07
APPLE INC	142,990	222.38	31,798,116.20
DELL TECHNOLOGIES-C	2,590	107.16	277,544.40
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	13,400	17.64	236,376.00
HP INC	9,960	34.40	342,624.00
NETAPP INC	2,130	116.82	248,826.60
PURE STORAGE INC - CLASS A	2,610	46.94	122,513.40
SEAGATE TECHNOLOGY	2,000	100.81	201,620.00
SUPER MICRO COMPUTER INC	545	414.60	225,957.00
WESTERN DIGITAL CORP	3,050	62.61	190,960.50
AMPHENOL CORP-CL A	11,520	61.86	712,627.20
CDW CORPORATION	1,320	214.82	283,562.40
CORNING INC	8,290	41.37	342,957.30
JABIL INC	990	102.59	101,564.10
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	1,590	147.07	233,841.30
TE CONNECTIVITY LTD	2,990	147.07	439,739.30
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	418	430.47	179,936.46
TRIMBLE INC	2,380	55.78	132,756.40
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	490	329.04	161,229.60

ADVANCED MICRO DEVICES	15,950	139.44	2,224,068.00
ANALOG DEVICES INC	4,920	219.06	1,077,775.20
APPLIED MATERIALS	8,190	180.24	1,476,165.60
BROADCOM INC	43,470	152.82	6,643,085.40
ENPHASE ENERGY INC	1,440	112.08	161,395.20
ENTEGRIS INC	1,410	110.17	155,339.70
FIRST SOLAR INC	1,050	214.76	225,498.00
INTEL CORP	42,400	19.40	822,560.00
KLA CORP	1,337	728.06	973,416.22
LAM RESEARCH	1,299	755.92	981,940.08
MARVELL TECHNOLOGY INC	8,350	69.89	583,581.50
MICROCHIP TECHNOLOGY	5,240	76.75	402,170.00
MICRON TECHNOLOGY	11,010	89.39	984,183.90
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	491	841.49	413,171.59
NVIDIA CORP	241,480	107.21	25,889,070.80
NXP SEMICONDUCTORS NV	2,460	236.70	582,282.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	4,390	70.25	308,397.50
QORVO INC	800	108.08	86,464.00
QUALCOMM INC	11,020	163.70	1,803,974.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	1,510	101.39	153,098.90
TERADYNE INC	1,630	126.10	205,543.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	8,990	201.55	1,811,934.50
AT & T INC	71,000	20.65	1,466,150.00
VERIZON COMMUNICATIONS	41,610	41.31	1,718,909.10
T-MOBILE US INC	5,250	197.18	1,035,195.00
ALLIANT ENERGY CORP	2,730	58.97	160,988.10
AMERICAN ELECTRIC POWER	5,070	103.10	522,717.00
CONSTELLATION ENERGY	3,040	176.07	535,252.80
DUKE ENERGY CORP	7,680	116.85	897,408.00
EDISON INTERNATIONAL	3,920	87.64	343,548.80
ENTERGY CORP	2,200	122.31	269,082.00
EVERGY INC	2,350	60.42	141,987.00
EVERSOURCE ENERGY	3,460	68.05	235,453.00
EXELON CORPORATION	9,710	38.42	373,058.20
FIRSTENERGY CORP	5,650	44.47	251,255.50
NEXTERA ENERGY INC	20,320	80.33	1,632,305.60

NRG ENERGY INC	1,990	78.53	156,274.70
PG&E CORP	19,700	20.60	405,820.00
PPL CORPORATION	6,600	32.15	212,190.00
SOUTHERN CO.	10,880	89.51	973,868.80
XCEL ENERGY INC	5,660	63.46	359,183.60
ATMOS ENERGY CORP	1,460	131.42	191,873.20
AMEREN CORPORATION	2,650	83.74	221,911.00
CENTERPOINT ENERGY INC	6,000	27.76	166,560.00
CMS ENERGY CORP	2,750	68.31	187,852.50
CONSOLIDATED EDISON INC	3,370	103.79	349,772.30
DOMINION ENERGY INC	8,090	57.34	463,880.60
DTE ENERGY COMPANY	1,860	123.66	230,007.60
NISOURCE INC	4,400	33.40	146,960.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	4,840	80.90	391,556.00
SEMPRA	6,090	83.09	506,018.10
WEC ENERGY GROUP INC	3,100	94.68	293,508.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	2,000	144.51	289,020.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	2,260	39.23	88,659.80
ALLY FINANCIAL INC	2,600	40.94	106,444.00
AMERICAN EXPRESS CO	5,700	251.84	1,435,488.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	3,680	142.09	522,891.20
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	2,450	132.38	324,331.00
SYNCHRONY FINANCIAL	4,130	48.67	201,007.10
AMERIPRISE FINANCIAL INC	1,003	439.55	440,868.65
ARES MANAGEMENT CORP - A	1,910	141.05	269,405.50
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	7,430	68.00	505,240.00
BLACKROCK INC	1,472	876.64	1,290,414.08
BLACKSTONE INC	7,100	138.27	981,717.00
CARLYLE GROUP INC/THE	2,100	38.07	79,947.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	1,010	210.62	212,726.20
CME GROUP INC	3,450	219.38	756,861.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	1,810	159.70	289,057.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	376	427.01	160,555.76
FRANKLIN RESOURCES INC	2,800	19.49	54,572.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	490	60.45	29,620.50
GOLDMAN SACHS GROUP	3,189	487.88	1,555,849.32

INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	5,710	162.60	928,446.00
KKR & CO INC-A	5,940	118.44	703,533.60
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	790	215.87	170,537.30
MARKETAXESS HOLDINGS INC	320	258.02	82,566.40
MOODYS CORP	1,572	483.85	760,612.20
MORGAN STANLEY	12,080	99.56	1,202,684.80
MSCI INC	767	570.66	437,696.22
NASDAQ INC	4,240	73.40	311,216.00
NORTHERN TRUST CORP	1,960	89.66	175,733.60
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	1,980	117.58	232,808.40
ROBINHOOD MARKETS INC -A	5,600	19.67	110,152.00
S&P GLOBAL INC	3,166	517.00	1,636,822.00
SCHWAB (CHARLES) CORP	15,020	63.69	956,623.80
SEI INVESTMENTS COMPANY	1,120	66.34	74,300.80
STATE STREET CORP	2,990	85.19	254,718.10
T ROWE PRICE GROUP INC	2,310	104.12	240,517.20
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	990	117.61	116,433.90
AES CORP	6,700	16.94	113,498.00
VISTRA CORP	3,560	75.83	269,954.80
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	1,560	215.31	335,883.60
AGILENT TECHNOLOGIES INC	2,840	138.36	392,942.40
AVANTOR INC	5,800	25.64	148,712.00
BIO TECHNE CORP	1,500	72.37	108,555.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	190	333.28	63,323.20
CHARLES RIVER LABORATORIES	470	191.19	89,859.30
DANAHER CORP	6,622	264.71	1,752,909.62
ILLUMINA INC	1,590	129.76	206,318.40
IQVIA HOLDINGS INC	1,840	248.14	456,577.60
METTLER-TOLEDO INTL	209	1,386.51	289,780.59
REVVITY INC	1,260	117.12	147,571.20
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	3,766	606.88	2,285,510.08
WATERS CORP	619	331.31	205,080.89
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	650	300.30	195,195.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	4,060	270.17	1,096,890.20
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	1,300	155.88	202,644.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	1,220	210.85	257,237.00

INC			
DAYFORCE INC	1,340	54.19	72,614.60
EQUIFAX INC	1,210	296.59	358,873.90
JACOBS SOLUTIONS INC	1,120	143.94	161,212.80
LEIDOS HOLDINGS INC	1,290	155.80	200,982.00
PAYCHEX INC	3,140	130.07	408,419.80
PAYCOM SOFTWARE INC	460	156.22	71,861.20
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	2,350	72.97	171,479.50
TRUNSONION	1,860	95.50	177,630.00
VERISK ANALYTICS INC	1,390	273.50	380,165.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	914	330.78	302,332.92
COMCAST CORP-CL A	38,730	39.80	1,541,454.00
FOX CORP-CLASS A	1,840	40.42	74,372.80
FOX CORP-CLASS B	930	37.37	34,754.10
INTERPUBRIC GROUP	3,280	31.46	103,188.80
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	3,700	26.93	99,641.00
OMNICOM GROUP	1,760	99.91	175,841.60
PARAMOUNT GLOBAL	5,700	10.38	59,166.00
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	4,490	103.54	464,894.60
DISNEY (WALT) CO	18,030	88.65	1,598,359.50
ELECTRONIC ARTS	2,470	145.91	360,397.70
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	1,840	76.42	140,612.80
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	1,360	94.20	128,112.00
NETFLIX INC	4,246	683.62	2,902,650.52
ROBLOX CORP -CLASS A	4,750	43.71	207,622.50
ROKU INC	1,170	66.70	78,039.00
SEA LTD-ADR	3,640	78.72	286,540.80
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	1,710	157.06	268,572.60
WARNER BROS DISCOVERY INC	20,600	7.42	152,852.00
ALPHABET INC-CL A	57,710	157.24	9,074,320.40
ALPHABET INC-CL C	49,680	158.60	7,879,248.00
MATCH GROUP INC	2,430	36.51	88,719.30
META PLATFORMS INC-CLASS A	21,527	516.86	11,126,445.22
PINTEREST INC- CLASS A	5,500	30.81	169,455.00
SNAP INC-A	8,900	8.87	78,943.00
CBRE GROUP INC	3,120	114.15	356,148.00

	COSTAR GROUP INC	3,750	77.36	290,100.00
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	9,400	3.62	34,028.00
	ZILLOW GROUP INC - C	1,160	53.61	62,187.60
小計	銘柄数 : 572			461,146,629.27 (66,054,643,176)
	組入時価比率 : 70.8%			75.9%
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	5,400	22.85	123,390.00
	CAMECO CORP	4,580	51.46	235,686.80
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	20,520	45.64	936,532.80
	CENOVUS ENERGY INC	14,300	23.23	332,189.00
	ENBRIDGE INC	21,680	54.64	1,184,595.20
	IMPERIAL OIL	1,690	94.31	159,383.90
	KEYERA CORP	1,900	40.42	76,798.00
	MEG ENERGY CORP	2,400	24.86	59,664.00
	PARKLAND CORP	1,130	36.28	40,996.40
	PEMBINA PIPELINE CORP	6,000	54.90	329,400.00
	SUNCOR ENERGY INC	12,420	51.34	637,642.80
	TC ENERGY CORP	10,030	63.23	634,196.90
	TOURMALINE OIL CORP	3,550	59.92	212,716.00
	NUTRIEN LTD	5,110	62.83	321,061.30
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	1,290	79.38	102,400.20
	AGNICO EAGLE MINES LTD	4,850	106.37	515,894.50
	BARRICK GOLD	17,900	26.30	470,770.00
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	8,000	14.00	112,000.00
	FRANCO-NEVADA CORP	1,900	161.35	306,565.00
	IVANHOE MINES LTD-CL A	5,600	16.36	91,616.00
	KINROSS GOLD CORP	11,300	11.74	132,662.00
	LUNDIN MINING CORP	5,500	12.01	66,055.00
	PAN AMERICAN SILVER CORP	4,200	26.05	109,410.00
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	4,570	60.41	276,073.70
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	4,650	80.87	376,045.50
	WEST FRASER TIMBER	390	118.84	46,347.60
	CAE INC	2,400	24.08	57,792.00
	STANTEC INC	1,020	107.31	109,456.20
	WSP GLOBAL INC	1,240	228.62	283,488.80
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	770	120.48	92,769.60

ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	3,500	27.57	96,495.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	2,200	54.92	120,824.00
RB GLOBAL INC	1,950	113.26	220,857.00
AIR CANADA	2,000	15.47	30,940.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	5,230	158.54	829,164.20
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	9,310	112.81	1,050,261.10
TFI INTERNATIONAL INC	830	191.37	158,837.10
MAGNA INTERNATIONAL INC	2,550	54.70	139,485.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	310	89.35	27,698.50
GILDAN ACTIVEWEAR INC	1,570	59.57	93,524.90
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	3,130	91.78	287,271.40
CANADIAN TIRE CORP LTD A	440	156.25	68,750.00
DOLLARAMA INC	2,910	130.62	380,104.20
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	7,430	75.41	560,296.30
EMPIRE CO LTD A	900	38.58	34,722.00
LOBLAW COMPANIES LTD	1,550	175.98	272,769.00
METRO INC/CN	1,880	85.00	159,800.00
WESTON (GEORGE) LTD	660	222.37	146,764.20
SAPUTO INC	2,200	29.76	65,472.00
BANK OF MONTREAL	7,000	112.10	784,700.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	12,320	68.42	842,934.40
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	9,050	80.71	730,425.50
NATIONAL BANK OF CANADA	3,330	124.12	413,319.60
ROYAL BANK OF CANADA	13,990	164.10	2,295,759.00
TORONTO DOMINION BANK	17,360	81.77	1,419,527.20
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	208	1,643.75	341,900.00
GREAT-WEST LIFE CO INC	2,580	44.51	114,835.80
IA FINANCIAL CORP INC	940	104.51	98,239.40
INTACT FINANCIAL CORP	1,740	252.50	439,350.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	17,400	37.25	648,150.00
POWER CORPORATION OF CANADA	5,200	41.24	214,448.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	5,720	74.50	426,140.00
CGI INC	2,050	151.82	311,231.00
SHOPIFY INC - CLASS A	12,040	94.74	1,140,669.60
CONSTELLATION SOFTWARE INC	201	4,181.45	840,471.45

	DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	790	128.76	101,720.40
	OPEN TEXT CORP	2,190	42.99	94,148.10
	BCE INC	1,020	48.59	49,561.80
	QUEBECOR INC-CL B	1,100	33.62	36,982.00
	TELUS CORP	5,200	22.71	118,092.00
	ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	3,240	55.66	180,338.40
	EMERA INC	2,930	51.37	150,514.10
	FORTIS INC	5,130	61.13	313,596.90
	HYDRO ONE LTD	3,300	46.29	152,757.00
	ALTAGAS LTD	2,500	34.30	85,750.00
	CANADIAN UTILITIES LTD A	800	34.68	27,744.00
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	3,210	55.68	178,732.80
	BROOKFIELD CORP	13,610	63.72	867,229.20
	IGM FINANCIAL INC	500	38.75	19,375.00
	ONEX CORPORATION	570	89.93	51,260.10
	TMX GROUP LTD	2,880	42.81	123,292.80
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	860	38.49	33,101.40
	THOMSON REUTERS CORP	1,620	226.93	367,626.60
	FIRSTSERVICE CORP	370	241.61	89,395.70
	小計銘柄数：84			27,280,954.35
				(2,895,327,685)
	組入時価比率：3.1%			3.3%
ユーロ	TENARIS SA	4,600	13.06	60,099.00
	ENI SPA	23,300	14.20	330,860.00
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	4,000	17.72	70,880.00
	NESTE OYJ	4,600	19.13	87,998.00
	OMV AG	1,280	38.82	49,689.60
	REPSOL SA	12,300	11.95	146,985.00
	TOTALENERGIES SE	21,350	60.56	1,292,956.00
	AIR LIQUIDE SA	5,740	163.10	936,194.00
	AKZO NOBEL	1,640	58.32	95,644.80
	ARKEMA	500	81.55	40,775.00
	BASF SE	8,650	44.70	386,698.25
	COVESTRO AG	1,700	55.60	94,520.00
	DSM-FIRMENICH AG	1,920	118.80	228,096.00
	EVONIK INDUSTRIES AG	2,700	19.74	53,298.00

OCI	800	28.54	22,832.00
SYENSQO SA	650	72.10	46,865.00
SYMRISE AG	1,220	118.50	144,570.00
HEIDELBERG MATERIALS AG	1,200	91.82	110,184.00
ARCELORMITTAL	5,100	20.17	102,867.00
VOESTALPINE AG	1,300	21.12	27,456.00
STORA ENSO OYJ-R	5,700	11.10	63,270.00
UPM-KYMMENE OYJ	5,390	29.62	159,651.80
AIRBUS SE	5,910	131.74	778,583.40
DASSAULT AVIATION SA	180	191.30	34,434.00
LEONARDO SPA	3,600	20.70	74,520.00
MTU AERO ENGINES AG	530	265.50	140,715.00
RHEINMETALL AG	448	515.20	230,809.60
SAFRAN SA	3,270	192.65	629,965.50
THALES SA	880	145.85	128,348.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	4,430	77.24	342,173.20
KINGSPAN GROUP PLC	1,420	75.80	107,636.00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	1,830	40.94	74,920.20
BOUYGUES	1,680	32.65	54,852.00
EIFFAGE SA	730	96.68	70,576.40
FERROVIAL SE	5,170	37.56	194,185.20
VINCI	4,820	109.85	529,477.00
LEGRAND SA	2,690	97.70	262,813.00
PRYSMIAN SPA	2,830	61.60	174,328.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	5,410	220.05	1,190,470.50
SIEMENS ENERGY AG	6,070	25.55	155,088.50
SIEMENS AG	7,520	165.22	1,242,454.40
ALSTOM	3,360	17.62	59,220.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	4,840	31.79	153,863.60
GEA GROUP AG	1,430	41.86	59,859.80
KNORR-BREMSE AG	560	73.05	40,908.00
KONE OYJ	3,570	48.62	173,573.40
METSO CORPORATION	5,800	8.58	49,775.60
RATIONAL AG	35	865.50	30,292.50
WARTSILA OYJ	4,200	18.57	78,015.00
BRENNTAG SE	1,330	65.26	86,795.80

IMCD NV	530	148.85	78,890.50
REXEL SA	2,300	22.41	51,543.00
DHL GROUP	10,300	39.03	402,009.00
INPOST SA	1,260	16.02	20,185.20
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	5,100	5.91	30,161.40
ADP	230	117.50	27,025.00
AENA SME SA	630	182.50	114,975.00
GETLINK	3,200	16.19	51,808.00
CONTINENTAL AG	1,070	60.60	64,842.00
MICHELIN (CGDE)	6,990	35.60	248,844.00
BAYER MOTOREN WERK	3,260	80.30	261,778.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	670	75.15	50,350.50
DR ING HC F PORSCHE AG	1,180	67.16	79,248.80
FERRARI NV	1,213	428.20	519,406.60
MERCEDES-BENZ GROUP AG	7,730	60.04	464,109.20
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	1,370	40.06	54,882.20
RENAULT SA	1,710	41.57	71,084.70
STELLANTIS NV	21,600	14.29	308,750.40
VOLKSWAGEN AG-PREF	2,140	94.82	202,914.80
SEB SA	180	92.05	16,569.00
ADIDAS AG	1,570	222.00	348,540.00
HERMES INTERNATIONAL	303	1,947.50	590,092.50
KERING SA	775	244.95	189,836.25
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	2,716	619.20	1,681,747.20
MONCLER SPA	2,270	50.90	115,543.00
PUMA SE	810	39.29	31,824.90
ACCOR SA	1,540	38.33	59,028.20
AMADEUS IT GROUP SA	4,610	60.80	280,288.00
DELIVERY HERO SE	1,740	28.62	49,798.80
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	870	38.42	33,425.40
SODEXO	910	79.80	72,618.00
D' IETEREN GROUP	220	215.80	47,476.00
PROSUS NV	13,680	33.37	456,570.00
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	10,510	46.93	493,234.30
ZALANDO SE	1,800	22.49	40,482.00

CARREFOUR SUPERMARCHE	6,100	14.79	90,219.00
JERONIMO MARTINS	3,100	16.22	50,282.00
KESKO OYJ-B SHS	2,300	18.27	42,032.50
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	9,240	31.02	286,624.80
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	8,640	57.26	494,726.40
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	4,700	8.00	37,637.60
HEINEKEN HOLDING NV	1,160	68.65	79,634.00
HEINEKEN NV	2,840	82.34	233,845.60
PERNOD RICARD SA	2,080	124.20	258,336.00
DANONE	6,520	64.42	420,018.40
JDE PEET'S BV	1,700	21.16	35,972.00
KERRY GROUP PLC-A	1,330	91.65	121,894.50
LOTUS BAKERIES	3	11,580.00	34,740.00
HENKEL AG & CO KGAA	970	74.55	72,313.50
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	1,800	82.06	147,708.00
BEIERSDORF AG	1,060	129.15	136,899.00
LOREAL-ORD	2,390	387.55	926,244.50
BIOMERIEUX	300	107.30	32,190.00
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	280	59.20	16,576.00
DIASORIN ITALIA SPA	330	101.55	33,511.50
ESSILORLUXOTTICA	2,970	208.20	618,354.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	8,250	26.98	222,585.00
SIEMENS HEALTHINEERS AG	2,660	50.76	135,021.60
AMPLIFON SPA	900	28.10	25,290.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	2,100	35.80	75,180.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	4,490	33.80	151,762.00
ARGENX SE	582	486.30	283,026.60
GRIFOLS SA	4,200	9.51	39,967.20
BAYER AG-REG	10,050	28.97	291,198.75
IPSEN	260	107.80	28,028.00
MERCK KGAA	1,280	169.95	217,536.00
ORION OYJ	910	48.40	44,044.00
RECORDATI SPA	930	51.30	47,709.00
SANOFI	11,300	104.92	1,185,596.00
UCB SA	1,310	159.60	209,076.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	4,100	15.40	63,140.00

AIB GROUP PLC	18,100	5.36	97,106.50
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	56,100	9.10	510,846.60
BANCO BPM SPA	14,500	6.01	87,145.00
BANCO DE SABADELL SA	43,810	1.84	80,829.45
BANCO SANTANDER SA	151,500	4.38	664,706.25
BANK OF IRELAND GROUP PLC	10,900	10.13	110,471.50
BNP PARIBAS	9,900	63.61	629,739.00
CAIXABANK	35,500	5.37	190,777.00
COMMERZBANK AG	8,900	12.87	114,587.50
CREDIT AGRICOLE SA	10,400	14.20	147,732.00
ERSTE GROUP BANK AG	3,540	48.51	171,725.40
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	6,400	15.58	99,712.00
ING GROEP NV	31,800	16.13	513,061.20
INTESA SANPAOLO	140,700	3.75	527,765.70
KBC GROEP NV	2,520	67.34	169,696.80
MEDIOBANCA S. P. A.	5,300	15.08	79,924.00
NORDEA BANK ABP	30,700	10.68	328,029.50
SOCIETE GENERALE	6,400	22.00	140,800.00
UNICREDIT SPA	14,550	36.83	535,876.50
ADYEN NV	215	1,268.40	272,706.00
EDENRED	2,140	37.57	80,399.80
EURAZEO SE	280	69.25	19,390.00
EXOR NV	1,090	98.20	107,038.00
GROUPE BRUXELLES LAM	1,010	69.00	69,690.00
NEXI SPA	6,200	6.30	39,060.00
SOFINA SA	100	218.40	21,840.00
AEGON LTD	12,000	5.45	65,400.00
AGEAS	1,560	46.92	73,195.20
ALLIANZ SE-REG	3,884	283.60	1,101,502.40
ASR NEDERLAND NV	1,280	44.27	56,665.60
AXA SA	17,420	34.72	604,822.40
GENERALI	10,100	24.97	252,197.00
HANNOVER RUECK SE	620	256.90	159,278.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,308	493.70	645,759.60
NN GROUP NV	2,560	44.65	114,304.00

POSTE ITALIANE SPA	4,400	12.35	54,340.00
SAMPO OYJ-A SHS	4,510	40.93	184,594.30
TALANX AG	460	77.10	35,466.00
BECHTLE AG	550	36.66	20,163.00
CAPGEMINI SA	1,590	183.65	292,003.50
DASSAULT SYSTEMES SE	6,610	32.87	217,270.70
NEMETSCHEK SE	510	87.50	44,625.00
SAP SE	10,300	191.44	1,971,832.00
NOKIA OYJ	55,200	3.93	216,936.00
ASM INTERNATIONAL NV	479	550.80	263,833.20
ASML HOLDING NV	3,935	720.00	2,833,200.00
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	730	107.25	78,292.50
INFINEON TECHNOLOGIES AG	12,650	30.04	380,069.25
STMICROELECTRONICS NV	7,040	26.63	187,475.20
CELLNEX TELECOM SA	5,520	35.40	195,408.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	34,700	26.29	912,263.00
ELISA OYJ	1,410	46.72	65,875.20
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	2,600	11.00	28,600.00
KONINKLIJKE KPN NV	41,800	3.74	156,666.40
ORANGE SA	18,500	10.76	199,152.50
TELECOM ITALIA SPA	70,000	0.23	16,716.00
TELEFONICA SA	42,500	4.23	179,817.50
ACCIONA S. A.	210	127.70	26,817.00
ELIA GROUP SA/NV	250	102.20	25,550.00
ENDESA S. A.	2,700	19.28	52,056.00
ENEL SPA	78,200	6.99	547,009.00
ENERGIAS DE PORTUGAL	32,300	3.98	128,780.10
FORTUM OYJ	4,000	14.15	56,620.00
IBERDROLA SA	60,800	13.14	799,216.00
REDEIA CORP SA	3,800	17.50	66,500.00
TERNA SPA	11,600	7.97	92,544.80
VERBUND AG	590	75.80	44,722.00
SNAM SPA	22,400	4.55	101,964.80
E. ON SE	22,000	13.16	289,630.00
ENGIE	17,900	16.03	286,937.00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	6,860	29.86	204,839.60

	AMUNDI SA	430	66.90	28,767.00
	DEUTSCHE BANK AG-REG	19,400	14.94	289,991.20
	DEUTSCHE BOERSE AG	1,840	203.30	374,072.00
	EURONEXT NV	760	98.70	75,012.00
	EDP RENOVAVEIS SA	2,234	15.27	34,113.18
	RWE AG	6,280	32.97	207,051.60
	EUROFINS SCIENTIFIC SE	1,100	52.60	57,860.00
	QIAGEN N. V.	2,318	40.25	93,299.50
	SARTORIUS AG-VORZUG	256	235.50	60,288.00
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	320	174.25	55,760.00
	BUREAU VERITAS SA	2,800	29.40	82,320.00
	RANDSTAD NV	1,000	43.56	43,560.00
	TELEPERFORMANCE	610	100.45	61,274.50
	WOLTERS KLUWER	2,410	150.30	362,223.00
	PUBLICIS GROUPE	2,360	96.04	226,654.40
	VIVENDI SE	6,200	10.20	63,240.00
	BOLLORE SE	6,000	5.85	35,130.00
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	440	86.60	38,104.00
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	8,200	23.18	190,076.00
	SCOUT24 SE	650	72.30	46,995.00
	LEG IMMOBILIEN SE	600	92.90	55,740.00
	VONOVIA SE	7,260	32.82	238,273.20
小計	銘柄数：214			49,361,214.38
				(7,857,318,105)
	組入時価比率：8.4%			9.0%
英ボンド	BP PLC	160,300	4.11	659,955.10
	SHELL PLC-NEW	62,180	25.74	1,600,824.10
	CRODA INTERNATIONAL PLC	1,300	38.58	50,154.00
	ANGLO AMERICAN PLC	12,360	21.02	259,807.20
	ANTOFAGASTA PLC	3,230	17.02	54,990.75
	ENDEAVOUR MINING PLC	1,200	15.47	18,564.00
	GLENCORE PLC	99,800	3.79	378,591.30
	RIO TINTO PLC-REG	11,260	45.91	516,946.60
	MONDI PLC	4,181	14.42	60,310.92
	BAE SYSTEMS PLC	29,200	13.02	380,330.00
	MELROSE INDUSTRIES PLC	12,000	4.63	55,632.00

ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	81,100	4.77	387,576.90
DCC PLC	820	52.25	42,845.00
SMITHS GROUP PLC	3,400	17.74	60,316.00
SPIRAX GROUP PLC	660	72.95	48,147.00
ASHTED GROUP PLC	4,290	52.66	225,911.40
BUNZLE	3,590	35.86	128,737.40
RENTOKIL INITIAL PLC	24,200	4.71	114,054.60
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	15,400	5.05	77,862.40
PERSIMMON PLC	2,700	16.04	43,321.50
TAYLOR WIMPEY PLC	32,000	1.59	51,040.00
THE BERKELEY GRP HOLDINGS	910	49.90	45,409.00
COMPASS GROUP PLC	16,400	24.29	398,356.00
ENTAIN PLC	5,700	6.47	36,890.40
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	1,570	75.06	117,844.20
WHITBREAD PLC	1,860	30.08	55,948.80
NEXT PLC	1,270	99.74	126,669.80
JD SPORTS FASHION PLC	17,000	1.34	22,822.50
KINGFISHER PLC	16,000	2.76	44,272.00
SAINSBURY	14,000	2.97	41,608.00
TESCO PLC	70,700	3.66	258,903.40
COCA-COLA HBC AG-DI	1,740	28.54	49,659.60
DIAGEO PLC	22,200	24.30	539,571.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	3,400	22.89	77,826.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	19,220	29.10	559,302.00
IMPERIAL BRANDS PLC	8,410	22.21	186,786.10
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	6,860	45.00	308,700.00
HALEON PLC	74,200	3.88	287,970.20
UNILEVER PLC	24,670	49.84	1,229,552.80
SMITH & NEPHEW PLC	8,800	11.82	104,016.00
NMC HEALTH PLC	800	0.00	0.00
ASTRAZENECA PLC	15,280	125.40	1,916,112.00
GSK PLC	41,300	16.39	676,907.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	1,300	19.92	25,896.00
BARCLAYS PLC	149,100	2.28	340,768.05
HSBC HOLDINGS PLC	183,100	6.60	1,210,107.90
LLOYDS BANKING GROUP PLC	612,000	0.57	352,389.60

	NATWEST GROUP PLC	64,300	3.39	218,105.60
	STANDARD CHARTERED PLC	22,500	7.63	171,810.00
	M&G PLC	19,000	2.07	39,330.00
	WISE PLC - A	5,300	6.57	34,821.00
	ADMIRAL GROUP PLC	2,850	28.14	80,199.00
	AVIVA PLC	28,200	4.90	138,405.60
	LEGAL & GENERAL	57,000	2.26	129,333.00
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	5,100	5.67	28,942.50
	PRUDENTIAL PLC	28,400	6.33	179,885.60
	SAGE GROUP PLC (THE)	8,900	9.94	88,501.60
	HALMA PLC	3,400	24.88	84,592.00
	BT GROUP PLC	66,000	1.43	94,512.00
	VODAFONE GROUP PLC	229,000	0.78	179,032.20
	SSE PLC	10,800	19.70	212,760.00
	CENTRICA PLC	57,000	1.23	70,281.00
	NATIONAL GRID PLC	46,100	10.20	470,450.50
	SEVERN TRENT PLC	3,030	26.70	80,901.00
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	6,800	10.56	71,808.00
	3I GROUP PLC	9,850	30.76	302,986.00
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	4,400	11.05	48,620.00
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	4,790	100.95	483,550.50
	SCHRODERS PLC	5,200	3.39	17,628.00
	PEARSON	6,100	10.74	65,514.00
	EXPERIAN PLC	8,900	35.79	318,531.00
	INTERTEK GROUP PLC	1,420	49.60	70,432.00
	RELX PLC	18,590	34.86	648,047.40
	INFORMA PLC	14,200	8.36	118,712.00
	WPP PLC	11,200	7.46	83,619.20
	AUTO TRADER GROUP PLC	8,600	8.66	74,476.00
小計	銘柄数 : 76			18,835,993.22
				(3,556,800,599)
	組入時価比率 : 3.8%			4.1%
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	1,400	12.75	17,850.00
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	53	692.50	36,702.50
	GIVAUDAN-REG	89	4,366.00	388,574.00
	SIKA AG-REG	1,535	262.30	402,630.50

HOLCIM LTD	5,240	79.56	416,894.40
SIG GROUP AG	2,300	17.32	39,836.00
GEBERIT AG-REG	333	524.80	174,758.40
ABB LTD	15,280	46.32	707,769.60
SCHINDLER HOLDING AG-REG	170	227.50	38,675.00
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	400	234.20	93,680.00
VAT GROUP AG	289	396.30	114,530.70
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	470	252.10	118,487.00
CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	5,350	122.95	657,782.50
THE SWATCH GROUP AG-B	250	167.30	41,825.00
THE SWATCH GROUP AG-REG	550	32.95	18,122.50
AVOLTA AG	660	32.14	21,212.40
BARRY CALLEBAUT AG	29	1,451.00	42,079.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	11	11,090.00	121,990.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	1	109,000.00	109,000.00
NESTLE SA-REG	25,820	88.48	2,284,553.60
ALCON INC	4,830	79.66	384,757.80
SONOVA HOLDING AG-REG	476	301.00	143,276.00
STRAUMANN HOLDING AG-REG	1,060	117.10	124,126.00
GALDERMA GROUP AG	600	79.34	47,604.00
NOVARTIS AG-REG	19,440	98.91	1,922,810.40
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	6,930	276.20	1,914,066.00
ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	300	297.20	89,160.00
SANDOZ GROUP AG	3,780	35.60	134,568.00
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	250	90.25	22,562.50
BALOISE HOLDING AG	440	165.70	72,908.00
HELVETIA HOLDING AG-REG	310	137.50	42,625.00
SWISS LIFE HOLDING AG	293	694.00	203,342.00
SWISS RE LTD	2,930	116.95	342,663.50
ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,458	493.90	720,106.20
TEMENOS AG-REG	590	56.05	33,069.50
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	1,370	72.52	99,352.40
SWISSCOM AG-REG	274	550.00	150,700.00
BKW AG	180	155.60	28,008.00
JULIUS BAER GROUP LTD	2,240	47.21	105,750.40
PARTNERS GROUP HOLDING AG	223	1,100.00	245,300.00

	UBS GROUP AG	32,680	24.86	812,424.80
	BACHEM HOLDING AG-REG B	495	76.00	37,620.00
	LONZA AG-REG	719	533.40	383,514.60
	ADECCO GROUP AG-REG	1,410	28.56	40,269.60
	SGS SA-REG	1,530	94.60	144,738.00
	SWISS PRIME SITE-REG	690	96.95	66,895.50
小計	銘柄数：46			14,159,171.30
				(2,404,510,470)
	組入時価比率：2.6%			2.8%
スウェーデン ローナ	BOLIDEN AB	2,300	291.80	671,140.00
	HOLMEN AB-B SHARES	790	413.60	326,744.00
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	5,200	138.80	721,760.00
	SAAB AB-B	2,760	224.85	620,586.00
	ASSA ABLOY AB-B	9,840	325.60	3,203,904.00
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	16,900	47.55	803,595.00
	SKANSKA AB-B SHS	2,900	201.60	584,640.00
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	1,200	304.70	365,640.00
	LIFCO AB-B SHS	2,670	315.60	842,652.00
	ALFA LAVAL AB	2,850	434.40	1,238,040.00
	ATLAS COPCO AB-A SHS	26,000	176.05	4,577,300.00
	ATLAS COPCO AB-B SHS	15,500	154.70	2,397,850.00
	EPIROC AB - A	6,800	188.20	1,279,760.00
	EPIROC AB - B	3,400	170.20	578,680.00
	HUSQVARNA AB-B SHS	2,300	65.72	151,156.00
	INDUTRADE AB	2,500	300.00	750,000.00
	SANDVIK AB	10,600	201.30	2,133,780.00
	SKF AB-B SHARES	3,000	182.45	547,350.00
	TRELLEBORG AB-B SHS	2,420	381.20	922,504.00
	VOLVO AB-A SHS	1,600	261.00	417,600.00
	VOLVO AB-B SHS	15,400	257.40	3,963,960.00
	ADDTech AB-B SHARES	2,950	304.00	896,800.00
	BEIJER REF AB	2,900	163.90	475,310.00
	SECURITAS AB-B SHS	3,900	119.95	467,805.00
	VOLVO CAR AB-B	10,640	26.60	283,077.20
	EVOLUTION AB	1,850	1,015.00	1,877,750.00

	HENNES&MAURITZ AB-B	5,700	160.15	912,855.00
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	6,400	318.40	2,037,760.00
	GETINGE AB-B SHS	1,900	219.00	416,100.00
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	1,700	307.60	522,920.00
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	15,700	157.10	2,466,470.00
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	15,500	106.15	1,645,325.00
	SWEDBANK AB	8,100	221.10	1,790,910.00
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	1,000	353.80	353,800.00
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	1,920	352.40	676,608.00
	INVESTOR AB-B SHS	16,720	293.25	4,903,140.00
	LUNDBERGS AB-B SHS	970	548.00	531,560.00
	ERICSSON LM-B	27,800	75.80	2,107,240.00
	HEXAGON AB-B SHS	21,600	100.05	2,161,080.00
	TELIA CO AB	22,000	33.34	733,480.00
	TELE 2 AB-B SHS	4,600	118.45	544,870.00
	EQT AB	3,500	318.30	1,114,050.00
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	7,700	82.68	636,636.00
	SAGAX AB-B	2,500	264.80	662,000.00
小計	銘柄数：44			55,316,187.20
				(773,320,297)
	組入時価比率：0.8%			0.9%
ノルウェークロ ーネ	AKER BP ASA	3,270	237.10	775,317.00
	EQUINOR ASA	8,900	272.20	2,422,580.00
	YARA INTERNATIONAL ASA	2,060	298.20	614,292.00
	NORSK HYDRO	12,600	56.58	712,908.00
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	760	1,050.00	798,000.00
	MOWI ASA	4,100	183.60	752,760.00
	ORKLA ASA	6,700	95.90	642,530.00
	SALMAR ASA	480	545.50	261,840.00
	DNB BANK ASA	8,600	218.00	1,874,800.00
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	2,400	190.50	457,200.00
	TELENOR ASA	5,000	134.20	671,000.00
小計	銘柄数：11			9,983,227.00
				(134,573,899)
	組入時価比率：0.1%			0.2%
デンマーククロ ーネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	3,690	456.50	1,684,485.00

一ネ					
	ROCKWOOL A/S-B SHS	59	2,784.00	164,256.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	10,000	153.30	1,533,000.00	
	DSV A/S	1,680	1,225.00	2,058,000.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	25	9,595.00	239,875.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	32	9,850.00	315,200.00	
	PANDORA A/S	850	1,157.50	983,875.00	
	CARLSBERG B	1,000	792.00	792,000.00	
	COLOPLAST-B	1,190	895.60	1,065,764.00	
	DEMANT A/S	730	279.00	203,670.00	
	GENMAB A/S	587	1,865.00	1,094,755.00	
	ZEALAND PHARMA A/S	720	826.50	595,080.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	31,690	885.20	28,051,988.00	
	DANSKE BANK AS	7,170	209.70	1,503,549.00	
	TRYG A/S	2,700	153.80	415,260.00	
	ORSTED A/S	1,780	423.50	753,830.00	
	小計	銘柄数 : 16			41,454,587.00
	組入時価比率 : 0.9%			(884,640,886)	
				1.0%	
豪ドル	AMPOL LTD	1,800	28.78	51,804.00	
	SANTOS LTD.	30,400	7.02	213,408.00	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	18,500	25.00	462,500.00	
	ORICA LTD	3,900	17.76	69,264.00	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	4,570	55.00	251,350.00	
	BHP GROUP LIMITED	50,210	38.91	1,953,671.10	
	BLUESCOPE STEEL LTD	4,400	19.96	87,824.00	
	FORTESCUE LTD	17,600	16.13	283,888.00	
	MINERAL RESOURCES LTD	1,510	32.20	48,622.00	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	10,200	14.52	148,104.00	
	PILBARA MINERALS LTD	27,000	2.58	69,660.00	
	RIO TINTO LTD	3,640	107.09	389,807.60	
	SOUTH32 LTD	50,000	3.04	152,000.00	
	REECE LTD	2,000	26.24	52,480.00	
	SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	1,700	40.27	68,459.00	
	BRAMBLES LTD	14,300	18.37	262,691.00	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	6,600	6.84	45,144.00	

TRANSURBAN GROUP	31,700	13.71	434,607.00
ARISTOCRAT LEISURE LTD	5,500	54.10	297,550.00
LOTTERY CORP LTD/THE	22,000	4.97	109,340.00
WESFARMERS LIMITED	10,920	69.21	755,773.20
COLES GROUP LTD	12,900	18.40	237,360.00
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	18,400	4.99	91,816.00
WOOLWORTHS GROUP LTD	12,500	34.35	429,375.00
TREASURY WINE ESTATES LTD	9,600	11.21	107,616.00
COCHLEAR LTD	670	291.89	195,566.30
RAMSAY HEALTH CARE LTD	1,660	39.81	66,084.60
SONIC HEALTHCARE LTD	4,300	27.14	116,702.00
CSL LIMITED	4,800	303.10	1,454,880.00
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	30,100	31.25	940,625.00
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	16,550	141.35	2,339,342.50
NATIONAL AUSTRALIA BANK	30,800	38.50	1,185,800.00
WESTPAC BANKING CORP	34,600	31.58	1,092,668.00
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	1,800	33.91	61,038.00
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	23,800	7.70	183,260.00
MEDIBANK PRIVATE LTD	26,000	3.85	100,100.00
QBE INSURANCE	14,600	16.05	234,330.00
SUNCORP GROUP LTD	13,000	17.75	230,750.00
WISETECH GLOBAL LTD	1,500	123.49	185,235.00
XERO LIMITED	1,430	144.06	206,005.80
TELSTRA GROUP LTD	38,000	3.91	148,580.00
ORIGIN ENERGY LTD	17,900	9.53	170,587.00
APA GROUP	11,300	7.21	81,473.00
ASX LTD	1,860	62.92	117,031.20
MACQUARIE GROUP LIMITED	3,510	219.96	772,059.60
PRO MEDICUS LTD	690	152.58	105,280.20
COMPUTERSHARE LTD	5,000	28.03	140,150.00
CAR GROUP LTD	3,200	36.77	117,664.00
REA GROUP LTD	480	205.51	98,644.80
SEEK LTD	2,700	22.44	60,588.00
小計銘柄数：50			17,478,558.90 (1,688,254,004)
組入時価比率：1.8%			1.9%

ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	15,800	7.50	118,500.00
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	6,100	37.52	228,872.00
	SPARK NEW ZEALAND LTD	17,000	3.52	59,840.00
	MERCURY NZ LTD	4,900	6.52	31,948.00
	MERIDIAN ENERGY LTD	13,000	6.18	80,340.00
	小計	銘柄数 : 5		
	組入時価比率 : 0.0%			0.1%
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	28,416	42.70	1,213,363.20
	SWIRE PACIFIC-A	3,500	64.55	225,925.00
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	14,500	102.80	1,490,600.00
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	9,000	17.32	155,880.00
	MTR CORP	15,000	26.75	401,250.00
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	21,000	29.15	612,150.00
	SANDS CHINA LTD	21,200	13.78	292,136.00
	WH GROUP LIMITED	69,024	5.71	394,127.04
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	40,500	24.30	984,150.00
	HANG SENG BANK	7,300	93.25	680,725.00
	AIA GROUP LTD	111,000	55.00	6,105,000.00
	HKT TRUST AND HKT LTD	27,120	10.06	272,827.20
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	8,000	57.80	462,400.00
	CLP HLDGS	16,500	69.60	1,148,400.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	13,000	53.75	698,750.00
	HONG KONG & CHINA GAS	118,983	6.20	737,694.60
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	11,700	230.00	2,691,000.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	20,916	31.40	656,762.40
	HENDERSON LAND	10,845	23.85	258,653.25
	SINO LAND CO. LTD	39,000	8.24	321,360.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	14,000	75.15	1,052,100.00
	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	8,000	20.45	163,600.00
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	12,200	22.00	268,400.00
小計	銘柄数 : 23			21,287,253.69 (391,259,722)
	組入時価比率 : 0.4%			0.4%

シンガポールド ル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	13,000	4.42	57,460.00
	KEPPEL LTD	14,700	6.10	89,670.00
	SINGAPORE AIRLINES LTD	13,300	6.30	83,790.00
	GENTING SINGAPORE LTD	37,000	0.82	30,340.00
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	15,000	3.11	46,650.00
	DBS GROUP HLDGS	19,160	36.65	702,214.00
	OCBC-ORD	34,450	14.63	504,003.50
	UNITED OVERSEAS BANK	12,400	31.73	393,452.00
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	83,000	3.14	260,620.00
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	11,000	4.84	53,240.00
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	7,700	10.95	84,315.00
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	25,000	2.79	69,750.00
	小計	銘柄数：12		2,375,504.50
		組入時価比率：0.3%		(261,875,616) 0.3%
新シェケル	ICL GROUP LTD	5,700	15.76	89,832.00
	ELBIT SYSTEMS LTD	320	749.40	239,808.00
	BANK HAPOALIM BM	10,800	36.42	393,336.00
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	14,000	34.94	489,160.00
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	10,600	20.45	216,770.00
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	1,270	141.80	180,086.00
	NICE LTD	660	612.70	404,382.00
	AZRIELI GROUP	300	256.40	76,920.00
	小計	銘柄数：8		2,090,294.00
	組入時価比率：0.1%		(80,852,989) 0.1%	
合計			87,029,685,678	
			(87,029,685,678)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2024年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	246.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	246.00	0.00	

				(0)
		組入時価比率：0.0%		0.0%
	合計			0
				(0)
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	1,470	172,548.60
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	3,080	122,430.00
		AMERICAN TOWER CORP	4,640	1,084,089.60
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	5,100	102,714.00
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,450	328,454.00
		BXP INC	1,290	96,311.40
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,060	131,577.80
		CROWN CASTLE INC	4,190	477,115.30
		DIGITAL REALTY TRUST INC	3,270	490,205.70
		EQUINIX INC	908	746,139.92
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	1,690	122,237.70
		EQUITY RESIDENTIAL	3,140	236,756.00
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	620	187,246.20
		EXTRA SPACE STORAGE INC	2,060	357,533.60
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	2,500	128,750.00
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	6,500	143,585.00
		HOST HOTELS & RESORTS INC	5,700	95,361.00
		INVITATION HOMES INC	6,360	237,100.80
		IRON MOUNTAIN INC	2,870	313,059.60
		KIMCO REALTY CORP	6,100	140,971.00
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,220	196,603.00
		PROLOGIS INC	9,190	1,170,897.90
		PUBLIC STORAGE	1,525	520,284.25
		REALTY INCOME CORP	8,300	517,339.00
		REGENCY CENTERS CORP	1,560	114,348.00
		SBA COMMUNICATIONS CORP	1,110	259,040.70
		SIMON PROPERTY GROUP INC	3,140	515,525.20
		SUN COMMUNITIES INC	1,320	181,434.00
		UDR INC	2,960	131,483.20
		VENTAS INC	3,810	239,344.20
		VICI PROPERTIES INC	10,620	356,725.80
		WELLTOWER INC	5,970	740,280.00

小計	WEYERHAEUSER CO	7,570	228,386.90	
	WP CAREY INC	2,060	125,103.80	
	銘柄数：34	124,353	11,010,983.17 (1,577,213,229)	
	組入時価比率：1.7%		87.5%	
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	1,100	58,311.00	
小計	銘柄数：1	1,100	58,311.00 (6,188,546)	
	組入時価比率：0.0%		0.3%	
ユーロ	COVIVIO	780	41,496.00	
	GECINA SA	560	57,456.00	
	KLEPIERRE	1,700	47,668.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	1,050	78,309.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	1,400	34,160.00	
	小計	銘柄数：5	5,490	259,089.00 (41,241,787)
	組入時価比率：0.0%		2.3%	
英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	5,600	36,540.00	
	SEGRO PLC	12,300	107,010.00	
	小計	銘柄数：2	17,900	143,550.00 (27,106,546)
	組入時価比率：0.0%		1.5%	
豪ドル	DEXUS/AU	8,300	60,756.00	
	GOODMAN GROUP	16,600	550,954.00	
	GPT GROUP	22,600	114,130.00	
	MIRVAC GROUP	35,000	74,200.00	
	SCENTRE GROUP	53,000	183,910.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	20,000	101,800.00	
	VICINITY CENTRES	32,000	72,960.00	
	小計	銘柄数：7	187,500	1,158,710.00 (111,919,798)
	組入時価比率：0.1%		6.2%	
香港ドル	LINK REIT	24,600	915,120.00	
	小計	銘柄数：1	24,600	915,120.00 (16,819,905)
	組入時価比率：0.0%		0.9%	

	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	33,006	94,727.22
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	54,004	112,868.36
	小計	銘柄数：2	87,010	207,595.58
		組入時価比率：0.0%		(22,885,336) 1.3%
合計			1,803,375,147 (1,803,375,147)	
合計				1,803,375,147 (1,803,375,147)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年9月6日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	2,915,881,849	—	2,911,350,643	△4,531,206
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	93,269,481,524	—	91,555,972,762	1,713,508,762
米ドル	70,897,697,251	—	69,546,141,808	1,351,555,443
カナダドル	3,038,826,280	—	2,977,642,255	61,184,025
ユーロ	8,367,977,575	—	8,249,582,678	118,394,897
英ポンド	3,798,443,768	—	3,739,396,192	59,047,576
スイスフラン	2,545,167,534	—	2,514,322,668	30,844,866
スウェーデンクローナ	814,105,845	—	799,718,172	14,387,673
ノルウェークローネ	141,538,800	—	138,647,136	2,891,664
デンマーククローネ	925,048,404	—	911,883,672	13,164,732
豪ドル	1,897,564,240	—	1,851,961,592	45,602,648
ニュージーランドドル	47,240,180	—	46,164,924	1,075,256
香港ドル	422,669,562	—	414,712,854	7,956,708
シンガポールドル	287,162,805	—	282,550,683	4,612,122
新シェケル	86,039,280	—	83,248,128	2,791,152
合計	—	—	—	1,708,977,556

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価していません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,832,310,691
国債証券	930,848,027,550
地方債証券	60,965,514,974
特殊債券	75,519,490,021
社債券	55,958,194,900
未収入金	1,477,745,000
未収利息	2,937,620,090
前払費用	181,037,999
流動資産合計	1,131,719,941,225
資産合計	1,131,719,941,225
負債の部	
流動負債	
未払金	300,000,000
未払解約金	1,442,748,804
流動負債合計	1,742,748,804
負債合計	1,742,748,804
純資産の部	
元本等	
元本	906,544,819,001
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	223,432,373,420
元本等合計	1,129,977,192,421
純資産合計	1,129,977,192,421
負債純資産合計	1,131,719,941,225

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,2465円
(10,000口当たり純資産額)	(12,465円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年9月7日 至 2024年9月6日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	
2. 時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年9月6日現在	
期首	2023年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	734,349,861,957円
同期中における追加設定元本額	324,107,018,114円
同期中における一部解約元本額	151,912,061,070円
期末元本額	906,544,819,001円
期末元本額の内訳*	

野村国内債券インデックスファンド	305,643,829円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	44,777,825,498円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	21,646,187,543円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	8,362,785,141円
野村資産設計ファンド2015	329,087,769円
野村資産設計ファンド2020	369,119,802円
野村資産設計ファンド2025	458,409,315円
野村資産設計ファンド2030	424,313,864円
野村資産設計ファンド2035	268,194,403円
野村資産設計ファンド2040	312,509,003円
野村日本債券インデックスファンド	561,774,754円
野村日本債券インデックス(野村投資一任口座向け)	126,277,664,377円
のむラップ・ファンド(保守型)	25,445,811,527円
のむラップ・ファンド(普通型)	90,645,698,094円
のむラップ・ファンド(積極型)	11,279,152,214円
野村日本債券インデックス(野村SMA向け)	5,392,164,257円
野村資産設計ファンド2045	53,298,346円
野村円債投資インデックスファンド	428,225,649円
野村インデックスファンド・国内債券 マイ・ロード	2,416,895,848円 45,954,269,917円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,492,489,586円
野村日本債券インデックス(野村SMA・EW向け)	24,453,311,362円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	2,105,269,029円
野村資産設計ファンド2050	37,539,028円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	29,545,891円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	16,624,237円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	7,698,307円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	5,075,055円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	4,381,017,436円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	3,199,115,542円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	28,584,480円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	12,942,262円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	64,371,333円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	11,832,294円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	8,383,055円
野村6資産均等バランス	12,190,571,325円
世界6資産分散ファンド	237,086,234円
野村資産設計ファンド2060	23,751,629円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信 ファンドラップ(ウエルス・スクエア)債券・安定型	146,237,087,142円 15,679,493,935円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	445,349,396円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	91,413,914円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	1,205,742,195円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	346,855,877円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	12,112,138円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	9,683,452円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	422,541円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	3,129,234,872円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	10,325,492円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	34,979,635円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	404,437,009円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	275,686,762円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	1,110,726,020円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	104,467,991円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	1,431,421,709円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券(適格機関投資家専用)	490,736,578円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格 機関投資家専用)	12,946,347円

マイバランス30 (確定拠出年金向け)	45,971,286,781 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	70,977,118,855 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	32,643,117,728 円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI 総合 (確定拠出年金向け)	50,706,027,430 円
マイバランスDC30	20,591,217,283 円
マイバランスDC50	19,308,450,758 円
マイバランスDC70	8,035,881,205 円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI 総合	13,258,875,021 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	3,909,053,911 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	11,663,784,962 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	5,253,037,506 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	491,661,435 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	83,048,094 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	116,504,705 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	346,247,451 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	150,600,701 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	52,492,423 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	4,755,072,337 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	2,157,141,518 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	1,028,592,428 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	1,198,985,613 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	29,428,327 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	507,110,613 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	837,127,587 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	7,028,925,989 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	392,670,901 円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	3,995,199 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年9月6日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付(2年)第453回	10,000,000,000	9,971,900,000	
		国庫債券 利付(2年)第455回	17,000,000,000	16,938,630,000	
		国庫債券 利付(2年)第456回	13,000,000,000	12,963,470,000	
		国庫債券 利付(2年)第457回	2,000,000,000	1,993,600,000	
		国庫債券 利付(2年)第460回	1,000,000,000	999,100,000	
		国庫債券 利付(2年)第461回	6,000,000,000	6,004,620,000	
		国庫債券 利付(2年)第462回	3,000,000,000	3,002,130,000	
		国庫債券 利付(2年)第463回	2,000,000,000	2,001,120,000	
		国庫債券 利付(5年)第146回	5,100,000,000	5,086,638,000	
		国庫債券 利付(5年)第147回	5,600,000,000	5,571,496,000	

国庫債券	利付（5年）第148回	6,500,000,000	6,458,660,000
国庫債券	利付（5年）第149回	4,100,000,000	4,069,824,000
国庫債券	利付（5年）第150回	6,300,000,000	6,247,269,000
国庫債券	利付（5年）第151回	2,500,000,000	2,476,525,000
国庫債券	利付（5年）第152回	2,000,000,000	1,985,980,000
国庫債券	利付（5年）第153回	9,000,000,000	8,905,950,000
国庫債券	利付（5年）第154回	10,000,000,000	9,913,100,000
国庫債券	利付（5年）第155回	6,000,000,000	5,981,520,000
国庫債券	利付（5年）第156回	3,000,000,000	2,981,040,000
国庫債券	利付（5年）第157回	16,000,000,000	15,885,920,000
国庫債券	利付（5年）第158回	6,500,000,000	6,431,035,000
国庫債券	利付（5年）第160回	2,500,000,000	2,479,525,000
国庫債券	利付（5年）第161回	2,000,000,000	1,991,060,000
国庫債券	利付（5年）第162回	14,500,000,000	14,422,425,000
国庫債券	利付（5年）第163回	17,000,000,000	16,976,370,000
国庫債券	利付（5年）第164回	5,000,000,000	4,947,500,000
国庫債券	利付（5年）第165回	10,000,000,000	9,937,000,000
国庫債券	利付（5年）第166回	4,000,000,000	3,991,600,000
国庫債券	利付（5年）第167回	9,000,000,000	8,972,010,000
国庫債券	利付（5年）第168回	12,500,000,000	12,572,000,000
国庫債券	利付（5年）第169回	3,000,000,000	3,003,960,000
国庫債券	利付（5年）第170回	2,500,000,000	2,512,825,000
国庫債券	利付（40年）第1回	1,860,000,000	2,052,919,200
国庫債券	利付（40年）第2回	2,700,000,000	2,859,408,000
国庫債券	利付（40年）第3回	900,000,000	947,223,000
国庫債券	利付（40年）第4回	1,630,000,000	1,704,213,900
国庫債券	利付（40年）第5回	1,300,000,000	1,297,686,000
国庫債券	利付（40年）第6回	2,000,000,000	1,946,000,000
国庫債券	利付（40年）第7回	2,500,000,000	2,315,625,000
国庫債券	利付（40年）第8回	1,500,000,000	1,278,510,000
国庫債券	利付（40年）第9回	3,500,000,000	2,154,740,000
国庫債券	利付（40年）第10回	2,810,000,000	2,030,787,000
国庫債券	利付（40年）第11回	1,750,000,000	1,206,275,000
国庫債券	利付（40年）第13回	4,500,000,000	2,673,315,000
国庫債券	利付（40年）第14回	2,960,000,000	1,867,878,400
国庫債券	利付（40年）第15回	4,000,000,000	2,781,720,000

	国庫債券 利付（４０年）第１６回	7,500,000,000	5,711,325,000
	国庫債券 利付（４０年）第１７回	2,200,000,000	2,167,902,000
	国庫債券 C T利付（５年）第１回	500,000,000	496,745,000
	国庫債券 C T利付（５年）第２回	4,500,000,000	4,501,035,000
	国庫債券 C T利付（１０年）第１回	500,000,000	496,105,000
	国庫債券 C T利付（１０年）第２回	1,500,000,000	1,522,500,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４１回	2,600,000,000	2,599,818,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４２回	4,550,000,000	4,533,392,500
	国庫債券 利付（１０年）第３４３回	6,000,000,000	5,971,380,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４４回	6,400,000,000	6,365,120,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４５回	5,500,000,000	5,465,790,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４６回	5,000,000,000	4,964,950,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	8,929,440,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	9,913,100,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４９回	5,500,000,000	5,447,420,000
	国庫債券 利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	11,526,393,500
	国庫債券 利付（１０年）第３５１回	1,000,000,000	988,090,000
	国庫債券 利付（１０年）第３５２回	1,000,000,000	986,730,000
	国庫債券 利付（１０年）第３５３回	7,000,000,000	6,898,570,000
	国庫債券 利付（１０年）第３５４回	3,000,000,000	2,950,800,000
	国庫債券 利付（１０年）第３５５回	2,500,000,000	2,455,050,000
	国庫債券 利付（１０年）第３５６回	5,000,000,000	4,904,250,000
	国庫債券 利付（１０年）第３５９回	3,500,000,000	3,420,410,000
	国庫債券 利付（１０年）第３６０回	14,000,000,000	13,660,080,000
	国庫債券 利付（１０年）第３６１回	5,500,000,000	5,357,880,000
	国庫債券 利付（１０年）第３６２回	6,400,000,000	6,222,464,000

国庫債券 利付（10年）第364回	6,000,000,000	5,807,400,000
国庫債券 利付（10年）第365回	9,500,000,000	9,168,640,000
国庫債券 利付（10年）第366回	9,000,000,000	8,728,110,000
国庫債券 利付（10年）第367回	8,500,000,000	8,219,840,000
国庫債券 利付（10年）第368回	9,000,000,000	8,677,620,000
国庫債券 利付（10年）第369回	10,000,000,000	9,855,000,000
国庫債券 利付（10年）第370回	25,500,000,000	25,069,305,000
国庫債券 利付（10年）第371回	18,000,000,000	17,495,460,000
国庫債券 利付（10年）第372回	12,500,000,000	12,542,250,000
国庫債券 利付（10年）第373回	10,000,000,000	9,827,200,000
国庫債券 利付（10年）第374回	11,000,000,000	10,975,690,000
国庫債券 利付（30年）第1回	2,000,000,000	2,229,520,000
国庫債券 利付（30年）第2回	500,000,000	551,270,000
国庫債券 利付（30年）第3回	160,000,000	176,185,600
国庫債券 利付（30年）第4回	1,400,000,000	1,603,406,000
国庫債券 利付（30年）第5回	150,000,000	166,353,000
国庫債券 利付（30年）第6回	900,000,000	1,015,263,000
国庫債券 利付（30年）第7回	600,000,000	675,252,000
国庫債券 利付（30年）第8回	100,000,000	108,998,000
国庫債券 利付（30年）第9回	265,000,000	280,282,550
国庫債券 利付（30年）第10回	250,000,000	258,147,500
国庫債券 利付（30年）第11回	660,000,000	714,285,000
国庫債券 利付（30年）第12回	720,000,000	803,901,600
国庫債券 利付（30年）第13回	1,090,000,000	1,207,153,200
国庫債券 利付（30年）第14回	800,000,000	915,320,000
国庫債券 利付（30年）第15回	1,000,000,000	1,154,160,000
国庫債券 利付（30年）第16回	1,415,000,000	1,634,551,400
国庫債券 利付（30年）第17回	1,500,000,000	1,719,780,000
国庫債券 利付（30年）第18回	2,200,000,000	2,499,750,000
国庫債券 利付（30年）第19回	1,550,000,000	1,761,466,500
国庫債券 利付（30年）第20回	770,000,000	891,382,800

国庫債券	利付（30年）第21回	300,000,000	341,085,000
国庫債券	利付（30年）第22回	600,000,000	695,166,000
国庫債券	利付（30年）第23回	840,000,000	973,274,400
国庫債券	利付（30年）第24回	700,000,000	811,440,000
国庫債券	利付（30年）第25回	500,000,000	568,290,000
国庫債券	利付（30年）第26回	850,000,000	975,944,500
国庫債券	利付（30年）第27回	1,150,000,000	1,333,482,500
国庫債券	利付（30年）第28回	1,000,000,000	1,158,020,000
国庫債券	利付（30年）第29回	2,000,000,000	2,288,200,000
国庫債券	利付（30年）第30回	2,500,000,000	2,820,975,000
国庫債券	利付（30年）第31回	1,700,000,000	1,892,372,000
国庫債券	利付（30年）第32回	4,000,000,000	4,496,400,000
国庫債券	利付（30年）第33回	2,400,000,000	2,590,200,000
国庫債券	利付（30年）第34回	4,500,000,000	4,973,130,000
国庫債券	利付（30年）第35回	2,300,000,000	2,466,014,000
国庫債券	利付（30年）第36回	3,500,000,000	3,742,830,000
国庫債券	利付（30年）第37回	2,300,000,000	2,416,840,000
国庫債券	利付（30年）第38回	1,600,000,000	1,649,248,000
国庫債券	利付（30年）第39回	1,400,000,000	1,462,748,000
国庫債券	利付（30年）第40回	1,300,000,000	1,334,996,000
国庫債券	利付（30年）第41回	2,000,000,000	2,017,560,000
国庫債券	利付（30年）第42回	3,000,000,000	3,017,670,000
国庫債券	利付（30年）第43回	1,000,000,000	1,002,960,000
国庫債券	利付（30年）第44回	2,000,000,000	2,002,980,000
国庫債券	利付（30年）第45回	1,700,000,000	1,640,058,000
国庫債券	利付（30年）第46回	1,800,000,000	1,732,032,000
国庫債券	利付（30年）第47回	1,700,000,000	1,661,138,000
国庫債券	利付（30年）第48回	1,000,000,000	939,690,000
国庫債券	利付（30年）第49回	2,000,000,000	1,874,020,000
国庫債券	利付（30年）第50回	2,400,000,000	1,984,536,000
国庫債券	利付（30年）第52回	500,000,000	382,380,000
国庫債券	利付（30年）第53回	1,700,000,000	1,325,014,000
国庫債券	利付（30年）第54回	1,700,000,000	1,382,117,000
国庫債券	利付（30年）第55回	1,500,000,000	1,214,505,000
国庫債券	利付（30年）第56回	1,700,000,000	1,370,761,000
国庫債券	利付（30年）第57回	2,000,000,000	1,606,020,000

国庫債券	利付（30年）第58回	3,000,000,000	2,399,100,000
国庫債券	利付（30年）第59回	3,000,000,000	2,332,050,000
国庫債券	利付（30年）第60回	1,650,000,000	1,340,196,000
国庫債券	利付（30年）第61回	2,000,000,000	1,539,840,000
国庫債券	利付（30年）第62回	3,000,000,000	2,180,580,000
国庫債券	利付（30年）第63回	3,500,000,000	2,460,115,000
国庫債券	利付（30年）第64回	4,000,000,000	2,794,920,000
国庫債券	利付（30年）第65回	3,800,000,000	2,641,608,000
国庫債券	利付（30年）第66回	6,000,000,000	4,146,420,000
国庫債券	利付（30年）第67回	3,500,000,000	2,545,340,000
国庫債券	利付（30年）第68回	3,450,000,000	2,495,040,000
国庫債券	利付（30年）第69回	2,700,000,000	1,998,945,000
国庫債券	利付（30年）第70回	2,610,000,000	1,923,596,100
国庫債券	利付（30年）第71回	2,700,000,000	1,980,801,000
国庫債券	利付（30年）第72回	2,500,000,000	1,825,675,000
国庫債券	利付（30年）第73回	3,500,000,000	2,544,220,000
国庫債券	利付（30年）第74回	4,000,000,000	3,150,080,000
国庫債券	利付（30年）第75回	3,000,000,000	2,545,440,000
国庫債券	利付（30年）第76回	3,000,000,000	2,604,180,000
国庫債券	利付（30年）第77回	3,000,000,000	2,729,010,000
国庫債券	利付（30年）第78回	2,800,000,000	2,422,252,000
国庫債券	利付（30年）第79回	1,500,000,000	1,231,335,000
国庫債券	利付（30年）第80回	3,500,000,000	3,325,595,000
国庫債券	利付（30年）第81回	5,600,000,000	5,069,344,000
国庫債券	利付（30年）第82回	3,500,000,000	3,317,685,000
国庫債券	利付（30年）第83回	2,700,000,000	2,795,553,000
国庫債券	利付（20年）第83回	1,370,000,000	1,401,331,900
国庫債券	利付（20年）第84回	1,200,000,000	1,225,920,000
国庫債券	利付（20年）第85回	400,000,000	410,716,000
国庫債券	利付（20年）第86回	1,700,000,000	1,750,711,000
国庫債券	利付（20年）第87回	500,000,000	514,155,000
国庫債券	利付（20年）第88回	1,100,000,000	1,137,697,000
国庫債券	利付（20年）第89回	470,000,000	485,275,000
国庫債券	利付（20年）第90回	1,500,000,000	1,555,455,000
国庫債券	利付（20年）第91回	250,000,000	259,747,500
国庫債券	利付（20年）第92回	650,000,000	675,415,000

国庫債券 利付（20年）第93回	2,300,000,000	2,393,518,000	
国庫債券 利付（20年）第94回	3,700,000,000	3,859,692,000	
国庫債券 利付（20年）第95回	1,500,000,000	1,579,380,000	
国庫債券 利付（20年）第96回	1,500,000,000	1,571,130,000	
国庫債券 利付（20年）第97回	1,500,000,000	1,581,780,000	
国庫債券 利付（20年）第98回	1,300,000,000	1,366,976,000	
国庫債券 利付（20年）第99回	1,100,000,000	1,161,094,000	
国庫債券 利付（20年）第100回	820,000,000	871,619,000	
国庫債券 利付（20年）第101回	750,000,000	802,432,500	
国庫債券 利付（20年）第102回	1,500,000,000	1,611,345,000	
国庫債券 利付（20年）第103回	600,000,000	642,306,000	
国庫債券 利付（20年）第104回	400,000,000	425,148,000	
国庫債券 利付（20年）第105回	1,900,000,000	2,026,483,000	
国庫債券 利付（20年）第106回	400,000,000	428,216,000	
国庫債券 利付（20年）第107回	800,000,000	855,960,000	
国庫債券 利付（20年）第108回	1,000,000,000	1,061,540,000	
国庫債券 利付（20年）第109回	900,000,000	957,456,000	
国庫債券 利付（20年）第110回	2,600,000,000	2,789,670,000	
国庫債券 利付（20年）第111回	500,000,000	540,295,000	
国庫債券 利付（20年）第112回	500,000,000	537,960,000	
国庫債券 利付（20年）第113回	500,000,000	540,045,000	
国庫債券 利付（20年）第115回	1,000,000,000	1,089,120,000	
国庫債券 利付（20年）第116回	1,100,000,000	1,202,168,000	
国庫債券 利付（20年）第117回	1,400,000,000	1,522,500,000	
国庫債券 利付（20年）第118回	1,100,000,000	1,193,995,000	
国庫債券 利付（20年）第119回	800,000,000	859,128,000	
国庫債券 利付（20年）第120回	800,000,000	850,128,000	

	国庫債券 利付（20年）第121回	1,900,000,000	2,056,902,000
	国庫債券 利付（20年）第122回	900,000,000	969,048,000
	国庫債券 利付（20年）第123回	2,000,000,000	2,194,820,000
	国庫債券 利付（20年）第124回	1,400,000,000	1,527,848,000
	国庫債券 利付（20年）第125回	1,800,000,000	1,992,114,000
	国庫債券 利付（20年）第126回	2,000,000,000	2,187,520,000
	国庫債券 利付（20年）第127回	1,200,000,000	1,304,928,000
	国庫債券 利付（20年）第128回	2,800,000,000	3,051,972,000
	国庫債券 利付（20年）第129回	1,300,000,000	1,408,485,000
	国庫債券 利付（20年）第130回	2,200,000,000	2,386,934,000
	国庫債券 利付（20年）第131回	800,000,000	862,560,000
	国庫債券 利付（20年）第132回	1,300,000,000	1,402,674,000
	国庫債券 利付（20年）第133回	1,900,000,000	2,063,343,000
	国庫債券 利付（20年）第134回	1,900,000,000	2,065,661,000
	国庫債券 利付（20年）第135回	700,000,000	755,986,000
	国庫債券 利付（20年）第136回	700,000,000	750,946,000
	国庫債券 利付（20年）第137回	1,000,000,000	1,080,940,000
	国庫債券 利付（20年）第138回	800,000,000	852,552,000
	国庫債券 利付（20年）第139回	1,000,000,000	1,073,110,000
	国庫債券 利付（20年）第140回	3,000,000,000	3,244,110,000
	国庫債券 利付（20年）第141回	2,600,000,000	2,813,356,000
	国庫債券 利付（20年）第142回	950,000,000	1,035,424,000
	国庫債券 利付（20年）第143回	2,300,000,000	2,470,522,000
	国庫債券 利付（20年）第144回	1,300,000,000	1,385,345,000
	国庫債券 利付（20年）第145回	3,300,000,000	3,571,425,000

	国庫債券 利付（20年）第146回	4,500,000,000	4,867,695,000
	国庫債券 利付（20年）第147回	5,500,000,000	5,895,340,000
	国庫債券 利付（20年）第148回	4,800,000,000	5,097,408,000
	国庫債券 利付（20年）第149回	4,350,000,000	4,613,566,500
	国庫債券 利付（20年）第150回	4,530,000,000	4,755,865,800
	国庫債券 利付（20年）第151回	5,000,000,000	5,143,550,000
	国庫債券 利付（20年）第152回	4,150,000,000	4,259,435,500
	国庫債券 利付（20年）第153回	8,000,000,000	8,273,680,000
	国庫債券 利付（20年）第154回	1,820,000,000	1,859,839,800
	国庫債券 利付（20年）第155回	3,950,000,000	3,943,996,000
	国庫債券 利付（20年）第156回	6,000,000,000	5,584,620,000
	国庫債券 利付（20年）第157回	3,500,000,000	3,166,590,000
	国庫債券 利付（20年）第158回	1,970,000,000	1,840,492,200
	国庫債券 利付（20年）第159回	3,510,000,000	3,305,823,300
	国庫債券 利付（20年）第160回	3,000,000,000	2,849,070,000
	国庫債券 利付（20年）第161回	3,000,000,000	2,802,120,000
	国庫債券 利付（20年）第162回	3,000,000,000	2,790,870,000
	国庫債券 利付（20年）第163回	4,000,000,000	3,703,880,000
	国庫債券 利付（20年）第164回	2,500,000,000	2,273,850,000
	国庫債券 利付（20年）第165回	3,500,000,000	3,167,255,000
	国庫債券 利付（20年）第166回	5,500,000,000	5,093,275,000
	国庫債券 利付（20年）第167回	11,000,000,000	9,856,990,000
	国庫債券 利付（20年）第168回	1,000,000,000	878,220,000
	国庫債券 利付（20年）第171回	4,000,000,000	3,403,320,000
	国庫債券 利付（20年）第172回	4,840,000,000	4,161,674,000

	国庫債券 利付（20年）第173回	7,000,000,000	5,987,030,000
	国庫債券 利付（20年）第174回	6,970,000,000	5,929,379,000
	国庫債券 利付（20年）第175回	7,800,000,000	6,713,538,000
	国庫債券 利付（20年）第176回	8,020,000,000	6,871,375,600
	国庫債券 利付（20年）第177回	7,570,000,000	6,339,042,300
	国庫債券 利付（20年）第178回	6,950,000,000	5,891,306,500
	国庫債券 利付（20年）第179回	9,000,000,000	7,593,030,000
	国庫債券 利付（20年）第180回	6,500,000,000	5,756,660,000
	国庫債券 利付（20年）第181回	5,000,000,000	4,487,600,000
	国庫債券 利付（20年）第182回	4,000,000,000	3,702,000,000
	国庫債券 利付（20年）第183回	5,400,000,000	5,236,110,000
	国庫債券 利付（20年）第184回	3,000,000,000	2,756,100,000
	国庫債券 利付（20年）第185回	2,000,000,000	1,830,480,000
	国庫債券 利付（20年）第186回	8,000,000,000	7,820,480,000
	国庫債券 利付（20年）第187回	3,000,000,000	2,827,800,000
	国庫債券 利付（20年）第188回	6,000,000,000	5,933,760,000
	国庫債券 利付（20年）第189回	2,000,000,000	2,073,000,000
	大韓民国円貨債券（2023）第2回	100,000,000	100,434,000
	大韓民国円貨債券（2023）第3回	100,000,000	101,314,000
	メキシコ合衆国 第6回円貨社債（2024）	100,000,000	99,924,000
	メキシコ合衆国 第7回円貨社債（2024）	200,000,000	199,782,000
	ポーランド共和国 第16回円貨債券（2023）	100,000,000	99,710,000
	ポーランド共和国 第17回円貨債券（2023）	100,000,000	100,664,000
	ハンガリー円貨債券（2020）第1回	100,000,000	98,247,000
小計	銘柄数：276	966,380,000,000	930,848,027,550

		組入時価比率：82.4%		82.9%
	合計			930,848,027,550
地方債証券	日本円	東京都 公募第751回	100,000,000	99,961,000
		東京都 公募第760回	100,000,000	99,154,000
		東京都 公募第761回	100,000,000	99,214,000
		東京都 公募第769回	500,000,000	496,290,000
		東京都 公募第778回	100,000,000	98,838,000
		東京都 公募第784回	200,000,000	197,816,000
		東京都 公募第794回	100,000,000	97,550,000
		東京都 公募第800回	100,000,000	97,386,000
		東京都 公募第813回	200,000,000	194,666,000
		東京都 公募第822回	130,000,000	124,932,600
		東京都 公募第830回	400,000,000	386,344,000
		東京都 公募第843回	500,000,000	498,965,000
		東京都 公募第850回	100,000,000	100,234,000
		東京都 公募（30年）第7回	100,000,000	114,321,000
		東京都 公募第10回	200,000,000	222,520,000
		東京都 公募（30年）第5回	300,000,000	215,691,000
		東京都 公募（20年）第11回	100,000,000	104,388,000
		東京都 公募（20年）第13回	100,000,000	105,422,000
		東京都 公募（20年）第15回	100,000,000	107,161,000
		東京都 公募（20年）第16回	200,000,000	212,498,000
		東京都 公募（20年）第17回	200,000,000	213,168,000
		東京都 公募（20年）第20回	280,000,000	301,061,600
		東京都 公募第23回	100,000,000	109,273,000
		東京都 公募（20年）第26回	100,000,000	107,672,000
		東京都 公募（20年）第28回	100,000,000	106,511,000
		東京都 公募（20年）第29回	200,000,000	212,428,000
		東京都 公募（20年）第30回	100,000,000	105,132,000
		東京都 公募（20年）第32回	100,000,000	102,353,000
		北海道 公募（20年）平成28年度第3回	100,000,000	91,292,000
		北海道 公募平成29年度第5回	200,000,000	198,334,000
北海道 公募平成29年度第7回	100,000,000	99,205,000		
北海道 公募平成29年度第9回	100,000,000	99,133,000		
北海道 公募平成29年度第11回	100,000,000	92,044,000		

北海道	公募平成30年度第15回	223,200,000	213,658,200
北海道	公募平成30年度第18回	200,000,000	196,382,000
北海道	公募令和2年度第4回	300,000,000	292,767,000
北海道	公募令和4年度第5回	100,000,000	96,539,000
北海道	公募令和5年度第2回	100,000,000	99,029,000
北海道	公募令和5年度第8回	100,000,000	100,233,000
北海道	公募令和5年度第10回	300,000,000	299,244,000
宮城県	公募第32回2号	100,000,000	99,265,000
神奈川県	公募第231回	200,000,000	198,252,000
神奈川県	公募第243回	200,000,000	194,720,000
神奈川県	公募第247回	339,150,000	330,145,567
神奈川県	公募第254回	180,000,000	173,286,000
神奈川県	公募第258回	100,000,000	96,696,000
神奈川県	公募(30年)第3回	100,000,000	116,263,000
神奈川県	公募第7回	300,000,000	313,203,000
神奈川県	公募(20年)第13回	100,000,000	108,444,000
神奈川県	公募(20年)第14回	100,000,000	107,937,000
神奈川県	公募(20年)第17回	200,000,000	217,772,000
神奈川県	公募(20年)第20回	100,000,000	107,382,000
神奈川県	公募(20年)第21回	200,000,000	215,264,000
神奈川県	公募(20年)第26回	200,000,000	209,708,000
神奈川県	公募(20年)第27回	100,000,000	103,873,000
神奈川県	公募(20年)第32回	100,000,000	89,332,000
神奈川県	公募(20年)第46回	100,000,000	82,654,000
大阪府	公募第417回	102,000,000	101,444,100
大阪府	公募第423回	100,000,000	99,133,000
大阪府	公募第429回	179,000,000	177,170,620
大阪府	公募第451回	130,000,000	126,477,000
大阪府	公募第452回	100,000,000	97,210,000
大阪府	公募第458回	140,000,000	136,012,800
大阪府	公募第467回	140,000,000	135,725,800
大阪府	公募第469回	150,000,000	144,894,000
大阪府	公募第479回	200,000,000	193,576,000
大阪府	公募第481回	100,000,000	97,227,000
大阪府	公募第489回	176,000,000	173,430,400
大阪府	公募第492回	156,000,000	157,249,560

大阪府	公募（20年）第1回	100,000,000	107,986,000
大阪府	公募（20年）第2回	100,000,000	108,428,000
大阪府	公募第5回	100,000,000	108,831,000
大阪府	公募第8回	100,000,000	108,131,000
大阪府	公募（20年）第12回	230,000,000	240,078,600
大阪府	公募（5年）第178回	400,000,000	397,932,000
大阪府	公募（5年）第184回	400,000,000	396,736,000
大阪府	公募（5年）第187回	144,000,000	142,633,440
大阪府	公募（5年）第190回	200,000,000	197,862,000
京都府	公募（20年）平成20年度第2回	200,000,000	213,856,000
京都府	公募平成26年度第5回	100,000,000	104,534,000
京都府	公募（20年）平成27年度第5回	200,000,000	203,136,000
京都府	公募（15年）平成27年度第8回	100,000,000	101,054,000
京都府	公募（15年）平成28年度第2回	200,000,000	194,550,000
京都府	公募（20年）平成28年度第5回	200,000,000	181,294,000
京都府	公募平成29年度第4回	100,000,000	99,201,000
京都府	公募令和3年度第5回	100,000,000	82,434,000
兵庫県	公募平成29年度第22回	100,000,000	98,993,000
兵庫県	公募令和3年度第5回	100,000,000	96,255,000
兵庫県	公募（30年）第2回	200,000,000	223,406,000
兵庫県	公募（15年）第1回	300,000,000	306,726,000
兵庫県	公募（15年）第3回	200,000,000	204,962,000
兵庫県	公募（15年）第8回	500,000,000	511,930,000
兵庫県	公募（15年）第11回	100,000,000	100,716,000
兵庫県	公募第2回	100,000,000	105,660,000
兵庫県	公募第9回	100,000,000	108,542,000
兵庫県	公募（20年）第11回	200,000,000	214,464,000
兵庫県	公募（20年）第14回	100,000,000	107,499,000
兵庫県	公募（20年）第19回	100,000,000	106,086,000
兵庫県	公募（20年）第21回	100,000,000	105,478,000
兵庫県	公募（20年）第22回	100,000,000	103,926,000
兵庫県	公募（20年）第43回	100,000,000	86,878,000
静岡県	公募平成27年度第11回	115,400,000	114,826,462
静岡県	公募平成28年度第2回	300,000,000	298,374,000

静岡県	公募平成29年度第3回	100,000,000	99,234,000
静岡県	公募(31年)第1回	174,000,000	170,386,020
静岡県	公募(5年)令和3年度第2回	100,000,000	99,351,000
静岡県	公募(5年)令和3年度第5回	300,000,000	297,609,000
静岡県	公募(15年)第2回	300,000,000	307,758,000
静岡県	公募(15年)第5回	200,000,000	204,624,000
静岡県	公募(15年)第9回	100,000,000	100,805,000
静岡県	公募(30年)第15回	100,000,000	71,694,000
静岡県	公募(20年)第11回	100,000,000	107,409,000
静岡県	公募(20年)第14回	200,000,000	215,206,000
静岡県	公募(20年)第18回	200,000,000	209,502,000
静岡県	公募(20年)第23回	100,000,000	92,815,000
静岡県	公募(20年)第30回	200,000,000	169,330,000
愛知県	公募(20年)平成19年度第2回	100,000,000	105,339,000
愛知県	公募平成20年度第8回	100,000,000	106,374,000
愛知県	公募(20年)平成22年度第8回	200,000,000	215,234,000
愛知県	公募(15年)平成23年度第13回	100,000,000	102,302,000
愛知県	公募(20年)平成24年度第4回	100,000,000	107,263,000
愛知県	公募(15年)平成24年度第14回	400,000,000	410,732,000
愛知県	公募平成24年度第17回	100,000,000	108,496,000
愛知県	公募(30年)平成25年度第8回	120,000,000	125,679,600
愛知県	公募(20年)平成25年度第17回	400,000,000	425,700,000
愛知県	公募(20年)平成26年度第4回	100,000,000	105,508,000
愛知県	公募平成26年度第8回	100,000,000	100,496,000
愛知県	公募平成26年度第13回	200,000,000	207,014,000
愛知県	公募(15年)平成27年度第2回	300,000,000	302,562,000
愛知県	公募(30年)平成27年度第8回	100,000,000	95,442,000
愛知県	公募平成27年度第15回	100,000,000	100,098,000
愛知県	公募平成29年度第8回	100,000,000	99,176,000
愛知県	公募平成29年度第9回	100,000,000	99,001,000
愛知県	公募平成30年度第7回	200,000,000	197,400,000

	愛知県 公募令和3年度第10回	200,000,000	198,062,000	
	広島県 公募平成29年度第3回	100,000,000	98,990,000	
	広島県 公募平成29年度第4回	211,300,000	209,525,080	
	広島県 公募令和2年度第2回	100,000,000	97,532,000	
	広島県 公募令和2年度第7回	300,000,000	292,068,000	
	広島県 公募令和5年度第4回	140,000,000	141,230,600	
	広島県 公募(20年)令和2年度第2回	100,000,000	84,906,000	
	広島県 公募(20年)令和3年度第2回	100,000,000	82,683,000	
	埼玉県 公募平成27年度第9回	100,000,000	99,720,000	
	埼玉県 公募平成28年度第5回	100,000,000	99,231,000	
	埼玉県 公募平成30年度第4回	200,000,000	197,686,000	
	埼玉県 公募令和元年度第4回	100,000,000	97,574,000	
	埼玉県 公募令和2年度第4回	300,000,000	292,461,000	
	埼玉県 公募令和3年度第3回	100,000,000	96,769,000	
	埼玉県 公募令和5年度第4回	100,000,000	99,214,000	
	埼玉県 公募(15年)第1回	200,000,000	203,690,000	
	埼玉県 公募(15年)第2回	200,000,000	203,172,000	
	埼玉県 公募(15年)第3回	100,000,000	98,133,000	
	埼玉県 公募(25年)第2回	200,000,000	172,734,000	
	埼玉県 公募(30年)第9回	200,000,000	157,880,000	
	埼玉県 公募(30年)第11回	100,000,000	69,914,000	
	埼玉県 公募(15年)第7回	200,000,000	184,812,000	
	埼玉県 公募(15年)第8回	200,000,000	183,238,000	
	埼玉県 公募(20年)第6回	100,000,000	106,928,000	
	埼玉県 公募(20年)第13回	100,000,000	106,578,000	
	埼玉県 公募(20年)第16回	200,000,000	202,860,000	
	埼玉県 公募(20年)第19回	200,000,000	184,930,000	
	埼玉県 公募(20年)第20回	100,000,000	92,966,000	
	埼玉県 公募(20年)第26回	100,000,000	84,283,000	
	埼玉県 公募(20年)第27回	100,000,000	84,166,000	
	福岡県 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,227,000	
	福岡県 公募平成23年度第1回	100,000,000	102,259,000	
	福岡県 公募(15年)平成27年度第1回	200,000,000	202,144,000	
	福岡県 公募(15年)令和元年度第1回	300,000,000	280,467,000	

福岡県 公募（15年）令和元年度第2回	200,000,000	185,644,000
福岡県 公募（30年）平成19年度第1回	100,000,000	116,159,000
福岡県 公募（30年）平成26年度第1回	100,000,000	100,686,000
福岡県 公募（30年・定時償還）平成29年度第2回	100,000,000	80,992,000
福岡県 公募（30年・定時償還）令和元年度第3回	100,000,000	69,108,000
福岡県 公募（20年）平成20年度第1回	300,000,000	320,376,000
福岡県 公募（20年）平成20年度第2回	100,000,000	106,416,000
福岡県 公募（20年）平成22年度第1回	300,000,000	320,517,000
福岡県 公募（20年）平成22年度第2回	300,000,000	328,365,000
福岡県 公募（20年）平成24年度第2回	100,000,000	106,868,000
福岡県 公募（20年）平成26年度第1回	100,000,000	105,482,000
福岡県 公募（20年）平成29年度第1回	100,000,000	92,896,000
福岡県 公募（20年・定時償還）令和3年度第1回	200,000,000	165,760,000
千葉県 公募平成27年度第6回	200,000,000	200,178,000
千葉県 公募平成28年度第4回	200,000,000	198,454,000
千葉県 公募平成29年度第4回	100,000,000	98,993,000
千葉県 公募平成29年度第8回	100,000,000	98,955,000
千葉県 公募令和元年度第6回	300,000,000	292,869,000
千葉県 公募令和3年度第2回	200,000,000	198,512,000
千葉県 公募令和4年度第4回	100,000,000	97,035,000
千葉県 公募令和5年度第9回	200,000,000	198,072,000
千葉県 公募令和6年度第4回	172,010,000	175,193,905
千葉県 公募（20年）第1回	400,000,000	408,488,000
千葉県 公募（20年）第8回	100,000,000	108,795,000
千葉県 公募（20年）第13回	200,000,000	214,844,000
千葉県 公募（20年）第16回	300,000,000	317,103,000
千葉県 公募（20年）第17回	100,000,000	103,894,000
千葉県 公募（20年）第20回	100,000,000	92,210,000
千葉県 公募（20年）第25回	100,000,000	91,442,000
新潟県 公募平成30年度第2回	200,000,000	197,756,000

新潟県	公募令和2年度第1回	100,000,000	84,665,000
新潟県	公募令和2年度第2回	120,000,000	116,509,200
長野県	公募令和3年度第1回	300,000,000	291,456,000
長野県	公募令和3年度第5回	100,000,000	98,931,000
茨城県	公募令和3年度第3回	200,000,000	198,224,000
茨城県	公募令和5年度第1回	100,000,000	98,775,000
茨城県	公募令和5年度第2回	200,000,000	198,672,000
群馬県	公募第22回	100,000,000	97,298,000
群馬県	公募(5年)第13回	300,000,000	297,363,000
群馬県	公募(20年)第3回	100,000,000	107,258,000
大分県	公募令和5年度第1回	100,000,000	100,233,000
共同発行市場地方債	公募第152回	400,000,000	400,512,000
共同発行市場地方債	公募第154回	400,000,000	399,968,000
共同発行市場地方債	公募第156回	200,000,000	198,966,000
共同発行市場地方債	公募第157回	300,000,000	298,233,000
共同発行市場地方債	公募第161回	300,000,000	297,660,000
共同発行市場地方債	公募第172回	600,000,000	595,656,000
共同発行市場地方債	公募第184回	100,000,000	98,687,000
共同発行市場地方債	公募第186回	400,000,000	395,556,000
共同発行市場地方債	公募第188回	300,000,000	296,646,000
共同発行市場地方債	公募第190回	610,000,000	599,806,900
共同発行市場地方債	公募第191回	100,000,000	98,192,000
共同発行市場地方債	公募第194回	300,000,000	293,634,000
共同発行市場地方債	公募第196回	400,000,000	390,208,000
共同発行市場地方債	公募第197回	300,000,000	292,470,000
共同発行市場地方債	公募第198回	110,000,000	107,138,900
共同発行市場地方債	公募第200回	100,000,000	97,396,000
共同発行市場地方債	公募第204回	200,000,000	194,140,000

共同発行市場地方債 公募第205回	100,000,000	97,501,000
共同発行市場地方債 公募第206回	300,000,000	292,287,000
共同発行市場地方債 公募第213回	300,000,000	291,000,000
共同発行市場地方債 公募第215回	400,000,000	387,928,000
共同発行市場地方債 公募第228回	300,000,000	288,915,000
共同発行市場地方債 公募第229回	250,000,000	242,395,000
共同発行市場地方債 公募第234回	300,000,000	290,991,000
共同発行市場地方債 公募第239回	100,000,000	99,561,000
共同発行市場地方債 公募第248回	100,000,000	100,631,000
共同発行市場地方債 公募第256回	500,000,000	509,260,000
共同発行市場地方債 公募第257回	500,000,000	499,035,000
共同発行市場地方債 公募第258回	200,000,000	200,528,000
堺市 公募平成22年度第1回	100,000,000	108,286,000
堺市 公募平成26年度第1回	100,000,000	97,786,000
堺市 公募第3回	100,000,000	96,043,000
堺市 公募令和5年度第2回	200,000,000	199,762,000
長崎県 公募令和元年度第3回	100,000,000	97,550,000
長崎県 公募令和4年度第3回	100,000,000	97,276,000
島根県 公募(30年)平成29年度第1回	100,000,000	81,283,000
島根県 公募(5年)令和2年度第3回	150,000,000	149,322,000
佐賀県 公募平成28年度第1回	100,000,000	99,138,000
福島県 公募令和3年度第2回	300,000,000	296,853,000
熊本県 公募平成28年度第2回	132,000,000	130,864,800
熊本市 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,060,000
新潟市 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,091,000
新潟市 公募令和5年度第1回	200,000,000	199,496,000
静岡市 公募令和5年度第1回	100,000,000	100,879,000
大阪市 公募平成27年度第6回	100,000,000	100,098,000
大阪市 公募令和2年度第2回	300,000,000	292,290,000
大阪市 公募令和3年度第2回	300,000,000	290,610,000

	大阪市 公募（15年）第1回	100,000,000	102,403,000
	大阪市 公募（15年）第2回	200,000,000	205,146,000
	大阪市 公募（20年）第1回	300,000,000	317,214,000
	大阪市 公募（20年）第5回	100,000,000	107,760,000
	大阪市 公募（20年）第6回	100,000,000	107,087,000
	大阪市 公募（20年）第17回	200,000,000	215,222,000
	大阪市 公募（20年）第19回	100,000,000	100,890,000
	大阪市 公募（20年）第26回	100,000,000	92,337,000
	名古屋市 公募第501回	200,000,000	198,128,000
	名古屋市 公募第503回	100,000,000	98,972,000
	名古屋市 公募第504回	200,000,000	197,696,000
	名古屋市 公募第511回	200,000,000	194,406,000
	名古屋市 公募第512回	300,000,000	292,536,000
	名古屋市 公募（15年）第2回	100,000,000	101,664,000
	名古屋市 公募（5年）第30回	200,000,000	197,880,000
	名古屋市 公募（30年）第13回	100,000,000	82,054,000
	名古屋市 公募（20年）第15回	100,000,000	107,473,000
	名古屋市 公募（20年）第17回	200,000,000	202,950,000
	名古屋市 公募（20年）第18回	100,000,000	100,341,000
	名古屋市 公募（20年）第19回	100,000,000	91,111,000
	京都市 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,210,000
	京都市 公募平成29年度第4回	101,280,000	100,405,953
	京都市 公募平成30年度第1回	101,090,000	100,003,282
	京都市 公募（20年）第5回	200,000,000	208,582,000
	京都市 公募（20年）第6回	100,000,000	105,690,000
	京都市 公募（20年）第13回	100,000,000	103,430,000
	京都市 公募（20年）第15回	200,000,000	183,928,000
	神戸市 公募（20年）平成20年度第24回	100,000,000	106,542,000
	神戸市 公募（20年）平成25年度第3回	100,000,000	108,409,000
	神戸市 公募平成25年度第12回	100,000,000	105,530,000
	神戸市 公募（20年）平成26年度第3回	200,000,000	209,674,000
	神戸市 公募平成28年度第1回	200,000,000	198,850,000
	神戸市 公募平成30年度第2回	200,000,000	157,880,000
	神戸市 公募令和3年度第6回	100,000,000	71,677,000
	横浜市 公募平成28年度第5回	300,000,000	298,245,000

	横浜市 公募平成29年度第3回	100,000,000	99,247,000
	横浜市 公募2019年度第3回	200,000,000	194,692,000
	横浜市 公募(30年)第2回	200,000,000	228,914,000
	横浜市 公募(20年)第11回	100,000,000	103,929,000
	横浜市 公募(20年)第18回	100,000,000	107,642,000
	横浜市 公募(20年)第26回	100,000,000	108,050,000
	横浜市 公募(20年)第30回	100,000,000	103,652,000
	横浜市 公募(20年)第32回	100,000,000	100,428,000
	横浜市 公募(20年)第35回	100,000,000	91,593,000
	札幌市 公募(15年)平成23年度第9回	200,000,000	204,924,000
	札幌市 公募(20年)平成24年度第1回	100,000,000	108,002,000
	札幌市 公募(20年)平成24年度第11回	200,000,000	216,366,000
	札幌市 公募(20年)平成28年度第4回	100,000,000	91,445,000
	札幌市 公募(5年)令和3年度第8回	100,000,000	96,255,000
	札幌市 公募(5年)令和4年度第4回	100,000,000	97,608,000
	札幌市 公募(20年)第6回	200,000,000	215,750,000
	川崎市 公募第95回	160,000,000	157,380,800
	川崎市 公募(20年)第14回	200,000,000	215,962,000
	川崎市 公募(20年)第17回	100,000,000	105,973,000
	川崎市 公募(20年)第18回	100,000,000	105,709,000
	川崎市 公募(20年)第19回	100,000,000	103,545,000
	川崎市 公募(20年)第20回	100,000,000	100,931,000
	川崎市 公募(20年)第22回	100,000,000	91,716,000
	川崎市 公募(20年)第24回	100,000,000	93,777,000
	川崎市 公募(30年)第11回	100,000,000	78,447,000
	川崎市 公募(5年)第62回	200,000,000	198,288,000
	川崎市 公募(5年)第66回	230,000,000	227,628,700
	川崎市 公募(5年)第67回	100,000,000	99,354,000
	北九州市 公募(10年)令和2年度第2回	200,000,000	194,002,000
	北九州市 公募(10年)令和5年度第2回	200,000,000	199,496,000
	北九州市 公募(20年)第3回	200,000,000	211,120,000
	北九州市 公募(20年)第14回	100,000,000	107,645,000

福岡市 公募（20年）平成21年度第3回	200,000,000	215,518,000	
福岡市 公募（20年）平成23年度第4回	100,000,000	108,381,000	
福岡市 公募平成26年度第2回	100,000,000	104,970,000	
福岡市 公募（5年）2019年度第11回	100,000,000	67,836,000	
福岡市 公募（5年）2020年度第9回	300,000,000	298,482,000	
福岡市 公募（20年）2021年度第4回	100,000,000	82,408,000	
福岡市 公募（20年）2021年度第6回	100,000,000	83,250,000	
広島市 公募平成27年度第2回	500,000,000	500,410,000	
広島市 公募（10年）平成30年度第6回	241,000,000	236,707,790	
広島市 公募（10年）令和3年度第6回	100,000,000	96,727,000	
広島市 公募（10年）令和5年度第5回	100,000,000	99,748,000	
さいたま市 公募第21回	320,100,000	319,293,348	
相模原市 公募令和5年度第1回	100,000,000	100,292,000	
三重県 公募平成28年度第1回	155,000,000	153,922,750	
三重県 公募令和5年度第3回	200,000,000	199,496,000	
福井県 公募平成27年度第4回	200,000,000	198,832,000	
福井県 公募令和元年度第3回	200,000,000	194,656,000	
福井県 公募令和4年度第5回	100,000,000	97,030,000	
徳島県 公募平成29年度第2回	200,000,000	198,120,000	
徳島県 公募平成30年度第2回	300,000,000	296,637,000	
山梨県 公募令和元年度第1回	100,000,000	97,327,000	
岡山県 公募平成28年度第2回	168,900,000	167,739,657	
岡山県 公募令和2年度第3回	300,000,000	292,230,000	
岡山県 公募令和3年度第1回	100,000,000	96,370,000	
秋田県 公募令和3年度第1回	116,600,000	112,623,940	
神奈川県住宅供給公社債券 第4回	100,000,000	98,620,000	
広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 第19回	100,000,000	82,449,000	
広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 第22回	100,000,000	82,857,000	
広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 第27回	100,000,000	90,424,000	
愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第96回	100,000,000	106,937,000	

		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第102回	300,000,000	324,111,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第128回	100,000,000	97,874,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第148回	100,000,000	90,382,000	
		福岡北九州高速道路債券 第117回	100,000,000	106,604,000	
		福岡北九州高速道路債券 第136回	100,000,000	100,462,000	
		福岡北九州高速道路債券 第145回	100,000,000	90,976,000	
		東京都住宅供給公社債券 第19回	300,000,000	308,271,000	
		東京都住宅供給公社債券 第23回	100,000,000	100,178,000	
	小計	銘柄数：361 組入時価比率：5.4%	61,298,030,000	60,965,514,974 5.4%	
	合計			60,965,514,974	
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券 政府保証第5回	117,000,000	116,136,540	
		新関西国際空港社債 財投機関債第6回	300,000,000	309,597,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第9回	100,000,000	102,444,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第12回	100,000,000	101,736,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第14回	100,000,000	101,649,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第28回	100,000,000	96,422,000	
		第2回国立大学法人東京大学	100,000,000	61,345,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第47回	100,000,000	101,889,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第66回	400,000,000	397,380,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第78回	200,000,000	198,406,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第82回	100,000,000	99,242,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第86回	300,000,000	297,162,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第96回	200,000,000	197,102,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第101回	300,000,000	296,625,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第109回	200,000,000	125,572,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第137回	400,000,000	397,164,000	

日本政策投資銀行社債 財投機関債 第138回	400,000,000	386,604,000
日本政策投資銀行社債 財投機関債 第157回	200,000,000	137,098,000
日本政策投資銀行社債 政府保証第 37回	400,000,000	396,892,000
日本政策投資銀行社債 政府保証第 41回	333,000,000	329,470,200
日本政策投資銀行社債 政府保証第 42回	420,000,000	416,001,600
日本政策投資銀行社債 政府保証第 55回	300,000,000	294,423,000
日本政策投資銀行社債 政府保証第 62回	200,000,000	193,944,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第1回	400,000,000	473,152,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第4回	100,000,000	115,062,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第8回	300,000,000	308,955,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第17回	100,000,000	103,691,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第23回	500,000,000	526,275,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第26回	100,000,000	115,295,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第33回	200,000,000	232,468,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第39回	300,000,000	321,315,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第43回	300,000,000	264,171,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第47回	100,000,000	108,116,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第55回	100,000,000	108,307,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第89回	100,000,000	106,907,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第95回	200,000,000	214,746,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第103回	350,000,000	373,646,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第105回	600,000,000	648,570,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第126回	100,000,000	101,798,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第145回	300,000,000	282,396,000
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第149回	100,000,000	95,273,000

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第151回	100,000,000	101,229,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第152回	100,000,000	95,666,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第155回	100,000,000	101,879,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第157回	100,000,000	101,127,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第160回	200,000,000	203,024,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第163回	100,000,000	100,610,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第164回	100,000,000	100,091,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第173回	200,000,000	124,990,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第188回	100,000,000	91,241,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第198回	100,000,000	71,170,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第204回	200,000,000	138,790,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第230回	100,000,000	58,455,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第260回	200,000,000	141,218,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第278回	300,000,000	298,524,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第90回	100,000,000	107,709,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第92回	200,000,000	215,632,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第97回	200,000,000	216,044,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第99回	200,000,000	217,364,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第106回	200,000,000	216,994,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第111回	100,000,000	108,158,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第114回	200,000,000	215,354,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第123回	100,000,000	107,935,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第127回	300,000,000	326,382,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第146回	100,000,000	107,945,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第164回	100,000,000	107,226,000

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第165回	100,000,000	102,865,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第167回	100,000,000	107,223,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第169回	300,000,000	320,832,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第172回	300,000,000	312,186,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第176回	200,000,000	214,132,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第181回	100,000,000	107,192,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第183回	100,000,000	107,705,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第214回	100,000,000	105,155,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第216回	100,000,000	105,185,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第217回	100,000,000	99,647,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第224回	100,000,000	99,263,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第226回	100,000,000	104,063,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第228回	100,000,000	104,054,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第233回	100,000,000	103,218,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第237回	100,000,000	99,770,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第239回	500,000,000	507,355,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第245回	500,000,000	503,555,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第246回	200,000,000	203,252,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第255回	100,000,000	101,824,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第258回	400,000,000	400,164,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第259回	100,000,000	100,640,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第261回	583,000,000	583,145,750
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第271回	151,000,000	150,095,510
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第278回	100,000,000	90,368,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第296回	200,000,000	185,356,000

日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第297回	100,000,000	99,210,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第306回	403,000,000	400,025,860
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第315回	100,000,000	99,138,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第321回	600,000,000	594,960,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第324回	100,000,000	98,926,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第335回	100,000,000	79,668,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第339回	500,000,000	495,525,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第342回	131,000,000	129,552,450
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第350回	100,000,000	77,879,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第351回	100,000,000	98,764,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第354回	200,000,000	197,320,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第357回	100,000,000	98,921,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第388回	100,000,000	68,057,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第391回	113,000,000	109,946,740
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第398回	100,000,000	68,583,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第402回	200,000,000	110,646,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第436回	300,000,000	280,125,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第449回	500,000,000	496,070,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第453回	200,000,000	198,842,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第463回	500,000,000	485,310,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第475回	200,000,000	198,094,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第479回	500,000,000	505,500,000
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第9回	100,000,000	115,391,000
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第28回	500,000,000	581,635,000
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第33回	100,000,000	117,112,000

公営企業債券 30年第4回財投機関債	300,000,000	354,012,000	
地方公営企業等金融機構債券(20年)第1回	100,000,000	106,277,000	
地方公共団体金融機構債券(20年)第1回	300,000,000	323,340,000	
地方公共団体金融機構債券 20年第4回	100,000,000	107,764,000	
地方公共団体金融機構債券 F16回	100,000,000	103,561,000	
地方公共団体金融機構債券 20年第6回	300,000,000	326,211,000	
地方公共団体金融機構債券 20年第7回	400,000,000	434,604,000	
地方公共団体金融機構債券(20年)第10回	300,000,000	319,365,000	
地方公共団体金融機構債券(20年)第19回	200,000,000	215,674,000	
地方公共団体金融機構債券(20年)第20回	100,000,000	107,611,000	
地方公共団体金融機構債券 F96回	300,000,000	307,392,000	
地方公共団体金融機構債券 F12回	100,000,000	102,459,000	
地方公共団体金融機構債券 F12回	100,000,000	102,455,000	
地方公共団体金融機構債券(20年)第24回	200,000,000	213,966,000	
地方公共団体金融機構債券 F14回	300,000,000	307,329,000	
地方公共団体金融機構債券 F14回	100,000,000	101,962,000	
地方公共団体金融機構債券 F16回	100,000,000	101,810,000	
地方公共団体金融機構債券(20年)第29回	100,000,000	107,162,000	
地方公共団体金融機構債券(20年)第32回	100,000,000	106,179,000	
地方公共団体金融機構債券(15年)第2回	200,000,000	204,884,000	
地方公共団体金融機構債券(20年)第37回	200,000,000	209,924,000	
地方公共団体金融機構債券(20年)第38回	300,000,000	313,149,000	
地方公共団体金融機構債券 F24回	300,000,000	306,963,000	
地方公共団体金融機構債券 F24回	300,000,000	311,463,000	
地方公共団体金融機構債券 F24回	100,000,000	103,226,000	

	地方公共団体金融機構債券（20年）第39回	200,000,000	207,308,000
	地方公共団体金融機構債券（20年）第40回	100,000,000	103,182,000
	地方公共団体金融機構債券（20年）第43回	100,000,000	100,725,000
	地方公共団体金融機構債券（20年）第44回	200,000,000	203,728,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第77回	121,000,000	121,054,450
	地方公共団体金融機構債券 第77回	100,000,000	100,080,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第78回	616,000,000	616,184,800
	地方公共団体金融機構債券 F308回	200,000,000	197,994,000
	地方公共団体金融機構債券 第79回	400,000,000	400,224,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第80回	300,000,000	299,751,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第83回	116,000,000	115,277,320
	地方公共団体金融機構債券 第84回	100,000,000	99,313,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第85回	100,000,000	99,269,000
	地方公共団体金融機構債券（20年）第52回	100,000,000	89,875,000
	地方公共団体金融機構債券（20年）第53回	200,000,000	177,032,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第91回	300,000,000	297,669,000
	地方公共団体金融機構債券（20年）第58回	100,000,000	93,508,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第95回	137,000,000	135,954,690
	地方公共団体金融機構債券 第95回	200,000,000	198,354,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第97回	300,000,000	297,453,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第98回	122,000,000	121,034,980
	政保 地方公共団体金融機構債券第100回	108,000,000	106,853,040
	地方公共団体金融機構債券 第101回	400,000,000	396,288,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第108回	157,000,000	155,144,260
	地方公共団体金融機構債券 第67回	100,000,000	89,398,000

政保 地方公共団体金融機構債券 第110回	100,000,000	98,672,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第113回	110,000,000	108,798,800
地方公共団体金融機構債券 第1回	200,000,000	129,688,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第119回	116,000,000	113,452,640
政保 地方公共団体金融機構債券 第120回	103,000,000	100,397,190
政保 地方公共団体金融機構債券 第121回	100,000,000	97,249,000
地方公共団体金融機構債券 2回	100,000,000	58,154,000
地方公共団体金融機構債券 12回	200,000,000	144,054,000
地方公共団体金融機構債券 第14回	100,000,000	71,082,000
地方公共団体金融機構債券 第16回	200,000,000	198,324,000
地方公共団体金融機構債券 第17回	100,000,000	99,070,000
公営企業債券(20年) 第19回 財投機関債	100,000,000	104,219,000
公営企業債券(20年) 第20回 財投機関債	100,000,000	104,382,000
公営企業債券(20年) 第23回 財投機関債	200,000,000	210,626,000
公営企業債券(20年) 第24回 財投機関債	100,000,000	106,235,000
公営企業債券(20年) 第25回 財投機関債	100,000,000	107,252,000
首都高速道路 第28回	200,000,000	198,008,000
首都高速道路 第33回	300,000,000	298,722,000
阪神高速道路 第25回	100,000,000	99,276,000
日本政策金融公庫債券 政府保証第 47回	100,000,000	98,931,000
日本政策金融公庫債券 政府保証第 55回	108,000,000	105,977,160
日本政策金融公庫債券 政府保証第 63回	270,000,000	261,751,500
都市再生債券 財投機関債第93回	100,000,000	102,212,000
都市再生債券 財投機関債第97回	100,000,000	101,890,000
都市再生債券 財投機関債第101回	100,000,000	101,460,000
都市再生債券 財投機関債第109回	100,000,000	101,467,000
都市再生債券 財投機関債第113回	300,000,000	303,135,000
都市再生債券 財投機関債第121回	200,000,000	197,362,000

	回			
	都市再生債券 財投機関債第127回	200,000,000	198,188,000	
	都市再生債券 財投機関債第141回	100,000,000	90,673,000	
	都市再生債券 財投機関債第155回	100,000,000	63,855,000	
	都市再生債券 財投機関債第166回	100,000,000	61,622,000	
	都市再生債券 財投機関債第170回	100,000,000	83,241,000	
	都市再生債券 財投機関債第191回	100,000,000	84,799,000	
	民間都市開発推進機構 政府保証第17回	400,000,000	398,528,000	
	民間都市開発推進機構 政府保証第20回	113,600,000	112,346,992	
	福祉医療機構債券 第50回財投機関債	300,000,000	297,327,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第3回	400,000,000	417,380,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第6回	200,000,000	210,606,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第49回	100,000,000	108,222,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第59回	100,000,000	107,621,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第75回	100,000,000	108,954,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第77回	900,000,000	919,818,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第78回	100,000,000	108,917,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第81回	100,000,000	108,154,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第85回	200,000,000	215,246,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第90回	200,000,000	204,826,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第94回	100,000,000	108,080,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第111回	100,000,000	102,395,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第112回	100,000,000	107,119,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第115回	100,000,000	107,693,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第119回	100,000,000	102,647,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債	100,000,000	107,906,000	

	第120回			
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第123回	300,000,000	322,752,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第128回	100,000,000	108,247,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第132回	200,000,000	203,748,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第134回	100,000,000	102,703,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第137回	200,000,000	205,522,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第143回	100,000,000	102,462,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第162回	100,000,000	101,870,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第177回	450,000,000	450,135,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第188回	300,000,000	297,888,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第195回	100,000,000	91,036,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第198回	300,000,000	297,462,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第203回	100,000,000	99,260,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第208回	200,000,000	198,292,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第213回	100,000,000	99,209,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第222回	200,000,000	197,890,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第223回	100,000,000	96,573,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第227回	100,000,000	99,028,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第244回	130,000,000	128,440,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第277回	100,000,000	70,319,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第301回	300,000,000	298,389,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第306回	200,000,000	182,830,000	
	住宅金融支援機構債券 政府保証第 27回	200,000,000	199,434,000	
	住宅金融支援機構債券 政府保証第 29回	200,000,000	200,438,000	
	成田国際空港 第19回	100,000,000	99,645,000	
	成田国際空港 第39回	300,000,000	274,173,000	

商工債券 利付第845回い号	300,000,000	298,842,000	
商工債券 利付第852回い号	100,000,000	99,128,000	
商工債券 利付第854回い号	400,000,000	395,820,000	
商工債券 利付第856回い号	200,000,000	197,710,000	
商工債券 利付第862回い号	100,000,000	98,830,000	
商工債券 利付第868回い号	100,000,000	98,637,000	
商工債券 利付第871回い号	100,000,000	98,806,000	
商工債券 利付第872回い号	100,000,000	99,096,000	
商工債券 利付第876回い号	400,000,000	395,660,000	
商工債券 利付第878回い号	200,000,000	197,508,000	
商工債券 利付第879回い号	400,000,000	395,608,000	
商工債券 利付第883回い号	200,000,000	198,750,000	
商工債券 利付第885回い号	300,000,000	298,119,000	
しんきん中金債券 利付第374回	300,000,000	298,191,000	
しんきん中金債券 利付第377回	100,000,000	99,230,000	
しんきん中金債券 利付第379回	400,000,000	396,532,000	
しんきん中金債券 利付第380回	100,000,000	99,028,000	
しんきん中金債券 利付第387回	100,000,000	98,839,000	
しんきん中金債券 利付第400回	100,000,000	99,269,000	
しんきん中金債券 利付第401回	300,000,000	297,489,000	
しんきん中金債券 利付第402回	100,000,000	98,909,000	
しんきん中金債券 利付第403回	100,000,000	98,716,000	
しんきん中金債券 利付第407回	300,000,000	298,062,000	
しんきん中金債券 利付第412回	100,000,000	99,404,000	
商工債券 利付(3年)第274回	200,000,000	199,098,000	
商工債券 利付(3年)第289回	100,000,000	99,377,000	
商工債券 利付(10年)第16回	100,000,000	99,910,000	
商工債券 利付(10年)第36回	100,000,000	96,021,000	
商工債券 利付(10年)第41回	300,000,000	286,797,000	
国際協力機構債券 第6回財投機関債	200,000,000	217,372,000	
国際協力機構債券 第15回財投機関債	100,000,000	107,004,000	
国際協力機構債券 第25回財投機関債	100,000,000	104,677,000	
国際協力機構債券 第32回財投機関債	100,000,000	100,757,000	
国際協力機構債券 第35回財投機関債	100,000,000	99,231,000	

国際協力機構債券 第40回財投機関債	100,000,000	99,123,000	
国際協力機構債券 第54回財投機関債	100,000,000	83,902,000	
国際協力機構債券 第68回財投機関債	100,000,000	96,999,000	
東日本高速道路 第57回	100,000,000	99,266,000	
東日本高速道路 第61回	200,000,000	194,968,000	
東日本高速道路 第64回	100,000,000	97,274,000	
東日本高速道路 第69回	100,000,000	97,488,000	
東日本高速道路 第83回	200,000,000	198,320,000	
東日本高速道路 第86回	400,000,000	395,488,000	
東日本高速道路 第89回	130,000,000	128,533,600	
東日本高速道路 第95回	850,000,000	842,545,500	
中日本高速道路 第63回	100,000,000	100,142,000	
中日本高速道路 第86回	500,000,000	497,120,000	
中日本高速道路 第89回	100,000,000	99,189,000	
中日本高速道路 第90回	300,000,000	297,306,000	
中日本高速道路 第91回	200,000,000	198,010,000	
中日本高速道路 第93回	200,000,000	197,898,000	
中日本高速道路 第96回	200,000,000	199,190,000	
中日本高速道路 第97回	200,000,000	200,396,000	
中日本高速道路 第98回	300,000,000	299,364,000	
中日本高速道路 第101回	500,000,000	496,895,000	
西日本高速道路 第29回	200,000,000	199,484,000	
西日本高速道路 第30回	300,000,000	298,239,000	
西日本高速道路 第34回	300,000,000	298,509,000	
西日本高速道路 第61回	300,000,000	297,426,000	
西日本高速道路 第62回	1,100,000,000	1,089,044,000	
西日本高速道路 第64回	200,000,000	198,008,000	
西日本高速道路 第69回	200,000,000	198,218,000	
西日本高速道路 第77回	200,000,000	198,546,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第69回	200,000,000	207,674,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第90回	300,000,000	290,052,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第135回	300,000,000	291,192,000	
貸付債権担保第25回住宅金融支援機構債券	13,954,000	14,433,180	

貸付債権担保第28回住宅金融支援機構債券	48,678,000	50,383,190
貸付債権担保第42回住宅金融支援機構債券	42,872,000	43,952,374
貸付債権担保第45回住宅金融支援機構債券	50,376,000	51,905,415
貸付債権担保第52回住宅金融支援機構債券	37,212,000	38,140,067
貸付債権担保第24回住宅金融支援機構債券	24,616,000	25,254,046
貸付債権担保第48回住宅金融支援機構債券	46,626,000	48,038,301
貸付債権担保第40回住宅金融支援機構債券	53,784,000	54,871,512
貸付債権担保第62回住宅金融支援機構債券	82,188,000	83,516,979
貸付債権担保第60回住宅金融支援機構債券	71,439,000	72,993,512
貸付債権担保第61回住宅金融支援機構債券	48,334,000	49,239,779
貸付債権担保第51回住宅金融支援機構債券	17,385,000	17,858,741
貸付債権担保第43回住宅金融支援機構債券	42,408,000	43,708,653
貸付債権担保第79回住宅金融支援機構債券	28,338,000	28,593,892
貸付債権担保第81回住宅金融支援機構債券	62,424,000	62,911,531
貸付債権担保第72回住宅金融支援機構債券	135,110,000	136,500,281
貸付債権担保第70回住宅金融支援機構債券	84,582,000	86,073,180
貸付債権担保第33回住宅金融支援機構債券	17,749,000	18,392,046
貸付債権担保第34回住宅金融支援機構債券	18,137,000	18,784,309
貸付債権担保第35回住宅金融支援機構債券	17,227,000	17,835,974
貸付債権担保第46回住宅金融支援機構債券	16,368,000	16,875,735
貸付債権担保第55回住宅金融支援機構債券	46,560,000	47,720,275
貸付債権担保第56回住宅金融支援機構債券	66,189,000	67,837,106
貸付債権担保第57回住宅金融支援機構債券	22,201,000	22,771,121
貸付債権担保第76回住宅金融支援機構債券	53,146,000	54,009,622
貸付債権担保第23回住宅金融支援機構債券	51,148,000	52,482,451

貸付債権担保第32回住宅金融支援機構債券	50,646,000	52,224,635
貸付債権担保第38回住宅金融支援機構債券	55,737,000	57,348,914
貸付債権担保第39回住宅金融支援機構債券	89,465,000	91,712,360
貸付債権担保第50回住宅金融支援機構債券	163,730,000	168,104,865
貸付債権担保第58回住宅金融支援機構債券	49,718,000	50,964,430
貸付債権担保第64回住宅金融支援機構債券	88,800,000	89,918,880
貸付債権担保第71回住宅金融支援機構債券	79,431,000	80,231,664
貸付債権担保第73回住宅金融支援機構債券	63,854,000	65,023,166
貸付債権担保第75回住宅金融支援機構債券	52,980,000	53,951,653
貸付債権担保第83回住宅金融支援機構債券	135,044,000	135,647,646
貸付債権担保第84回住宅金融支援機構債券	230,097,000	230,941,455
貸付債権担保第88回住宅金融支援機構債券	36,243,000	36,124,847
貸付債権担保第89回住宅金融支援機構債券	36,921,000	36,822,051
貸付債権担保第90回住宅金融支援機構債券	38,095,000	37,841,668
貸付債権担保第92回住宅金融支援機構債券	80,662,000	79,343,982
貸付債権担保第93回住宅金融支援機構債券	86,522,000	84,187,636
貸付債権担保第94回住宅金融支援機構債券	45,678,000	44,968,163
貸付債権担保第96回住宅金融支援機構債券	48,700,000	47,663,177
貸付債権担保第97回住宅金融支援機構債券	144,072,000	141,746,677
貸付債権担保第98回住宅金融支援機構債券	150,615,000	148,501,871
貸付債権担保第99回住宅金融支援機構債券	101,276,000	99,629,252
貸付債権担保第100回住宅金融支援機構債券	49,605,000	48,687,803
貸付債権担保第101回住宅金融支援機構債券	50,365,000	49,586,357
貸付債権担保第107回住宅金融支援機構債券	231,372,000	220,451,241
貸付債権担保第108回住宅金融支援機構債券	297,695,000	281,250,328

貸付債權担保第 1 1 5 回住宅金融支援機構債券	194,664,000	184,115,157
貸付債權担保第 1 1 6 回住宅金融支援機構債券	130,546,000	124,206,686
貸付債權担保第 1 1 7 回住宅金融支援機構債券	131,210,000	124,497,296
貸付債權担保第 1 1 8 回住宅金融支援機構債券	65,134,000	61,903,353
貸付債權担保第 1 1 9 回住宅金融支援機構債券	131,214,000	124,548,328
貸付債權担保第 1 2 0 回住宅金融支援機構債券	65,735,000	62,047,923
貸付債權担保第 1 2 1 回住宅金融支援機構債券	66,366,000	62,716,533
貸付債權担保第 1 2 3 回住宅金融支援機構債券	67,919,000	64,223,527
貸付債權担保第 1 2 5 回住宅金融支援機構債券	268,768,000	253,311,152
貸付債權担保第 1 2 6 回住宅金融支援機構債券	204,090,000	192,293,598
貸付債權担保第 1 2 8 回住宅金融支援機構債券	136,000,000	128,086,160
貸付債權担保第 1 2 9 回住宅金融支援機構債券	139,766,000	131,758,805
貸付債權担保第 1 3 4 回住宅金融支援機構債券	141,758,000	132,640,125
貸付債權担保第 1 3 5 回住宅金融支援機構債券	70,908,000	66,342,942
貸付債權担保第 1 3 6 回住宅金融支援機構債券	71,739,000	67,337,812
貸付債權担保第 1 4 0 回住宅金融支援機構債券	71,526,000	66,731,612
貸付債權担保第 1 4 2 回住宅金融支援機構債券	222,045,000	205,935,635
貸付債權担保第 1 4 4 回住宅金融支援機構債券	220,110,000	204,138,818
貸付債權担保第 1 4 5 回住宅金融支援機構債券	225,570,000	208,616,158
貸付債權担保第 1 5 0 回住宅金融支援機構債券	391,120,000	358,164,228
貸付債權担保第 1 5 2 回住宅金融支援機構債券	158,454,000	146,457,447
貸付債權担保第 1 5 4 回住宅金融支援機構債券	160,312,000	147,628,114
貸付債權担保第 1 5 8 回住宅金融支援機構債券	160,688,000	148,433,933
貸付債權担保第 1 6 2 回住宅金融支援機構債券	249,459,000	230,265,624
貸付債權担保第 1 6 4 回住宅金融支援機構債券	254,481,000	234,063,989

	貸付債権担保第165回住宅金融支援機構債券	167,780,000	154,818,995
	貸付債権担保第166回住宅金融支援機構債券	253,584,000	234,981,077
	貸付債権担保第167回住宅金融支援機構債券	168,100,000	155,655,557
	貸付債権担保第168回住宅金融支援機構債券	168,272,000	155,644,869
	貸付債権担保第169回住宅金融支援機構債券	256,962,000	237,265,862
	貸付債権担保第170回住宅金融支援機構債券	427,445,000	394,377,854
	貸付債権担保第174回住宅金融支援機構債券	262,818,000	242,562,616
	貸付債権担保第175回住宅金融支援機構債券	265,569,000	244,514,689
	貸付債権担保第176回住宅金融支援機構債券	264,108,000	242,023,289
	貸付債権担保第177回住宅金融支援機構債券	176,782,000	163,136,197
	貸付債権担保第178回住宅金融支援機構債券	264,288,000	245,864,483
	貸付債権担保第179回住宅金融支援機構債券	266,619,000	247,219,801
	貸付債権担保第180回住宅金融支援機構債券	177,840,000	165,798,453
	貸付債権担保第183回住宅金融支援機構債券	542,004,000	505,147,728
	貸付債権担保第185回住宅金融支援機構債券	273,744,000	256,166,897
	貸付債権担保第186回住宅金融支援機構債券	184,430,000	175,486,989
	貸付債権担保第195回住宅金融支援機構債券	192,022,000	186,491,766
	貸付債権担保第197回住宅金融支援機構債券	289,062,000	284,463,023
	貸付債権担保第198回住宅金融支援機構債券	192,582,000	191,206,964
	貸付債権担保第199回住宅金融支援機構債券	385,428,000	380,452,124
	貸付債権担保第200回住宅金融支援機構債券	485,690,000	477,515,837
	貸付債権担保第202回住宅金融支援機構債券	293,130,000	289,808,837
	貸付債権担保第203回住宅金融支援機構債券	491,780,000	488,111,321
	貸付債権担保第205回住宅金融支援機構債券	198,622,000	200,312,273
小計	銘柄数：410	76,363,217,000	75,519,490,021

		組入時価比率：6.7%		6.7%
	合計			75,519,490,021
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（BFCM） 第31回円貨社債	100,000,000	96,394,000
		フランス相互信用連合銀行（BFCM） 第42回円貨社債	300,000,000	301,869,000
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第14回円貨社債	100,000,000	99,242,000
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第25回非上位円貨社債	200,000,000	197,228,000
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第29回非上位円貨社債	100,000,000	100,090,000
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第36回円貨社債	100,000,000	99,956,000
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第37回円貨社債	100,000,000	100,238,000
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第16回円貨社債（2018）	100,000,000	98,532,000
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第22回円貨社債（2024）	200,000,000	199,540,000
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第26回円貨社債（2024）	100,000,000	100,496,000
		ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング 第4回円貨社債	100,000,000	99,765,000
		エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第3回円	100,000,000	100,109,000
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第7回円貨社債	100,000,000	98,069,000
		フランス電力 第4回円貨社債（2017）	100,000,000	100,036,000
		ビー・エヌ・ピー・パリバ 第8回円貨社債	200,000,000	199,726,000
		INPEX 第1回社債間限定同順位特約付	500,000,000	496,040,000
		清水建設 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,831,000
		長谷工コーポレーション 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,480,000
		戸田建設 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,682,000
		五洋建設 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,819,000
		大和ハウス工業 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,931,000
		大和ハウス工業 第25回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	287,610,000
		大和ハウス工業 第26回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,269,000
大和ハウス工業 第29回特定社債	100,000,000	99,740,000		

	間限定同順位特約付			
	森永乳業 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,034,000	
	明治ホールディングス 第10回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,292,000	
	アサヒグループホールディングス 第16回特定社債間限定同順位	300,000,000	297,861,000	
	アサヒグループホールディングス 第23回特定社債間限定同順位	100,000,000	99,102,000	
	コカ・コーラボトラーズジャパン 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,990,000	
	コカ・コーラボトラーズジャパン 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,077,000	
	日本たばこ産業 第13回	100,000,000	98,425,000	
	ヒューリック 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,017,000	
	三越伊勢丹ホールディングス 第6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,802,000	
	野村不動産ホールディングス 第15回	100,000,000	96,046,000	
	森ヒルズリート投資法人 第17回特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	198,080,000	
	森ビル 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,327,000	
	東急不動産ホールディングス 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,397,000	
	東急不動産ホールディングス 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,925,000	
	東急不動産ホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,804,000	
	セブン&アイ・ホールディングス 第14回社債間限定同順位特約	600,000,000	597,288,000	
	セブン&アイ・ホールディングス 第15回社債間限定同順位特約	200,000,000	197,456,000	
	東レ 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,172,000	
	東レ 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,611,000	
	旭化成 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,954,000	
	旭化成 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,899,000	
	日本土地建物 第4回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,418,000	
	王子ホールディングス 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,925,000	
	王子ホールディングス 第42回社債間限定同順位特約付	600,000,000	594,768,000	
	日本製紙 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,258,000	

大王製紙 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,787,000
レゾナックホールディングス 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,790,000
レゾナックホールディングス 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,767,000
住友化学 第52回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,580,000
住友化学 第56回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,309,000
住友化学 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,512,000
住友化学 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,984,000
住友化学 第65回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,714,000
イビデン 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,863,000
日本酸素ホールディングス 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,324,000
日本酸素ホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,457,000
三菱瓦斯化学 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,439,000
三井化学 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,659,000
三井化学 第58回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,564,000
J S R 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,807,000
三菱ケミカルホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,296,000
三菱ケミカルホールディングス 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,672,000
三菱ケミカルホールディングス 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,642,000
ダイセル 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,007,000
UBE株式会社 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,593,000
電通 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,560,000
電通 第6回社債間限定同順位特約付	300,000,000	293,604,000
武田薬品工業 第16回社債間限定同順位特約付	300,000,000	285,780,000
アステラス製薬 第1回無担保社債間限定	100,000,000	99,666,000
アステラス製薬 第3回無担保社債間限定	100,000,000	99,433,000

アステラス製薬 第4回無担保社債 間限定	100,000,000	99,245,000
テルモ 第10回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	99,784,000
D I C 第48回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	97,601,000
オリエンタルランド 第18回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	193,040,000
オリエンタルランド 第24回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	100,147,000
ヤフー 第12回社債間限定同順位 特約付	200,000,000	197,360,000
L I N Eヤフー 第25回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	100,000,000
楽天 第13回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	85,306,000
富士フイルムホールディングス 第 20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,976,000
富士フイルムホールディングス 第 22回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,053,000
コニカミノルタホールディングス 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,787,000
出光興産 第14回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	95,363,000
J Xホールディングス 第13回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,274,000
コスモエネルギーホールディングス 第1回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,057,000
TOYO T I R E 第4回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	98,515,000
ブリヂストン 第11回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,002,000
住友理工 第7回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	99,225,000
A G C 第2回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	97,605,000
A G C 第4回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	100,383,000
太平洋セメント 第27回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	98,294,000
日本碍子 第7回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	96,993,000
新日鐵住金 第9回社債間限定同順 位特約付	300,000,000	295,161,000
神戸製鋼所 第68回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	98,731,000
ジェイ エフ イー ホールディン グス 第28回社債間限定同順	100,000,000	99,337,000
三菱マテリアル 第36回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	97,983,000

	住友金属鉱山 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,666,000
	住友金属鉱山 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,444,000
	住友電気工業 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,034,000
	LIXILグループ 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,363,000
	YKK 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,752,000
	小松製作所 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,994,000
	住友重機械工業 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,889,000
	日立建機 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,429,000
	荏原製作所 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,475,000
	ダイキン工業 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,227,000
	ダイキン工業 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,197,000
	タダノ 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,997,000
	セガサミーホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,407,000
	日本精工 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,504,000
	日本精工 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,311,000
	ジェイテクト 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,659,000
	日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	205,264,000
	日立製作所 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,661,000
	富士電機 第32回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,389,000
	日本電気 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,014,000
	セイコーエプソン 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,230,000
	パナソニック 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,982,000
	パナソニック 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,428,000
	パナソニック 第22回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,528,000
	パナソニック 第23回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,742,000

パナソニック 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,398,000
パナソニック 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,885,000
ソニー 第39回	100,000,000	99,371,000
ソニー 第40回	100,000,000	99,465,000
ソニー 第41回	100,000,000	98,808,000
TDK 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,947,000
東海理化電機製作所 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,717,000
三菱重工業 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,936,000
三菱重工業 第38回社債間限定同順位特約付 (第2回グリーンボ)	300,000,000	296,676,000
IHI 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,789,000
JA三井リース 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,662,000
JA三井リース 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,065,000
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス 第9回社債間限定	100,000,000	99,571,000
いすゞ自動車 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,451,000
いすゞ自動車 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,832,000
トヨタ自動車 第26回社債間限定同順位特約付	700,000,000	694,309,000
トヨタ自動車 第27回社債間限定同順位特約付	300,000,000	288,819,000
SUBARU 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,919,000
楽天カード 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,293,000
良品計画 第1回社債間限定同順位特約	100,000,000	100,080,000
ニコン 第22回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,411,000
トプコン 第6回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,513,000
オリンパス 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,231,000
凸版印刷 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,080,000
大日本印刷 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,512,000
大日本印刷 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,953,000

アシックス 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,748,000
伊藤忠商事 第80回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,532,000
丸紅 第113回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,139,000
丸紅 第118回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,673,000
丸紅 第119回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,145,000
豊田通商 第18回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,544,000
豊田通商 第19回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,126,000
三井物産 第64回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,473,000
三井物産 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,874,000
三井物産 第73回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,619,000
日本紙パルプ商事 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,214,000
住友商事 第49回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,900,000
住友商事 第53回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,879,000
住友商事 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,589,000
三菱商事 第80回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	103,002,000
三菱商事 第83回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,860,000
丸井グループ 第43回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,164,000
クレディセゾン 第65回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,933,000
クレディセゾン 第76回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,065,000
クレディセゾン 第99回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,945,000
クレディセゾン 第102回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,834,000
クレディセゾン 第103回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,308,000
イオン 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,922,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ 第7回劣後特約付	100,000,000	100,451,000
みずほコーポレート銀行 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,877,000

三菱東京UFJ銀行 第23回劣後特約付	100,000,000	108,258,000
三菱東京UFJ銀行 第24回劣後特約付	100,000,000	105,442,000
三井住友フィナンシャルグループ 第4回劣後特約付	100,000,000	99,994,000
三井住友信託銀行 第18回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,676,000
セブン銀行 第12回社債間限定同順位特約付	300,000,000	296,439,000
みずほ銀行 第7回劣後特約付	100,000,000	103,728,000
芙蓉総合リース 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,144,000
芙蓉総合リース 第40回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,243,000
芙蓉総合リース 第41回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,905,000
みずほリース 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,433,000
みずほリース 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,438,000
みずほリース 第7回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,104,000
みずほリース 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,764,000
N T Tファイナンス 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,082,000
N T Tファイナンス 第16回日本電信電話保証付	200,000,000	198,942,000
N T Tファイナンス 第17回日本電信電話保証付	200,000,000	197,328,000
N T Tファイナンス 第18回日本電信電話保証付	800,000,000	779,152,000
N T Tファイナンス 第25回社債間限定同順位特約付	300,000,000	297,246,000
N T Tファイナンス 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,564,000
N T Tファイナンス 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,450,000
N T Tファイナンス 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,784,000
N T Tファイナンス 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,541,000
N T Tファイナンス 第34回社債間限定同順位特約付	200,000,000	204,590,000
日産フィナンシャルサービス 第56回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,164,000
東京センチュリー 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,695,000

東京センチュリー 第33回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	98,162,000
東京センチュリー 第34回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	97,770,000
ホンダファイナンス 第69回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	198,080,000
ホンダファイナンス 第83回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,099,000
ホンダファイナンス 第87回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	100,464,000
SBIホールディングス 第26回 社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,058,000
SBIホールディングス 第37回 社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,538,000
トヨタファイナンス 第81回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	98,775,000
トヨタファイナンス 第94回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,569,000
トヨタファイナンス 第96回社債 間限定同順位特約付	800,000,000	793,008,000
リコーリース 第28回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,747,000
イオンフィナンシャルサービス 第 17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,974,000
イオンフィナンシャルサービス 第 21回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,624,000
アコム 第78回特定社債間限定同 順位特約付	100,000,000	99,117,000
オリエントコーポレーション 第3 0回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,291,000
オリエントコーポレーション 第3 2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,140,000
日立キャピタル 第61回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	99,323,000
日立キャピタル 第80回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	96,774,000
オリックス 第189回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,349,000
オリックス 第202回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	95,568,000
オリックス 第220回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,671,000
三井住友ファイナンス&リース 第 27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,056,000
三井住友ファイナンス&リース 第 42回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,670,000
三井住友ファイナンス&リース 第 44回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,327,000
三菱UFJリース 第52回社債間 限定同順位特約付	400,000,000	395,632,000

	三菱UFJリース 第56回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	98,932,000
	三菱UFJリース 第76回社債間 限定同順位特約付	300,000,000	290,943,000
	大和証券グループ本社 第36回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,058,000
	大和証券グループ本社 第39回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,426,000
	三井住友海上火災保険 第7回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	98,841,000
	NECキャピタルソリューション 第19回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,866,000
	三井不動産 第60回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	98,454,000
	三井不動産 第71回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	194,016,000
	三井不動産 第77回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	97,908,000
	三井不動産 第83回社債間限定同 順位特約付	300,000,000	291,819,000
	三井不動産 第84回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	98,974,000
	三菱地所 第93回担保提供制限等 財務上特約無	200,000,000	213,692,000
	三菱地所 第120回担保提供制限 等財務上特約無	100,000,000	98,835,000
	三菱地所 第128回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	55,183,000
	三菱地所 第129回担保提供制限 等財務上特約無	100,000,000	99,113,000
	三菱地所 第135回担保提供制限 等財務上特約無	100,000,000	95,686,000
	東京建物 第25回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,250,000
	東京建物 第34回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	96,043,000
	ダイビル 第19回特定社債間限定 同順位特約付	100,000,000	85,368,000
	京阪神ビルディング 第13回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	91,055,000
	住友不動産 第109回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	191,892,000
	イオンモール 第22回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	96,479,000
	イオンモール 第23回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	82,908,000
	イオンモール 第29回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	93,533,000
	エヌ・ティ・ティ都市開発 第15 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,044,000

	日本ビルファンド投資法人 第17回	100,000,000	87,305,000
	日本プライムリアルティ投資法人 第27回特定投資法人債間限定	100,000,000	94,017,000
	グローバル・ワン不動産投資法人 第9回	100,000,000	98,989,000
	野村不動産オフィスファンド投資法人 第7回特定投資法人債間限	100,000,000	106,653,000
	東京急行電鉄 第82回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,662,000
	東京急行電鉄 第83回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,770,000
	東京急行電鉄 第85回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,804,000
	小田急電鉄 第68回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,012,000
	小田急電鉄 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,557,000
	京王電鉄 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,828,000
	京成電鉄 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,027,000
	東日本旅客鉄道 第47回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,756,000
	東日本旅客鉄道 第57回社債間限定同順位特約付	200,000,000	214,016,000
	東日本旅客鉄道 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,562,000
	東日本旅客鉄道 第73回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,931,000
	東日本旅客鉄道 第86回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,039,000
	東日本旅客鉄道 第106回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,536,000
	東日本旅客鉄道 第107回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,971,000
	東日本旅客鉄道 第119回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,009,000
	東日本旅客鉄道 第132回社債間限定同順位特約付	100,000,000	77,754,000
	東日本旅客鉄道 第133回社債間限定同順位特約付	100,000,000	71,110,000
	東日本旅客鉄道 第142回社債間限定同順位特約付	200,000,000	93,414,000
	東日本旅客鉄道 第144回社債間限定同順位特約付	100,000,000	68,069,000
	東日本旅客鉄道 第145回社債間限定同順位特約付	200,000,000	117,930,000
	東日本旅客鉄道 第147回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,180,000

東日本旅客鉄道 第151回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	50,858,000
東日本旅客鉄道 第153回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	96,834,000
東日本旅客鉄道 第164回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	96,312,000
東日本旅客鉄道 第165回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	83,069,000
東日本旅客鉄道 第167回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	124,538,000
東日本旅客鉄道 第184回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	99,676,000
東日本旅客鉄道 第192回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	79,941,000
西日本旅客鉄道 第13回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	104,182,000
西日本旅客鉄道 第15回社債間 限定同順位特約付	300,000,000	315,699,000
西日本旅客鉄道 第53回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	71,550,000
西日本旅客鉄道 第60回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	194,196,000
西日本旅客鉄道 第65回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	193,612,000
西日本旅客鉄道 第66回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	169,278,000
西日本旅客鉄道 第77回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	61,873,000
東海旅客鉄道 第51回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	215,742,000
東海旅客鉄道 第70回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	102,762,000
東海旅客鉄道 第73回社債間 限定同順位特約付	300,000,000	293,658,000
東海旅客鉄道 第74回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	94,392,000
東京地下鉄 第22回	100,000,000	98,862,000
東京地下鉄 第23回	100,000,000	90,763,000
東京地下鉄 第24回	100,000,000	80,179,000
東京地下鉄 第27回	100,000,000	79,959,000
東京地下鉄 第34回	100,000,000	67,573,000
東京地下鉄 第44回	100,000,000	53,160,000
東京地下鉄 第49回	100,000,000	83,130,000
東京地下鉄 第56回	100,000,000	74,131,000
西武ホールディングス 第1回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	192,706,000
西日本鉄道 第45回社債間 限定同	100,000,000	98,744,000

	順位特約付			
	阪急阪神ホールディングス 第47回	400,000,000	408,356,000	
	阪急阪神ホールディングス 第49回	100,000,000	92,160,000	
	名古屋鉄道 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,507,000	
	名古屋鉄道 第56回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,200,000	
	日本通運 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,241,000	
	日本通運 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,356,000	
	日立物流 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,899,000	
	日本郵船 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,039,000	
	横浜高速鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,231,000	
	九州旅客鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	147,240,000	
	九州旅客鉄道 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,946,000	
	日本航空 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,954,000	
	日本航空 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,822,000	
	ANAホールディングス 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,214,000	
	KDDI 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,237,000	
	KDDI 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,621,000	
	KDDI 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,990,000	
	KDDI 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,449,000	
	ソフトバンク 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,109,000	
	ソフトバンク 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,052,000	
	ソフトバンク 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,587,000	
	ソフトバンク 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,537,000	
	ソフトバンク 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,128,000	
	東京電力 第548回	100,000,000	102,381,000	
	東京電力 第560回	100,000,000	101,510,000	

中部電力 第524回	100,000,000	99,292,000
中部電力 第530回	200,000,000	195,220,000
中部電力 第559回	100,000,000	89,455,000
中部電力 第560回	100,000,000	87,850,000
関西電力 第509回	100,000,000	99,426,000
関西電力 第511回	300,000,000	297,462,000
関西電力 第520回	100,000,000	87,176,000
関西電力 第522回	200,000,000	197,804,000
関西電力 第535回	200,000,000	199,030,000
関西電力 第536回	100,000,000	96,633,000
関西電力 第556回	100,000,000	96,935,000
関西電力 第557回	100,000,000	89,413,000
関西電力 第562回	100,000,000	98,234,000
中国電力 第394回	100,000,000	89,929,000
中国電力 第400回	100,000,000	98,939,000
中国電力 第406回	100,000,000	87,725,000
中国電力 第416回	100,000,000	97,902,000
中国電力 第422回	600,000,000	580,956,000
中国電力 第425回	100,000,000	96,867,000
中国電力 第448回	100,000,000	97,333,000
中国電力 第452回	100,000,000	88,825,000
北陸電力 第307回	100,000,000	100,756,000
北陸電力 第312回	100,000,000	100,602,000
北陸電力 第322回	100,000,000	99,148,000
北陸電力 第326回	200,000,000	174,804,000
北陸電力 第330回	100,000,000	97,834,000
北陸電力 第339回	100,000,000	89,924,000
東北電力 第484回	100,000,000	91,283,000
東北電力 第491回	100,000,000	99,354,000
東北電力 第508回	100,000,000	98,466,000
東北電力 第521回	300,000,000	292,008,000
東北電力 第529回	200,000,000	198,244,000
東北電力 第534回	100,000,000	84,631,000
東北電力 第560回	200,000,000	193,392,000
東北電力 第563回	200,000,000	196,398,000
東北電力 第566回	100,000,000	101,962,000

四国電力 第293回	100,000,000	90,783,000
四国電力 第321回	100,000,000	73,453,000
四国電力 第328回	100,000,000	97,911,000
九州電力 第449回	200,000,000	198,680,000
九州電力 第451回	100,000,000	99,372,000
九州電力 第476回	100,000,000	98,265,000
九州電力 第478回	100,000,000	87,729,000
九州電力 第481回	300,000,000	292,596,000
九州電力 第484回	200,000,000	194,872,000
九州電力 第493回	300,000,000	297,291,000
九州電力 第527回	100,000,000	100,504,000
北海道電力 第323回	300,000,000	306,594,000
北海道電力 第325回	130,000,000	131,979,900
北海道電力 第338回	100,000,000	91,220,000
北海道電力 第341回	100,000,000	92,065,000
北海道電力 第350回	100,000,000	87,808,000
北海道電力 第385回	100,000,000	98,043,000
沖縄電力 第32回	100,000,000	99,701,000
電源開発 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,236,000
電源開発 第52回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,672,000
電源開発 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,758,000
電源開発 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,688,000
電源開発 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,585,000
電源開発 第68回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,559,000
電源開発 第73回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,718,000
電源開発 第86回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,350,000
東京電力パワーグリッド 第6回	100,000,000	99,924,000
東京電力パワーグリッド 第11回	300,000,000	298,521,000
東京電力パワーグリッド 第15回	300,000,000	295,155,000
東京電力パワーグリッド 第28回	100,000,000	99,900,000
東京電力パワーグリッド 第32回	300,000,000	287,532,000
東京電力パワーグリッド 第35回	100,000,000	100,214,000

	東京電力パワーグリッド 第36回	100,000,000	96,787,000	
	東京電力パワーグリッド 第40回	400,000,000	382,988,000	
	東京電力パワーグリッド 第45回	300,000,000	291,357,000	
	東京電力パワーグリッド 第48回	300,000,000	266,148,000	
	東京電力パワーグリッド 第50回	100,000,000	96,764,000	
	東京電力パワーグリッド 第51回	200,000,000	180,056,000	
	東京電力パワーグリッド 第54回	100,000,000	98,413,000	
	東京電力パワーグリッド 第72回	100,000,000	99,347,000	
	東京電力パワーグリッド 第73回	100,000,000	98,825,000	
	J E R A 第3回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,737,000	
	J E R A 第17回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,568,000	
	東京電力リニューアブルパワー第5回社債間限定同順位特約付グリ	400,000,000	393,244,000	
	東京瓦斯 第28回社債間限定同順位特約付	200,000,000	209,132,000	
	東京瓦斯 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,982,000	
	東京瓦斯 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,821,000	
	東京瓦斯 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,555,000	
	大阪瓦斯 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	69,744,000	
	大阪瓦斯 第43回社債間限定同順位特約付	200,000,000	141,388,000	
	大阪瓦斯 第51回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,959,000	
	大阪瓦斯 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,797,000	
	東邦瓦斯 第44回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,564,000	
	北海道瓦斯 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,394,000	
	広島ガス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,199,000	
	西部ガスホールディングス 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,895,000	
	ファーストリテイリング 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,762,000	
	ファーストリテイリング 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,876,000	
小計	銘柄数：422	58,030,000,000	55,958,194,900	
	組入時価比率：5.0%		5.0%	
合計			55,958,194,900	

合計		1, 123, 291, 227, 445
----	--	-----------------------

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	259, 814, 550
コール・ローン	439, 176, 606
国債証券	99, 361, 789, 731
派生商品評価勘定	1, 004, 575, 450
未収入金	143, 055, 355
未収利息	568, 751, 538
前払費用	124, 292, 498
差入委託証拠金	91, 435, 926
流動資産合計	101, 992, 891, 654
資産合計	101, 992, 891, 654
負債の部	
流動負債	
未払金	137, 812, 548
未払解約金	268, 978, 507
その他未払費用	828, 200
流動負債合計	407, 619, 255
負債合計	407, 619, 255
純資産の部	
元本等	
元本	100, 915, 691, 988
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	669, 580, 411
元本等合計	101, 585, 272, 399
純資産合計	101, 585, 272, 399
負債純資産合計	101, 992, 891, 654

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0066円
(10,000口当たり純資産額)	(10,066円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年9月7日 至 2024年9月6日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年9月6日現在

期首	2023年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	84,932,260,318円
同期中における追加設定元本額	61,976,723,831円
同期中における一部解約元本額	45,993,292,161円
期末元本額	100,915,691,988円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,854,123,007円
野村インデックスファンド・外国債券・為替ヘッジ型	2,190,689,277円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	36,681,714円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	20,639,204円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	9,557,566円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	6,300,767円
野村外国債券インデックス Aコース (野村SMA・EW向け)	9,505,600,398円
インデックス・ブレンド (タイプI)	33,456,633円
インデックス・ブレンド (タイプII)	21,553,827円
インデックス・ブレンド (タイプIII)	146,416,831円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	46,485,483円
インデックス・ブレンド (タイプV)	38,136,558円
野村外国債券インデックス Aコース (野村投資一任口座向け)	48,485,833,697円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス Aコース (野村投資一任口座向け)	11,370,168,820円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 債券・安定型	25,976,769,707円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	129,698,855円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)	723,161円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	2,891,176円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	1,039,965,307円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	610,000.00	629,300.76	
		US TREASURY BOND	1,800,000.00	1,937,812.50	
		US TREASURY BOND	20,000.00	21,314.84	
		US TREASURY BOND	4,000,000.00	3,345,468.40	
		US TREASURY BOND	3,000,000.00	2,848,710.89	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,069,928.42	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,923,747.60	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,568,354.88	
		US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,206,702.80	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,501,904.25	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,435,546.80	
		US TREASURY N/B	500,000.00	504,882.80	

	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,957,578.00
	US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,872,947.23
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,009,570.30
	US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,398,781.04
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,005,664.00
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,497,978.45
	US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,188,503.82
	US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,096,812.48
	US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,114,031.04
	US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,328,281.25
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,900,624.80
	US TREASURY N/B	4,300,000.00	4,087,855.20
	US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,337,665.65
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,846,132.70
	US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,479,343.48
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,898,203.00
	US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,571,945.22
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,885,468.60
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,874,375.00
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,910,000.00
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,320,320.26
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	958,671.80
	US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,360,009.75
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,827,656.00
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	964,296.80
	US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,242,515.56
	US TREASURY N/B	500,000.00	473,437.50
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	950,390.60
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,160,484.36
	US TREASURY N/B	700,000.00	680,804.67
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	921,328.10
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	977,695.30
	US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,225,070.14
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,838,281.20
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,947,734.20
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	917,128.90

	US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,188,351.48
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,734,277.10
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,928,456.90
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,848,437.20
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,945,546.80
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,046,464.60
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,724,609.30
	US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,858,038.92
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,640,156.00
	US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,269,531.25
	US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,093,203.04
	US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,084,663.80
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,840,000.00
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,689,062.40
	US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,222,187.50
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,877,441.00
	US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,568,835.92
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,627,109.20
	US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,798,462.72
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,738,261.70
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,831,523.40
	US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,259,076.10
	US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,650,281.12
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,614,601.52
	US TREASURY N/B	700,000.00	679,177.73
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,423,154.25
	US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,121,452.96
	US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,562,726.40
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,915,273.40
	US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,381,308.27
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,040,429.50
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,038,671.80
	US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,230,206.88
	US TREASURY N/B	4,600,000.00	3,911,257.64
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,991,171.80
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,795,664.00

	US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,754,949.05
	US TREASURY N/B	900,000.00	901,511.64
	US TREASURY N/B	1,900,000.00	2,158,281.25
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,546,601.30
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,023,554.50
	US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,519,238.25
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,531,406.25
	US TREASURY N/B	3,400,000.00	2,864,167.82
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,110,117.00
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,604,179.65
	US TREASURY N/B	3,150,000.00	3,479,273.28
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,072,617.00
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,409,765.50
	US TREASURY N/B	4,700,000.00	4,029,699.16
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,238,890.52
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,791,874.80
	US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,437,296.68
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,096,679.50
	US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,565,062.50
	US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,733,663.80
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,037,441.20
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,243,359.20
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,130,780.80
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,262,437.44
	US TREASURY N/B	400,000.00	417,234.36
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,332,500.00
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,320,585.80
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,367,148.40
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,478,359.20
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	936,914.04
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	714,882.80
	US TREASURY N/B	500,000.00	444,560.50
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,112,929.65
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	784,960.90
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	863,828.10
	US TREASURY N/B	500,000.00	446,992.15

	US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,824,109.32
	US TREASURY N/B	250,000.00	227,070.30
	US TREASURY N/B	2,400,000.00	1,982,437.44
	US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,286,365.21
	US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,051,288.80
	US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,519,460.84
	US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,260,331.90
	US TREASURY N/B	300,000.00	231,796.86
	US TREASURY N/B	400,000.00	306,281.24
	US TREASURY N/B	700,000.00	508,292.96
	US TREASURY N/B	800,000.00	651,781.20
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	831,171.80
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	829,648.40
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	949,406.16
	US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,026,593.75
	US TREASURY N/B	500,000.00	412,851.55
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,181,031.18
	US TREASURY N/B	900,000.00	741,287.07
	US TREASURY N/B	1,300,000.00	916,245.98
	US TREASURY N/B	300,000.00	216,972.63
	US TREASURY N/B	600,000.00	398,460.90
	US TREASURY N/B	700,000.00	382,744.11
	US TREASURY N/B	500,000.00	281,738.25
	US TREASURY N/B	2,500,000.00	1,502,001.75
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	639,921.80
	US TREASURY N/B	3,500,000.00	2,516,923.50
	US TREASURY N/B	2,500,000.00	1,643,994.00
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,273,242.00
	US TREASURY N/B	700,000.00	487,921.84
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	959,507.76
	US TREASURY N/B	800,000.00	656,296.80
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,683,265.54
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	926,835.90
	US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,020,615.20
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,028,085.80
	US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,920,937.50

小計	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,220,312.20
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,103,125.00
	銘柄数：158	346,530,000.00	323,554,433.37 (46,345,937,035)
	組入時価比率：45.6%		46.5%
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,293,430.84
	CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,421,776.72
	CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	875,231.01
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	768,749.92
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	796,002.96
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	612,582.00
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	812,125.12
	CANADIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,782,944.70
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	226,388.96
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	458,372.80
	CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	607,171.53
	CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	916,669.90
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	454,968.40
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	468,877.65
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	776,162.16
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	730,096.32
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	394,691.12
	CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,126,874.87
	CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,102,877.82
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	241,174.54
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	223,364.00
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	106,078.00
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	375,841.56
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	476,993.46
	CANADIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	888,161.76
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	92,915.89
CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	560,236.26	
小計	銘柄数：27	19,100,000.00	18,590,760.27 (1,973,037,387)
	組入時価比率：1.9%		2.0%
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,000,000.00	6,588,012.20

	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,500,000.00	9,011,320.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	12,000,000.00	10,936,233.60	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,000,000.00	8,556,795.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,000,000.00	1,922,100.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	12,000,000.00	11,529,970.80	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,700,000.00	9,771,527.83	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,200,000.00	5,450,172.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	8,000,000.00	7,069,943.20	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	3,000,000.00	3,095,814.30	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,500,000.00	2,256,371.75	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	8,152,760.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,300,000.00	3,545,537.05	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,500,000.00	10,756,800.00	
小計	銘柄数：14	109,700,000.00	98,643,357.73	
			(710,725,392)	
	組入時価比率：0.7%		0.7%	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	1,100,000.00	1,072,331.70	
	BELGIUM KINGDOM	500,000.00	466,750.00	
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	944,176.20	
	BELGIUM KINGDOM	700,000.00	652,414.84	
	BELGIUM KINGDOM	400,000.00	348,900.00	
	BELGIUM KINGDOM	800,000.00	720,000.00	
	BELGIUM KINGDOM	700,000.00	584,430.00	
	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	328,098.00	
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	1,021,403.00	
	BELGIUM KINGDOM	400,000.00	401,779.08	
	BELGIUM KINGDOM	500,000.00	419,815.25	
	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	193,095.14	
	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	199,350.00	
	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	342,497.25	
	BELGIUM KINGDOM	800,000.00	861,116.00	
	BELGIUM KINGDOM	500,000.00	362,362.90	
	BELGIUM KINGDOM	600,000.00	387,655.50	
	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	156,776.00	
	BELGIUM KINGDOM	370,000.00	280,161.22	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	400,000.00	477,616.00	

	BONOS Y OBLIG DE	2, 000, 000. 00	1, 714, 845. 40
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200, 000. 00	102, 786. 60
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400, 000. 00	397, 293. 08
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300, 000. 00	289, 530. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1, 500, 000. 00	1, 504, 680. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500, 000. 00	530, 432. 50
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800, 000. 00	780, 207. 68
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1, 000, 000. 00	941, 700. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800, 000. 00	761, 640. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600, 000. 00	581, 274. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900, 000. 00	826, 110. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1, 800, 000. 00	1, 732, 596. 30
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500, 000. 00	550, 550. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800, 000. 00	762, 160. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1, 000, 000. 00	917, 050. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2, 000, 000. 00	1, 812, 015. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1, 000, 000. 00	964, 200. 60
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1, 000, 000. 00	920, 300. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500, 000. 00	490, 300. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800, 000. 00	816, 640. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1, 500, 000. 00	1, 437, 629. 40
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800, 000. 00	839, 318. 80
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600, 000. 00	613, 497. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600, 000. 00	533, 633. 40
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400, 000. 00	300, 144. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300, 000. 00	318, 822. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400, 000. 00	473, 344. 80
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700, 000. 00	509, 876. 50
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700, 000. 00	815, 410. 54
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1, 200, 000. 00	1, 188, 909. 60
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600, 000. 00	742, 017. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400, 000. 00	344, 964. 40
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300, 000. 00	170, 912. 40
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600, 000. 00	419, 402. 40
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700, 000. 00	659, 872. 36
	BUNDESOBLIGATION	600, 000. 00	583, 590. 00

	BUNDESOBLIGATION	1, 100, 000. 00	1, 060, 400. 00
	BUNDESOBLIGATION	600, 000. 00	585, 780. 00
	BUNDESOBLIGATION	2, 000, 000. 00	2, 005, 540. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 500, 000. 00	1, 675, 050. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 300, 000. 00	1, 241, 955. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700, 000. 00	654, 913. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500, 000. 00	474, 185. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800, 000. 00	875, 920. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 000, 000. 00	932, 400. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 000, 000. 00	924, 530. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 000, 000. 00	904, 310. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2, 000, 000. 00	1, 998, 900. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500, 000. 00	601, 945. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 000, 000. 00	885, 180. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 800, 000. 00	1, 828, 350. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600, 000. 00	717, 198. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500, 000. 00	433, 600. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 400, 000. 00	1, 358, 882. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 000, 000. 00	1, 012, 210. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 500, 000. 00	1, 553, 190. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 300, 000. 00	1, 590, 187. 30
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 600, 000. 00	1, 258, 256. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700, 000. 00	823, 301. 50
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700, 000. 00	857, 292. 45
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 000, 000. 00	1, 299, 983. 70
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 000, 000. 00	1, 111, 299. 80
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 800, 000. 00	1, 803, 758. 76
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200, 000. 00	199, 976. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	900, 000. 00	481, 131. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 000, 000. 00	510, 310. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 700, 000. 00	1, 473, 248. 56
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	500, 000. 00	501, 850. 00
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1, 000, 000. 00	1, 006, 350. 00
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1, 000, 000. 00	1, 000, 750. 00
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1, 800, 000. 00	1, 813, 770. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700, 000. 00	693, 490. 00

	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 000, 000. 00	1, 008, 500. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500, 000. 00	484, 500. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 000, 000. 00	1, 024, 900. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	400, 000. 00	383, 480. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	800, 000. 00	812, 937. 60
	BUONI POLIENNALI DEL TES	550, 000. 00	540, 100. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	800, 000. 00	792, 000. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 000, 000. 00	951, 000. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	600, 000. 00	582, 300. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 100, 000. 00	1, 057, 485. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700, 000. 00	691, 740. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	900, 000. 00	1, 002, 690. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700, 000. 00	698, 810. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 000, 000. 00	976, 600. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2, 000, 000. 00	1, 832, 800. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 000, 000. 00	1, 020, 500. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	300, 000. 00	310, 500. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	240, 000. 00	257, 208. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 000, 000. 00	899, 750. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	400, 000. 00	397, 640. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700, 000. 00	776, 860. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	600, 000. 00	624, 660. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500, 000. 00	513, 050. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 000, 000. 00	915, 400. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	800, 000. 00	824, 880. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2, 200, 000. 00	1, 949, 640. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 000, 000. 00	1, 047, 900. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 800, 000. 00	1, 562, 400. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 000, 000. 00	1, 170, 000. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500, 000. 00	507, 150. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 000, 000. 00	941, 200. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	400, 000. 00	468, 520. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 000, 000. 00	1, 075, 700. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3, 000, 000. 00	3, 169, 500. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500, 000. 00	561, 400. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 400, 000. 00	1, 371, 580. 00

	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	206,680.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,500,000.00	1,409,700.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	786,450.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	453,100.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	785,260.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	445,560.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	1,261,560.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,096,500.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	177,540.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	180,520.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	673,400.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	222,900.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	340,600.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,100,000.00	1,156,870.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	310,000.00	231,883.10
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	387,767.20
	FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	189,394.84
	FINNISH GOVERNMENT	500,000.00	506,967.50
	FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	203,824.34
	FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	272,677.80
	FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	258,712.86
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	338,390.00
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	347,427.60
	FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	220,162.80
	FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	285,632.10
	FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	221,826.00
	FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	95,883.00
	FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	1,932,414.40
	FRANCE (GOVT OF)	1,300,000.00	1,299,148.50
	FRANCE (GOVT OF)	1,750,000.00	1,665,996.85
	FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	846,794.70
	FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	961,281.00
	FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	499,895.30
	FRANCE (GOVT OF)	1,200,000.00	1,131,105.00
	FRANCE (GOVT OF)	2,500,000.00	2,346,737.50
	FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	2,015,550.00

	FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,364,809.50
	FRANCE (GOVT OF)	1,100,000.00	963,600.00
	FRANCE (GOVT OF)	2,500,000.00	2,488,829.50
	FRANCE (GOVT OF)	1,800,000.00	1,534,064.40
	FRANCE (GOVT OF)	2,100,000.00	1,736,456.82
	FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,220,100.00
	FRANCE (GOVT OF)	800,000.00	812,113.60
	FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,579,395.30
	FRANCE (GOVT OF)	3,300,000.00	2,851,650.45
	FRANCE (GOVT OF)	800,000.00	662,480.00
	FRANCE (GOVT OF)	1,400,000.00	939,542.38
	FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	890,734.50
	FRANCE (GOVT OF)	800,000.00	481,990.80
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	156,590.80
	FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	683,648.70
	FRANCE (GOVT OF)	600,000.00	321,574.50
	FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	521,982.00
	FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	1,837,825.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	800,000.00	830,400.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	500,000.00	489,950.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	800,000.00	774,240.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,200,000.00	1,216,848.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	2,000,000.00	2,014,000.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,800,000.00	2,026,516.50
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,700,000.00	1,583,134.35
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	300,000.00	364,503.75
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	400,000.00	465,811.40
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	200,000.00	219,989.50
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	2,000,000.00	2,331,166.40
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	500,000.00	496,706.50
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	700,000.00	772,772.35
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	800,000.00	892,744.00
	IRISH GOVERNMENT	300,000.00	285,545.52
	IRISH GOVERNMENT	200,000.00	169,302.20
	IRISH TSY 0.2%	200,000.00	189,236.52
	IRISH TSY 0.2% 2030	600,000.00	528,165.42

	IRISH TSY 0.4% 2035	300,000.00	237,538.86
	IRISH TSY 1.10% 2029	200,000.00	189,350.00
	IRISH TSY 1.5% 2050	400,000.00	299,089.60
	IRISH TSY 1.7% 2037	450,000.00	399,914.01
	IRISH TSY 1% 2026	300,000.00	292,928.52
	IRISH TSY 2% 2045	300,000.00	259,423.50
	NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	387,560.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	580,356.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	480,250.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	661,220.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	543,900.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	454,098.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	437,620.35
	NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	520,279.14
	NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	402,625.20
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,300,000.00	1,305,200.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	229,102.74
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	352,012.50
	NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	292,027.20
	NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	687,369.60
	NETHERLANDS GOVERNMENT	800,000.00	811,248.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	347,776.10
	REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	157,140.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	295,140.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	198,340.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	289,830.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	381,320.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	662,550.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,100,000.00	1,010,900.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	526,150.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	443,300.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	600,000.00	610,260.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	930,000.00	905,820.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	220,560.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	230,000.00	260,493.97
	REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	186,750.00

小計	REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	399,300.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	238,480.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	203,540.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	234,620.00	
	SPANISH GOVERNMENT	90,000.00	102,933.97	
	SPANISH GOVERNMENT	800,000.00	966,160.00	
	SPANISH GOVERNMENT	500,000.00	552,609.35	
	銘柄数：243	199,020,000.00	190,094,677.17 (30,259,270,711)	
	組入時価比率：29.8%		30.5%	
英ポンド	UK TREASURY	500,000.00	489,025.00	
	UK TREASURY	300,000.00	287,182.20	
	UK TREASURY	300,000.00	279,195.00	
	UK TREASURY	2,100,000.00	2,131,867.50	
	UK TREASURY	600,000.00	533,149.38	
	UK TREASURY	90,000.00	98,154.00	
	UK TREASURY	2,100,000.00	1,830,331.44	
	UK TREASURY	1,600,000.00	1,691,409.92	
	UK TREASURY	1,800,000.00	1,424,698.56	
	UK TREASURY	1,500,000.00	1,437,423.90	
	UK TREASURY	1,200,000.00	933,336.00	
	UK TREASURY	1,000,000.00	1,047,910.40	
	UK TREASURY	1,200,000.00	849,600.00	
	UK TREASURY	300,000.00	307,092.00	
	UK TREASURY	700,000.00	538,419.00	
	UK TREASURY	600,000.00	578,700.00	
	UK TREASURY	500,000.00	532,733.30	
	UK TREASURY	950,000.00	641,032.45	
	UK TREASURY	200,000.00	201,088.00	
	UK TREASURY	1,000,000.00	999,300.00	
	UK TREASURY	700,000.00	715,890.00	
	UK TREASURY	400,000.00	352,692.88	
	UK TREASURY	300,000.00	293,352.00	
	UK TREASURY	300,000.00	175,710.00	
	UK TREASURY	1,000,000.00	974,235.00	
UK TREASURY	1,300,000.00	659,490.00		

		UK TREASURY	810,000.00	723,294.76
		UK TREASURY	3,600,000.00	1,902,744.00
		UK TREASURY	500,000.00	274,219.60
		UK TREASURY	200,000.00	130,373.24
		UK TSY 0 1/2% 2061	350,000.00	111,262.55
		UK TSY 0 5/8% 2050	1,300,000.00	550,680.00
		UK TSY 1 5/8% 2071	400,000.00	191,067.48
		UK TSY 3 1/4% 2044	700,000.00	598,640.00
		UNITED KINGDOM GILT	950,000.00	941,240.81
		UNITED KINGDOM GILT	1,050,000.00	1,052,971.50
		UNITED KINGDOM GILT	500,000.00	511,323.80
		UNITED KINGDOM GILT	800,000.00	811,152.00
		UNITED KINGDOM GILT	600,000.00	311,074.38
		UNITED KINGDOM (GOVERNMENT)	600,000.00	582,060.00
小計		銘柄数 : 40	34,900,000.00	28,695,122.05
				(5,418,499,896)
		組入時価比率 : 5.3%		5.5%
スウェーデンクローナ		SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,180,893.84
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,933,009.40
		SWEDISH GOVERNMENT	1,800,000.00	1,711,008.00
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,789,520.00
		SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,232,719.56
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,963,800.00
		SWEDISH GOVERNMENT	1,100,000.00	1,286,681.00
小計		銘柄数 : 7	11,300,000.00	11,097,631.80
				(155,144,892)
		組入時価比率 : 0.2%		0.2%
ノルウェークローネ		NORWEGIAN GOVERNMENT	500,000.00	486,199.75
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,750,000.00	1,690,500.00
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,443,900.00
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	937,501.50
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,269,566.90
		NORWEGIAN GOVERNMENT	2,300,000.00	2,026,544.95
		NORWEGIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,160,626.38
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,030,372.50
小計		銘柄数 : 8	11,650,000.00	11,045,211.98

			(148,889,457)	
		組入時価比率：0.1%	0.1%	
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	1,400,000.00	1,388,380.00	
	KINGDOM OF DENMARK	2,000,000.00	1,906,931.60	
	KINGDOM OF DENMARK	3,100,000.00	2,865,330.00	
	KINGDOM OF DENMARK	1,100,000.00	953,249.55	
	KINGDOM OF DENMARK	1,200,000.00	1,210,920.00	
	KINGDOM OF DENMARK	2,700,000.00	3,426,166.62	
	KINGDOM OF DENMARK	1,900,000.00	1,090,106.19	
小計	銘柄数：7	13,400,000.00	12,841,083.96	
			(274,028,731)	
		組入時価比率：0.3%	0.3%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	954,440.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,921,605.20	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,093,257.60	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	2,159,289.45	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,673,182.26	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	2,065,911.06	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,199,907.30	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,600,000.00	2,831,562.00	
小計	銘柄数：8	15,700,000.00	13,899,154.87	
			(516,708,031)	
		組入時価比率：0.5%	0.5%	
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	575,034.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	520,000.00	524,706.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	187,680.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	515,040.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	390,732.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	668,990.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	290,940.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	986,970.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	671,510.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	470,715.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	849,640.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	693,088.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,237,350.00	

小計	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	255,825.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	418,268.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	558,234.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,183,260.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	384,936.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,072,260.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	538,320.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	327,140.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	350,000.00	276,570.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	400,610.00	
	銘柄数 : 23 組入時価比率 : 1.3%	14,870,000.00	13,477,818.00 (1,301,822,440) 1.3%	
ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	141,465.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	254,225.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	176,000.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	241,550.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	205,720.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	170,866.36	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	350,000.00	301,490.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	550,000.00	524,120.57	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	500,000.00	501,970.20	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	167,440.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	66,870.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	350,000.00	247,625.00	
	銘柄数 : 12 組入時価比率 : 0.3%	3,300,000.00	2,999,342.13 (267,361,357) 0.3%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	682,199.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	703,990.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,650,000.00	1,679,700.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	510,900.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	470,150.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,500,000.00	1,505,700.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,000,000.00	959,000.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	481,145.00	

小計	SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	401,000.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	250,000.00	250,403.75
	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	168,400.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	600,000.00	501,264.00
	銘柄数：12	8,500,000.00	8,313,851.75 (916,519,016)
	組入時価比率：0.9%		0.9%
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	13,102,363.30
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,572,390.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,087,262.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,076,942.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	18,000,000.00	18,155,341.80
	CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,120,097.80
	CHINA GOVERNMENT BOND	26,000,000.00	26,097,965.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,134,056.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,142,908.70
	CHINA GOVERNMENT BOND	14,000,000.00	14,250,861.80
	CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,200,691.70
	CHINA GOVERNMENT BOND	24,000,000.00	24,258,631.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	43,000,000.00	43,326,086.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,205,144.80
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,185,084.80
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,216,017.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,093,874.80
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,121,055.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,273,912.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,186,065.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,200,619.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	14,000,000.00	14,170,206.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,481,727.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,134,880.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,378,188.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,522,057.80
CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,238,151.50	
CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,378,537.00	
CHINA GOVERNMENT BOND	24,000,000.00	24,906,888.00	

		CHINA GOVERNMENT BOND	19,000,000.00	19,309,804.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,271,135.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	25,000,000.00	25,197,652.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,236,509.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,197,905.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,091,088.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,278,515.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,194,671.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,182,014.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,200,705.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,460,298.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	17,000,000.00	17,337,047.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	16,186,531.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,826,139.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,480,899.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	9,609,673.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	8,139,891.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	7,074,136.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	22,863,108.00	
	小計	銘柄数：48	517,500,000.00	535,355,735.10	
				(10,814,239,384)	
		組入時価比率：10.6%		10.9%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	1,400,000.00	1,327,336.22	
		ISRAEL FIXED BOND	1,300,000.00	1,228,094.01	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	460,828.10	
		ISRAEL FIXED BOND	400,000.00	388,951.80	
		ISRAEL FIXED BOND	1,000,000.00	831,043.80	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	630,564.40	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	467,187.65	
		ISRAEL FIXED BOND	300,000.00	203,541.78	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	524,000.00	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	650,051.52	
	小計	銘柄数：10	7,500,000.00	6,711,599.28	
				(259,606,002)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
	合計			99,361,789,731	

(注1) 外貨建有利証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有利証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年9月6日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	100,490,056,060	—	99,485,480,610	1,004,575,450
米ドル	46,676,945,303	—	46,176,743,730	500,201,573
カナダドル	1,996,706,952	—	1,972,754,105	23,952,847
メキシコペソ	738,472,232	—	728,188,200	10,284,032
ユーロ	30,656,426,215	—	30,414,085,840	242,340,375
英ポンド	5,489,204,580	—	5,436,043,760	53,160,820
スウェーデンクローナ	157,695,743	—	155,373,020	2,322,723
ノルウェークローネ	151,206,880	—	147,782,800	3,424,080
デンマーククローネ	279,207,730	—	276,715,400	2,492,330
ズロチ	520,077,064	—	516,066,300	4,010,764
豪ドル	1,334,270,980	—	1,309,078,880	25,192,100
ニュージーランドドル	275,881,995	—	270,775,035	5,106,960
シンガポールドル	932,080,123	—	923,511,960	8,568,163
人民元	11,011,144,261	—	10,894,357,100	116,787,161
新シェケル	270,736,002	—	264,004,480	6,731,522
合計	100,490,056,060	—	99,485,480,610	1,004,575,450

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2024年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	268,496,740
コール・ローン	131,880,461
国債証券	45,988,128,615
未収入金	273,001,116
未収利息	578,387,450
前払費用	78,961,826
流動資産合計	47,318,856,208
資産合計	47,318,856,208
負債の部	
流動負債	
未払金	372,474,134
未払解約金	96,739,223
その他未払費用	142,700
流動負債合計	469,356,057
負債合計	469,356,057
純資産の部	
元本等	
元本	19,625,851,524
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	27,223,648,627
元本等合計	46,849,500,151
純資産合計	46,849,500,151
負債純資産合計	47,318,856,208

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.3871円
(10,000口当たり純資産額)	(23,871円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年9月7日 至 2024年9月6日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月6日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年9月6日現在

期首	2023年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	16,553,226,021円
同期中における追加設定元本額	9,951,865,244円
同期中における一部解約元本額	6,879,239,741円
期末元本額	19,625,851,524円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	453,498,131円
ネクストコア	9,060,729円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	775,928,558円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	5,024,036円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	3,440,075円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	23,597,770円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	7,654,590円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	17,353,209円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	1,620,113,143円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	4,000,720,695円
NEXT FUNDS 新興国債券・J. P. モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	1,204,143,712円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	2,178,023,641円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	2,257,384円
ノムラ新興国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	2,143,181円
新興国債券・インデックスF(適格機関投資家専用)	1,334,447,742円
野村新興国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	7,260,825,638円
野村DC運用戦略ファンド	511,179,544円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	42,962,057円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	173,477,689円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT INT' L	1,600,000.00	1,577,803.20	
		ABU DHABI GOVT INT' L	2,200,000.00	2,009,040.00	
		ABU DHABI GOVT INT' L	1,400,000.00	1,443,596.00	
		ABU DHABI GOVT INT' L	2,200,000.00	2,050,353.14	
		ABU DHABI GOVT INT' L	2,500,000.00	2,385,628.50	
		ABU DHABI GOVT INT' L	600,000.00	519,107.70	
		ABU DHABI GOVT INT' L	1,600,000.00	1,383,439.20	
		ABU DHABI GOVT INT' L	1,200,000.00	1,264,920.00	
		ABU DHABI GOVT INT' L	2,000,000.00	1,483,027.00	
		ABU DHABI GOVT INT' L	3,700,000.00	3,133,375.34	
		ABU DHABI GOVT INT' L	1,500,000.00	1,620,460.50	
		ABU DHABI GOVT INT' L	800,000.00	502,423.60	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,200,000.00	964,170.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,400,000.00	2,902,240.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,200,000.00	2,527,368.00	
		CHINA GOVT INTL BOND	2,400,000.00	2,309,630.16	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,600,000.00	1,516,371.52	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,400,000.00	1,306,117.26	
		CHINA GOVT INTL BOND	2,600,000.00	2,271,715.94	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,800,000.00	1,806,852.06	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,300,000.00	2,181,424.42	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,600,000.00	2,452,310.64	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,400,000.00	2,430,380.16	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,100,000.00	1,913,940.42	
		DOMINICAN REPUBLIC	3,500,000.00	3,242,201.20	
		EGYPT TASKEEK COMPANY	1,000,000.00	1,050,537.50	
FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,500,000.00	1,475,296.80			
FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,800,000.00	3,510,173.62			
FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,900,000.00	3,007,084.53			

	FED REPUBLIC OF BRAZIL	600,000.00	536,219.16
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,500,000.00	1,532,874.30
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,300,000.00	2,317,962.54
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,800,000.00	2,844,583.84
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,700,000.00	2,800,606.22
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,700,000.00	1,745,659.45
	HAZINE MUSTESARLIGI VARL	800,000.00	843,000.00
	HAZINE MUSTESARLIGI VARL	800,000.00	790,078.40
	HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1,700,000.00	1,752,053.15
	HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1,300,000.00	1,407,885.96
	HUNGARY	1,900,000.00	1,974,090.50
	HUNGARY	2,200,000.00	2,230,577.14
	HUNGARY	800,000.00	661,940.96
	HUNGARY	3,100,000.00	3,310,490.00
	HUNGARY	3,300,000.00	3,324,420.00
	HUNGARY	1,800,000.00	1,200,702.60
	KSA SUKUK LTD	700,000.00	726,999.70
	KSA SUKUK LTD	2,000,000.00	2,003,365.00
	KSA SUKUK LTD	700,000.00	656,410.86
	KSA SUKUK LTD	1,500,000.00	1,556,082.00
	KSA SUKUK LTD	400,000.00	400,522.20
	KSA SUKUK LTD	600,000.00	624,919.50
	MEXICO GLOBAL	1,700,000.00	1,072,190.00
	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,400,000.00	3,620,375.08
	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,700,000.00	1,709,773.64
	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,600,000.00	1,614,340.32
	REPUBLIC OF ARGENTINA	3,975,113.00	2,416,679.88
	REPUBLIC OF ARGENTINA	5,438,696.64	3,135,634.31
	REPUBLIC OF ARGENTINA	12,437,686.00	5,518,925.90
	REPUBLIC OF ARGENTINA	7,786,159.00	3,786,835.80
	REPUBLIC OF ARGENTINA	3,800,000.00	1,589,545.32
	REPUBLIC OF ARGENTINA	4,000,000.00	1,865,884.80
	REPUBLIC OF CHILE	1,200,000.00	1,152,217.92
	REPUBLIC OF CHILE	2,000,000.00	2,035,568.40
	REPUBLIC OF CHILE	1,800,000.00	1,581,700.86
	REPUBLIC OF CHILE	1,500,000.00	1,278,792.45

	REPUBLIC OF CHILE	1,300,000.00	1,187,448.34
	REPUBLIC OF CHILE	2,300,000.00	2,319,029.05
	REPUBLIC OF CHILE	2,000,000.00	1,553,171.80
	REPUBLIC OF CHILE	3,000,000.00	2,731,244.40
	REPUBLIC OF CHILE	1,500,000.00	1,131,750.90
	REPUBLIC OF CHILE	2,300,000.00	1,530,307.76
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,600,000.00	1,361,618.40
	REPUBLIC OF COLOMBIA	3,600,000.00	2,955,862.80
	REPUBLIC OF COLOMBIA	600,000.00	480,377.58
	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,600,000.00	2,776,729.54
	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,300,000.00	2,381,552.25
	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,100,000.00	2,237,583.39
	REPUBLIC OF COLOMBIA	800,000.00	505,357.76
	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,700,000.00	2,947,290.30
	REPUBLIC OF ECUADOR	4,100,000.00	2,913,870.00
	REPUBLIC OF ECUADOR	8,100,000.00	4,419,360.00
	REPUBLIC OF ECUADOR	3,300,000.00	1,649,670.00
	REPUBLIC OF INDONESIA	2,200,000.00	2,126,779.60
	REPUBLIC OF INDONESIA	2,600,000.00	2,293,031.00
	REPUBLIC OF INDONESIA	1,200,000.00	863,718.00
	REPUBLIC OF NIGERIA	1,900,000.00	1,571,680.00
	REPUBLIC OF PANAMA	1,100,000.00	830,502.64
	REPUBLIC OF PANAMA	3,700,000.00	3,708,238.79
	REPUBLIC OF PANAMA	3,400,000.00	2,372,800.16
	REPUBLIC OF PANAMA	1,100,000.00	750,738.45
	REPUBLIC OF PERU	3,700,000.00	3,291,740.89
	REPUBLIC OF PERU	2,300,000.00	1,960,338.99
	REPUBLIC OF PERU	2,200,000.00	1,651,427.36
	REPUBLIC OF PERU	2,000,000.00	2,098,065.80
	REPUBLIC OF PERU	1,800,000.00	1,075,466.70
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,500,000.00	1,039,814.25
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	2,800,000.00	2,100,971.60
	REPUBLIC OF POLAND	1,200,000.00	1,252,405.44
	REPUBLIC OF POLAND	2,600,000.00	2,653,131.00
	REPUBLIC OF POLAND	3,000,000.00	3,236,094.00
	REPUBLIC OF POLAND	800,000.00	815,016.00

	REPUBLIC OF POLAND	4,000,000.00	4,122,384.00
	REPUBLIC OF POLAND	3,000,000.00	3,081,294.00
	REPUBLIC OF POLAND	3,400,000.00	3,491,313.80
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,900,000.00	1,818,303.80
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,200,000.00	967,390.80
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,600,000.00	3,478,077.00
	REPUBLIC OF SRI LANKA	600,000.00	320,432.70
	REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000.00	2,833,334.00
	REPUBLIC OF TURKEY	2,100,000.00	2,087,715.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,700,000.00	1,833,535.00
	REPUBLIC OF TURKEY	3,000,000.00	3,358,702.50
	REPUBLIC OF TURKEY	1,800,000.00	2,018,083.50
	REPUBLIC OF TURKEY	1,000,000.00	952,632.50
	REPUBLIC OF TURKEY	2,200,000.00	2,474,587.50
	REPUBLIC OF TURKEY	1,100,000.00	1,057,815.00
	REPUBLIC OF TURKEY	600,000.00	571,941.30
	REPUBLIC OF TURKEY	1,900,000.00	1,930,400.00
	REPUBLIC OF TURKEY	2,600,000.00	3,002,766.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,000,000.00	974,460.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,570,960.80
	REPUBLIC OF VENEZUELA	7,000,000.00	1,098,125.00
	REPUBLIC OF VENEZUELA	8,000,000.00	1,247,350.40
	REPUBLIC OF VENEZUELA	4,000,000.00	648,766.00
	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,600,000.00	2,828,098.00
	ROMANIA	1,200,000.00	1,250,460.00
	ROMANIA	2,200,000.00	2,244,550.00
	ROMANIA	2,300,000.00	2,487,335.00
	ROMANIA	2,500,000.00	2,577,375.00
	ROMANIA	1,900,000.00	1,365,405.55
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,500,000.00	1,474,335.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,200,000.00	2,235,093.30
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,200,000.00	3,261,100.80
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,000,000.00	935,292.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,400,000.00	3,603,551.20
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	500,000.00	416,594.25
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,400,000.00	2,441,491.20

	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,700,000.00	3,790,103.14
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,900,000.00	1,771,607.50
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,500,000.00	3,612,350.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	900,000.00	669,621.15
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,000,000.00	1,698,000.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,500,000.00	1,040,928.00
	STATE OF QATAR	1,700,000.00	1,687,194.75
	STATE OF QATAR	3,600,000.00	3,538,440.00
	STATE OF QATAR	1,800,000.00	1,878,790.50
	STATE OF QATAR	5,400,000.00	4,974,480.00
	UAE INT'L GOVT BOND	1,100,000.00	1,084,635.75
	UAE INT'L GOVT BOND	1,200,000.00	1,249,854.00
	UAE INT'L GOVT BOND	1,500,000.00	1,554,787.50
	UAE INT'L GOVT BOND	1,500,000.00	1,085,385.00
	UKRAINE GOVERNMENT	138,931.00	61,640.37
	UKRAINE GOVERNMENT	825,935.00	379,000.92
	UKRAINE GOVERNMENT	519,168.00	165,009.08
	UKRAINE GOVERNMENT	791,049.00	357,564.03
	UKRAINE GOVERNMENT	438,733.00	177,412.65
	UKRAINE GOVERNMENT	926,405.00	416,306.67
	UKRAINE GOVERNMENT	365,611.00	146,929.92
	UNITED MEXICAN STATES	1,200,000.00	1,096,594.44
	UNITED MEXICAN STATES	1,600,000.00	1,368,858.56
	UNITED MEXICAN STATES	2,600,000.00	2,495,370.54
	UNITED MEXICAN STATES	1,500,000.00	1,432,288.05
	UNITED MEXICAN STATES	800,000.00	679,308.48
	UNITED MEXICAN STATES	3,100,000.00	3,242,820.72
	UNITED MEXICAN STATES	2,400,000.00	2,439,075.60
	UNITED MEXICAN STATES	1,100,000.00	896,300.90
	UNITED MEXICAN STATES	2,200,000.00	1,852,777.30
	UNITED MEXICAN STATES	1,700,000.00	1,303,460.89
	UNITED MEXICAN STATES	3,100,000.00	3,070,532.95
	UNITED MEXICAN STATES	2,300,000.00	2,295,094.56
	UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	847,811.64
小計	銘柄数：171	381,943,486.64	321,056,468.97 (45,988,128,615)

	組入時価比率：98.2%		100.0%
合計		45,988,128,615	(45,988,128,615)

(注1)外貨建保有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建保有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

J-REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	532,149,182
投資証券	58,744,343,500
派生商品評価勘定	27,104,410
未収入金	32,006,563
未収配当金	887,024,071
未収利息	3,471
差入委託証拠金	83,049,894
流動資産合計	60,305,681,091
資産合計	60,305,681,091
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	7,615,020
未払金	27,513,172
未払解約金	22,478,698
流動負債合計	57,606,890
負債合計	57,606,890
純資産の部	
元本等	
元本	23,028,846,026
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	37,219,228,175
元本等合計	60,248,074,201
純資産合計	60,248,074,201
負債純資産合計	60,305,681,091

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
--------------------	--

<p>2. 費用・収益の計上基準</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p>	<p>に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。</p> <p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
--	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6162円
(10,000口当たり純資産額)	(26,162円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年9月7日 至 2024年9月6日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年9月6日現在	
期首	2023年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,962,211,403円
同期中における追加設定元本額	9,958,608,863円
同期中における一部解約元本額	5,891,974,240円
期末元本額	23,028,846,026円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,756,473,909円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,547,306,820円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,968,253,363円
野村資産設計ファンド2015	12,908,935円
野村資産設計ファンド2020	14,479,248円
野村資産設計ファンド2025	18,928,166円
野村資産設計ファンド2030	23,224,624円
野村資産設計ファンド2035	21,040,613円
野村資産設計ファンド2040	45,969,789円
野村資産設計ファンド2045	9,243,108円
野村インデックスファンド・J-REIT	2,680,073,408円
ネクストコア	18,388,265円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,053,809,104円
野村J-REITインデックス(野村SMA・EW向け)	1,487,996,444円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	809,093,125円
野村資産設計ファンド2050	6,093,193円
インデックス・ブレンド(タイプI)	250,981円
インデックス・ブレンド(タイプII)	172,157円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	1,248,596円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	459,505円
インデックス・ブレンド(タイプV)	1,304,115円
野村6資産均等バランス	5,738,309,858円
野村世界REITインデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	87,600,958円
野村資産設計ファンド2060	5,590,140円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	227,432,594円
ノムラFOFs用インデックスファンド・J-REIT(適格機関投資家専用)	1,295,052,464円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	51,474,749円
J-REITインデックスファンド(適格機関投資家専用)	1,658,981,172円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	199,508,855円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	380,878円
野村DC運用戦略ファンド	1,035,125,293円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	92,354,503円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	19,286,118円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	9,773,043円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	27,420,389円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	18,951,698円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	22,153,226円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	8,520,378円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	6,926,201円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	47,286,041円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年9月6日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	1,288	149,794,400	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	1,865	149,013,500	
		S O S i L A物流リート投資法人 投資証券	2,905	330,589,000	
		東海道リート投資法人 投資証券	995	112,037,000	
		日本アコモデーションファンド投資 法人 投資証券	2,010	1,310,520,000	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	6,846	872,180,400	
		産業ファンド投資法人 投資証券	10,659	1,292,936,700	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	5,721	1,887,930,000	
		アクティビア・プロパティーズ投資 法人 投資証券	2,830	948,050,000	
		G L P投資法人 投資証券	19,555	2,602,770,500	
		コンフォリア・レジデンシャル投資 法人 投資証券	2,948	955,152,000	
		日本プロロジスリート投資法人 投 資証券	10,141	2,673,167,600	
		星野リゾート・リート投資法人 投 資証券	1,231	596,419,500	
		O n eリート投資法人 投資証券	1,015	248,878,000	
		イオンリート投資法人 投資証券	7,141	949,038,900	
		ヒューリックリート投資法人 投資 証券	5,144	718,616,800	
		日本リート投資法人 投資証券	1,891	593,774,000	
		積水ハウス・リート投資法人 投資 証券	17,493	1,423,930,200	
		トーセイ・リート投資法人 投資証 券	1,266	171,163,200	
		ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	1,435	169,904,000	
サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,586	158,282,800			
野村不動産マスターファンド投資法 人 投資証券	18,826	2,867,199,800			
いちごホテルリート投資法人 投資 証券	963	117,582,300			

ラサールロジポート投資法人 投資証券	7,458	1,072,460,400
スターアジア不動産投資法人 投資証券	10,728	571,802,400
マリモ地方創生リート投資法人 投資証券	1,057	123,034,800
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	2,427	1,050,891,000
日本ホテル&レジデンシャル投資法人 投資証券	940	65,800,000
投資法人みらい 投資証券	8,016	349,497,600
三菱地所物流リート投資法人 投資証券	2,010	754,755,000
CREロジスティクスファンド投資法人 投資証券	2,506	373,644,600
ザイマックス・リート投資法人 投資証券	997	113,757,700
タカラレーベン不動産投資法人 投資証券	3,598	318,063,200
アドバンス・ロジスティクス投資法人	2,551	314,793,400
日本ビルファンド投資法人 投資証券	6,791	4,529,597,000
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	5,980	3,504,280,000
日本都市ファンド投資法人 投資証券	29,329	2,921,168,400
オリックス不動産投資法人 投資証券	11,600	1,764,360,000
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,981	1,345,578,000
N T T都市開発リート投資法人	5,917	679,863,300
東急リアル・エステート投資法人 投資証券	3,903	576,863,400
グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	4,299	432,479,400
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	13,023	1,807,592,400
森トラストリート投資法人 投資証券	11,221	728,242,900
インヴィンシブル投資法人 投資証券	32,075	1,886,010,000
フロンティア不動産投資法人 投資証券	2,160	920,160,000
平和不動産リート投資法人 投資証券	4,269	545,578,200
日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	3,911	1,022,726,500
福岡リート投資法人 投資証券	3,182	451,207,600

小計	KDX不動産投資法人 投資証券	16,287	2,530,999,800
	いちごオフィスリート投資法人 投資証券	4,248	351,734,400
	大和証券オフィス投資法人 投資証券	2,412	745,308,000
	阪急阪神リート投資法人 投資証券	2,776	346,444,800
	スターツプロシード投資法人 投資証券	1,009	195,241,500
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	8,731	2,057,896,700
	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	21,387	1,501,367,400
	大和証券リビング投資法人 投資証券	8,598	871,837,200
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	4,999	620,375,900
	銘柄数：58 組入時価比率：97.5%	380,130	58,744,343,500 100.0%
合計		58,744,343,500	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年9月6日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT指数先物取引				
買建	1,477,653,120	—	1,497,237,000	19,489,390
合計	1,477,653,120	—	1,497,237,000	19,489,390

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	58,793,801
コール・ローン	113,388,201

投資証券	7, 111, 347, 639
派生商品評価勘定	145, 671, 101
未収入金	508, 350
未収配当金	12, 290, 541
未収利息	739
差入委託証拠金	63, 052, 453
流動資産合計	7, 505, 052, 825
資産合計	7, 505, 052, 825
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	118, 890
未払金	29, 547, 438
未払解約金	15, 750, 699
その他未払費用	302, 100
流動負債合計	45, 719, 127
負債合計	45, 719, 127
純資産の部	
元本等	
元本	4, 631, 191, 935
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2, 828, 141, 763
元本等合計	7, 459, 333, 698
純資産合計	7, 459, 333, 698
負債純資産合計	7, 505, 052, 825

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前</p>

足説明	<p>提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
-----	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.6107円
(10,000口当たり純資産額)	(16,107円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年9月7日 至 2024年9月6日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、REIT指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とするREIT指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年9月6日現在	
期首	2023年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	5,105,813,388円
同期中における追加設定元本額	1,339,413,321円

同期中における一部解約元本額	1,814,034,774円
期末元本額	4,631,191,935円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,742,722,284円
野村インデックスファンド・外国REIT・為替ヘッジ型	392,642,889円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	417,221円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	286,444円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	2,088,112円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	1,532,423円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	4,343,214円
野村世界REITインデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	2,245,043,533円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	239,642,391円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	519,265円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	1,954,159円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	3,400	76,874.00	
		AGREE REALTY CORP	3,250	243,425.00	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	2,200	42,570.00	
		ALEXANDERS INC	65	14,939.60	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	5,180	608,028.40	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	500	9,550.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	1,600	41,520.00	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	2,000	44,180.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	10,610	421,747.50	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	8,670	252,817.20	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	4,500	40,230.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	7,500	104,475.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	2,200	26,356.00	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	1,700	1,510.79	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,660	1,055,583.20	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	2,100	6,090.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	5,900	30,208.00	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	9,740	265,804.60	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	6,300	114,786.00	

	BRT APARTMENTS CORP	400	7,388.00
	BXP INC	4,690	350,155.40
	CAMDEN PROPERTY TRUST	3,510	435,696.30
	CARETRUST REIT INC	4,540	135,882.20
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	760	19,684.00
	CENTERSPACE	450	33,885.00
	CHATHAM LODGING TRUST	1,600	13,024.00
	CITY OFFICE REIT INC	1,500	8,535.00
	CLIPPER REALTY INC	500	2,445.00
	COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	820	13,366.00
	COPT DEFENSE PROPERTIES	3,670	107,787.90
	COUSINS PROPERTIES INC	4,960	140,318.40
	CTO REALTY GROWTH INC	700	13,468.00
	CUBESMART	7,420	379,013.60
	DIAMONDRock HOSPITALITY CO	6,800	56,508.00
	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	30,000	17,700.00
	DIGITAL REALTY TRUST INC	10,650	1,596,541.50
	DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	6,500	21,190.00
	DOUGLAS EMMETT INC	5,400	85,212.00
	EAGLE HOSPITALITY TRUST	22,000	0.00
	EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	3,300	44,286.00
	EASTGROUP PROPERTIES	1,590	296,296.50
	ELME COMMUNITIES	2,700	47,709.00
	EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	4,100	43,132.00
	EPR PROPERTIES	2,480	118,345.60
	EQUINIX INC	3,112	2,557,254.88
	EQUITY COMMONWEALTH	3,600	72,756.00
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	6,150	444,829.50
	EQUITY RESIDENTIAL	11,330	854,282.00
	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	5,830	187,201.30
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,112	637,845.12
	EXTRA SPACE STORAGE INC	6,950	1,206,242.00
	FARMLAND PARTNERS INC	1,300	13,208.00
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,420	280,574.80
	FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	4,280	241,563.20

	FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	2,950	84,960.00
	FRANKLIN STREET PROPERTIES C	3,200	5,312.00
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	8,950	460,925.00
	GETTY REALTY CORP	1,570	49,769.00
	GLADSTONE COMMERCIAL CORP	1,300	19,760.00
	GLADSTONE LAND CORP	1,100	14,828.00
	GLOBAL MEDICAL REIT INC	2,000	18,340.00
	GLOBAL NET LEASE INC	6,500	56,550.00
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	12,200	219,722.00
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	22,900	505,861.00
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	3,530	112,254.00
	HOST HOTELS & RESORTS INC	23,200	388,136.00
	HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	3,800	18,962.00
	INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	7,400	148,444.00
	INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	1,900	9,329.00
	INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	920	112,028.40
	INVENTRUST PROPERTIES CORP	2,260	66,376.20
	INVITATION HOMES INC	18,930	705,710.40
	IRON MOUNTAIN INC	9,620	1,049,349.60
	JBG SMITH PROPERTIES	2,600	45,240.00
	KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	21,000	5,460.00
	KILROY REALTY CORP	3,490	122,743.30
	KIMCO REALTY CORP	22,000	508,420.00
	KITE REALTY GROUP TRUST	7,160	185,300.80
	LINEAGE INC	1,890	157,115.70
	LTC PROPERTIES INC	1,440	52,891.20
	LXP INDUSTRIAL TRUST	9,600	97,920.00
	MACERICH CO /THE	7,100	109,340.00
	MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	70,000	7,070.00
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	19,500	95,355.00
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	3,840	618,816.00
	NATIONAL STORAGE AFFILIATES	2,230	102,646.90
	NATL HEALTH INVESTORS INC	1,420	117,164.20
	NET LEASE OFFICE PROPERTY	551	16,232.46
	NETSTREIT CORP	2,200	36,916.00

NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	1,386	7,886.34	
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	730	33,514.30	
NNN REIT INC	5,940	284,585.40	
OFFICE PROPERTIES INCOME	2,000	4,260.00	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	8,000	319,920.00	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	520	13,837.20	
ORION OFFICE REIT INC	2,200	8,624.00	
PARAMOUNT GROUP INC	5,600	27,272.00	
PARK HOTELS & RESORTS INC	7,000	99,890.00	
PEAKSTONE REALTY TRUST	1,200	15,240.00	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	3,700	46,620.00	
PHILLIPS EDISON & CO INC	3,990	148,308.30	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	4,100	38,991.00	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	1,100	25,454.00	
POSTAL REALTY TRUST INC-A	700	10,080.00	
PRIME US REIT	20,000	3,780.00	
PROLOGIS INC	30,350	3,866,893.50	
PUBLIC STORAGE	5,188	1,769,989.96	
REALTY INCOME CORP	28,560	1,780,144.80	
REGENCY CENTERS CORP	5,430	398,019.00	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	4,100	62,238.00	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	7,100	356,207.00	
RLJ LODGING TRUST	4,900	44,639.00	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	1,970	194,892.10	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	7,700	134,288.00	
SAFEHOLD INC	1,500	37,275.00	
SAUL CENTERS INC	430	17,539.70	
SERVICE PROPERTIES TRUST	4,800	22,080.00	
SIMON PROPERTY GROUP INC	10,690	1,755,084.20	
SITE CENTERS CORP	1,500	86,670.00	
SL GREEN REALTY CORP	2,140	136,339.40	
STAG INDUSTRIAL INC	5,890	235,069.90	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	3,600	23,328.00	
SUN COMMUNITIES INC	4,060	558,047.00	
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	6,500	64,480.00	

	TANGER INC	3,570	111,027.00	
	TERRENO REALTY CORP	3,130	214,279.80	
	UDR INC	9,990	443,755.80	
	UMH PROPERTIES INC	2,000	39,320.00	
	UNITI GROUP INC	7,900	41,712.00	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	420	18,832.80	
	URBAN EDGE PROPERTIES	3,800	78,470.00	
	VENTAS INC	13,300	835,506.00	
	VERIS RESIDENTIAL INC	2,500	43,525.00	
	VICI PROPERTIES INC	34,250	1,150,457.50	
	VORNADO REALTY TRUST	5,220	175,548.60	
	WELLTOWER INC	19,610	2,431,640.00	
	WHITESTONE REIT	1,600	20,960.00	
	WP CAREY INC	7,210	437,863.30	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	3,100	41,385.00	
小計	銘柄数 : 139	892,624	38,925,039.55	
			(5,575,622,665)	
	組入時価比率 : 74.7%		78.4%	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	1,900	32,813.00	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	1,500	11,265.00	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	790	68,493.00	
	BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	600	10,830.00	
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	1,000	3,370.00	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	2,680	142,066.80	
	CHOICE PROPERTIES REIT	5,200	77,688.00	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	1,700	25,670.00	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	1,800	27,900.00	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	4,600	63,066.00	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	300	5,793.00	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	3,400	60,588.00	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	1,000	76,410.00	
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	4,400	47,080.00	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	2,400	30,600.00	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	1,900	38,988.00	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	700	11,522.00	

小計	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	600	11,088.00
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	1,300	10,946.00
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	3,700	18,722.00
	PRIMARIS REIT	1,500	22,695.00
	PRO REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,000	5,400.00
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	4,700	90,851.00
	SLATE GROCERY REIT	900	11,466.00
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	2,400	62,304.00
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	200	2,234.00
	銘柄数：26	52,170	969,848.80 (102,930,053)
組入時価比率：1.4%		1.4%	
ユーロ	AEDIFICA	1,540	96,096.00
	ALTAREA	150	16,020.00
	CARE PROPERTY INVEST	1,200	17,112.00
	CARMILA	1,900	32,528.00
	COFINIMMO	1,210	78,347.50
	COVIVIO	1,610	85,652.00
	CROMWELL REIT EUR	10,000	14,800.00
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	1,370	33,359.50
	GECINA SA	1,670	171,342.00
	HAMBORNER REIT AG	2,300	15,088.00
	ICADE	1,050	22,974.00
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	2,100	5,281.50
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	9,200	53,958.00
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	13,000	11,440.00
	KLEPIERRE	6,440	180,577.60
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	1,800	14,526.00
	MERCIALYS	3,200	38,560.00
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	12,900	148,092.00
	MONTEA	570	44,289.00
	NSI NV	600	12,030.00
	RETAIL ESTATES	420	27,804.00
SHURGARD SELF STORAGE LTD	1,030	41,766.50	
UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3,310	246,859.80	
VASTNED RETAIL NV	610	14,823.00	

小計	WAREHOUSES DE PAUW SCA	5,800	141,520.00
	WERELDHAVE NV	1,100	15,664.00
	XIOR STUDENT HOUSING NV	1,130	38,928.50
	銘柄数 : 27 組入時価比率 : 3.5%	87,210	1,619,438.90 (257,782,284) 3.6%
英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	13,000	7,319.00
	AEW UK REIT PLC	6,000	5,658.00
	ASSURA PLC	98,000	39,650.80
	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	24,000	22,800.00
	BIG YELLOW GROUP PLC	6,500	84,110.00
	BRITISH LAND	30,600	132,865.20
	CLS HOLDINGS PLC	5,000	4,410.00
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	14,000	11,340.00
	DERWENT LONDON PLC	3,660	87,840.00
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	19,000	18,240.00
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	13,300	46,284.00
	HAMMERSON PLC	120,000	34,536.00
	HELICAL PLC	3,500	8,032.50
	HOME REIT PLC	30,000	5,707.50
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	13,000	11,414.00
	INTU PROPERTIES PLC	39,000	0.00
	LAND SECURITIES GROUP PLC	24,400	159,210.00
	LIFE SCIENCE REIT PLC	11,000	3,619.00
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	66,300	133,528.20
	NEWRIVER REIT PLC	10,000	7,930.00
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	18,000	13,392.00
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	44,000	44,000.00
	PRS REIT PLC/THE	17,000	16,235.00
	REGIONAL REIT LTD	1,900	2,365.50
SAFESTORE HOLDINGS PLC	7,400	64,750.00	
SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	16,000	7,680.00	
SEGRO PLC	44,100	383,670.00	
SHAFTESBURY CAPITAL PLC	63,000	95,130.00	

	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	42,000	31,836.00	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	20,000	16,880.00	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	12,000	7,776.00	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	75,000	120,975.00	
	UNITE GROUP PLC	14,500	138,402.50	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	15,000	17,970.00	
	WAREHOUSE REIT PLC	15,000	12,930.00	
	WORKSPACE GROUP PLC	4,600	29,348.00	
小計	銘柄数 : 36	959,760	1,827,834.20	
			(345,149,931)	
	組入時価比率 : 4.6%		4.9%	
豪ドル	ABACUS GROUP	14,000	17,570.00	
	ABACUS STORAGE KING	18,000	22,590.00	
	ARENA REIT	11,700	47,034.00	
	BWP TRUST	18,500	66,970.00	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	28,000	48,160.00	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	18,000	56,880.00	
	CENTURIA OFFICE REIT	14,000	16,310.00	
	CHARTER HALL GROUP	15,500	236,065.00	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	22,000	85,580.00	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	16,400	59,204.00	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	10,000	27,200.00	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	45,000	18,225.00	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	7,000	19,460.00	
	DEXUS/AU	35,300	258,396.00	
	GDI PROPERTY GROUP	17,000	11,390.00	
	GOODMAN GROUP	56,700	1,881,873.00	
	GPT GROUP	62,200	314,110.00	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	9,000	22,500.00	
	HEALTHCO REIT	17,000	20,230.00	
	HMC CAPITAL LTD	8,200	68,142.00	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	62,000	79,050.00	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	5,700	19,779.00	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	12,000	62,880.00	
	MIRVAC GROUP	128,000	271,360.00	

小計	NATIONAL STORAGE REIT	41,000	100,040.00	
	REGION RE LTD	38,000	84,740.00	
	RURAL FUNDS GROUP	13,000	26,520.00	
	SCENTRE GROUP	171,000	593,370.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	77,400	393,966.00	
	VICINITY CENTRES	126,000	287,280.00	
	WAYPOINT REIT	23,000	61,180.00	
	銘柄数：31	1,140,600	5,278,054.00	(509,807,235)
	組入時価比率：6.8%			7.2%
ニュージーランドドル	ARGOSY PROPERTY LTD	25,000	29,250.00	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	34,000	72,080.00	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	53,000	51,410.00	
	PRECINCT PROPERTIES GROUP	53,000	68,900.00	
小計	銘柄数：4	165,000	221,640.00	(19,756,989)
組入時価比率：0.3%			0.3%	
香港ドル	CHAMPION REIT	60,000	109,200.00	
	FORTUNE REIT	50,000	206,000.00	
	LINK REIT	83,920	3,121,824.00	
	PROSPERITY REIT	40,000	54,800.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	34,000	63,580.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	70,000	66,500.00	
	小計	銘柄数：6	337,920	3,621,904.00
組入時価比率：0.9%			0.9%	
シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	21,805	28,346.50	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	117,000	335,790.00	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	80,000	73,200.00	
	CAPITALAND CHINA TRUST	39,000	28,080.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	169,000	353,210.00	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	23,000	21,275.00	
	EC WORLD REIT	12,000	1,680.00	
	ESR-LOGOS REIT	200,000	55,000.00	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	33,000	21,120.00	

		FRASERS CENTREPOINT TRUST	38,000	90,060.00	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	96,000	107,520.00	
		KEPPEL DC REIT	45,000	97,200.00	
		KEPPEL REIT	73,000	65,700.00	
		LENLEASE GLOBAL COMMERCIAL	58,000	34,510.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	67,000	164,820.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	110,181	149,846.16	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	76,000	104,880.00	
		PARAGON REIT	42,000	36,750.00	
		PARKWAY LIFE REAL ESTATE	11,700	45,162.00	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	17,000	11,390.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	47,000	23,970.00	
		SUNTEC REIT	73,000	91,250.00	
	小計	銘柄数：22	1,448,686	1,940,759.66	
				(213,949,344)	
		組入時価比率：2.9%		3.0%	
	ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	1,700	6,349,500.00	
		ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	5,000	25,450,000.00	
		JR REIT XXVII	5,400	19,386,000.00	
		KORAMCO LIFE INFRA RE-RIGHTS	149	11,175.00	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	1,500	6,990,000.00	
		LOTTE REIT CO LTD	3,800	14,326,000.00	
		NH ALL-ONE REIT CO LTD	1,300	4,849,000.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	2,500	15,450,000.00	
		SK REITS CO LTD	4,100	21,648,000.00	
	小計	銘柄数：9	25,449	114,459,675.00	
				(12,327,306)	
		組入時価比率：0.2%		0.2%	
	新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	23,000	40,733.00	
		REIT 1 LTD	6,600	100,188.00	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	7,000	51,716.00	
	小計	銘柄数：3	36,600	192,637.00	
				(7,451,237)	
		組入時価比率：0.1%		0.1%	
	合計			7,111,347,639	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年9月6日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT指数先物取引				
買建	226,532,628	—	228,972,004	2,439,376
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	7,257,293,657	—	7,114,180,822	143,112,835
米ドル	5,716,657,512	—	5,602,835,300	113,822,212
カナダドル	104,703,584	—	102,604,369	2,099,215
ユーロ	253,279,382	—	249,535,192	3,744,190
英ポンド	343,721,142	—	338,200,923	5,520,219
豪ドル	518,658,357	—	506,209,252	12,449,105
ニュージーランドドル	20,813,283	—	20,330,322	482,961
香港ドル	69,529,007	—	68,208,627	1,320,380
シンガポールドル	221,541,376	—	218,124,729	3,416,647
新シェケル	8,390,014	—	8,132,108	257,906
合計	—	—	—	145,552,211

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型

2024年9月30日現在

I 資産総額	18,545,207,087円
II 負債総額	1,865,622,513円
III 純資産総額 (I - II)	16,679,584,574円
IV 発行済口数	9,770,351,403口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7072円

(参考) 国内株式マザーファンド

2024年9月30日現在

I 資産総額	788,634,385,670円
II 負債総額	53,779,186,601円
III 純資産総額 (I - II)	734,855,199,069円
IV 発行済口数	243,977,860,817口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.0120円

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

2024年9月30日現在

I 資産総額	189,917,297,844円
II 負債総額	93,554,655,248円
III 純資産総額 (I - II)	96,362,642,596円
IV 発行済口数	29,687,415,234口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.2459円

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

2024年9月30日現在

I 資産総額	1,150,682,000,648円
II 負債総額	18,179,091,549円
III 純資産総額 (I - II)	1,132,502,909,099円
IV 発行済口数	909,265,072,185口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2455円

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

2024年9月30日現在

I 資産総額	200,452,848,415円
II 負債総額	99,086,868,226円
III 純資産総額 (I - II)	101,365,980,189円
IV 発行済口数	100,614,132,912口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0075円

(参考) 新興国債券マザーファンド

2024年9月30日現在

I 資産総額	50,959,744,542円
II 負債総額	1,487,184,041円
III 純資産総額 (I - II)	49,472,560,501円
IV 発行済口数	20,497,747,152口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.4136円

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

2024年9月30日現在

I 資産総額	63,020,278,271円
II 負債総額	1,869,163,830円
III 純資産総額 (I - II)	61,151,114,441円
IV 発行済口数	23,560,768,807口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.5955円

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

2024年9月30日現在

I 資産総額	14,760,606,876円
II 負債総額	7,140,278,513円
III 純資産総額 (I - II)	7,620,328,363円
IV 発行済口数	4,624,807,525口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.6477円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2024年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

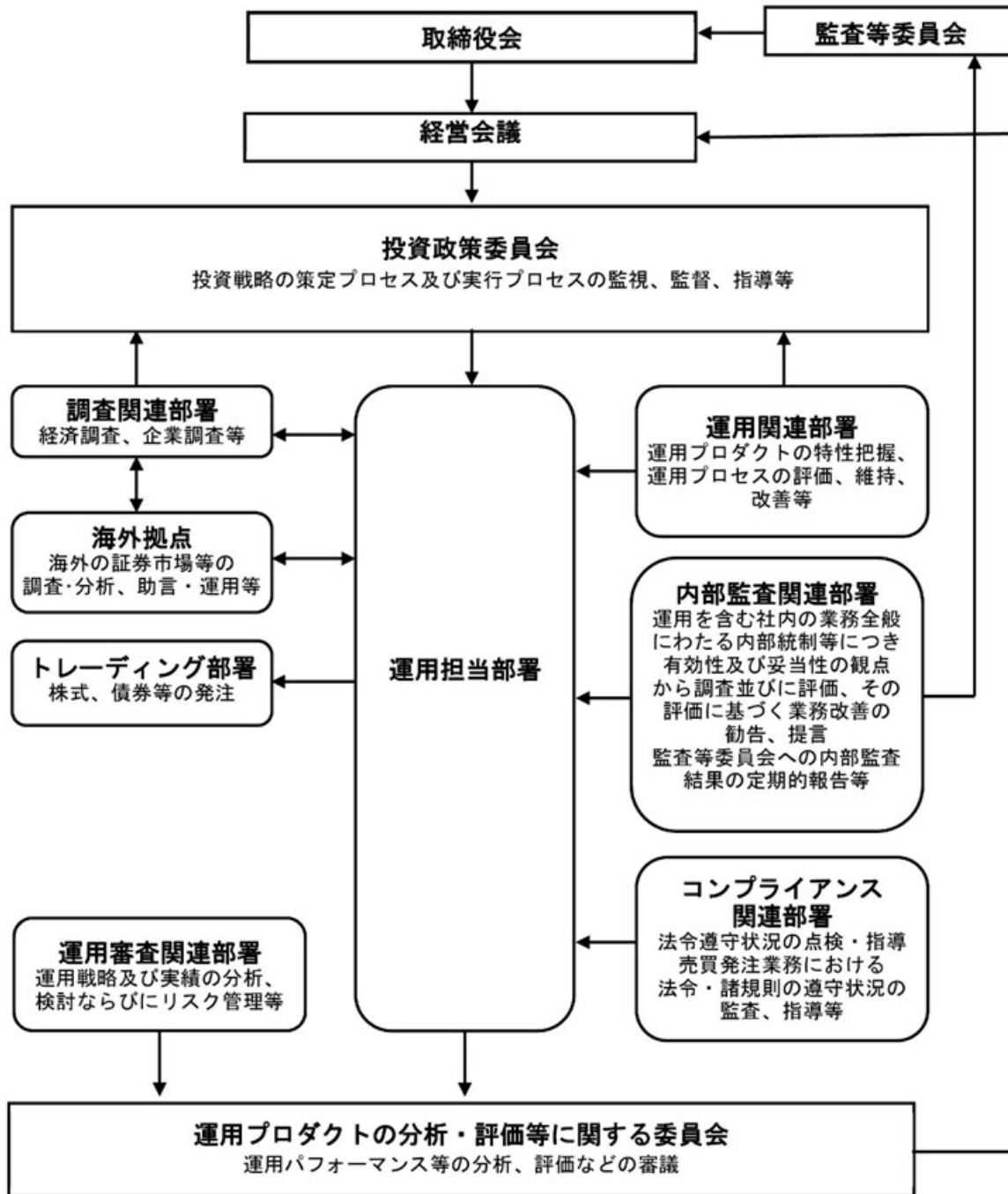
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2024年9月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	931	53,832,393
単位型株式投資信託	163	675,043
追加型公社債投資信託	14	6,658,884
単位型公社債投資信託	438	821,800
合計	1,546	61,988,121

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		-
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		-
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※2	906		595	
器具備品	※2	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		13,700
預り金			124		123
未払金			17,378		11,404
未払収益分配金			0		1
未払償還金			57		39
未払手数料			8,409		10,312
関係会社未払金			8,911		1,052
未払費用	※1		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			87,419		59,820
資本剰余金			17,180		17,180
資本準備金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金			685		685
その他利益剰余金			55,823		28,225
別途積立金			24,606		-
繰越利益剰余金			31,217		28,225
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
經常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	※2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="671 913 991 1010"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 合計 1,559	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52	※2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

確定給付制度に係る退職給付費用	655
-----------------	-----

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,696	評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△840	繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日		自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	
期首残高	1,123		1,123	
有形固定資産の取得に伴う増加	-		-	
資産除去債務の履行による減少	-		-	
期末残高	1,123		1,123	

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬 (注)	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬 (注)	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1株当たり純資産額	17,016円74銭	1株当たり純資産額	11,677円62銭
1株当たり当期純利益	5,060円34銭	1株当たり当期純利益	5,471円85銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	26,064百万円	損益計算書上の当期純利益	28,183百万円
普通株式に係る当期純利益	26,064百万円	普通株式に係る当期純利益	28,183百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンド受益証券、外国株式為替ヘッジ型マザーファンド受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券、外国債券為替ヘッジ型マザーファンド受益証券、新興国債券マザーファンド受益証券、J-REIT インデックス マザーファンド受益証券および海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は以下を基本（「基本投資割合」といいます。）とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数（※）の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

国内株式マザーファンド受益証券：1/6

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド受益証券：1/6

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：1/9

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド受益証券：1/9

新興国債券マザーファンド受益証券：1/9

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：1/6

海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド受益証券：1/6

（※）各マザーファンドの対象指数

国内株式マザーファンド：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド：MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド：NOMURA-BPI 総合

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）

新興国債券マザーファンド：JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）

（注）新興国債券マザーファンドは、新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないますが、ファンドにおいて為替予約取引等を行なうことにより、原則として基本投資割合の範囲において、実質的にJP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資効果を目指して運用を行ない、また合成指数の算出においてもJP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・イ

ンデックス・プラス（円ヘッジベース）を使用します。

J-REIT インデックス マザーファンド：東証REIT指数（配当込み）

海外REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド：S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）

② 前号に規定する合成指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

③ 実質組入外貨建資産については、各マザーファンドで為替ヘッジを行なっている部分を除き、原則として為替ヘッジを行ないます。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定しま

す。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、約款第22条、第23条、第27条及び第31条に定めるものに限り、）に係る権利

- ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、外国株式為替ヘッジ型マザーファンド、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド、外国債券為替ヘッジ型マザーファンド、新興国債券マザーファンド、J-REIT インデックス マザーファンド、および海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券および新株予約権証券
 13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
 14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
 15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
 19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といい

ます。)

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこと

ができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第30条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第40条 この信託の計算期間は、毎年9月7日から翌年9月6日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成26年9月8日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第1項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託

財産の純資産総額に年 10,000 分の 50 以内の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 44 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 45 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第48条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第47条 受託者は、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第48条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国

為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第49条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないません。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第55条 この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の

信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第27条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第27条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第31条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成25年9月12日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第3項および第48条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行いません。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行いません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エク

スポンジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条及び第19条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債券についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債券を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債券」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第14条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第14条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条 (削除)

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれ

を定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年5月12日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に

係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、

第 47 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 47 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 48 条 第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 40 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 40 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 51 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年2月1日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

す。)

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第17条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第18条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第19条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第20条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 25 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 7 月 25 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 7 月 25 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、**FTSE** 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、**FTSE** 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外的の利用を含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第38条第2項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純

資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産(株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条及び第16条に定めるものに限ります。)に係る権利
- ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

② 前項の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

④ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りで

はありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第21条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、

速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 26 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 7 日から翌年 9 月 6 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 26 年 9 月 8 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第32条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第33条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第34条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第37条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこ

これらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその

内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第47条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成25年9月12日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限りません。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成20年6月20日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(J-REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J-REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金3億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第31条第1項、第31条第2項、第34条第1項、第35条第1項および第37条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については3億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合がその100分の30を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

(先物取引の運用指図・目的・範囲)

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第16条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第17条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第19条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第21条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第22条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第23条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第24条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第25条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第26条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第27条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第28条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第29条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第30条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第31条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第32条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第33条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第34条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第38条の規定に

したがいいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第35条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第36条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第37条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第38条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第38条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第39条 第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第31条第3項または前条第2項に規定

する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 40 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 41 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 42 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 43 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(海外REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① 日本を除く世界各国のREITを主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
- ③ 効率的な運用を行なうため、REIT指数先物取引、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第39条第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純

資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利
- ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形
- ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券および新株予約権証券

12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの

13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

16. 外国貸付債信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。)であって、有価証券に係るオプションを表示する証券または証書

18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼

営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図)

第16条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第22条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年9月7日から翌年9月6日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年9月8日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第33条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第34条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第35条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第38条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする

る旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を

解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 44 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 45 条 この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 47 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 48 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 25 年 9 月 12 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社